2020年3月14日

各　位

会　社　名　関西電力株式会社
代 表 者 名　取締役社長　森本　孝
(ｺｰﾄﾞ：9503　東証第一部)
問 合 せ 先　経理部長　坂田　道哉
Ｔ　Ｅ　Ｌ　06－6441－8821

金品受取り問題に関する第三者委員会からの調査報告書の受領について

当社の役員等が社外の関係者から金品等を受け取っていた問題について、当社は、昨年１０月、社外委員のみで構成される第三者委員会を設置し、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、調査報告書を受領しました。

第三者委員会による客観的かつ徹底的な調査の結果、判明した事実関係等は、別添の調査報告書のとおりです。

本件により、お客さまや社会の皆さまからの信頼を裏切り、多大なご迷惑をおかけしていることについて、深くお詫び申し上げます。

当社としましては、報告書の内容を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止や必要な改革と信頼回復に全社一丸となって全力を尽くしてまいります。

以　上

添付資料１：金品受取り問題にかかる第三者委員会の調査報告書
添付資料２：金品受取り問題にかかる第三者委員会の調査報告書（概要版）

関西電力株式会社　御中

調　査　報　告　書

2020 年 3 月 14 日

第三者委員会

委 員 長　但　木　敬　一

委　　員　奈　良　道　博

委　　員　貝阿彌　　誠

特別顧問　久保井　一　匡

目次

第 1 章　本調査及び調査結果の概要 10
第 1　本調査の概要 10
1　当委員会の設置の経緯及び目的 10
2　当委員会の構成 10
3　本調査の期間及び当委員会の開催日程 11
4　本調査の方法 12
(1)　関係者に対するヒアリング 12
(2)　関連資料の分析 13
(3)　デジタル・フォレンジック調査 13
(4)　書面調査 14
(5)　ホットライン調査 15
(6)　資料提供窓口 16
(7)　現地視察 17
(8)　専門的知見の補完 17
(9)　本調査の実効性を高めるための措置 17
5　本報告書の前提条件・限界 19
第 2　本調査結果の概要 21
1　はじめに 21
2　関西電力等の役職員による森山氏からの多額の金品受領及び森山氏からの要求に沿った本件事前発注約束等 21
3　森山氏による金品提供の意図・目的 22
4　森山氏と関西電力との関係の形成プロセス 24
5　関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった原　因 25
6　本件問題発覚後の関西電力の対応 26
7　原因及び再発防止策 27
第 2 章　電気事業等の概要について 29
第 1　電気事業について 29
1　電気事業の概要 29
(1)　電気事業の種類 29
(2)　電気事業における制度改革 30
(3)　電気事業のイメージ 31
2　電気事業における電気料金の決定方法 31

(1)　小売全面自由化前の電気料金の決定方法.....31
(2)　小売全面自由化前の供給約款の認可要件.....32
(3)　小売全面自由化後の電気料金.....33
(4)　小売全面自由化後の小売電気事業の状況.....34
(5)　小売全面自由化前後の関西電力の状況.....34
第 2　原子力事業の概要 36
1　日本における原子力事業 36
(1)　日本の原子力事業の沿革.....36
(2)　原子力発電所の立地の流れ.....37
(3)　原子力発電所の運用.....40
2　原子力事業と地域の関わり 41
(1)　電源三法交付金（公的な地域振興）.....42
(2)　電力会社による立地地域の振興.....44
3　関西電力の原子力事業 45
(1)　関西電力における原子力発電所の設置及び運用の沿革.....45
(2)　関西電力における原子力事業の現状.....49
第 3　関西電力の成り立ち 53
1　関西電力の概要 53
2　関西電力の組織体制及びガバナンス体制 53
3　本件問題と関係する業務執行機関 53
(1)　原子力事業本部.....54
(2)　京都支社.....55
(3)　総務室.....56
(4)　調達本部.....57
4　関西電力のグループ会社 58
第 3 章　森山氏と関西電力との関係 59
第 1　森山氏の経歴並びにその地位及び活動 59
1　概要 59
2　高浜町役場における職務 60
3　役場職員以外の地方自治体における地位及び活動 60
(1)　福井県における地位及び活動.....60
(2)　高浜町における地位及び活動.....61
4　部落解放同盟における地位及び活動 61
5　関電プラント及び本件取引先等における地位及び活動 62
(1)　関電プラントにおける地位及び活動.....62
(2)　本件取引先における地位及び活動.....62

(3)　その他の関西電力の取引先における地位及び活動.....65
第 2　森山氏と関西電力の関係 68
1　高浜町役場在職時代の森山氏と関西電力の関係 68
(1)　高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に対する協力.....68
(2)　原子力発電所の運営に対する協力.....69
(3)　芦原氏、内藤氏との関係について.....73
2　高浜町役場退職後の森山氏に対する関西電力の懸念とその淵源.....74
3　高浜町退職後の森山氏と関西電力の関係 76
(1)　森山氏に対する経済的利益の提供及び饗応接待.....76
(2)　関西電力の役職員に対する人権研修.....77
(3)　関西電力の役職員に対する森山氏の罵倒・叱責.....78
(4)　関西電力に対する森山氏からの要求.....79
第 4 章　本件問題（本件金品受領行為及び本件事前発注約束等）について.....81
第 1　関西電力等の役職員による金品受領 81
1　関西電力等における取引先からの贈答・接待について 81
(1)　関西電力等における取引先からの贈答・接待に関するルール.....81
(2)　関西電力グループにおける取引先からの贈答品受領に関する傾向.....82
(3)　関西電力等における取引先からの贈答・接待に関連する懲戒事例.....83
2　関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品受領の状況.....84
(1)　関西電力が実施した本件社内調査により判明した金品受領の状況.....84
(2)　本調査により判明した金品受領の状況.....86
(3)　金品受領・返却等の状況の分析.....86
3　役職員への金品提供者及びその金品の原資 94
(1)　役職員への金品提供者と原資の拠出者が一致するケース.....95
(2)　森山氏が提供した金品の原資.....98
第 2　森山氏に対する本件事前発注約束等 100
1　森山氏に対する本件事前発注約束等の概要 100
2　本件事前発注約束等の具体例 101
(1)　本件事前発注約束の具体例①（事前に本件取引先等に個別の工事等を発注することを約束するケース）.....101
(2)　本件事前発注約束の具体例②（本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケース）.....104
第 3　本件取引先等に対する発注の適切性 109
1　関西電力及び関電子会社 6 社から本件取引先に対する発注状況.....109
(1)　関西電力から本件取引先に対する直接発注の状況.....109
(2)　関電子会社 6 社から本件取引先に対する間接発注の状況.....114

2　本件取引先への発注に関する問題点 118
(1)　特命発注案件に関する問題点 118
(2)　競争発注案件に関する問題点 146
3　その他の発注に関する問題点 149
(1)　関電不動産開発による吉田開発への発注に関する問題点 149
(2)　関西電力の熊谷組への発注について 151
第 5 章　本件問題（本件金品受領行為及び本件事前発注約束等）に関する総括的分析 155
第 1　関西電力の取引についての森山氏の介在、本件金品受領行為及び本件事前発注約束等 155
第 2　森山氏による金品提供の意図・目的 156
第 3　森山氏と関西電力との関係の形成プロセス 159
第 4　関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった理由 161
第 5　不都合な真実と向き合わない内向きの企業体質 163
第 6 章　本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応 164
第 1　本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応に関する事実関係 164
1　国税局の吉田開発に対する税務調査開始までの本件金品受領問題への対応 164
2　国税局の吉田開発に対する税務調査開始後の金品の返却 164
3　本件社内調査及び金沢国税局への対応 165
4　本件社内調査報告書提出後の取締役らの動き 167
(1)　会長の八木氏及び社長の岩根氏による方針決定 167
(2)　監査役による検討 168
(3)　常任監査役によるヒアリングを受けた執行部の動き 169
5　追加調査の実施 170
6　本件金品受領問題関係者の人事・処遇 170
(1)　八木氏らに対する社内処分 170
(2)　金品を受領していた豊松氏らに対する処遇 171
第 2　本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応についての問題点 173
1　本件社内調査のプロセス及び範囲について 173
2　取締役会に本件問題の報告が行われなかったことなどについて 174
(1)　執行部が取締役会に報告しなかったこと 174
(2)　執行部による監査役会への報告が遅滞したこと 175
(3)　監査役が取締役会に報告しなかったこと 176
(4)　本件問題の公表の要否・適否が取締役会で議論されず、公表が行われなかったこと 177
3　金品受領者らに対する処遇について 178
第 7 章　原因分析 180

第 1　本件金品受領行為及び本件事前発注約束等に関する原因分析.....180
1　本件問題に関わった関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと 180
2　経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと.....181
3　透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと.....182
4　原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと.....184
第 2　本件問題発覚後の問題点に関する原因分析 186
第 3　関西電力にはびこる内向きの企業体質（ユーザー目線の欠落と透明性の軽視）....188
第 8 章　再発防止策 190
第 1　ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成 190
第 2　内向きの企業体質の是正（取締役会長に社外の者を） 192
第 3　地元を重視する施策についての透明性の向上 194
第 4　取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定.....195
第 5　悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス体制の再構築196
■　結語に代えて.....198

主な用語・定義語一覧

用語・定義語	内容
1. 主な団体名、個人名	
関西電力	関西電力株式会社を指す。 なお、第5章等の総括的内容を述べている箇所において、明示的に断った上で、同社の一部の子会社を含め単に「関西電力」と呼称している箇所もある。
関電プラント	関電プラント株式会社（旧商号：関電興業株式会社）を指す。
関電不動産開発	関電不動産開発株式会社（旧商号：関電不動産株式会社、関電産業株式会社）を指す。
関電パワーテック	株式会社関電パワーテックを指す。
環境総合テクノス	株式会社環境総合テクノスを指す。
関西電力等	関西電力、関電プラント及び関電不動産開発の3社を総称して指す。
関西電力グループ	関西電力及びそのグループ会社を総称して指す。
森山氏	森山榮治氏を指す。
吉田開発	吉田開発株式会社を指す。
柳田産業	柳田産業株式会社を指す。
オーイング	株式会社オーイングを指す。
塩浜工業	株式会社塩浜工業を指す。
本件取引先	関西電力が、本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた5社を総称して指す。
本件取引先等	本調査の結果、本件取引先以外で森山氏と一定の関係を有していたと認められた企業と本件取引先を総称して指す。
2. 本調査に関する用語	
当委員会	2019年10月9日、関西電力からの委嘱により組成された第三者委員会を指す。
本調査	当委員会による調査を指す。
本件ヒアリング	当委員会が、関西電力グループの役職員及び元役職員並びにその他社外の者に対して実施したヒアリングを総称して指す。
本件ヒアリング対象者	本件ヒアリングの対象者を指す。
本件デジタル・フォレンジック調査	関西電力の電子メールサーバー、共有フォルダ、電子機器等内の電子データに対する調査を指す。
本件書面調査	原子力事業本部、各原子力発電所、京都支社の幹部職員・元幹部職員を中心に、行われた書面による調査を指す。
本件書面調査対象者	本件書面調査の対象者を指す。
本件ホットライン	関西電力の全役職員及び元役職員並びに同社の子会社6社の全役職員を対象に設置された3種類のホットラインを総称して指す。
本件資料提供窓口	関西電力グループの役職員及び元役職員が、関西電力グループが発注する工事又は業務について、森山氏に対して提供した資料・データ等を当委員会に提供するために

用語・定義語	内容
	設置した、当委員会の窓口を指す。
本件社内調査委員会	2018 年 6 月 22 日に設置が決定された、3 名の社外の弁護士を含む関西電力の社内調査委員会を指す。
本件社内調査	本件社内調査委員会による調査及びこれに先立って総務室法務部門が事務局となって行った調査を総称して指す。
本件社内調査報告書	本件社内調査委員会が作成した 2018 年 9 月 11 日付報告書を指す。
本件金品受領問題	関西電力の役職員等が森山氏及び本件取引先等から金品等を受領していた問題を指す。
本件金品受領行為	関西電力の役職員等が森山氏及び本件取引先等から金品等を受領していた行為を指す。
本件事前発注約束	関西電力の役職員等が、森山氏の要求に応じる形で、森山氏に対し、本件取引先等に発注する工事等の内容や年度ごとの発注予定額を伝え、発注予定額に見合う工事等を発注することを約束していたことを指す。
本件事前情報提供	関西電力の役職員等が、森山氏に対し、将来施工予定又は現在施工中の工事等に関する情報（案件名、内容、発注・施工の時期、費用の概算額等）を提供していたことを指す。
本件事前発注約束等	本件事前発注約束及び本件事前情報提供を総称して指す。
本件問題	本件金品受領問題及びその後判明した関連問題を含めた問題全体を指す。
3. 関西電力の組織、規程類に関する用語	
原子力事業本部	原子力企画部門、原子力安全部門、原子力発電部門、原子力技術部門及び原子燃料部門の 5 つの部門並びに地域共生本部で構成された事業本部を指す。
旧若狭支社（旧福井原子力事務所）	原子力の安全管理、原子力発電所の供給力の安定確保、地域対策、広報活動の一元化を目的として、福井県に集中する関西電力の原子力発電所を統括管理していた組織体を指す。
美浜発電所	福井県三方郡美浜町に所在する関西電力の原子力発電所を指す。
高浜発電所	福井県大飯郡高浜町に所在する関西電力の原子力発電所を指す。
大飯発電所	福井県大飯郡おおい町（原子力発電所設置当時は「大飯町」）に所在する関西電力の原子力発電所を指す。
京都支社（旧京都支店）	京都における対外対応拠点として、関西電力の事業への理解獲得につながる地域対応の推進や地域統括機関等の活動支援、非常災害時の統括を担っていた支社を指す。なお、京都支店時は上記の他に送電線、変電所、配電線の維持管理、設置及び改修工事等も担っていた。
コンプライアンス委員会	関西電力の社長、社長から任命された副社長、常務執行役員、事業本部長、カンパニー長、本部長、副事業本部長、副本部長、室長及び関西電力労働組合本部執行委員

用語・定義語	内容
	長、並びに社長から委嘱を受けた社外委員から構成され、①グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定、②グループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整及び実施の促進、③その他コンプライアンスに関する事項を業務として行う委員会を指す。
4. 電力事業一般に関する用語	
旧一般電気事業者	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社（2016 年 3 月 31 日以前の商号。現東京電力ホールディングス株式会社。）、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力、四国電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社の 10 社を総称して指す。
新電力	旧一般電気事業者以外の小売電気事業者を指す。
2014 年改正前電気事業法	2014 年改正前の電気事業法を指す。
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を指す。
定期検査	原子炉等規制法に基づき、原子力発電所における主要な設備について、前回の検査後 13 か月以内に運転を停止し、定期的に検査し、その結果を記録することを指す。
5. 発注に関する用語	
登録取引先	関西電力が、取引先として登録をした取引先を指す。
競争発注	登録取引先の中から最適の 2 社以上を選定の上、競争見積の方法によって発注することを指す。
特命発注	特定の取引先を指名して発注することを指す。
特命理由	特命発注に際して付す、当該発注先に発注する理由を指す。

第 1 章　本調査及び調査結果の概要

第 1　本調査の概要

1　当委員会の設置の経緯及び目的

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、関西電力の役職員が森山榮治氏（以下「森山氏」という。）らから金品等を受領していた問題[1]について、2018 年 2 月以降実施された国税庁金沢国税局（以下「金沢国税局」という。）による税務調査を契機として社内調査を開始し、同年 6 月 22 日には、3 名の社外の弁護士を含む社内調査委員会（以下「本件社内調査委員会」という。）の設置を決定した。これを受け、本件社内調査委員会は調査[2]を行い、関西電力に対して、同年 9 月 11 日付報告書（以下「本件社内調査報告書」という。）を提出した。

その後、2019 年 9 月 26 日、共同通信社が上記問題に関する報道を配信し、同問題が公になったことを受け、関西電力は、同問題及び本件社内調査報告書を公表するとともに、客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年 10 月 2 日、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決定した。

その後、当委員会は、2019 年 10 月 9 日、関西電力から、以下の事項について調査（以下「本調査」という。）の委嘱を受け、調査を実施した。本報告書は当委員会が本調査の結果を報告するものである。

① 森山氏関係調査
② 類似事案調査
③ 当時からこれまでの関西電力の対応
④ 上記①～③についての背景・根本原因の究明並びに再発防止策の提言

2　当委員会の構成

当委員会は、以下の委員及び特別顧問から構成される。

---

[1] 税務調査を契機として、その後、金品受領者がより広範にわたることが判明し、また、森山氏に対する情報提供等の関連する問題も明らかになっている。本報告書では、こうした金品受領問題を「本件金品受領問題」といい、その後判明した関連問題を含めた全体を「本件問題」と総称する。

[2] 本報告書では、本件社内調査委員会による調査及びこれに先立って総務室法務部門が事務局となって行った調査を「本件社内調査」と総称する。

	氏名	経歴
委員長	但　木　敬　一	T&T パートナーズ法律事務所・弁護士 元検事総長
委　員	奈　良　道　博	半蔵門総合法律事務所・弁護士 元第一東京弁護士会　会長
委　員	貝阿彌　　誠	大手町法律事務所・弁護士 元東京地方裁判所　所長
特別顧問	久保井　一　匡	久保井総合法律事務所・弁護士 元日本弁護士連合会　会長

また、当委員会は、本調査を補助させるため、森・濱田松本法律事務所に所属する下記の弁護士を委員補佐として選任した。

北田幹直、横田真一朗、山内洋嗣、山田徹、臼井慶宜、田尻佳菜子、木山二郎
北和尚、黒田大介、小林雄介、小田輝、加藤裕之、眞木純平、千原剛、村田昇洋
後潟伸吾、片野泰世、近藤武尊、中津卓、平岡優、山内裕雅、奥田敦貴、髙橋圭

当委員会は、その設置に当たり、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 7 月 15 日付、同年 12 月 17 日改訂）に準拠している。

なお、当委員会は、森・濱田松本法律事務所に所属する上記弁護士以外の弁護士による、関西電力及びそのグループ会社に対する法的助言の事実を確認したが、事案の内容、報酬規模、助言提供の時期等の具体的事情に鑑みて、同事務所の上記弁護士に関西電力との間の特別な利害関係は認められず、本調査を補助させることに問題はないと判断した。

また、当委員会は、関西電力の経営監査室に所属する経営監査室長以下数名の担当者を当委員会の事務局とし、関係資料の収集やヒアリングの日程調整等の本調査の補助に関する業務を行わせた。当委員会は、本調査の独立性を確保するため、当委員会と関西電力との間で締結された第三者委員会委託契約書において、あらかじめ、関西電力に対し、当該事務局を当委員会の直属とした上で、関西電力との間で厳格な情報隔壁を設けることを義務付けている。

3　本調査の期間及び当委員会の開催日程

当委員会は、2019 年 10 月 9 日から 2020 年 3 月 13 日までの間、本調査を実施

した。
　また、当委員会は、以下の日程で委員会を計 14 回開催した。

委員会	日付	開催地
第 1 回	2019 年 10 月 13 日	東京都内
第 2 回	2019 年 10 月 28 日	東京都内
第 3 回	2019 年 11 月 14 日	大阪府内
第 4 回	2019 年 11 月 26 日	東京都内
第 5 回	2019 年 12 月 15 日	大阪府内
第 6 回	2019 年 12 月 26 日	東京都内
第 7 回	2020 年 1 月 9 日	大阪府内
第 8 回	2020 年 1 月 23 日	東京都内
第 9 回	2020 年 2 月 3 日	大阪府内
第 10 回	2020 年 2 月 11 日	東京都内
第 11 回	2020 年 2 月 25 日	大阪府内
第 12 回	2020 年 3 月 5 日	東京都内
第 13 回	2020 年 3 月 10 日	東京都内
第 14 回	2020 年 3 月 13 日	大阪府内

4　本調査の方法

　当委員会は、以下の方法により、本調査を実施した。

(1)　関係者に対するヒアリング

　当委員会は、以下のとおり、①関西電力及びそのグループ会社（以下「関西電力グループ」と総称する。）の役職員及び元役職員並びに②その他社外の者の合計 214 名に対し延べ 248 回のヒアリングを実施した（以下、これらのヒアリングを「本件ヒアリング」と総称し、本件ヒアリングの対象者を「本件ヒアリング対象者」という。）[3]。

ア　関西電力グループの役職員及び元役職員に対するヒアリング

　当委員会は、本調査に必要な情報を認識している可能性のある関西電力グループの役職員及び元役職員 197 名に対し延べ 230 回のヒアリングを実施した。

イ　その他社外の者に対するヒアリング

[3] ヒアリング対象者が匿名を希望したヒアリングも人数や回数には含まれている。

当委員会は、高浜町関係者等、本調査に必要な情報を認識している可能性がある社外の者に対し、ヒアリングを実施した。

また、当委員会は、本件社内調査報告書等の内容を基に、森山氏と一定の関係を有し、かつ、本調査に必要な情報を認識している可能性のある企業の関係者に対してヒアリングを実施した。

具体的には、当委員会は、まず、関西電力が本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた、吉田開発株式会社（以下「吉田開発」という。）、柳田産業株式会社（以下「柳田産業」という。）、株式会社オーイング（以下「オーイング」という。）、株式会社塩浜工業（以下「塩浜工業」という。）及び***X1 社***[4]の 5 社（以下、これらの 5 社を「本件取引先」と総称する。）の役職員に対しヒアリングを実施した。

しかし、その後の調査等により、本件取引先においてはそれぞれ森山氏と一定の関係が認められたものの、その関係の深さはそれぞれ異なり、また、森山氏と類似した関係を有する企業は上記 5 社に限られないことが判明した（**後記第 3 章**で詳述）。こうした観点から、上記 5 社のみを「森山氏関連企業」などと一括りに表現することは適切でないと判断し、本報告書では「森山氏関連企業」等の用語を用いず、関西電力が本件社内調査報告書等で森山氏と一定の関係を有するとしていた上記 5 社を「本件取引先」と総称し、本調査の結果、森山氏と一定の関係を有すると認められたこれら以外の企業を含めて「本件取引先等」と総称することとした。本調査では、本件取引先以外の本件取引先等の役職員に対するヒアリングも実施している。

(2) 関連資料の分析

当委員会は、本調査を行う上で必要な範囲で、関西電力グループの規程、議事録、契約書等の資料の分析を行った[5]。

(3) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC アドバイザリー」という。）に依頼し、本調査に必要な情報が保存されている可能性があるメールサ

---

[4] 本件取引先のうち、***X1 社***については、**後記第 4 章第 3、2(1)ア(オ)**のとおり、発注取引に関するコンプライアンス上の問題を他の本件取引先と同列に評価すべきではなく、相対的に森山氏との関係性が希薄であると認められ、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、匿名化処理をしている。

[5] なお、当委員会は、本件ヒアリング対象者等から提供を受けた資料も必要と認める範囲で参照した。

ーバーに含まれるデータを保全させ、結果として、80 名分の電子メールをレビュー対象として抽出した。

また、上記に加え、45 名分の個人フォルダ、28 個の共有フォルダ、関西電力が貸与している 38 台のパソコン、7 台のスマートフォンに係るデータについても保全の上、パソコンについて復元可能な削除データの復元作業を行わせ、これらの中に含まれている電子データもレビュー対象として抽出している。

結果として、これらのデータは、効率性を高めるためキーワード検索等により約 40 万件に絞り込んだ上で、一次的なレビューは PwC アドバイザリーが、二次的なレビューは当委員会が行う体制で調査（以下「本件デジタル・フォレンジック調査」という。）を行った。

(4)　書面調査

ア　本件書面調査の実施方法

当委員会は、森山氏と接触があった可能性が高いと認められた、原子力事業本部、各原子力発電所、京都支社の幹部職員・元幹部職員を中心に、605 名の関西電力グループの役職員及び元役職員（以下「本件書面調査対象者」という。）を対象とする書面調査（以下「本件書面調査」という。）を行った。

イ　本件書面調査の実施期間及び回収方法

当委員会は、本件書面調査対象者に対して、「書面調査の実施について」と題する文書を発出し、電子システム上での入力又は質問事項用紙を郵送する方法により回答するよう要請し、回答が困難と認められる例外的な事情があった者を除く全ての者から回答を得た。

ウ　本件書面調査の質問項目及び回答結果

本件書面調査の質問項目の内容及び各項目に係る回答方法の詳細は**別紙 1-1-4-4** のとおりであるが、主に、森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か並びにこれらの具体的内容について回答を求めた。

回答者の合計数は 604 名である。

(5)　ホットライン調査

ア　ホットラインの設置方法

当委員会は、本調査に必要な情報を幅広い関係者から収集するために、以下の者を対象に、下記の対象情報を当委員会に提供するための 3 種類のホットライン（以下「本件ホットライン」と総称する。）を設置した。詳細は**別紙 1-1-4-5** のとおりである。

① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
② 関西電力の元役職員：約 8000 名[6]
③ 関西電力の以下の子会社 6 社（以下「関電子会社 6 社」と総称する。）[7]の全役職員：約 7000 名
　・関電プラント株式会社（以下「関電プラント」という。）
　・関電不動産開発株式会社（以下「関電不動産開発」という。）
　・株式会社関電パワーテック（以下「関電パワーテック」という。）
　・株式会社環境総合テクノス（以下「環境総合テクノス」という。）
　・関電サービス株式会社
　・株式会社かんでんエンジニアリング

【対象情報】

森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品（一般的な歳暮や中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品を受領したか否か並びにこれらの具体的内容等

イ　本件ホットラインの設置期間

本件ホットラインの設置期間は、それぞれ以下のとおりである。ただし、設置期間満了後の利用も受け付け、調査の対象とした。

① 関西電力の全役職員：2019 年 10 月 29 日から同年 11 月 13 日まで
② 関西電力の元役職員：同年 11 月 25 日から同年 12 月 13 日まで
③ 関電子会社 6 社の全役職員：同年 11 月 15 日から同年 12 月 10 日まで

---

[6] 関西電力の OB 会の登録会員総数を記載している。
[7] 本件取引先に対する発注実績が確認された関西電力の子会社 18 社のうち、本件取引先に対する発注件数及び発注金額が相対的に多いと判断した 6 社を選定した。

ウ　本件ホットラインの受付状況

本件ホットラインについて、それぞれ以下の件数の利用があった。

① 関西電力の全役職員：126 件
② 関西電力の元役職員：10 件
③ 関電子会社 6 社の全役職員：4 件

(6)　資料提供窓口

ア　資料提供窓口の設置方法

当委員会は、関西電力グループの役職員及び元役職員が、関西電力グループが発注する工事又は業務について、森山氏に対して提供した資料・データ等に関して、幅広い関係者から情報を収集するために、以下の者を対象に、下記の対象資料・データを当委員会に提供するための資料提供窓口（以下「本件資料提供窓口」という。）を設置した。

① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
② 関電子会社 6 社の全役職員：約 7000 名

【対象資料・データ】

関西電力グループ発注に係る工事又は業務について、関西電力グループの役職員が森山氏に対して提供した資料・データ等

イ　本件資料提供窓口の設置期間

本件資料提供窓口の設置期間は、2019 年 12 月 17 日[8]から同月 26 日までの間とした。ただし、期間満了後に提出された資料も受領し、調査の対象とした。

ウ　本件資料提供窓口の受付状況

本件資料提供窓口について、5 件の利用があった。

[8] 関電不動産開発については、2019 年 12 月 18 日から設置した。

(7)　現地視察

当委員会は、委員・特別顧問 4 名全員及び一部の委員補佐において、2019 年 11 月 3 日及び同月 4 日、高浜発電所が所在する高浜町に赴き、原子力発電所内部の工事の状況、本件取引先が実際に行った工事の内容、高浜町の文化施設等の視察を行った。また、当委員会は、美浜町に所在する原子力事業本部を訪問するなど必要な現地視察を行った。

(8)　専門的知見の補完

当委員会は、電気事業に関する政策・規制その他行政一般に関する専門的知見を補完するために資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会事務局から、税務行政一般に関する専門的知見を補完するために国税庁から、それぞれヒアリングを実施した。

(9)　本調査の実効性を高めるための措置

ア　本件ヒアリングにおける措置

本件ヒアリングでは、事実に即した回答を得て調査の実効性を高めるために、本件ヒアリングで自らが知っている事実を漏れなく述べ又は事実に反することを述べないなど、本件調査に対して誠実に協力することを内容とする書面について、本件ヒアリング対象者から署名を得るなどの措置を講じた。また、本件ヒアリング対象者に対し、調査の結果判明した未公表の事実を示して質問を行う必要がある場合があり、その事実が第三者に漏れることにより証拠隠滅等が図られることを防止するために、本件ヒアリングの内容を口外しないことを誓約させるなど必要に応じた措置を講じた。

イ　本件書面調査における措置

本件書面調査では、調査の独立性を高めるために、回答を記入した質問事項用紙を当委員会の事務局弁護士事務所宛てに直接郵送する回答方法及び電子システムを利用した Web サイト経由での回答方法を採用した。

また、事実に即した回答を得て本件書面調査の実効性を高めるために、大要、以下の(i)～(iii)の注意事項を質問事項用紙に記載した。

(i)本件書面調査に対して誠実に回答することが職務上の義務であり、合理的

な理由のない回答拒否、あるいは、事実に反する回答、又は不正・不当な行為あるいはそのおそれがある行為について事実を隠したことなどが発覚した場合、懲戒処分等の不利益を受ける可能性がある。

(ii) 本件書面調査での回答に基づき、氏名を特定して公表することはない。

(iii) 回答内容は当委員会において管理することによって適正な取扱いを確保することとし、提供された回答内容等につき、原則として、本調査の目的以外には使用しない。

ウ　本件ホットラインにおける措置

本件ホットラインの利用方法としては、広く情報を募るために、電子メール、電話、郵送という複数の手段を用意し、また、匿名での本件ホットラインの利用も許容した。

さらに、本件ホットラインの利用を促進するために、本件ホットラインを利用したことや、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、関西電力グループが、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件ホットラインに対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件ホットラインに係る通達を個別にメールで発信した。関西電力の元役職員に対しては、関西電力が元役職員の個別の連絡先を有していなかったため、本件ホットラインに係る通達が、関西電力の元役職員向けのポータルサイトの冒頭に表示されるようにした。そして、当該ポータルサイトに本件ホットラインに係る通達が掲載されている事実について、2019 年 11 月 26 日の第三者委員会開催直後の報道各社向けメール及び同年 12 月 15 日の第三者委員会による記者会見における当委員会委員長による発言の中でも触れることで広く周知を図った。加えて、各地の関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局（原子力関連の業務に従事していた関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局を含む。）の可能な限りでの協力を得て、情報の周知に努めた。

エ　本件資料提供窓口における措置

本件資料提供窓口の利用方法としては、電子メール、郵送という複数の手段を用意した。また、広く情報を募るために、匿名での利用も許容した。

さらに、本件資料提供窓口の利用を促進するために、関西電力グループが、資料提供窓口に対象資料・データ等を提供したこと（そのために必要な範囲での会

社資料・データへのアクセス及び利用を含む。）や、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件資料提供窓口に対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件資料提供窓口に係る通達を個別にメールで発信した。

5　本報告書の前提条件・限界

本調査においては、調査の目的を果たすため、合理的な方法を用いることができたものと判断しているが、以下の限界・制約等が存した。

第一に、当委員会は、本件問題の背景・根本原因を究明するため、可能な限り過去に遡った調査を行った。しかし、既に関係者が他界していたり、高齢のためヒアリング等に応じることが困難であるといったケースがあった。とりわけ、森山氏、1970 年代から 1980 年代に関西電力の幹部の地位にあった者、本件取引先等の幹部を含む社外の関係者等、過去における本件問題の背景事情を直接体験し、当時の事実関係をよく知る者のうち少なくない者が既に他界していた。

第二に、本調査は、捜査機関による強制捜査とは異なり、関係者の任意の協力に基づくものであるところ、本調査実施時点において関西電力グループに在籍していた者からヒアリングや資料提供を拒否されることはなかったが、同時点で関西電力グループに在籍する者以外の一部の社外関係者の中には当委員会のヒアリングを拒否する者もいた。

第三に、本調査における各認定事実は、関西電力グループから開示を受けた資料及び関係者のヒアリング等を前提としているところ、その性質上、以下に掲げる前提に服する。

(1)　関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した書類は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること。

(2)　関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと。

(3)　当委員会が、文書・データの一部のみの開示を受けたものである場合において、このような一部の文書・データは、当該文書・データ全体の内容を適切に反映しており、当該文書・データ全体についての誤解を生じさせるものではないこと。

(4)　関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、本報告書において明示的に記載された事項を除き、当委員会の検討対象となった事項につい

て重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことはないこと。

第四に、当委員会の調査は、**前記 1** 記載の本調査の目的及び**前記 4** 記載の本調査の方法で行われたものであり、以下の限界に服することにも留意されたい。

(1) 本調査の結果は専ら**前記 4** に記載されている調査方法に依拠するものであり、当委員会がこれら以外の情報により検証を行ったものではないこと。

(2) 本件書面調査のデータ入力業務、集計業務及びデータ集計後のレポート作成業務については、**前記 4** に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。

(3) 本件デジタル・フォレンジック調査において、同調査の対象としたデータの保全業務、削除されたデータの復元等のデータ処理及び一次レビュー等については、**前記 4** に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。

(4) 本報告書における事実の認定及び法令解釈について、司法機関又は行政機関が当委員会と同様の見解を採用することを保証するものではないこと。

なお、本報告書は、**前記 1** 記載の目的のため作成されたものであり、それ以外の目的のため使用されること、及び、第三者により利用又は依拠されることを予定しておらず、当委員会は関西電力以外の第三者に対し何らの責任を負うものではない。

また、本調査は、**前記 1** の調査の目的の範囲内で行われたものであり、当該目的の範囲に含まれない関西電力グループが抱える問題点を網羅的に調査して評価分析するものではない。

本報告書は、当委員会が本報告書の目的・意義、プライバシー等への配慮及び機密保持の要請並びにこれらについて関西電力から聴取した意見等を総合考慮の上、関西電力に提出した調査報告書に一定の加除修正を行ったものである。

第 2　本調査結果の概要

1　はじめに

当委員会は、2019 年 10 月 9 日に関西電力から本調査の委嘱を受けて以来、本件問題の真相を究明するべく、関西電力グループの役職員及び元役職員並びにその他社外の者合計 214 名に対し延べ 248 回のヒアリングを実施し、関西電力及び一部の子会社の役職員 600 名以上を対象にした書面調査、電子メール等に関するデジタル・フォレンジック調査、ホットライン調査、関係資料の精査等を行ってきた。

本調査により判明した事実及びその分析結果は**第 2 章から第 8 章**で詳述するとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

2　関西電力等の役職員による森山氏からの多額の金品受領及び森山氏からの要求に沿った本件事前発注約束等

関西電力が実施した本件社内調査で判明した 23 名の金品受領者以外に、本調査によって、更に 52 名[9]の関西電力、関電プラント及び関電不動産開発（以下、関西電力に関電プラント及び関電不動産開発の 2 つの子会社を合わせた 3 社を「関西電力等」という。）の役職員（関西電力 41 名、関電プラント 7 名、関電不動産開発 7 名）が森山氏又は同氏と関係が深いとみられる企業から金品を受領していたことが判明した。これにより、本件社内調査及び本調査で判明した金品受領者の総数は 75 名（関西電力 64 名、関電プラント 7 名、関電不動産開発 7 名）となり、その総額は約 3 億 6000 万円相当[10]に上った。

本調査により判明した金品受領の内容としては、本件社内調査で判明した一人当たり 1 億円相当を超えるような金品受領事例こそ認められなかったものの、100 万円相当を超える金品を受領したと認められる者が 5 名以上存在し、かつ、その受領時期も、森山氏が高浜町助役を退任した 1987 年の直後、1990 年代、2000 年代、2010 年代と万遍なく認められた。具体的には、関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品の受領は、森山氏が 1987 年に高浜町助役を退任した直後から始まり、その受領者は、若狭地域に所在する原子力部門の重要な役職員を中心としつつ、工事発注に関係のある部署の役職員及び子会

---

[9] 関電プラント及び関電不動産開発の受領者のうち、関西電力在籍時に受領していたことが本件社内調査において判明していた者が各 1 名含まれている。また、関西電力在籍時と関電プラント在籍時を通じて受領していた者が 1 名含まれている。そのため、合計としては、55 名ではなく、これらの重複を考慮した 52 名としている。

[10] **後記第 4 章第 1** に記載する計算方法による数値であり、百万円以下を四捨五入している。

社の役職員等多岐にわたっていた。2005 年に原子力事業本部が美浜町に設立されて以降は、従来は大阪の本店に勤務し森山氏と疎遠だった役職員の多くが、森山氏から金品を受領するようになった。特に、東日本大震災以降、原子力発電所の運転が順次停止され、その後における新規制基準対応等から、原子力発電所における工事発注が増加することが見込まれたのと時期を同じくして、金品を受領した役職員の数や受領する金品の額も大きく増加していった。このように、関西電力等の役職員による、森山氏又は同氏と関係が深いとみられる企業からの金品受領は、本件社内調査で認識されていたよりも時間的にも人的にも広範囲に及んでいたことが明らかとなった。

加えて、本件社内調査においては、関西電力の役職員が森山氏に不適切な情報提供を行っていたことが認定されていたが、本調査では、とりわけ本件デジタル・フォレンジック調査を通じて、森山氏が、関西電力の役職員等に対して本件取引先等の特定の企業への発注等を強引に要求し、これに関西電力の役職員等が応じた事例が多数存在することが判明した。すなわち、関西電力の役職員等は、森山氏に対して上記の情報提供を行うのみならず、森山氏の要求に応じる形で、事前に本件取引先等に発注する個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、その中には実際に当該約束に沿って発注を行っていたケースも確認された（**第 4 章第 2** で定義する「本件事前発注約束等」を指す。）。本件デジタル・フォレンジック調査の対象となった電子データの保管状況等の関係で、同調査を根拠とする本件事前発注約束等が認められたのは 2010 年代が中心ではあるが、本件ヒアリング等によれば、それ以前から、関西電力の役職員等は森山氏に対して事前発注約束等の特別な配慮をしてきたことが認められた。

3　森山氏による金品提供の意図・目的

そもそも、関西電力（以下、**第 1 章第 2、3～7** では、関西電力の一部の子会社を含んで単に「関西電力」ということがある。）と取引先の当事者間で本来直接行われるべき対等なはずの取引に、当然のごとく森山氏が介在して両当事者に影響力を持つという構造自体が異常であり、様々な問題を惹起する有害な状況であったといえるが、こうした森山氏の関西電力の役職員に対する強引な発注要求は、時に恫喝とも評価し得る態様で行われた。

既に本調査開始時点で森山氏が他界していたため、本人に金品提供の真意を確認することは叶わなかった。しかし、森山氏による関西電力の役職員に対する金品提供は、およそ社会的儀礼の範囲内とはいえないほど多額である。森山氏が、何ら見返りを期待することなく、本件社内調査報告書で認定されたように、自己

顕示欲を満足させるための「権威の誇示」や「礼儀の実践」等を目的として、本件のように社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供するなどということは、容易には想定し難い。

実際にも、森山氏は、関西電力の役職員に対し、自分が関係する企業（本件取引先等）に工事等の仕事を発注することや、工事に関する情報を提供することなどを要求し、これに応じさせてきたと認められるし、そのことによって本件取引先等から報酬、手数料、謝礼等としてそれ相応の経済的利益を得てきたことがうかがわれる。このように、森山氏が社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供したのは、その見返りとして、関西電力の役職員に、自らの要求に応じて自分の関係する企業へ工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったとみるのが自然かつ合理的である。

そして、森山氏による金品提供については、森山氏による個別の発注要求との関連が強く疑われるものも存在する一方、個々の金品提供の大半は、個別の発注要求や発注との関連性が明らかとはならないタイミングでなされている。この点、森山氏は、上場企業である関西電力の役職員が個別的な買収工作に簡単に応ずるとは思えないがゆえに、個別の発注要求や発注との対価関係が分かるような態様で金品を提供するのではなく、ひとたび自分が工事等の発注を要求すればこれに関西電力の役職員が応じざるを得ないような仕組みを維持するために、換言すると、そのような意味において関西電力の役職員を自己の支配下に置くために、関西電力の役職員に対し長期間かつ多数回にわたり多額の金品を提供し続けてきたものと認めるのが相当である。

森山氏から金品を受領した役職員の中には、それを不適切なことと認識し、受領した金品の取扱いに苦慮し、森山氏への返還を試みたり、それが叶わない場合には、金品を費消せずに保管し、折をみて同等以上の返礼品を森山氏に贈答するなど、自らがその金品から利得することがないように腐心していた者が少なくない。むしろ、森山氏が、金品を返還しようとした役職員を罵倒・叱責して返却を阻止したり、仮に返却を受けた場合であっても、事後に当該役職員に対して返却された金品の価値以上の金品を更に提供したりする例もあったことなどに鑑みると、森山氏は、本心としては金品を受け取りたくないという関西電力の役職員の心情を十分認識した上で、少なくとも一旦は多額の金品を受け取らせることで、関西電力の役職員に対する足枷とする狙いもあったものと考えられる。すなわち、森山氏による金品提供は、関西電力の役職員に対し、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領してしまったというやましさ・罪悪感を抱かせるものであり、関西電力の役職員が森山氏と関西電力との不正常な関係を露見させれば、役職員自らの悪事も露見してしまうという、いわば

共犯関係に持ち込むことを意図したものであったと考えられる。

当委員会は、森山氏が既に他界しその真意を本人に確認することはできなかったものの、以上のように、森山氏による金品提供の意図・目的について、その見返りとして、関西電力の役職員に、自分の要求に応じて本件取引先等への工事等の発注をさせ、そのことによって本件取引先等から経済的利益を得るという構造、仕組みを維持することが主たる目的であったと分析した。

4　森山氏と関西電力との関係の形成プロセス

それでは、森山氏が関西電力の役職員に対して強引な発注要求を行い、また、金品の提供を行うという上記のような構造はどのようにして形成されたのか。本調査の結果明らかとなった事実関係を総合すれば、**第5章**で詳述するとおり、森山氏は、1969年に高浜町に就職して以来、関西電力の高浜発電所3号機及び4号機の立地に際して、町長の浜田倫三氏（以下「浜田氏」という。）とともに原子力発電所の積極的な誘致・運営を推進し、これらの発電所の立地及び稼働に多大な貢献を行ってきた。また、森山氏は、高浜町に在籍している間、統括課長兼建設課長、企画課長、収入役、助役等、関西電力やその原子力発電所運営と関係が深い地位を歴任することにより、関西電力に顔が利く人物として認識され、地元企業を中心に関西電力から発注を受ける企業に対する影響力を強めていった。また、高浜町に在職中に原子力発電所の設置及び運営に関して、本来的には関西電力が解決すべき種々の問題の解決に尽力してきたこと等を通じて、関西電力の幹部に対する影響力を強め、その経営陣に対しても顔が利く状況を作り上げるとともに、「関西電力の弱みを握る人物」と認識されるようにもなった。そして、関西電力では、森山氏の高浜町退職後も、若狭地域に所在する原子力部門の幹部を中心に森山氏との付き合いを継続し、対応する関西電力の役職員は、森山氏について、高浜発電所3号機及び4号機の設置に尽力した人物、関西電力の弱みを握る人物、関係する企業に対する発注を強引に要求し時に恫喝・叱責する人物、福井県の幹部とともに原子力発電所業務の役職員に対する人権研修を行い関西電力の幹部を怒鳴りつける人物として、非常に丁重に取り扱わなければならないとの認識を植え付けられるに至った。

以上のようなプロセスをたどり、森山氏の関西電力及びその取引先に対する影響力は、高浜町退職後も維持・強化され、森山氏が、関西電力の役職員に対し、時として怒鳴りつけて恫喝し、強引な発注要求に応じさせ、金品を提供して返却を許さず、その裏側で関西電力の取引先から報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で経済的利益を得るという歪な構造が形成されたことが推認される。

5　関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった原因

ではなぜ、関西電力は森山氏との関係を断ち切ることができなかったのか。

本調査の過程で収集した資料からは、関西電力が森山氏との関係を維持しなければならなかった決定的な理由は明らかではなく、また、本件ヒアリングにおいても、関西電力が森山氏との関係を維持しなければならなかった決定的な理由を明確に述べた者はいなかった。しかし、本調査の結果明らかとなった事実関係を総合すれば、**第 5 章**で詳述するとおり、関西電力の役職員が一様に森山氏との関係を断ち切ることができなかった原因は、仮に森山氏との関係を断ち切った場合、①関西電力にとって不都合であり世間に公表されたくない高浜発電所立地時代の話を森山氏に暴露されるのではないか、②関西電力の役職員が森山氏から金品を受領してきたことが露見することで関西電力が社会的批判に晒されるのではないか、③森山氏が県や町、地元を巻き込んだ妨害行動に出るのではないか、④これらの結果、原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じるのではないか、また、⑤自らの前任者らが苦心して森山氏の対応に当たってきた努力が全て水泡に帰すのではないか、⑥上司や先輩から森山氏とは事を荒立てないようにと指示・示唆され、そのことが事実上の業務命令となっている状況下で、これに従わないと社内における自らの地位が危うくなるのではないか、あるいは、出世の道を閉ざされるのではないか、さらには、⑦自身及び家族が危害を加えられるのではないかなど、各人各様の懸念に根差した不安感・恐怖感にあったのではないかと考えられる。

他方で、森山氏との関係を継続することが関西電力の利益に叶うといった歪んだ愛社精神や、問題のある発注行為について「地元重視」という目的に合致し関西電力に財産的な被害は生じていない、受領金品についてはいずれ返せばよく自らに利得は生じていないという考えが免罪符となって、上記の不安感・恐怖感と対峙して森山氏との関係断絶を図る決断力を発揮できない構造となっていた。

いずれにせよ、関西電力の役職員が森山氏から多額の金品の提供を受けるとともに、森山氏が指定する企業への強引な発注要求に応じるという異常な関係が 30 年以上もの長期間にわたって継続してきたことは、明らかなコンプライアンス違反であり、かつ、ガバナンスという観点からも極めて重大かつ深刻な事態であるといわざるを得ない。

6　本件問題発覚後の関西電力の対応

関西電力は、2018 年 2 月 20 日以降、金沢国税局による税務調査対応のための調査を開始し、同年 6 月 22 日には本件社内調査委員会の設置を決定し、同委員会は、同年 9 月 11 日付で本件社内調査報告書を提出した。しかし、本件社内調査委員会による調査は、原子力事業本部が主体となった部分も存し、また、森山氏から金品を受領していた者を主な対象として行い、調査対象期間も過去 7 年間に限定するなど、その調査の範囲は不十分なものであった。また、本件社内調査報告書提出までの間、本件問題について取締役会や監査役への共有又は報告は行われなかった。さらに、本件社内調査報告書が提出された後ですら、会長[11]の八木誠氏（以下「八木氏」という。）及び社長の岩根茂樹氏（以下「岩根氏」という。）は、相談役の森詳介氏（以下「森氏」という。）と協議の上、本件問題を対外的に公表することはしないと決定するとともに、情報漏洩等を懸念し、取

[11] 役職員の肩書については当時のものを記載している。

締役会への報告や社外取締役を含む個々の取締役への個別報告すら行わないことを決定した。

他方で、本件社内調査報告書の内容は 2018 年 10 月の段階でようやく監査役に報告されたが、監査役らも、各人ごとに認識や問題意識の濃淡こそあれ、本件問題は監査役が独自に取締役会に報告する義務まではない事案と判断し、実際にも、監査役から取締役会への報告がなされることはなかった。

上記の次第で、本件問題は、取締役会又は社外取締役を含む個々の取締役に報告されることのないまま、2019 年 9 月の報道によって初めて公になった。

本件問題の重要性や関西電力の取締役会規則の内容等に鑑みれば、これら一連の事後対応には、ガバナンス上重大かつ深刻な問題が存在する。まず、本件問題ほどの重要な問題について、情報漏洩につながるおそれがあるなどといった説得力に欠ける理由により、ごく一部の経営陣の判断で取締役会への報告を行わないとの方針が決定されたことは、明らかに誤った判断というほかない。また、取締役会への報告が行われなかった結果、社外取締役による指摘や牽制が発揮される機会が失われた点も看過できない。さらに、監査役が、会社法によって違法な事実のみならず「著しく不当」な事実も取締役会へ報告することが求められる中で、本件問題について取締役会へ報告しなかったことは、客観的状況に鑑みれば正当ではなかった。そもそも、本件のように重大な問題について、八木氏及び岩根氏が、森氏と協議の上、その公表をしないとの方針を早々に決定したことも、極めて不適切であった。

このような事態を招来した八木氏、岩根氏及び森氏の責任は特に重い。

7　原因及び再発防止策

以上が本調査結果及びその分析の概要である。

前記 5 で記載した不安感・恐怖感を関西電力の役職員が抱いていたにせよ、自分の関係する企業への発注を要求し、時に恫喝をも行う森山氏という人物から多額の金品を受領し、そうした関係を継続することは、客観的に見れば明らかに不適切であって、およそ正常ではない。そして、それにもかかわらず、30 年以上もの長期間にわたり、誰一人として森山氏と関西電力との間のこの異常な関係に対して声を上げる勇気を持てなかったことは、全くもって理解し難い。

関西電力においては、電力の安定供給の観点からも経営の観点からも、原子力発電所の安定的な運営・稼働を重視する考えが強く、また、上記で述べた前任者らからの伝承や自らの保身のこともあって、これらの関西電力「内」の事情がユーザーや株主を含めた関西電力「外」の関係者の期待や目線より優先されてきたことは否めず、関西電力には、自社の業務運営を滞りなく行うことが至上命題で

あるととらえる企業風土があるように見受けられる。そして、かくも長期間にわたって、多くの幹部が森山氏との関係に問題意識を持ち得る状況にありながらその関係を断絶できなかったことは、関西電力において、内向きの企業体質の下で経営陣が問題を先送りし、本件のような不適切、不正常な問題に組織的に対峙するというごく基本的なガバナンスが機能しなかったことによるものと結論付けざるを得ない。

本件問題及び本件問題発覚後の問題点に関する原因分析結果は、**第 7 章**で詳述するが、その骨子は以下のとおりである。

- 本件問題に関わった関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと
- 経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと
- 透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと
- 原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと
- 本件問題発覚後の事後対応においても露見した身内に甘い脆弱なガバナンス意識

そして、当委員会は、これら全てに通底する根本的な原因として、関西電力にはびこる内向きの企業体質（ユーザー目線の欠落と透明性の軽視）があると結論付けた。

また、当委員会としては、これらの原因分析を踏まえ、以下の内容を再発防止策として提言するものである。

- ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成
- 内向きの企業体質の是正（取締役会長に社外の者を）
- 地元を重視する施策についての透明性の向上
- 取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定
- 悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス体制の再構築

第 2 章　電気事業等の概要について

本章においては、以下、我が国における電気事業の概要（**第 1**）、我が国及び関西電力における原子力事業（**第 2**）及び関西電力の成り立ち（**第 3**）について、詳述する。

第 1　電気事業について

1　電気事業の概要

(1)　電気事業の種類

現行の電気事業法における電気事業の種類は、以下のとおりである。

電気事業の種類	許認可	概要
発電事業	届出制	自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業
一般送配電事業	許可制	自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業
小売電気事業	登録制	小売供給（一般の需要に応じ電気の供給）を行う事業
送電事業	許可制	自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業
特定送配電事業	届出制	自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業

北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社（2016 年 3 月 31 日以前の名称であり、現在の東京電力ホールディングス株式会社を指す。）、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社の 10 社[12]（以下「旧一般電気事業者」と総称する。）は、自ら又はその子会社において、上記事業のうち、発電事業、一般送配電事業及び小売電気事業を営んでおり、それぞれの事業において、必要となる許認可を取得している。

なお、電気事業を所管する監督官庁は経済産業省である。

[12] 2014 年改正前電気事業法における一般電気事業者はこれら 10 社のみであり、一般に「旧一般電気事業者」と呼ばれる。

(2)　電気事業における制度改革

電気事業法は 1964 年に制定された法律で、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする（同法第 1 条）。電気事業法の制定当時は、規模の経済性を前提に、旧一般電気事業者に対して、発送電一貫の独占的供給を認めることが国民経済に資するとの考えに基づいており、独占的供給による弊害については、事業規制により排除することが想定されていた。

すなわち、当時の電気事業法は、旧一般電気事業者に対し、それぞれの供給区域ごとに独占的な電気供給を認める一方、供給義務を課し、電気料金を含む電気の供給条件を定める供給約款に認可を必要とするなどの事業規制を設けた。

もっとも、その後、国民生活の変化に伴う電力需給のひっ迫化の傾向、電力供給コストの上昇傾向と内外価格差、発電部門への新規事業者の参入可能性の拡大等の電気事業を巡る状況が変化したことを受け、1995 年に卸電気事業への参入が認められ、IPP（Independent Power Producer）と呼ばれる独立系の発電事業者が参入した。また、グローバル化の進展に伴い国際的に競争し得る電気料金を実現する必要性が認識されることとなり、1999 年に改正された電気事業法により 2000 年 3 月から特別高圧（20,000 ボルト以上）で受電するユーザーに対する小売供給が自由化され、2003 年に改正された電気事業法により 2005 年 4 月には全ての高圧（6,000 ボルト以上）で受電するユーザーまでその範囲が拡大された[13]。

その後、2011 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）が発生した。これを受け、関東地方において需給がひっ迫したことなどの反省を踏まえ、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制及び③ユーザー側の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とした「電力システム改革」が実施された。その結果、①2015 年 4 月に電力広域的運営推進機関が設立され、②2016 年 4 月には小売電気事業と発電事業の全面自由化が実現した。また、③2020 年 4 月には、一般送配電事業中立性の一層の確保のため、旧一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の一般送配電部門が分社化されることが予定されている。

[13] 2003 年の電気事業法改正により、2004 年 4 月から高圧で受電する契約電力 500kW 以上のユーザーに対する小売供給が自由化され、2005 年 4 月から契約電力原則 50k W 以上のユーザーに対する小売供給が自由化された。

(3)　電気事業のイメージ

発電所において電気が発電され、ユーザーに消費されるまでの大まかなイメージは、以下のとおりである。

（電気事業連合会ホームページ[14]より引用）

2　電気事業における電気料金の決定方法

(1)　小売全面自由化前の電気料金の決定方法

2016 年の小売全面自由化以前は、旧一般電気事業者は、各供給区域において独占的に小売供給を行っていた[15]ことから、電気料金には規制が設けられていた。すなわち、2014 年改正前の電気事業法（以下「2014 年改正前電気事業法」という。）第 19 条第 1 項に基づき、電気料金を含む供給条件については、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとされていた[16]。

---

[14] https://www.fepc.or.jp/enterprise/souden/keiro/index.html（2020 年 3 月 10 日閲覧）

[15] **前記 1(2)**のとおり、2000 年 3 月には特別高圧で受電するユーザーに対する小売供給が自由化され、2005 年 4 月には高圧で受電する全てのユーザーに対する小売供給が自由化されている。

[16] なお、1999 年の電気事業法改正以前は、電力料金の値下げについても認可が必要であっ

そして、小売全面自由化以前は、2014 年改正前電気事業法第 19 条の規定を受けた経済産業省令である一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「算定規則」という。）に従って、具体的な電気料金が算定されていた。

2014 年改正前電気事業法 **第 19 条第 1 項** 一般電気事業者は、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 **第 19 条第 3 項** 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた供給約款（省略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

(2) 小売全面自由化前の供給約款の認可要件

2014 年改正前電気事業法第 19 条第 2 項は、経済産業大臣による供給約款の認可の要件について以下のとおり定めていた。

2014 年改正前電気事業法 **第 19 条第 2 項** 2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。 二　料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。 三　一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

このように、2014 年改正前電気事業法第 19 条第 2 項第 1 号は電気料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを求めていた。このような規定を踏まえ、算定規則は、旧一般電気事業者は、4 月 1 日又は 10 月 1 日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間[17]

たが、行政介入を最小化し、事業者の自主性を最大限高め、経営効率化の成果を供給約款の対象となるユーザーに還元するという観点から、同年の改正において、電気料金の値下げ時の届出制が導入された（2014 年改正前電気事業法第 19 条第 3 項）。

[17] 2013 年に見直された一般電気事業供給約款料金審査要領によれば、原価算定期間は、原則として、3 年間とされているが、過去には電気料金の長期安定化の観点や原価要素の変動状況等に応じて 1 年以上 3 年未満で設定されていた。

を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に適正な利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならないと定めていた（算定規則第 2 条第 1 項）。そして、原価等は、「営業費」、「事業報酬」及び「控除収益」に基づき算出されるところ、このうち「営業費」については、人件費、燃料費、修繕費、減価償却費、公租公課、購入電力料等が含まれるほか補償費（契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的又は臨時的に支払う費用（漁業補償、かんがい補償等）及び事業に関連しておこる債務不履行、不法行為による損害に対して他人に支払う損害賠償[18]）、賃借料及び諸費等が含まれていた（算定規則第 3 条第 1 項）。

なお、2012 年に資源エネルギー庁が定める一般電気事業供給約款料金審査要領[19]が改正され、原則として、寄付金の原価への参入を認めず、また、規制料金として回収することが社会通念上不適切である交際費、政治献金及び書画骨董等についても原価への算入を認めない運用が明確にされた。

また、一般電気事業供給約款料金審査要領によれば、供給約款の審査に当たっては、認可申請がなされた供給約款料金が、算定規則に則って算定されていることを前提とし、算定規則第 2 条における原価等の算定については、旧一般電気事業者が申請した原価等について、その適正性を審査した上、当該申請を行った旧一般電気事業者及び他の旧一般電気事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとされていた。

(3) 小売全面自由化後の電気料金

2014 年、電気事業法が改正され、**前記 1(2)**のとおり 2016 年 4 月から電力の小売供給が全面的に自由化された。そのため、現在においては、原則として、電気料金は小売電気事業者が自由に設定することができる。もっとも、小売全面自由化後も、直ちにユーザーの自由化後の電気料金への切替えが進むとは限らず、事実上、旧一般電気事業者による「規制なき独占」に陥ることも懸念された。そこで、2014 年改正後の電気事業法においては、暫定的に低圧で受電するユーザー向け（主に家庭用）の規制料金による電気の供給を残すため経過措置期間が設けられ、旧一般電気事業者に対し「当分の間」正当な理由がなければ、従来の供給

---

[18] 電気事業講座編集委員会編「電気事業講座第 6 巻電気料金」（エネルギーフォーラム・2008 年）49 頁

[19] 一般電気事業供給約款料金審査要領とは、2014 年改正前電気事業法第 19 条第 2 項の規定を具体化したものであり、法律的には電力会社を拘束するものではないが、資源エネルギー庁の認可基準と位置づけられており、旧一般電気事業者も審査要領に沿った供給約款を作成していた。

区域において、自由化後の電気料金への切替えを行わないユーザーに対して引き続き規制料金による電気の供給を行う義務を課すこととされた。

なお、当該経過措置については、2020 年 3 月末をもって撤廃され、同年 4 月以降は、「電気の使用者の利益を確保する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定する供給区域においてのみ存続することとされていたが、国の審議会での議論を経て、2020 年 4 月以降も当面、全国全ての供給区域において経過措置を存続させることが決定されている。したがって、当面の間、低圧で受電するユーザー向けには、小売電気事業者が自由に設定した料金に基づく電気の供給プラン（以下「自由料金プラン」という。）と旧一般電気事業者による規制料金に基づく電気の供給プラン（以下「規制料金プラン」という。）が併存することとなる[20][21]。

このように電力事業においては、日本社会の変化に合わせた必要な競争環境が整備されるとともに、原価等に見合った適切な価格で電力が提供されることが目指されてきた。

(4) 小売全面自由化後の小売電気事業の状況

小売全面自由化直後である 2016 年 4 月時点の全販売電力量に占める旧一般電気事業者以外の小売電気事業者（以下「新電力」と総称する。）のシェア（販売電力量ベース）は全国で約 5.2%であった[22]。

その後、2017 年 5 月時点では全国平均で新電力の販売電力量が占めるシェアは全体の 10%を超え、2019 年 9 月時点では約 15.8%となっている。また、電圧階級別でみると、特別高圧・高圧で受電するユーザー（主に工場や商業施設を保有する企業等）については、時期により変動はありつつも、全体的に上昇傾向にあって、2019 年 9 月時点の新電力のシェアは特別高圧で約 5.4%、高圧で約 22.3%となっている。他方、低圧で受電するユーザー（主に家庭等）については、2019 年 9 月時点の新電力のシェアは約 16.7%となっている[23]。

(5) 小売全面自由化前後の関西電力の状況

---

[20] 旧一般電気事業者は、規制料金プランによる電気の供給を義務付けられているだけであり、自由料金プランを設定することも可能である。

[21] なお、一般に、自由料金プランは、規制料金プランに比して低額となっている。

[22] 第 2 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（開催日：2017 年 2 月 9 日）資料 3・3 頁

[23] 第 22 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（開催日：2019 年 12 月 26 日）資料 3・3 頁

関西電力における営業部門は、当初から、電気料金メニューの策定、需給契約の締結、業務運用、省エネルギー提案等を行ってきたが、1990 年代以降は電力需要の成熟化と都市ガスをはじめとする他のエネルギーの熱電併給機器の革新等を受けたエネルギー間競合が始まり、電気のユーザーのニーズに立脚した営業体制とサービスが求められるようになった。そこで、関西電力は、1993 年に営業、市場開発、配電部門を統合し、「お客さま本部」を設置し、電気のユーザーへの提案・コンサルティング窓口の整備や家庭分野の電化活動を進めた。

さらに、**前記 1(2)**のとおり、2000 年 3 月以降、電力小売の部分自由化がスタートし、関西電力としては、ユーザーとの接点の強化やコンサルティングの充実等の営業体制の強化を図ってきた。そして、2016 年 4 月に小売全面自由化がスタートした後、2018 年 6 月に組織の名称を「お客さま本部」から「営業本部」に変更した。

なお、2019 年 9 月時点の関西電力の供給区域における新電力のシェアは、全体で約 17.6％（特別高圧部門：約 9.3%、高圧部門：約 20.4%、低圧部門：約 21.5%）となっている[24]。すなわち、関西電力の供給区域の旧一般電気事業者のシェアは、供給区域全体の約 82.4％（特別高圧部門：約 90.7%、高圧部門：約 79.6%、低圧部門：約 78.5%）となっており、この大半を関西電力が占めており、依然、関西電力のシェアは高い状況にある[25]。

---

[24] 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引の状況（令和元年 9 月分）」に記載の「販売電力量（エリア別）」の数値に基づき、新電力の販売量を、供給区域内の全販売量で除して、算出している。

[25] **前記(3)**のとおり、旧一般電気事業者は、低圧で受電するユーザー向けには、自由料金プランと規制料金プランを設けているところ、電力・ガス取引監視等委員会「電力取引の状況（令和元年 9 月分）」によれば、関西電力の販売電力量（低圧）に占める自由料金プランの割合は約 53.1%である。

第 2　原子力事業の概要

1　日本における原子力事業

(1)　日本の原子力事業の沿革

世界での原子力利用は原子爆弾という軍事利用とともに始まった側面があるが、米国は 1953～1954 年にかけて、原子力の軍事利用と並行して平和利用を推進する方針を打ち出した。アイゼンハワー米国大統領は、1953 年、国際連合総会で「Atoms for Peace」と呼ばれる演説を行い、1950～1960 年代にかけて、世界各国で原子力の平和利用が開始された。

日本でも、1955 年、原子力基本法が成立し、これを受け、日本における原子力発電所の開発が進められることとなった。そして、1957 年、沖縄電力株式会社を除く旧一般電気事業者 9 社と、当時、国から 100%の出資を受けていた電源開発株式会社の出資の下、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）が設立され、同社において、日本における原子力発電所の開発が進められた。

そして、1966 年、日本で初めてとなる商業用原子力発電所として、日本原電の東海発電所が、茨城県那珂郡東海村に建設され、運転を開始した。東海発電所は英国から導入された「黒鉛減速ガス冷却炉」と呼ばれる方式が採用されていたが、その後、「黒鉛減速ガス冷却炉」に代わり、「軽水炉」の建設が世界的に主流となった。日本においても、1970 年、日本原電の敦賀発電所において、「沸騰水型軽水炉（BWR）」である敦賀発電所 1 号機が運転を開始し、関西電力の美浜発電所では、「加圧水型軽水炉（PWR）」である美浜発電所 1 号機が運転を開始した。

その後、日本においては、1970 年代における二度にわたるオイルショックを経験し、石油に代替するエネルギーとして原子力が注目され、1974 年には地元住民の理解と協力を得ながら発電所の建設を円滑に進めることを一つの目的として、電源三法（詳細については、**後記 2(1)**参照）が整備された。関西電力においても、1970 年代以降、美浜発電所 1 号機の運転が開始したことを皮切りに、以降、1993 年までの間、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の各発電機の運転が順次開始された（詳細については、**後記 3(1)**参照）。

その後、世界的な環境意識の高まりにより CO2 削減への取組みが進められる中、温室効果ガスを排出しないエネルギーとしての原子力発電に注目が集まるようになったが、2011 年 3 月 11 日、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故が発生し、周辺地域に深刻な被害をもたらした。その結果、原子力発電に対する評価が大きく揺らぐことになった。

2012 年 9 月には、福島第一原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立するため、原子力規制委員会が設置され、原子力発電の安全性を高めるべく、2013 年 7 月には同事故の反省や国内外からの指摘を踏まえ「新規制基準」が策定された。

なお、2014 年に閣議決定された第四次エネルギー基本計画を受け、資源エネルギー庁が公表した「エネルギー長期需給見通し」においては、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合に関する政策目標の同時達成を考え、現実的かつバランスの取れたエネルギーミックスを実現すべく、2030 年度の総発電電力量のうち、原子力発電による発電電力量が占める比率を 20～22%程度とした見通しが示されている。

(2) 原子力発電所の立地の流れ

原子力発電所は、計画、建設、運転及び廃止措置の各段階で国の厳重な審査や検査を受け、許可・認可を得なければならない。

1970 年代において、原子力発電所建設には、多くの法律上（いわゆる 33 法 66 許認可）及び事実上の複雑な立地手続を必要とし、関西電力が設置した原子力発電所においては、運転開始までのリードタイムとして 10 年前後の期間を要していた。1970 年代における原子力発電所の設置の流れは、以下のとおりである。

原子力発電所設置の流れ

（各種資料を参考に作成）

また、現在においては、**前記(1)**のとおり、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力規制委員会が設置されている。現時点における原子力発電所の設置の流れは、以下のとおりである。

（一般財団法人日本原子力文化財団ホームページ[26]より引用）

上記のとおり、原子力発電所の立地に関しては、多くの許認可が必要となるが、各許認可を取得する過程で、法律上・事実上、利害関係人等の同意が必要とされる場合もある。例えば、地域森林計画上の民有林内での開発行為の許可申請には、当該開発行為の施工の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類の提出を必要とされ（森林法施行規則第 4 条第 2 号）、公有水面の埋立許可には、あらかじめ漁業権者等の公有水面に関し権利を有する者の同意があることを必要とされる（公有水面埋立法第 4 条第 3 項第 1 号、第 5 条第 2 号）。そのため、原子力発電所の設置者である電力会社[27]としては、地元の住民の理解を得ることが重要となるが、利害関係人等の同意の条件を巡って、利害関係人等との協議が紛糾し、紛争が生じるケースもある。

また、許認可の主体が原子力発電所を立地する地元の都道府県や市町村の首長であるケースも多く、地元の都道府県や市町村は、電力会社に対して、「安全協定」や「公害防止協定」といった協定の締結を求めることが通例であるが、協

[26] https://www.ene100.jp/zumen/5-2-13（2020 年 3 月 10 日閲覧）

[27] 原子力発電所の設置者は、必ずしも一般的に「電力会社」と呼称される旧一般電気事業者に限られないが、以後、分かり易さの観点から、旧一般電気事業者であるか否かを問わず、原子力発電所の設置者を「電力会社」と呼称することがある。

定の法的性質が不明確であったり、その方式、内容も事例ごとに異なる。

そのため、1970 年代から、場合によってはその時々の社会情勢に伴い、手続が不安定になることがあった。

したがって、原子力発電所の計画、建設及び運転開始に当たっては、原子力発電所を立地する地元の住民及び地方公共団体の理解が不可欠であり、そのため、電力会社としては、地元との友好的な関係を築くことが重要となる。

(3) 原子力発電所の運用

ア 定期的な検査等

電力会社は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子力発電所における主要な設備について、前回の定期検査終了後 13 か月を超えない期間に運転を停止し、定期的に検査し、その結果を記録することが求められている（原子炉等規制法第 43 条の 3 の 16、原子力規制委員会規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）第 54 条等。以下「定期検査」又は省略して「定検」という。）。また、原子力発電所の主要設備のうち、安全上重要な設備の機能や総合的な性能については、電力会社自身の検査のみならず、原子力規制委員会の検査も受ける必要がある（同法第 43 条の 3 の 15 等）。

そのため、原子力発電所を運用するに当たっては、電力会社は、定期検査の都度、多数の協力会社に対して、原子力発電所の設備の点検・検査・試験等の業務を委託する必要があり、**後記第 3 章第 1、5(2)イ**の柳田産業も関西電力の定期検査の業務を受託していた協力会社の一社である。

イ 福島第一原子力発電所事故以降の規制強化

前記(1)のとおり、福島第一原子力発電所事故の教訓を受け、同事故後、いわゆる「新規制基準」が制定された。原子力発電に関する規制は、原子炉等規制法及び同法の委任を受けて原子力規制委員会が制定した「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等の委員会規則により構成される。原子力規制委員会は、これらの委員会規則の解釈やガイドを設けており、これらの原子力規制委員会規則、解釈及びガイドについて、福島第一原子力発電所事故を受けて改正されたものが一般に「新規制基準」と呼ばれるものである。

原子力規制委員会は、原子炉等規制法上、原子炉設置（変更）許可、工事の計画の認可、使用前検査、保安規定の認可等のような各種行政処分による規制権限

を有しており、原子力規制委員会規則で定める基準に適合することが許認可等の基準の一部となっている。

新規制基準の概要は、以下のとおりである。

（原子力規制委員会ホームページより引用[28]）

新規制基準が制定された結果、電力会社としては、福島第一原子力発電所事故以降、稼働を停止した原子力発電所を再稼働するに当たっては、原子力規制委員会から新規制基準適合性の審査を受けて許可等を受ける必要が生じた。また、猶予期限内の特定重大事故等対処施設[29]の設置が求められたため、新規制基準対応のために多種多様の対応工事を実施する必要に迫られた。

そのため、電力会社は、新規制基準に対応するため、多額の費用を支出することを余儀なくされ、関西電力の美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所だけでも、総額 1 兆円[30]を超える費用を支出することが見込まれている。

2　原子力事業と地域の関わり

前記 1(2)のとおり、原子力発電所の立地及びその運営に当たっては、その立地地域の理解及び協力が不可欠である。そのため、電源地域の公的な振興の施策と

[28] http://www.nsr.go.jp/data/000102350.pdf（2020 年 3 月 10 日閲覧）

[29] 故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより、炉心の損傷が発生するおそれがある場合等に、放射性物質の放出を抑制するための施設である。

[30] 原子力発電所の新規制基準対応に係る原子炉設置変更許可申請書等に記載された金額に基づき算出している。

して、いわゆる電源三法が制定されていることに加え、電力会社は地域の発展への貢献に努めている。

(1)　電源三法交付金（公的な地域振興）

ア　電源三法の制定

日本においては、戦後の経済の立ち直りに伴う電力の増加に対応するため、1952 年、電源開発促進法が制定された。電源開発促進法は、通商産業大臣に対して、電源開発の基本計画を立案し、決定することを求め（同法第 3 条）、速やかな電源開発及び送電変電施設の整備を促したが、電源開発の環境に与える影響や安全に対する国民意識の高まりに伴い、電源開発は思うように進まなかった。

そこで、発電用施設の周辺地域における公共用の施設の整備等の住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業を促進することで、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、1974 年、いわゆる「電源三法」が制定された。

イ　電源三法の概要

電源三法は、電源開発促進税法、特別会計に関する法律及び発電用施設周辺地域整備法からなる。電源三法による交付金の仕組みは、以下のとおりである。

- 電源開発促進税法により、販売される電気に対して電源開発促進税が賦課される（電源開発促進税法第 1 条）。
- 電源開発促進税による歳入が、特別会計に関する法律により電源開発促進勘定に組み入れられる（特別会計に関する法律第 91 条第 1 項）。
- 発電用施設周辺地域整備法により、同意公共施設整備計画や同意利便性向上等事業計画に対して、電源開発促進勘定より交付金が交付される（発電用施設周辺地域整備法第 7 条、第 10 条第 4 項、特別会計に関する法律第 88 条第 2 項第 2 号イ、第 85 条第 4 項）。

これらの仕組みにより、電気の販売に伴って賦課された税金が、発電用施設周辺地域の公共用の施設の整備や周辺地域の住民の利便性の向上、産業の振興に寄与する事業に充当される。

（一般財団法人日本原子力文化財団ホームページ[31]より引用）

ウ　電源三法交付金の支払実績等

(ア)　モデルケース

資源エネルギー庁は、モデルケースとして、出力 135 万 kW の原子力発電所が新設された場合、その地域（所在市町村、周辺市町村、都道府県）にもたらされる電源立地地域対策交付金等による財源効果の内容を公表している[32]。

これによれば、モデルケースにおける電源三法交付金（電源立地地域対策交付金）は、立地可能性調査の開始から、運転後 40 年までの間で合計約 1340 億円とされており、原子力発電施設立地地域共生交付金は約 25 億円とされている。

(イ)　福井県等に対する支払実績等

[31] https://www.ene100.jp/zumen/9-3-1（2020 年 3 月 10 日閲覧）
[32] 資源エネルギー庁作成に係る「電源立地制度について」（https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/dengenrichi.pdf（2020 年 3 月 10 日閲覧））

福井県によれば、福井県及び県下の自治体に対して交付された電源三法交付金は、1974 年度から 2017 年度までの累計で約 5206 億円に上り、その内訳は、福井県に約 2853 億円、市町村に約 2329 億円、その他の団体に約 24 億円となっている[33]。

この点、高浜町及び福井県の歳入状況、電源三法交付金の交付実績、歳入に占める電源三法交付金の割合は**別紙 2-2-2-1** のとおりである。歳入に占める電源三法交付金の割合は、福井県では、歳入全体の 1～4%程度に過ぎないものの、高浜町では、少ない年でも 10%前後、多い年には約 30%を占めており、電源三法交付金による歳入が極めて重要な財源となっていることが認められる[34]。

(2) 電力会社による立地地域の振興

前記 1(2)のとおり、原子力発電所の立地及びその運営に当たっては、地元自治体等の合意形成が極めて重要となる。そこで、電力会社としては、地域の地理的、社会的、自然環境等の特性に応じて、関係自治体の地域の発展に貢献してきた。

具体的には、原子力発電所の建設や運転に際して積極的に地元から雇用を募るとともに、原子力発電所の建設や運転に必要な物資の調達や業務の発注では、可能な範囲において、地元での調達・発注を行っている。また、発電所の建設に対する協力金等の名目で電力会社から地方公共団体に対し多額の協力金等が支払われることもある。

加えて、電力会社は、発電所の事業主体として、また地域の一員として、発電所の立地を契機に、地域の基幹産業の振興、生活基盤の整備が図られるよう協力を行い、地域が主催するイベントへの参加・協力、体育館等のスポーツ施設の開放、カルチャー講習会の実施等、地元住民との積極的な交流等に努めている。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのことであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、1969 年から 1996 年にかけて、高浜町に対して、総額 40 億円を超える

---

[33] 福井県作成に係る「電源三法交付金の概要」（https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/kofukin_d/fil/001.pdf（2020 年 3 月 10 日閲覧））

[34] 関西電力は高浜町に法人住民税及び固定資産税を納税しているが、電源三法交付金に関西電力が納税した法人住民税及び固定資産税を加えると、それらが高浜町の歳入に占める割合は、2013 年度約 45.2%、2014 年度約 48.6%、2015 年度約 43.4%、2016 年度約 29.5%、2017 年度約 45.3%となる。これらの数値からも原子力発電所の立地による財源が重要であることがうかがえる（関西電力が高浜町に納税した法人住民税及び固定資産税については関西電力から提供を受けた数値に依拠した。）。

協力金・寄付金を支払った。

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、当時の高浜町長が反対運動を展開する住民との協議に当たり、ようやく用地買収や漁業補償等を進めることができるようになったとのことである。

3　関西電力の原子力事業

(1)　関西電力における原子力発電所の設置及び運用の沿革

ア　原子力発電所の設置の沿革

関西電力は美浜町、高浜町及び大飯町[35]の 3 地域において原子力発電所を設置している。関西電力における各原子力発電所設置の沿革は、下表のとおりである。

時期	沿　革
1954 年	技術研究所に原子力グループを設置し基礎研究を開始
1955 年 8 月	原子力発電に関する調査研究企画を担当する原子力専門委員会が発足
1957 年 9 月	旧一般電気事業者の中で最初に原子力部を設置
1960 年頃	原子力発電所の立地点の検討開始
1970 年 11 月	美浜発電所 1 号機（定格出力 34.0 万 kW）営業運転開始
1972 年 6 月	美浜発電所 1 号機で蒸気発生器伝熱管漏えい事故発生 美浜発電所 1 号機の稼働を停止
1972 年 7 月	美浜発電所 2 号機（定格出力 50.0 万 kW）営業運転開始
1972 年 12 月	美浜発電所 1 号機営業運転再開
1974 年 6 月	福井原子力事務所の設置
1974 年 11 月	高浜発電所 1 号機（定格出力 82.6 万 kW）営業運転開始
1975 年 11 月	高浜発電所 2 号機（定格出力 82.6 万 kW）営業運転開始
1976 年 12 月	美浜発電所 3 号機（定格出力 82.6 万 kW）営業運転開始
1979 年 3 月	大飯発電所 1 号機（定格出力 117.5 万 kW）営業運転開始
1979 年 12 月	大飯発電所 2 号機（定格出力 117.5 万 kW）営業運転開始
1985 年 1 月	高浜発電所 3 号機（定格出力 87.0 万 kW）営業運転開始
1985 年 6 月	高浜発電所 4 号機（定格出力 87.0 万 kW）営業運転開始
1991 年 2 月	美浜発電所 2 号機で蒸気発生器伝熱管破断事故発生
1991 年 12 月	大飯発電所 3 号機（定格出力 118.0 万 kW）営業運転開始
1993 年 2 月	大飯発電所 4 号機（定格出力 118.0 万 kW）営業運転開始
1994 年 2 月	美浜発電所 1 号機で蒸気発生器伝熱管漏えい事故発生
1994 年 6 月	福井原子力事務所の名称を若狭支社に変更
1996 年 4 月	美浜発電所 1 号機営業運転再開

[35] 2006 年 3 月 3 日、大飯町と名田庄村とが合併し、現在の正式な町名は「おおい町」であるが、本報告書では原子力発電所設置当時の町名に倣い「大飯町」と記載する。

時期	沿　革
2004 年 8 月	美浜発電所 3 号機で二次系配管破損事故が発生 美浜発電所 3 号機の稼働を停止
2005 年 7 月	本店に設置していた原子力事業本部を美浜に移転し、当時の若狭支社と統合する形で原子力事業本部の設立
2007 年 2 月	美浜発電所 3 号機営業運転再開
2012 年 2 月	東日本大震災以降、定期検査を迎えた原子力発電所で順次発電が停止され、高浜発電所 3 号機の停止で関西電力全ての原子力発電所が発電を停止
2014 年 5 月	福井地裁、大飯発電所 3 号機・4 号機の運転差止請求を一部認容
2015 年 4 月	美浜発電所 1 号機・2 号機の廃止
	福井地裁、高浜発電所 3 号機・4 号機の運転差止仮処分命令の申立てを認容
2015 年 12 月	福井地裁、保全異議審にて、福井地裁の高浜発電所 3 号機・4 号機の運転差止仮処分決定（2015 年 4 月）の取消し
2016 年 2 月	高浜発電所 3 号機の再稼働
2016 年 3 月	大津地裁による高浜発電所 3 号機・4 号機の再稼働禁止仮処分決定により、再稼働していた高浜発電所 3 号機を停止
2017 年 3 月	大阪高裁、保全抗告審にて、大津地裁の高浜発電所 3 号機・4 号機の再稼働禁止仮処分命令（2016 年 3 月）の取消し
2017 年 5 月	高浜発電所 4 号機再稼働
2017 年 6 月	高浜発電所 3 号機再稼働
2018 年 3 月	大飯発電所 1 号機・2 号機の廃止、大飯発電所 3 号機再稼働
2018 年 5 月	大飯発電所 4 号機再稼働
2018 年 7 月	名古屋高裁金沢支部、福井地裁が一部認容した大飯発電所 3 号機・4 号機の運転差止判決（2014 年 5 月）について一部取消し

イ　福井県における原子力発電所の誘致活動

福井県は、当時、未知のエネルギーであった原子力による地域開発への期待感から、積極的な原子力発電所の誘致活動を行った。まず、1957 年 4 月に福井県知事を会長とする福井県原子力懇談会を設立し、その後、京都大学の研究用原子炉の誘致を行った。この誘致は実現しなかったものの、福井県における原子力発電所の設置の契機となり、1962 年 5 月、原子力発電所の設置のため、福井県は福井大学の専門家に敦賀半島の地質調査を依頼し、同年 12 月、通商産業大臣が敦賀半島 2 地点での原子力発電所の建設の決定を閣議報告した。

ウ　美浜発電所

美浜発電所のある美浜町丹生地区は、花崗岩質で原子力発電所を設置する上で優れた地質を有していると評価され、原子力発電所の候補地となった。そして、1962 年 5 月には丹生地区総会で、同年 6 月には美浜町議会で、美浜町への原子

力発電所誘致が全会一致で可決された。

美浜発電所 1 号機～3 号機の設置許可から営業運転開始までの経緯は以下のとおりである。

時期	沿　革
1966 年 6 月	関西電力、内閣総理大臣に対し美浜発電所 1 号機の原子炉設置許可申請
1966 年 12 月	内閣総理大臣、美浜発電所 1 号機の原子炉設置を許可
1967 年 11 月	関西電力、内閣総理大臣に対し美浜発電所 2 号機の原子炉設置許可申請
1968 年 5 月	内閣総理大臣、美浜発電所 2 号機の原子炉設置を許可
1970 年 11 月	美浜発電所 1 号機営業運転開始
1971 年 7 月	関西電力、内閣総理大臣に対し美浜発電所 3 号機の原子炉設置許可申請
1972 年 3 月	内閣総理大臣、美浜発電所 3 号機の原子炉設置を許可
1972 年 7 月	美浜発電所 2 号機営業運転開始
1976 年 12 月	美浜発電所 3 号機営業運転開始

エ　高浜発電所

(ア)　高浜発電所 1 号機及び 2 号機

日本の高度経済成長の影響により、高浜町では、1960 年頃以降、労働力が流出し、過疎化が進んでいた。その結果、高浜町は徐々に財政難に陥ったところ、同町は、1965 年、関西電力が美浜発電所に次ぐ原子力発電所の立地場所を検討していたことを踏まえ、福井県知事を通じて、関西電力に対し、原子力発電所設置のための調査検討の申入れを行った。しかし、高浜町においては、原子力発電所の安全性及び原子力発電所設置のための用地買収による生活基盤の変化に伴う不安等から、地元住民の中には、原子力発電所の設置に反対する者もいた。

この時、高浜町長の浜田氏及び高浜町議会は、原子力発電所を設置することで歳入等を得ることができ、町政の発展に資するという考えから、原子力発電所設置を推奨する活動を行った。その結果、1966 年 10 月、高浜町議会で、原子力発電所誘致決議が全会一致で可決された。

高浜発電所 1 号機及び 2 号機の設置許可から営業運転開始までの経緯は、以下のとおりである。

時期	沿　革
1969 年 5 月	関西電力、内閣総理大臣に対し高浜発電所 1 号機の原子炉設置許可申請
1969 年 12 月	内閣総理大臣、高浜発電所 1 号機の原子炉設置を許可
1970 年 5 月	関西電力、内閣総理大臣に対し高浜発電所 2 号機の原子炉設置許可申請
1970 年 11 月	内閣総理大臣、高浜発電所 2 号機の原子炉設置を許可
1974 年 11 月	高浜発電所 1 号機営業運転開始
1975 年 11 月	高浜発電所 2 号機営業運転開始

(イ)　高浜発電所 3 号機及び 4 号機

1976 年、高浜町長及び町議会が発足させた「高浜町経済対策協議会」にて高浜町の景気浮揚策として原子力発電所の増設に関する意見がまとめられた。

原子力発電所の増設に反対した勢力もあったものの、高浜町議会においては、高浜発電所増設誘致決議が可決され、原子力発電所増設の誘致が開始された。

高浜発電所 3 号機及び 4 号機の設置許可から営業運転開始までの経緯は、以下のとおりである。

時期	沿　革
1978 年 4 月	関西電力、内閣総理大臣に対し高浜発電所 3 号機・4 号機の原子炉設置許可申請
1980 年 8 月	通商産業大臣、高浜発電所 3 号機・4 号機の原子炉設置を許可
1985 年 1 月	高浜発電所 3 号機営業運転開始
1985 年 6 月	高浜発電所 4 号機営業運転開始

オ　大飯発電所

1969 年、大飯町議会において原子力発電所の誘致が決議され、関西電力が大飯町に発電所の計画概要を説明するなど、原子力発電所の設置に向けた活動が進められていた。1971 年時点において、関西電力は、大飯町からの了解を得た上で、調査工事を開始し、敷地の一部造成工事にも取りかかっていた。しかし、このようなタイミングで、一部の地元団体が大飯町長に原子力発電所建設中止の要望書を提出するなど、原子力発電所の設置に反対する動きが盛んとなった。

このような状況を踏まえ、大飯町長及び大飯町議会は、関西電力との原子力発電所設置に係る仮協定書を破棄し、大飯町長は自身に対するリコール活動も始まったことなどを受け、混乱の責任を取って 1971 年 7 月に町長を辞任した。後任の大飯町長は、関西電力に対し、原子力発電所設置工事の中止を申し入れ、その結果、1972 年 4 月より、保安工事を除く原子力発電所設置のための一切の建設工事が中止されることとなった。

しかし、一旦、建設工事が中止されたことで原子力発電所設置に反対する者の活動も収束し、他方で、大飯町だけでなく福井県も原子力発電所の安全性について説明会を実施するなど、地元住民を説得するための活動を行った結果、1972 年 7 月から原子力発電所の建設工事が再開されることとなった。

大飯発電所 1～4 号機の設置許可から営業運転開始までの経緯は、以下のとおりである。

時期	沿　革
1971 年 1 月	関西電力、内閣総理大臣に対し大飯発電所 1 号機・2 号機の原子炉設置許可申請
1972 年 7 月	内閣総理大臣、大飯発電所 1 号機・2 号機の原子炉設置を許可
1979 年 3 月	大飯発電所 1 号機営業運転開始
1979 年 12 月	大飯発電所 2 号機営業運転開始
1985 年 2 月	関西電力、通商産業大臣に対し大飯発電所 3 号機・4 号機の原子炉設置許可申請
1987 年 2 月	通商産業大臣、大飯発電所 3 号機・4 号機の原子炉設置を許可
1991 年 12 月	大飯発電所 3 号機営業運転開始
1993 年 2 月	大飯発電所 4 号機営業運転開始

(2)　関西電力における原子力事業の現状

関西電力において、原子力発電所は電源構成における主たる電源となっている。そのため、原子力発電所の稼働は電力の安定供給のために重要であると認識され、また、関西電力の収支にも大きな影響を与えている。

ア　関西電力の電源構成

関西電力の東日本大震災直前である 2010 年度～2018 年度の電源構成は、以下のとおりである[36]。

(ア)　関西電力の発電設備量及び発電電力量における原子力発電の占める割合

年度	年度末設備（万 kW）	年度末設備における構成比[37]	発電実績[38]（億 kWh）	発電実績における構成比[39]
2010 年度	977	28%	670	51%

[36] 資源エネルギー庁作成に係る「電力調査統計」（https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/（2020 年 3 月 10 日閲覧））
電気事業連合会作成に係る「電力統計情報」（https://www.fepc.or.jp/library/data/tokei/（2020 年 3 月 10 日閲覧））
[37] 年度末設備における構成比とは、当該年度末時点における、原子力以外の種類を含めた発電設備の供給力合計（万 kW）における原子力発電所の供給力合計（万 kW）が占める割合である。
[38] 2015 年度以前は発電端電力量（発電機が発電した電力を指す。）を記載し、2016 年度以降は送電端電力量（発電機が発電した電力から、発電所内で使用した電力等を差し引いた電力を指す。）を記載している。
[39] 発電実績における構成比とは、当該年度における、原子力以外の種類を含めた発電設備による発電実績合計（億 kWh）における原子力発電所の発電実績合計（億 kWh）が占める

年度	年度末設備（万 kW）	年度末設備における構成比[37]	発電実績[38]（億 kWh）	発電実績における構成比[39]
2011 年度	977	28%	323	26%
2012 年度	977	28%	152	13%
2013 年度	977	27%	93	8%
2014 年度	977	26%	0	0%
2015 年度	893	24%	8	1%
2016 年度	893	24%	-4[40]	0%
2017 年度	658	19%	129	14%
2018 年度	658	19%	301	29%

(イ) 旧一般電気事業者（沖縄電力株式会社は除く。）の発電設備量及び発電電力量における原子力発電の占める割合

年度	年度末設備（万 kW）	年度末設備における構成比	発電実績（億 kWh）	発電実績における構成比
2010 年度	4,634	23%	2,713	33%
2011 年度	4,634	22%	1,007	13%
2012 年度	4,353	21%	159	2%
2013 年度	4,165	20%	93	1%
2014 年度	4,165	20%	0	0%
2015 年度	3,979	19%	94	1%
2016 年度	3,922	19%	173	3%
2017 年度	3,687	18%	313	5%
2018 年度	3,578	18%	621	10%

イ　関西電力における原子力事業と電力の安定供給

電力は国民の生活に欠くことのできない社会的インフラであるが、電力を安定的に供給するためには、需要と供給のバランスを一致させなければならない。仮に需給バランスを欠くことになると、電気の周波数が乱れ、電気の品質が低下するほか、場合によっては、発電所が停止し、大規模停電（ブラックアウト）を招く可能性がある。

この点、**前記ア**のとおり、関西電力の 2010 年度の発電実績における原子力発電所の構成比は約 51%にも上っていた。そのため、福島第一原子力発電所事故を受け、関西電力の原子力発電所が停止した結果、供給力が不足し、関西電力においては、**後記ウ**で触れるとおり収支が大きく悪化するとともに、2011 年度か

割合である。

[40] 2016 年度においては、関西電力の原子力発電所が稼働しておらず、発電所内で使用した電力量が、発電電力量を上回ったため、発電実績の数値がマイナスとなっている。

ら 2015 年度にわたって、ユーザーに対して、公式に節電を要請することを余儀なくされた。また、**前記ア**のとおり、2018 年度時点においても、関西電力の発電実績における原子力発電所の構成比は約 29%の割合を占めており、関西電力の供給区域における電力の安定供給の観点から見て、原子力発電所に依存する程度は高い。

ウ　関西電力における原子力事業と収支の関係

前記アのとおり、関西電力は他の旧一般電気事業者と比較し、原子力発電の比率が高く、2010 年度においては、発電実績における原子力発電所の構成比は約 51%の割合を占めていた。原子力発電は、他の発電方式と比較し、発電自体に要するコストが低く、原子力発電所の稼働状況が関西電力の収支に大きな影響を与えてきた。

実際、2010 年度の関西電力の経常利益は約 2024 億円[41]（約 2379 億円）であったが、東日本大震災の影響によって原子力発電所が停止した 2011 年度は▲約 3020 億円（▲約 2655 億円）、2012 年度は▲約 3925 億円（▲約 3531 億円）の経常損失であり、電気料金の値上げを行った 2013 年度以降も、値上げの前提とした原子力発電所の再稼働が実現しなかったことなどから、2013 年度及び 2014 年度においては、▲約 1229 億円（▲約 1113 億円）、▲約 1596 億円（▲約 1130 億円）と経常損失が続いた。

2015 年度には 2 度目の電気料金値上げを実施し、また、燃料価格の下落等の一時的な収支改善要因等もあり、2015 年度及び 2016 年度においては、それぞれ約 2001 億円（約 2416 億円）、約 1437 億円（約 1961 億円）の経常利益を計上するに至った。

その後、2017 年度から 2018 年度にかけて、高浜発電所 3 号機・4 号機及び大飯発電所 3 号機・4 号機が順次運転を再開し、2 度の電気料金値下げを行いつつも、引き続き経常利益を計上している。

年度	経常損益（億円）	原子力の発電実績（億 kWh）	原子力の構成比	備考
2010 年度	2,024 （2,379）	670	51%	2011 年 3 月、東日本大震災が発生
2011 年度	▲3,020 （▲2,655）	323	26%	2012 年 2 月、関西電力の原子力発電所が全て停止

[41] 約 2024 億円は単体の数値であり、括弧内の約 2379 億は連結の数値である。なお、両数値とも 1 億円以下は切り捨てている。以下同様である。

年度	経常損益 （億円）	原子力の 発電実績 （億 kWh）	原子力の 構成比	備考
2012 年度	▲3,925 （▲3,531）	152	13%	2012 年 7 月、大飯発電所 3 号機・4 号機が再稼働
2013 年度	▲1,229 （▲1,113）	93	8%	2013 年 5 月、電気料金の値上げ（1 回目）
				2013 年 9 月、2012 年 7 月に再稼働した大飯発電所 3 号機・4 号機が稼働停止し、関西電力の原子力発電所が全て停止
2014 年度	▲1,596 （▲1,130）	0	0%	
2015 年度	2,001 （2,416）	8	1%	2015 年 6 月、電気料金の値上げ（2 回目）
				2016 年 2 月、高浜発電所 3 号機が再稼働（同年 3 月に稼働停止）
2016 年度	1,437 （1,961）	-4	0%	
2017 年度	1,455 （2,171）	129	14%	2017 年 5 月、高浜発電所 4 号機再稼働
				2017 年 6 月、高浜発電所 3 号機再稼働
				2017 年 8 月、高浜発電所 3 号機・4 号機の再稼働に伴う電気料金の値下げ
				2018 年 3 月、大飯発電所 3 号機再稼働
2018 年度	1,305 （2,036）	301	29%	2018 年 5 月、大飯発電所 4 号機再稼働
				2018 年 7 月、大飯発電所 3 号機・4 号機の再稼働に伴う電気料金の値下げ

第 3　関西電力の成り立ち

1　関西電力の概要

関西電力は、電気事業再編成令により、関西配電株式会社及び日本送配電株式会社からの設備の出資及び譲渡を受けて 1951 年 5 月に設立された株式会社である。会社概要は、以下のとおりである。

会社名	関西電力株式会社
上場市場	株式会社東京証券取引所市場第一部
決算日	3 月 31 日
株主構成[42]	大阪市（7.27%） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）（5.41%） 日本トランスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（5.12%） 日本生命保険相互株式会社（2.93%） 神戸市（2.91%） 関西電力持株会（2.00%）等
代表者	取締役社長　岩根　茂樹
本店所在地	大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号
従業員数[43]	21,318 人
主な事業	電気事業、熱供給事業、電気通信事業、ガス供給事業　等
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

2　関西電力の組織体制及びガバナンス体制

関西電力の組織体制及びガバナンス体制は、**別紙 2-3-2-1 及び別紙 2-3-2-2** のとおりである。

関西電力における主要な機関及び業務執行機関の概要は、**別紙 2-3-2-3** のとおりである[44]。

3　本件問題と関係する業務執行機関

[42] 2019 年 9 月 30 日時点。
[43] 2019 年 10 月 9 日時点。
[44] 2019 年 8 月 30 日時点。

(1)　原子力事業本部

ア　概要

事業本部の一つである原子力事業本部は、原子力企画部門、原子力安全部門、原子力発電部門、原子力技術部門及び原子燃料部門の 5 つの部門並びに地域共生本部で構成されている。これらの業務概要は、下表のとおりである。各部門及び地域共生本部の下には、グループ、センター又はプロジェクトチームが設置されている。

部門等	業務概要
原子力企画部門	要員・組織計画及び要員教育並びに文書管理に関する業務の統括
原子力安全部門	原子力発電所の安全管理及び原子力発電施設の安全評価に関する業務の統括
原子力発電部門	原子力発電の品質保証活動及び原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理並びに原子力発電施設の設計・保全に関する業務の統括
原子力技術部門	原子力発電施設の設計・保全及び高経年対策に関する技術的業務の統括
原子燃料部門	原子燃料サイクル及びその品質保証活動に関する業務の統括
地域共生本部	福井県における地域対応の統括等

また、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の 3 つの原子力発電所は、原子力事業本部に所属する業務機関であり、原子力事業本部は、原子力発電所の安全運転を統括している。各原子力発電所長は、原子力事業本部長の示す方針・目標に基づき、原子力の安全確保を最優先に電力の安定供給を目指した設備の工事、運用、保守等の業務を計画的に実施する。

イ　原子力事業本部の設置経緯

1957 年、関西電力は、旧一般電気事業者の中で最初に、原子力の基礎的な調査研究並びに原子力発電所の設計及び建設技術の開発を担当する原子力部を本店に設置した。その後、1970 年に美浜発電所 1 号機が運転を開始し、美浜発電所 2 号機及び 3 号機並びに高浜発電所 1 号機及び 2 号機の開発が進められる中、1974 年に原子力総合推進体制の整備として、原子力の安全管理、原子力発電所の供給力の安定確保、地域対策、広報活動の一元化を目的として、福井県に集中する関西電力の原子力発電所を統括管理する福井原子力事務所（1994 年に「若狭支社」に名称変更）を新設した。

本店の原子力部は、原子力・火力本部、原子力事業本部と組織変更を繰り返し

ながら旧若狭支社と併存していたが、2004 年 8 月 9 日の美浜発電所 3 号機の二次系配管破損事故[45]を契機として、2005 年 7 月に福井県における対応機能を一元化するため、本店の原子力事業本部が福井県美浜町に移転し、旧若狭支社と統合する形で原子力事業本部が設置され、また、この時の組織改正に合わせ、立地地域から一層の信頼を得て、地域とのコミュニケーションを推進するために原子力事業本部内の組織として地域共生本部が設置された。

(2) 京都支社[46]

森山氏は 1990 年代前半以降、京都市内に在住しており、京都支社（当時は京都支店）においても、森山氏の対応を行っていた。

ア 概要

京都支社は、京都における対外対応拠点として、関西電力の事業への理解獲得につながる地域対応の推進や地域統括機関等の活動支援、非常災害時の統括を担う支社の一つであり、地域対応が主たる業務である。

京都支社には、下表のとおりグループが設置されており、各グループの固有の業務内容は下表のとおりであるが、この他に、各グループとも地域に関する情報の調査・収集、地域共生の推進及び広報等の業務をそれぞれ行っている。

支社	グループ	各グループ固有の業務内容
京都支社	統括グループ	地域対応に関する計画の策定
		自治体及び地域の関係諸団体との渉外、連携、協力
		地域対応に係る調整、支援、統括
		秘書、庶務業務
		法務、人事、労務、経理業務等
	京都コミュニケーショングループ	担当地域における自治体及び地域の関係諸団体との渉外・連携・協力（原子力事業本部所管事項を除く。）
	京都南部コミュニケーショングループ	担当地域における自治体及び地域の関係諸団体との渉外、連携、協力（原子力事業本部所管事項を除く。）

[45] 美浜発電所 3 号機のタービン建屋において、復水配管の流量計オリフィス下流部が、中を流れる水の作用により徐々に薄くなって破損し、約 140℃の熱水と蒸気が噴出する事故が起きた。事故の直接的な原因は、関西電力の二次系配管肉厚管理の不備から、本来管理すべきであった箇所を長年にわたって管理できていなかったことにある。

[46] 2019 年 6 月の組織改正により、京都支社は、送配電カンパニー電力本部と統合され、送配電カンパニー所属に再編された。

支社	グループ	各グループ固有の業務内容
	京都北部コミュニケーショングループ	担当地域における自治体及び地域の関係諸団体との渉外、連携、協力（原子力事業本部所管事項を除く。）

イ　京都支店から京都支社への組織変更

2015 年 6 月の組織改正で、京都支店は、京都支社に組織変更された。京都支店は、地域対応が主たる業務である京都支社（**前記ア**参照）と異なり、その業務は地域対応には限られず、下表のとおり、送電線、変電所、配電線の維持管理、設置及び改修工事や付帯する建物、用地の維持管理等も含まれていた。

京都支店の業務概要	詳細
送電線、変電所、配電線の維持管理、設置及び改修工事	送電線、変電所、配電線等電力設備の健全性確認（巡視）や定期点検
	老朽化・不具合設備に関する修繕・取替等の改修
	発電事業者や顧客からの電気接続申込時における設備の設置
付帯する建物、用地の維持管理	事業所建物の維持・管理、修繕等
	電力設備、建物の付帯する土地の管理及び購入
地域（自治体等）の対応	地域対応に関する計画策定
	地域共生の推進
	自治体及び地域関係団体との渉外・連携・協力
	地域に関する情報の調査、収集等
総務、労務、人事、経理、調達契約等	業務計画・環境・広報
	労務・安全衛生・人事・給与・厚生（社宅・寮管理を含む。）
	予算・決算・調達

(3)　総務室

総務室は、秘書グループ（役員に関する業務等）、庶務グループ（儀式、会議、入会及び寄付に関する業務等）、防災グループ（防災計画の総括に関する業務等）、文書・株式グループ（定款、株主総会に関する業務等）、用地グループ（用地に関する運営計画に関する業務等）、法務総括グループ、法務サポートグループ（主として営業、立地及びグループ経営に関する事項の法務サービス）、国際法務グループ（主として国際事業及び海外取引に関する事項の法務サービス）及び原子力法務グループ（原子力に関する訴訟等に関する業務）で構成される。

本件社内調査は、損害賠償、コンプライアンス、法令の調査・研究、立法対応、訴訟等・契約書審査・法律相談・法務情報の提供等の法務サービス（法務サポー

ト及び国際法務グループが担当する事項を除く。)、業務改善提案及び室の運営（法務総括、法務サポート、国際法務及び原子力法務グループに関する事項に限る。）を行う法務総括グループが担当していた。

(4) 調達本部

関西電力では、2015 年 6 月の組織改正以前は、購買組織は調達担当部署及び調達の金額規模によって分けられており、本店のほかに、各支店、各事業本部及び発電所等の業務機関においても調達業務（契約締結業務）を担当していた。調達担当部署[47]及び金額規模による具体的な区分けは、下表のとおりである。

<table>
<tr><th colspan="4">2015 年 6 月の組織改正までの購買組織</th></tr>
<tr><th>調達担当部署</th><th>締結権限を有する契約</th><th colspan="2">実際の契約締結業務を行う部署</th></tr>
<tr><td rowspan="3">購買室
（本店）</td><td rowspan="2">1.5 億円超過の機器・工事契約</td><td colspan="2">機器契約グループ</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事契約グループ</td></tr>
<tr><td>1.5 億円以下の機器・工事契約</td><td>購買センター</td><td>契約グループ</td></tr>
<tr><td>原子力事業本部</td><td>1.5 億円以下の機器・工事契約</td><td colspan="2">経理グループ</td></tr>
<tr><td>支店・支社</td><td>1.5 億円以下の工事契約</td><td colspan="2">経理グループ</td></tr>
<tr><td>火力事業本部</td><td>1.5 億円以下の機器・工事契約</td><td colspan="2">経理グループ</td></tr>
<tr><td>原子力発電所</td><td>4 千万円以下の機器・工事契約</td><td colspan="2">所長室</td></tr>
</table>

その後、2015 年 6 月の組織改正により、調達担当部署及び金額規模により分けられていた購買組織を設備・品目ごとに組織化した上で、調達業務（契約締結業務）を本店に集約化し、より専門性を高めた組織として調達本部を本店に設置した[48]。

他方で、原子力設備調達グループに関しては、原子力事業本部及びサプライヤーが福井県を拠点にしていることから、原子力事業本部に本店の調達本部の出先機関が常駐して調達業務（契約締結業務）までを同県内で完結するようにし、また原子力発電所には地域対応の観点から一定の範囲で購買機能（権限）を残した。

---

[47] 関西電力では、契約の請求や当該契約に基づく工事を実施する部署を「工事担当箇所」、調達本部又は調達本部から権限分掌された契約の締結等に関する業務を行う部署を「契約担当箇所」と呼称しているが、本報告書においては、「工事担当箇所」を「業務担当部署」、「契約担当箇所」を「調達担当部署」と呼称する。

[48] 例外的に専門性等を有する一部の業務に関する委託契約等を契約する場合については、当該業務を所管する部門が一定額までの発注権限を有しており、**後記第 3 章第 1、5(2)ウ**のオーイング等に対する原子力発電所の警備業務はこの類型に該当する。

2015年6月の組織改正後の購買組織		
調達担当部署	実際の契約締結業務を行うグループ	締結権限を有する契約
調達本部（本店）	原子力設備調達グループ	機器・資材・請負契約（原子力）
	火力・水力設備調達グループ	機器・工事契約（火力）・設備契約（水力）
	流通・一般機器調達グループ	機器契約（変電制御・送配電・一般）
	流通設備工事契約グループ	工事契約（送配電）
	一般工事契約グループ	工事契約（土木建築・一般）
	委託契約グループ	委託契約・リース契約

なお、関西電力における発注手続のルールは、**別紙 2-3-3-4** のとおりである。

4　関西電力のグループ会社

関西電力は、2019年3月31日時点で、グループ会社が149社（連結子会社77社、非連結子会社18社、関連会社54社）ある。そのうち、本報告書で主として触れるグループ会社の概要は、**別紙 2-3-4** のとおりである[49]。

[49] 役員構成は、2019年7月時点とする。

第 3 章　森山氏と関西電力との関係

本章においては、**第 1** として、森山氏の経歴並びにその地位及び活動について、**第 2** として、森山氏が高浜町に在職していた時代から他界するまでの関西電力との関係について詳述する。

第 1　森山氏の経歴並びにその地位及び活動

1　概要

森山氏の経歴の概要は、以下のとおりである[50]。

時期	概要
1928 年 10 月	出生
	工業専門学校の土木工学科を卒業
1949 年 5 月	京都府に就職
1958 年 12 月	綾部市に転職・綾部市臨時職員（衛生課水道係・建設課）
1959 年 8 月	（綾部市）正職員（技術員）（建設課）
1962 年 4 月	（綾部市）技術吏員
1965 年 4 月	（綾部市）建設課都市計画第一係長
1966 年 11 月	（綾部市）土木課都市計画係長
1969 年 12 月	綾部市を退職
1969 年 12 月	高浜町に転職・企画室主幹
1970 年 12 月	（高浜町）民生課長
1970 年	部落解放同盟福井県連合会書記長・高浜支部書記長（～1971 年）
1971 年	福井県客員人権研究員（～2018 年）
1971 年 10 月	（高浜町）総括課長兼建設課長（1973 年 1 月からは総括課長のみ）
1974 年 8 月	（高浜町）企画課長
1975 年 10 月	（高浜町）収入役
1977 年 4 月	（高浜町）助役
1986 年	高浜町都市計画審議会委員（～2010 年）
1987 年 2 月	高浜町人権擁護委員（～1999 年 3 月）
1987 年 5 月	高浜町を退職
1987 年 6 月	高浜町教育委員会（委員長又は委員）（～2010 年 9 月）
1987 年 6 月	柳田産業相談役（～2018 年）
1987 年 7 月	関電プラント顧問（～2018 年）
1997 年 3 月	オーイング取締役（～2018 年）
2000 年	高浜町あらゆる人権差別をなくする審議会委員（～2010 年）

[50] なお、森山氏の受賞歴等としては、(i)自治功労賞（1973 年）、(ii)社会教育功労賞（1975 年）、(iii)地方自治の振興と地域社会の発展功労表彰（1976 年）、(iv)科学技術長官賞（1985 年）、(v)法務省人権擁護局長感謝状（1996 年）、(vi)瑞宝小綬章（2003 年）、(vii)高浜町町政功労者表彰（2005 年）がある。

時期	概要
2009 年	福井県人権施策推進審議会委員（～2018 年）
2019 年 3 月	90 歳で死去

2　高浜町役場における職務

森山氏は、大阪府内の工業専門学校を卒業後、1949 年 5 月に京都府に就職し[51]、その後、1958 年 12 月に綾部市に転職した後、1969 年 12 月に高浜町に転職した。

その後、森山氏は、1969 年 12 月に企画室主幹に就任した後、1970 年 12 月に民生課長に就任し、総括課長[52]兼建設課長（1971 年 10 月就任。1973 年 1 月からは総括課長のみ）を経て、1974 年 8 月に企画課長に就任し、1975 年 10 月～1977 年 3 月までの間、収入役を務めた後、同年 4 月に助役に就任し、その後約 10 年にわたり助役を務めた後、1987 年 5 月 31 日に高浜町を退職した。

企画課長は関西電力との事務的な折衝の窓口となる職位であり、森山氏は、**後記第 2、1** のとおり、企画課長時代から収入役及び助役時代を通じ、浜田氏とともに、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設や高浜発電所の運営に関する関係各所との折衝や関連問題への対応等に当たっていた。

3　役場職員以外の地方自治体における地位及び活動

(1)　福井県における地位及び活動

森山氏は、福井県において、1971～2018 年の間、福井県客員人権研究員を務めていた。客員人権研究員の主な職務は、人権問題や人権施策に関する各種事項に関して福井県からの要請に対して意見を述べることであった（面会、電話、手紙等により年間 30 回程度）。

また、森山氏は、2009～2018 年の間、福井県人権施策推進審議会委員を務めていた。人権施策推進審議会委員の主な職務は、審議会に参加して人権施策基本方針や人権施策の実施状況に関して意見を述べることであった[53]。

なお、福井県が 2019 年 10 月 15 日に設置した高浜町元助役関係調査委員会による 2019 年 11 月 21 日付「高浜町元助役との関係にかかる調査報告書」によれ

---

[51] ただし、京都府によれば、森山氏が正規職員として京都府で勤務した記録はなく、臨時職員等として勤務していた可能性はあるものの、当時の記録は残っていないとのことである。
[52] 複数ある課長職の上位の職位であり、森山氏以外に 1 名が就いたほかその職位に就いた者は存在しない。
[53] ただし、記録の残る 2014 年以降、審議会へ出席したという記録はない。

ば、同調査委員会が調査対象とした特別職や部長等の職位にあった福井県職員が、森山氏から、数千円～20 万円程度の現金や商品券等の金品を受領していた事実が確認されている。この調査における調査対象者 313 名のうち、180 名が人権関係の研修会等を通じて森山氏と接点があり、そのうち 109 名が森山氏から金品を受領していたものとされている。

(2) 高浜町における地位及び活動

森山氏は、高浜町教育委員会において、1987 年 6 月～2010 年 9 月の間委員を務め、また、1990 年 10 月～1992 年 9 月の間、1994 年 10 月～1999 年 9 月の間、2001 年 10 月～2002 年 9 月の間及び 2005 年 10 月～2008 年 9 月の間は委員長を務めていた。

また、森山氏は、高浜町都市計画審議会において、1986 年 1 月～2010 年 1 月の間委員を務め、1986 年 1 月～1998 年 1 月の間は会長を、1998 年 1 月～2010 年 1 月の間は副会長を務めていた。

さらに、1987 年 2 月～1999 年 3 月の間は人権擁護委員、また、2000～2010 年の間はあらゆる人権差別をなくする審議会の委員をそれぞれ務めていた。

なお、高浜町が 2019 年 12 月 9 日に設置した高浜町元助役関係調査委員会による 2020 年 3 月 2 日付「調査報告書」によれば、同調査委員会が調査対象とした課長職以上の職位にあった高浜町職員等が、森山氏から、一定の金品を受領していた事実が確認されている。この調査における調査対象者 56 名のうち、1 名が森山氏から 10 万円相当の商品券を受領しており[54]、17 名が森山氏と 3000 円～1 万円程度の中元、歳暮又は見舞金等のやり取りをしたとされている。また、1 名がオーイングから中元及び歳暮等を受領していたとされている。もっとも、この調査において、調査対象者が、森山氏、吉田開発又はオーイングから請託を受けた事実、及び、これらの者に対して便宜を図った事実は、いずれも確認されなかったとのことである。

4 部落解放同盟における地位及び活動

部落解放同盟中央本部による 2019 年 10 月 7 日付コメント[55]によれば、森山氏は、高浜町への転職の直後である 1970～1971 年の間、部落解放同盟福井県連合

---

[54] 同調査報告書によれば、商品券を受領した者は、森山氏に対し、同程度の金額の品物を返礼したとされている。

[55] 「福井県高浜町元助役から関西電力幹部への金品受領問題に関する部落解放同盟中央本部のコメント」（http://www.bll.gr.jp/info/news2019/news20191008.html）（2020 年 3 月 10 日閲覧）。

会の書記長及び高浜支部の書記長を務めていた。同コメントによれば、森山氏は、1972 年に部落解放同盟福井県連合会の書記長及び高浜支部の書記長の職を辞して以降は、部落解放同盟の福井県連合会や高浜支部の運営等に関与することはなかったものとされている。

5　関電プラント及び本件取引先等における地位及び活動

(1)　関電プラントにおける地位及び活動

森山氏は、1987 年 5 月に高浜町を退職後、関西電力の紹介で、同年 7 月 1 日に関電プラント（当時の社名は関電興業株式会社）の顧問に就任した。森山氏は、その後、体調不良等を理由に 2018 年 12 月 31 日をもって退任するまで、30 年以上にわたり関電プラントの顧問の地位にあった。関電プラントでは、毎年 6 月下旬に、「顧問（非常勤）の委嘱期間の更新について」と題する稟議書（委嘱期間 : 1 年間、報酬 : 年額 200 万円（手取り））が作成され、社長決裁を経ていた。

もっとも、森山氏への関電プラントの顧問委嘱に当たっては、同社と関西電力が「但し、業務には一切関与願わないものとする。」と記載された覚書を締結しており、森山氏に対する関電プラント顧問としての肩書は名目的なものであったと評価すべきである。

(2)　本件取引先における地位及び活動

森山氏は、本件取引先の少なくとも一部において役員等の一定の地位を有していた。また、本件取引先の役員等は、森山氏と関西電力の役職員との会食等に同席し、場合によっては、関西電力の役職員に金品を渡したことがあった。さらに、関西電力から本件取引先への発注について、森山氏が関西電力に対し発注や情報提供を要求したことが認められる。森山氏と本件取引先各社との関係についての本調査の結果は以下のとおりである。

なお、(i)森山氏が本件取引先から受領していた報酬等の有無等については、**後記第 4 章第 1、3(2)**、(ii)森山氏及び本件取引先等が関西電力の役職員に対して提供した金品等の有無及びその額については、**後記第 4 章第 1、2** をそれぞれ参照されたい。

ア　吉田開発

吉田開発は、福井県大飯郡高浜町に本社を置き、関西電力関連の工事としては、

主に高浜町における土木建築工事を請け負っている会社である。関西電力及び関電子会社 6 社からの吉田開発に対する発注の状況については、**後記第 4 章第 3、1** を参照されたい。

吉田開発の役員は、森山氏に呼ばれて同氏の京都市内の自宅に出向くことなどがあった。もっとも、閉鎖登記簿謄本等の公開情報によれば、森山氏が吉田開発の役員等に就任していた事実は認められなかった。

吉田開発の役員は、**後記第 2、3(1)イ**のとおり、森山氏と関西電力の役職員との会食等に同席していた。その回数は相当数に上り、時にはその会食等において関西電力の役職員に対し金品を提供していた。また、**後記第 4 章第 3、2(1)ア(ア)**のとおり、森山氏は、関西電力に対し、吉田開発に対する工事等の発注を要求していた。その結果、吉田開発の関西電力関連工事の受注が伸びた。吉田開発は森山氏に対して総額で 3 億円程度の金員を謝礼として提供した。そのほか、**後記第 4 章第 1、2(3)ア(ア)b** のとおり、森山氏は、吉田開発が関西電力の所有地を賃借したり買い受けたりすることができるよう関西電力に要請していた。

なお、**後記第 6 章第 1、2** のとおり、吉田開発は、2018 年 1 月頃に金沢国税局の税務調査を受け、これに関連して森山氏と関西電力も税務調査を受けている。この税務調査が契機となって、関西電力の役職員が森山氏に対し、同年 2 月中に、受領していた相当額の金品等を返還するに至っている。

イ　柳田産業

柳田産業は、兵庫県高砂市に本社を置き、関西電力関連の工事としては、主に原子力発電所の定期検査等に関する工事等を請け負っている会社である。

柳田産業は、福井県出身の企業ではないが、従前、大手重電企業の下請企業として関西電力の発電所を含む発電所・工場等のポンプやコーティング関連の仕事を請け負い、実績を積んでいく中で、関西電力から直接工事を受注するようになったものである。関西電力及び関電子会社 6 社からの柳田産業に対する発注の状況については、**後記第 4 章第 3、1** を参照されたい。

森山氏は、1987 年 5 月の高浜町退職後、同年 6 月に柳田産業の相談役に就任した。森山氏は、相談役の報酬として相当の金額を受領しており、本件ヒアリングによれば、報酬額は年数千万円単位だったと聞いたことがあると述べる者も存在する。また、**後記第 4 章第 1、2(3)ア(ア)a(a)**のとおり、1980 年代に大飯発電所の幹部であった者に対する本件ヒアリングによれば、1987 年 5 月の高浜町助役退任後、森山氏が、同年 6 月頃に同幹部の自宅を訪問し、「柳田産業を頼む。」と言って 5～10 万円分の商品券を置いていったとのことである。

なお、関西電力から提供を受けた資料の中には、森山氏は、柳田産業の取締役

に就任していたとの記載があるものも存するが、閉鎖登記簿謄本等の公開情報からは、森山氏が柳田産業の取締役に就任していた事実は認められなかった。

また、柳田産業は、1990 年代前半以降、京都府京都市中京区所在のマンションの一室を京都事務所とし、同事務所を森山氏の個人事務所とした。さらに、同社は社宅として同マンションの最上階の一室を賃借し、森山氏は同室を京都市の居宅としていた。

柳田産業の役員は、**後記第 2、3(1)イ**のとおり、森山氏と関西電力の役職員との会食等に少なくとも数回は同席していた。こうした会食等の中には、柳田産業が主催して、森山氏、関西電力の福井原子力事務所並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の所長や事務次長を招いて行われたものもあったとのことである。また、**後記第 4 章第 3、2(1)ア(イ)**のとおり、森山氏は、関西電力に対し、柳田産業に対する発注予定額の上積み等を要求していた。

森山氏は、2018 年 10 月、柳田産業の相談役を退任した。

後記第 6 章第 1、2 の税務調査を契機とした関西電力の役職員の森山氏に対する、2018 年 2 月の金品の返却については、柳田産業の役員の立会いの下で行われていたことが認められる。

ウ　オーイング

オーイングは、福井県大飯郡高浜町に本社を置き、関西電力関連の業務としては、主に原子力発電所の警備業務を請け負っている会社である。関西電力及び関電子会社 6 社からのオーイングに対する発注の状況については、**後記第 4 章第 3、1** を参照されたい。

オーイングの主たる業務は警備業である。警備業以外には、ビルメンテナンス業務、人材派遣（受付業務等）を行っている。関西電力から受注している業務は、原子力発電所の警備業務と京都支社管内の事業所の清掃業務であり、売上としては、高浜発電所の警備業務による売上が最も大きい。

オーイングの閉鎖登記簿謄本その他の資料及び本件ヒアリングによれば、森山氏は、オーイングの株式を保有するとともに、オーイング設立時（1997 年 3 月 5 日）から 2018 年 5 月 22 日まで、オーイングの取締役に就任していた。

オーイングの役員は、**後記第 2、3(1)イ**のとおり、森山氏と関西電力の役職員との会食等に少なくとも 20 回以上同席していた。また、**後記第 4 章第 3、2(1)ア(ウ)**のとおり、森山氏は、関西電力が他社に発注していた業務をオーイングに発注するよう、関西電力に対し度々要求するなどしていた。

エ　塩浜工業

塩浜工業は、福井県敦賀市に本社を置き、関西電力関連の工事としては、主に土木工事、建築工事、特殊鋼造工事を請け負っている会社である。関西電力及び関電子会社 6 社からの塩浜工業に対する発注の状況については、**後記第 4 章第 3、1** を参照されたい。

関西電力から提供を受けた資料には、関西電力が、塩浜工業を森山氏と関係性がある企業として認識している旨の記載がなされているものもあるが、森山氏が塩浜工業の取締役又は顧問等に就任していたことが明記された資料はなく、閉鎖登記簿謄本等の公開情報からも、森山氏が塩浜工業の取締役に就任していた事実は認められなかった。

しかし、塩浜工業の役員は、**後記第 2、3(1)イ**のとおり、森山氏と関西電力との役職員の会食等に少なくとも 10 回以上同席していた。また、**後記第 4 章第 3、2(1)ア(エ)**のとおり、森山氏は、関西電力に対し、塩浜工業を JV 元請にするよう要求したり、塩浜工業への発注金額の増額を要求したりするなどの発注要求を行っていた。

(3)　その他の関西電力の取引先における地位及び活動

関西電力から提供を受けた資料その他資料及びヒアリングによれば、本件取引先以外に、森山氏が顧問・相談役又は役員に就任していた企業は確認されなかった。

もっとも、関西電力が森山氏と関連する企業として認識していた取引先は必ずしも本件取引先には限られず、また、高浜町等に所在する地元企業の中には、以下に述べるとおり、森山氏が関西電力に対し当該企業への発注を要求するなど、本件取引先以外にも森山氏と一定の関係を有していたことがうかがわれる企業が存在している（**前記第 1 章第 1、4(1)イ**で述べたとおり、本件取引先とこれらの企業を「本件取引先等」と総称する。）。

なお、関西電力が社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた、吉田開発、柳田産業、オーイング、柳田産業及び ***X1 社***の 5 社（本件取引先）においては、それぞれ森山氏と一定の関係が認められたものの、その関係の深さはそれぞれ異なり、本件取引先のうち、***X1 社***については、**前記第 1 章第 1、4(1)イ脚注**のとおり、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、本項において記載する。

ア　*X1 社*

X1 社は、福井県福井市に本社を置き、関西電力関連の業務としては、主に原子力発電所における警備業務等を請け負っている会社である。関西電力及び関電子会社 6 社からの ***X1 社***に対する発注の状況については、**後記第 4 章第 3、1** を参照されたい。なお、現在は、***X1 社***において、高浜発電所に関する業務の売上は少額である。また、***X1 社***は、関西電力の業務に関するオーイングの下請も行っている。

関西電力から提供を受けた資料の中には、森山氏が ***X1 社***の取締役又は顧問に就任していたとの記載があるものも存在する。もっとも、***X1 社***の役員はこの事実を否定しており、また、少なくとも、閉鎖登記簿謄本等の公開情報からは、森山氏が ***X1 社***の取締役に就任していた事実は認められなかった。

発注との関係では、**後記第 4 章第 3、2(1)ア(オ)**のとおり、森山氏が、関西電力に対し、***X1 社***に対する発注予定額の情報提供を求めたことがある。

イ　*X2 社*

X2 社は、関西電力グループ及びその元請先から工事等を請け負っている会社である。

大飯発電所の幹部であった者と高浜発電所長の長谷泰行氏その他の関西電力職員間の電子メールその他の資料によれば、***X2 社***は、2013 年 12 月、森山氏に対し、関西電力、関電プラント及び環境総合テクノスの工事を受注したい旨等を記載した要望書を提出し、また、2016 年 1 月にも、森山氏に対し、関西電力の大飯発電所の設備の改修工事の受注を希望する旨を要望していた。これらの ***X2 社***の要望は、森山氏から関西電力の役職員に伝達され、関西電力の役職員はこれらの要望に対する対応を検討した。中でも 2013 年 12 月の要望書に対しては、個々の要望に対し関西電力として前向きに応じる方向での返答を行い、また、2016 年 1 月の要望に係る改修工事は ***X2 社***が工事を受注するに至ったことが認められる。

なお、これらの 2 つの要望に関して、***X2 社***が森山氏に手数料等を支払った事実は認められなかった。

ウ　*X3 社*

X3 社は、関西電力グループ及びその元請先から工事等を請け負っている会社である。

以下の記述は、特に断りのない限り、***X3 社***の役員に対するヒアリングに基づくものである。

X3 社は、1993 年頃、森山氏から関西電力の取引先の紹介を受け、関西電力の発電所に関する業務を当該取引先の下請として受注し始めた。当該取引先の紹介に対して、***X3 社***が、森山氏に謝礼等を支払ったことはないが、通常の付き合いの中で森山氏の遊興費（パチンコ代）を負担するなどといったことはあったとのことである。

また、***X3 社***は、1998 年頃、吉田開発とともに、森山氏に対し、吉田開発及びその下請としての***X3 社***が関西電力の業務を受注できるように依頼し、その後関西電力から総額約 800 万円の業務を受注した。これについて、***X3 社***は、吉田開発と相談の上、受注の謝礼として、吉田開発と折半して合計現金 80 数万円を京都の森山氏の自宅に持参して手渡した。

さらに、***X3 社***は、2003 年頃、森山氏に対し、関電プラントの業務を受注できるよう依頼し、その後業務を受注するに至った。***X3 社***は、この業務受注に対して、森山氏に金銭の支払いを行ってはいないが、森山氏と酒席を共にし、その代金 40 数万円を***X3 社***において支払ったとのことである。

エ　株式会社熊谷組

共同通信社による 2020 年 1 月 7 日付の「関電、熊谷組受注に便宜」と題する報道及びその続報（以下「熊谷組関連報道」と総称する。）によれば、1997 年に、関西電力の子会社である株式会社原子力安全システム研究所（以下「INSS」という。）が発注し、株式会社熊谷組（以下「熊谷組」という。）が受注・施工した同研究所新築工事（以下「研究所新築工事」という。）に関し、森山氏が、関西電力の幹部職員を恫喝し、競合他社である株式会社大林組（以下「大林組」という。）に同工事の受注の断念を要請するなど、熊谷組が同工事を受注できるよう便宜を図ることを求めるなどし、その後、熊谷組が同工事を受注したとのことである。

熊谷組関連報道を受け、当委員会において、同報道に係る音声（森山氏と関西電力の幹部職員との通話を録音したとされるもの。以下「本件音声」という。）の内容を確認するとともに、関西電力から、熊谷組が同工事を受注した経緯等に関する資料の提供を受けて調査した。

しかし、熊谷組が研究所新築工事を受注した経緯等に照らせば、疑いはあるものの、関西電力の幹部職員とされる人物が、森山氏の要求に応じ、大林組の担当者と交渉し、熊谷組が同工事を受注できるよう便宜を図ったと認定するまでには至らなかった（この熊谷組の一件に関する当委員会の評価の詳細は、**後記第 4 章第 3、3(2)**のとおりである。）。

第 2　森山氏と関西電力の関係

1　高浜町役場在職時代の森山氏と関西電力の関係

(1)　高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に対する協力

高浜発電所 1 号機は 1969 年 12 月に、また、高浜発電所 2 号機は 1970 年 11 月にそれぞれ原子炉設置の許可がなされている。当時、森山氏は、1969 年 12 月に高浜町に就職し、1970 年 12 月には民生課長に就任した。

1975 年前後に設置に向けた動きが本格化した高浜発電所 3 号機及び 4 号機については、関西電力から提供を受けた 1975 年 1 月 30 日～1977 年 6 月 9 日の間における関西電力と福井県や高浜町との打合せ内容を記載した「高浜原子力発電所増設の経緯について（地元対策）」と題する資料（以下「地元対策経緯資料」という。）、高浜町議会の議事録その他の資料より、森山氏が、遅くとも企画課長を務めていた 1975 年 1 月頃から高浜町長であった浜田氏とともに、関西電力と高浜発電所の増設に向けた協議を開始し、以後、地元住民、地元漁業協同組合、高浜町議会、県等の関係先との折衝に当たっていたことが確認できる。高浜発電所 3 号機及び 4 号機は、1980 年 8 月に原子炉設置の許可がなされており、森山氏はそれまでの間に収入役（1975 年 10 月就任）を経て助役（1977 年 4 月就任）へと地位が変化しているが、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に関する森山氏の上記役割が変わることはなかった。

森山氏は、高浜町議会議員、地元住民や漁業協同組合に対する根回し、県知事に対する陳情を含む福井県との折衝等を行い、その経過を関西電力の担当者らに逐次報告し、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の立地に向けた協議を行っていた。これらの根回し、折衝等や関西電力との協議は、森山氏が浜田氏とともに行っていたこともあれば、浜田氏を伴わずに森山氏が単独で行っていたこともあった。

関西電力担当者らは、自らも福井県知事や県職員、地元関係者らと面談を行い、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に向けた申入れや協議を行っていたが、地元対策経緯資料より、これらは多くの場合、浜田氏や森山氏の根回しを前提にしており、各関係者と最も密接に折衝を行っていたのは、浜田氏及び森山氏であったことが確認できる。

中でも、浜田氏及び森山氏が最も尽力していたのは、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に反対する一部の漁業協同組合等の地元関係者の説得であったようである。浜田氏及び森山氏は、高浜町として地域振興対策を行うとしてこれら地元関係者を説得するよう努め、関西電力は当該地域振興対策に協力する旨の協定書を締結している。そして、関西電力は、この地域振興対策への協力として、

1976～1977 年に合計 9 億円の協力金を高浜町に対して支払っている。この 9 億円の協力金については、関西電力から浜田氏名義の口座に振り込まれ、浜田氏及び森山氏と地元関係者の協議の結果を踏まえ、町道舗装や漁港整備等の地域振興対策や漁業振興対策の費用として支出されたが、後に、浜田氏名義の口座に協力金を受け入れたことや、その使途が浜田氏らにより独断で決定されたことは違法であるなどとして、地元住民から住民監査請求が行われることとなった[56]。

また、浜田氏及び森山氏は、行政側の担当者として、高浜町議会において原子力発電所増設を擁護する趣旨の答弁を度々行っていたことが認められる[57]。

関西電力から提供を受けた森山氏に関する情報が記載された 1994 年 3 月 25 日付の資料（1988 年 1 月当時の資料の引用とされる記載がある。以下「森山氏情報資料」という。）には、関西電力の 1988 年 1 月当時の認識として、「高浜 3、4 号機の建設にあたって、地元及び漁協との折衝に当たるとともに、それらの要求を吸い上げ町の振興計画に反映し、立地に対する住民の合意形成に尽力した。」と記載されているところ、この関西電力の認識は、上記の森山氏の活動の内容に沿ったものである。

(2) 原子力発電所の運営に対する協力

ア 概要

森山氏情報資料には、上記の高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に対する森山氏の尽力に加え、「当社に対する寄与内容」として、関西電力の 1988 年 1 月当時の認識に基づき、以下の内容が記載されている。

時期	内容[58]
1979 年 4 月 16 日	米国スリーマイル島原子力発電所事故の影響により大飯 1 号機を停止したが、その際定検中であった高浜、美浜発電所の早期運転再開について側面的に国・県に働きかけを行ない早期再開に

[56] 結論としては、高浜町監査委員による監査の結果、違法又は不当な点はないものと判断された。その後、当該地元住民から再度住民監査請求がなされたが、既に監査したとおりであって再度監査を行う理由がないとして、再度の住民監査請求は却下されている。

[57] 当委員会において、1976～1977 年の高浜町議会の議事録を確認したところ、森山氏は、高浜町議会において度々浜田氏の指名に基づき答弁をしており、その内容は原子力発電所関係の質問に対する答弁が多数含まれた。森山氏は、原子力関係の質問に対しては、行政側として、一貫して原子力発電所推進又は擁護の立場での答弁をしている。なお、1968～1975 年及び 1978 年の森山氏の答弁内容については、高浜町において町議会の記録が見当たらないとのことであり、確認することができなかった。

[58] 森山氏情報資料について、個人の特定を避けるなどの目的で、一定の加除修正を行っている。

時期	内容[58]
	力となった。
1980 年 1 月	高浜 3、4 号機に係る我が国で最初の 2 次ヒヤリング開催にあたり、ルールづくりや警備対応の中心になって全般を取り仕切り、ヒヤリングを成功させるとともに 3、4 号機増設に大きな力となった。
1980 年 12 月	高浜 3、4 号機の本格着工に必要な建築確認について、当社が着工を予定していた 12.3 に間に合わせるよう県と折衝し、12.3 建築確認通知を得ることができた。
1985 年 3 月	地元の組合からの苦情に対し、当該組合を説得し個人の問題とするよう切り離し工作をしてくれた。
1985 年 5 月	大飯 3、4 号機 2 次ヒヤリングの開催方式に関する周辺市町村のまとめ役となり、要望書の作成や国への陳情に努力し、同ヒヤリングが意見を聴く会方式となる大きな力となった。
1986 年 5 月	チェルノブイリ事故に際し、地元団体からの町に対する陳情書を町限りに止どめ、公にしなかった。
1987 年 2 月	地元企業からのフナクイムシに係る要望に際し、当社と地元企業の仲介を行ない、正常な土地取引として解決することができた。
1987 年 4 月	高浜 3 号機の格納容器給気ダクト内での業者の圧死事故に際し、警察・地元関係に対する無言の圧力により穏便に済ますことができた。
その他	・ 発電所の各種トラブルに際し、原子力推進の立場から地元説得にあたり、国・県への対応のバックアップをしてくれた。 ・ 新規立地予定地点からの視察者に対し、終始推進の姿勢で行政としてのあり方について積極的に説得してくれた。 ・ 議会対策上、一部議員の封じこみをはかり、発電所をカバーしてくれた。 ・ 問題ある企業について、町業者としての指名を拒否するとともに発電所工事業者としての侵入を阻止してくれた。 ・ 地元からの寄付要望について、当社の立場を考慮し調整してくれた。 ・ 当社関係に対する採用希望者の窓口となって整理してくれた。 ・ 原子力関係者の町内における交通事故等のトラブルに対し、素早く行動して地元から批判がでないよう措置してくれた。

これら森山氏の「寄与内容」には、原子力発電所の稼働のための国や県の折衝等、原子力発電所を誘致した立地地域の行政を担当する者として、違和感のない内容も含まれている。

他方で、上記「寄与内容」には、「地元の組合からの苦情に対し、当該組合を説得し個人の問題とするよう切り離し工作をしてくれた。」（1985 年 3 月）、「チェルノブイリ事故に際し、地元団体からの町に対する陳情書を町限りに止どめ、公にしなかった。」（1986 年 5 月）、「地元企業からのフナクイムシに係る要望に際し、当社と地元企業の仲介を行ない、正常な土地取引として解決することがで

きた。」（1987 年 2 月）、「高浜 3 号機の格納容器給気ダクト内での業者の圧死事故に際し、警察・地元関係に対する無言の圧力により穏便に済ますことができた。」（1987 年 4 月）、「当社関係に対する採用希望者の窓口となって整理してくれた。」、「原子力関係者の町内における交通事故等のトラブルに対し、素早く行動して地元から批判がでないよう措置してくれた。」といった、行政担当者の職務として行うべきものか疑問があるものや、適切な解決が行われているのか疑わしいものも多々含まれている。

もっとも、こうした疑問がある「寄与内容」のうち、関西電力から提供を受けた資料等により当委員会がより詳細な事情を確認できたものは、下記のフナクイムシ問題のみである。

イ　フナクイムシ問題

森山氏情報資料に記載の「地元企業からのフナクイムシに係る要望に際し、当社と地元企業の仲介を行ない、正常な土地取引として解決することができた。」（1987 年 2 月）との事案について、関西電力から提供を受けた資料によれば、以下の経緯が認められる。

当該地元企業（以下「本件地元企業」という。）は高浜町が町に誘致した企業であり、高浜発電所に近い土地を保有し、海上の水面貯木場に木材を保管していた。しかし、高浜発電所からの温排水の排出（水温上昇）により、フナクイムシが増加し、本件地元企業が水面貯木場に保管していた木材に対する食害が頻発するようになったため、1981 年 5 月 2 日、本件地元企業は、高浜町長に対し、関西電力に対して指導を求める旨の陳情書を提出した。同月 7 日、高浜町長は、関西電力に対し、当該陳情書の内容検討と対応について回答を要請した。

関西電力は、1981 年 7 月 3 日、高浜町長に対し、引き続き水質・温排水拡散状況について調査を継続すること、高浜発電所の増設及び維持運営については本件地元企業から誓約書を取得して承諾を得ていることなどを回答し、同月 4 日、高浜町長は本件地元企業にこれを伝えた。これに対し、同月 21 日、本件地元企業から高浜町長宛に、関西電力に高浜発電所の増設及び維持運営についての誓約書を提出した当時、温排水の排出による水温上昇は予想外であり、当該誓約書はフナクイムシの増加による食害被害を想定せずに作成したことなどを内容とする再陳情書が提出された。

その後、フナクイムシの増加問題は解決しないまま、本件地元企業は、木材不況により経営状態が厳しくなり、1985 年後半から関西電力に対し、本件地元企業の所有する約 3 万坪の土地及び建物の買取りを依頼するようになった。この関西電力と本件地元企業の間の協議に、遅くとも同年 12 月頃から、高浜町助役

の森山氏が介在するようになった。関西電力は当初、電気事業者として利用計画のない土地を取得することはできない、また、町が誘致した企業を関西電力が救済することは事業の性格上不可能であり、各方面で諸種の問題を起こすなどの理由で、本件地元企業の土地買取りの依頼を拒絶していた。しかし、森山氏は、関西電力と本件地元企業という高浜町の誘致企業同士で争うことは避けてもらいたいなどとして、高浜町長とともに関西電力に善処を求めていた。関西電力は、1986 年 2 月、県や当時の通商産業省の了解といった条件が整えば土地の買取りも検討するとして、森山氏にその方針を伝えた。これに対し、森山氏は、本件地元企業にフナクイムシ問題を白紙に戻させて、その上で土地の買取要請を行わせることに全面的に協力するとの意向を示した。

関西電力は、対象の不動産について不動産鑑定を行い、1986 年 3 月、鑑定結果に基づき総額約 6 億 4600 万円との価格の提示を行った。これに対し、同年 7 月、本件地元企業は総額 12 億 3000 万円とする鑑定結果を提示し、関西電力の提示した価格では会社を整理することとなるとして、フナクイムシ問題抜きでの売買はあり得ない旨を主張した。関西電力は正常な価格での売買を主張し、フナクイムシ問題を踏まえた解決はあり得ない旨主張したが、森山氏からは高浜町の誘致企業間で争うことは避け、双方に打開策を検討するよう求められた。関西電力は、同年 8 月、自社の提示している価格が正常価格であるとしながら、国土利用計画法の手続が円滑に進められる額まで上積みすることとして、森山氏に一任する旨の方針を決定した。森山氏は、本件地元企業と協議し、同年 9 月、関西電力に対し、11 億円であれば片がつく見通しであると伝え、関西電力も 11 億円での買取りに応じた。その後、細かな調整が行われ、同年 11 月中旬には関西電力と本件地元企業との間で話がまとまった。その際の手続として、同月 15 日付で、本件地元企業は、高浜町長に対し、同社所有の約 3 万坪の土地の売却斡旋に協力してほしい旨を依頼する文書、及び、フナクイムシ問題に関する陳情書等一切の文書を撤回するとともに、今後名目の如何を問わず異議・苦情の申出又は求償をしないことを誓約する関西電力宛の誓約書を提出し、これを受けて、高浜町長から同月 19 日付で関西電力に対し、本件地元企業の土地処分について協力を求める文書が提出された。

その後、国土計画利用法上の手続が完了した後の 1987 年 2 月 20 日、本件地元企業の土地及び建物を総額 11 億円で関西電力が買い受ける旨の土地建物売買契約が締結された。この売買契約締結に際しては、本件地元企業が、不動産鑑定事務所より、土地を 11 億 2407 万 1000 円と評価する 1986 年 10 月 15 日付不動産鑑定評価書、建物を 2759 万 4000 円と評価する同月 20 日付不動産鑑定評価書を取得し、また、関西電力は、1987 年 1 月 31 日付で、別の不動産鑑定事務所より、土地を 11 億 0717 万円、建物を 2678 万円と評価する不動産鑑定評価書を取

得している。

以上のとおり、フナクイムシ問題においては、関西電力が森山氏の仲介によって、発電所の運営に関する地元企業との紛争を、最終的に当該地元企業の所有する不動産を買い取ることによって解決したことが認められる。関西電力から提供を受けた資料からは、森山氏がこの仲介に当たり違法ないし不当な手段を用いたことは認められないが[59]、関西電力は、地元企業との紛争を解決するために、利用計画のなかった不動産を自らが取得した鑑定結果に基づき正常価格と考えていた価格よりも 4 億 5000 万円余りも高額な金額で購入し、森山氏らの要請に応じて、高浜町が誘致した企業を救済する結果となっている。

このフナクイムシ問題に端を発する本件地元企業との不動産取引は、原子力発電所の運営に関する地元企業との紛争を不動産の高額買取という不透明な手段によって解決するとともに、関西電力自身が当初、電気事業者として利用計画のない土地を取得することはできない、また、町が誘致した地元企業を関西電力が救済することは事業の性格上不可能であり、各方面で諸種の問題を起こすことを理由に土地の買取りを拒絶していたとおり、その内情が世間に明るみに出れば、そもそも、高浜町において発電所を設置・運営する電気事業者として不適切な取引であったとの批判を免れ得ない取引であった。

(3) 芦原氏、内藤氏との関係について

本件ヒアリングによれば、森山氏は、高浜町退職後、森山氏に接する立場にあった関西電力の役職員に対し、森山氏が高浜発電所 3 号機及び 4 号機の設置のために尽力した旨を繰り返し語っていたとのことである。

この話に付随して、森山氏は、「芦原氏、内藤氏と一緒に増設を行った。芦原氏を尊敬している。」、「芦原氏と東京や群馬、栃木で会って話した。」、「その時の書類が家にある。」などとして、高浜町助役在任当時の関西電力の会長であった芦原義重氏（以下「芦原氏」という。）及び副社長であった内藤千百里氏（以下「内藤氏」という。）と自分との関係を匂わせることがあったということである。

しかし、当委員会が調査した範囲において、芦原氏又は内藤氏と森山氏が接触していたこと及びその内容を直接示す資料は見当たらず、また、本件ヒアリングにおいて、森山氏が保有するという書類についても、内藤氏からの時候の挨拶の手紙以外に芦原氏又は内藤氏と森山氏との関係を示す書類を見た者はおらず、

[59] なお、2020 年 3 月 8 日付の朝日新聞朝刊における報道によれば、高浜町助役在任当時の関西電力の副社長であった内藤千百里氏が森山氏に対し、上記の土地取引に関し、福井県に口利きを依頼したと同新聞記者に証言したとのことであるが、関西電力から提供を受けた資料には、内藤氏と森山氏の接触について記載はなく、また、両氏とも故人であるため、本件調査において、上記の口利き依頼の事実は確認できなかった。

また、上記以上に具体的に、芦原氏及び内藤氏と森山氏がどのような関係にあったのかを森山氏から聞いた者はいなかった。また、森山氏自身が語る「尽力」の内容も、確認できる範囲では多少なりとも具体的なものでも「私自身も過去高浜町長の指示のもとで、原子力発電所の建設に協力してきた。当時は地元も含めて83%が反対の中で、露骨なこともしてきたが、反対派ととことん話しをしてやってきた。特に芦原会長の意向に共鳴し一部の地元団体も反対のなかで地域性を重視しながら真剣な姿で徹底討論をして、なんとか私に任せるような状況にしたのである。計画、立案において行政とも連携し高浜 1～4 号の建設を推進してきた。」[60]との人権研修における発言くらいであり、あとは、関係者を論破した、体を張って頑張った、ボディガードをつけてもらったこともあるという程度の抽象的なものでしかなかったとのことであり、芦原氏や内藤氏と森山氏の関係を示す具体的な内容や、原子力発電所の立地及び運営に関し問題ないし不適切な行為があったことを示す内容を聞いた者もいなかった。

もっとも、内藤氏に対するインタビューを基にした朝日新聞社の記事[61]によれば、内藤氏は森山氏と当時の福井県知事らとの会合で会ったことや、「この男とは腹を割って話ができるとなれば、とことん信用される。」、また、「私の時に、高浜と大飯と二つ、いっぺんにやってしまった。それができたのは私と彼と…」として、森山氏との信頼関係を語り、また、内藤氏が森山氏から金品を受領していたことを告白したとされている。

森山氏自身による芦原氏や内藤氏との関係を匂わせる発言を複数の関西電力の役職員が聞いていることや、内藤氏のインタビューの内容からすれば、具体的な内容までは不明ではあるものの、芦原氏及び内藤氏と森山氏との間には何らかの密接な関係があったことが推察される[62]。

2　高浜町役場退職後の森山氏に対する関西電力の懸念とその淵源

以上のとおり、森山氏は高浜町在職時代、原子力発電所の立地及び運営に協力しており、関西電力としても森山氏が原子力発電所の立地及び運営に寄与していたものと認識していたことが認められる。

他方で、森山氏が高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に当たり、関西電力の担当者らと密に連絡を取りながら、高浜町議会議員、地元住民や漁業協同組合に

---

[60] この発言については、特定を避けるなどの目的で、一定の加除修正を行っている。

[61] 2019 年 12 月 12 日付朝刊「原発と関電マネー 癒着 上」

[62] 本件地元企業は、**前記(2)イ** 記載のフナクイムシ問題に端を発する不動産取引の実施に際して、関西電力と会食の場を設けたが、当該会食に内藤氏も出席していたとのことである。もっとも、当該会食へ森山氏が出席していたか否かは明らかでない。

対する根回し、県知事に対する陳情を含む福井県との折衝に当たっていたことや、芦原氏や内藤氏といった関西電力の経営トップ層と資料には表れない接触を行っていたこと、森山氏の高浜町助役時代の関西電力に対する寄与の内容には、原子力発電所の運営に当たって起こる様々な問題について、適切な解決が行われているのか疑問がある内容が多々含まれていることなどからすれば、森山氏は、前記のフナクイムシ問題の解決にみられるような関西電力の不適切な行為を少なからず見聞きし、また、フナクイムシ問題においてそうであったように、自ら関西電力の不適切な行為に関与してきたものと考えられる。また、森山氏が現にどこまでそういった関西電力の不適切な行為を知っていたかは別にして、関西電力の役職員において、各人に程度の差はあれ、森山氏を「関西電力の弱みを握る人物」として認識していたことが認められる。

森山氏情報資料には、高浜町を退職した森山氏に関して 1988 年 1 月時点で今後予想される懸念点として、(i)原子力発電所から県への報告、許認可について町又は県に圧力をかけ、ストップさせる、(ii)原子力発電所に関する問題を議会に取り上げさせ、同議会を通じて原子力発電所の業務運営を妨害する、(iii)関西電力に対する訴訟の原告側をバックアップし、原子力発電所からの温排水問題について関西電力を追及するといった懸念が記載されている。

合理的に考えれば、森山氏が長く高浜町助役を務め、地方自治体を含む地元に対し多少の影響力を持っていたとしても、立地地域として原子力発電所の稼働を前提とした経済活動が行われている高浜町において、高浜町を退職した一民間人に過ぎない森山氏が、原子力発電所の運営を妨害し、ましてや、その稼働をストップさせるほどの影響力を有しているはずはないところである。また、森山氏は、原子力発電所の立地及び運営に協力してきた者であり、上記のとおり、高浜町の退職後は原子力発電所の運営に関わる関西電力の取引先において一定の地位を有しており、原子力発電所が稼働することは森山氏の利益にもかなうことであったから[63]、冷静に見ると、森山氏が関西電力にとって知られてはならない情報を有していたとしても、現実に原子力発電所の運営の妨害行動に出るかは甚だ疑問である。

なお、時間が経つにつれて、高浜町助役時代の森山氏との関係を含め、原子力発電所の立地及びその直後の時期のことを知る者が現役を引退していき、森山氏が知られてはならない関西電力の情報を握る人物であるとの認識も薄らいでいくことになるが、森山氏は**後記第 4 章第 1、2** のとおり、高浜町退職後すぐの時期から関西電力の役職員に対し多額の金品を提供するようになっている。こ

[63] ただし、**後記第 4 章第 2** のとおり、関西電力は、森山氏の取引先に対する発注要求に応じるなどしており、原子力発電所の稼働が森山氏の利益にもかなう状況は関西電力自身が作出している側面が大きい。

の関西電力の役職員が森山氏から多額の金品の提供を受領しているという事実が公表されれば、現況がそうであるように、関西電力が社会から大きな批判を浴び、原子力発電所の運営が揺るがされかねないものであり、森山氏は、関西電力の役職員に対し多額の金品の提供を続けることで、新たに関西電力の知られてはならない情報を作出していったものである。

3　高浜町退職後の森山氏と関西電力の関係

(1)　森山氏に対する経済的利益の提供及び饗応接待

ア　関電プラントの顧問委嘱及び報酬支払い

前記第 1、5(1)のとおり、森山氏は、関電プラントの顧問に就任し、1987 年 7 月 1 日～2018 年 12 月 31 日の間、その地位にあった。森山氏に対する顧問報酬は年額 200 万円（源泉徴収後の金額）であり、毎年 2 回に分けて、現金 100 万円が森山氏に手渡されていた。税金等を考慮した場合、森山氏は上記期間を通じて、関電プラントから少なくとも合計 6780 万円を受領していた。

イ　関西電力の役職員による挨拶、饗応接待等

原子力事業本部や高浜発電所等において一定の役職に就任した従業員は、森山氏に対して就任の挨拶や時候の挨拶等をしなければならないものとされており、この慣習については、前任者から後任者に対して引継ぎが行われていた。

また、森山氏は、度々、ホテルのレストランや日本料理店等において、関西電力の役職員と会食を行っていた。これらの会食には、本件取引先のうち、吉田開発、柳田産業、オーイング又は塩浜工業の各役員が同席することがあった。会食の費用は関西電力が負担しており、会食に出席する関西電力の役職員は、各自、数千円程度の手土産を持参し、それぞれ森山氏に渡していた。

そして、上記の会食とは別に、毎年、原子力事業本部の手配により、森山氏の誕生日会や花見等の行事が開催されており、これらの行事には、原子力事業本部及び京都支店に所属していた役職員、並びに、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の幹部が出席していた。関西電力は、これらの行事の費用を負担するほか、毎回、森山氏に対して手土産（数千円程度）や誕生日プレゼント（1～2 万円程度）を渡していた。

これらの会食や誕生日会等の行事のために支出された金額及びその回数は、関西電力の接待交際費として記録されているものに限っても、**別紙 3-2-3-1** のと

おり、2009～2017 年の間の合計で金額にして 8952 万 0036 円、回数にして 421 回に上る[64]。

また、関西電力の役職員は、森山氏の提案を受け、森山氏との旅行を実施していた。これらの旅行は、他の電力会社の原子力発電所の見学や核燃料サイクル施設の見学を目的とするものもあれば、懇親を目的とするものもあった。また、これらの旅行には、関西電力の幹部のほか、上記原子力発電所の見学等を目的とするものについては、福井県の職員等が参加することもあった。

後記第 4 章第 1、2 のとおり、森山氏から関西電力の役職員に対する金品の提供は、主に、これらの会食の機会に行われており、森山氏及び会食等に同席した本件取引先が、会食の席で関西電力の役職員に対して金品等を提供することもあった。**前記 2** のとおり、この金品の提供等自体が関西電力の役職員の森山氏に対する弱みを作り出しており、森山氏が関西電力の役職員を意のままにすることができる要因の一つとなっていた。

なお、**後記(2)**のとおり、森山氏は、人権研修を通じて、関西電力において、「先生」としての地位を築いており、現に、関西電力から提供を受けた資料には、森山氏の呼称として、「森山先生」や「先生」との記載が度々登場している。また、本件ヒアリングにおいても、森山氏のことを「先生」と呼称する関西電力等や本件取引先の役職員が少なからず存在した。

(2) 関西電力の役職員に対する人権研修

関西電力の高浜発電所では、1987 年末、従業員間でいわゆる同和地区出身者であることを理由とする差別事件が発生し、また、1988 年初頭、業務を受託していた関西電力の協力会社の従業員が同和地区出身者に対する差別発言をし、これに対して部落解放同盟高浜支部から問題提起がされるということがあった。

関西電力は、従前より人権研修を実施していたにもかかわらず、原子力発電所に関わる従業員・企業において、上記の差別事件が発生したことを受け、人権に対する問題意識を更に向上させるために、同年以降、主に原子力発電所関連の要職に就いている関西電力の役職員[65]を対象とした人権研修を開催することとした。

1988 年 4 月に第 1 回の人権研修である「同和問題懇親会」が開催され、1989 年 2 月には人権事件に関する学習会が開催された。その後、同年 8 月に、森山氏

---

[64] 古くは、交際費は年間 200 万円の限度で電気料金の原価に算入されていたが、1982 年の税制改正において支出交際費の全額が損金不算入とされて以降は、電気料金の原価に参入していない。

[65] 関電プラント等の役職員が出席する場合もあった。

より、関西電力において福井県・法務局も関与した同和研修会を開催したい旨の要請があり、同月、第 2 回の人権研修である「同和問題研修会」が開催された。その後、関西電力は年に 1 回「幹部人権研修」[66]を継続的に実施しており、森山氏は、2017 年まで当該研修の講師を務めていた。研修の開催場所は、主に福井県内の関西電力の施設や公共施設であるが、2016 年度の研修は大阪市北区中之島の関西電力本店で開催された。

人権研修には、関西電力の取締役、原子力事業本部長や執行役員等をはじめとした重役が出席しており、また、副知事等、福井県の要職が来賓又は講師として出席していた。講師は、森山氏のほか、福井県や高浜町の要職の職員等が務めており、これらの講師が講演を行い、森山氏が最後に総括を行っていた[67]。

社内において人権研修を行うことが意義あるものであることは論を俟たないが、この人権研修が、関西電力において、森山氏の「先生」としての地位を関西電力役職員に広く知らしめ、かつ、根付かせることとなった一面があることは否定できない。特に、人権研修は、森山氏にとって、関西電力の役職員に対し、森山氏が副知事等の県の要職にある人物を招聘することができるだけの影響力を持っていることを見せつける絶好の機会となった。さらに、森山氏は、人権研修の機会に、関西電力の高位の役職員を出席者の面前で罵倒・叱責することもあった。こうしたことによって、森山氏の関与する人権研修は、関西電力役職員の間で、森山氏に対する畏怖の念を醸成する一因となっていた。

(3) 関西電力の役職員に対する森山氏の罵倒・叱責

森山氏は、関西電力役職員に対する人権研修や、関西電力役職員との会食等、工事情報の提供や発注要求等、関西電力の役職員と森山氏が接するあらゆる局面で、時として相手を恫喝・叱責するとともに苛烈かつ執拗な態様で精神的に追い込むという行動を取っていた。

例えば、森山氏には、関西電力の役職員に対して何か意に沿わないことがあると、即座にかつ長時間にわたり大声で罵倒・叱責を続ける（ホテルのロビーのラウンジ等の公衆の面前で長時間にわたり大声で罵倒・叱責を続けた例もある。）、関西電力の役職員の自宅に押しかけて役職員の家族の前で近隣にまで聞こえる大声で罵倒・叱責する、関西電力の役職員の面前で、あえてその上司に当たる者に対し激しく罵倒・叱責する、人権研修等の機会に県等の地方自治体の職員等を叱責等することで、地方自治体にも影響力があることを見せようとするなどに

---

[66] 1998 年頃以降は、この名称に統一されている。

[67] なお、人権研修の講師を務めたことに対する報酬は数万円～10 万円程度であり、森山氏が講師の場合も他の者が講師の場合も報酬に特段の差異はなかった。

代表されるように、時として恫喝により相手に不安感・恐怖感を植え付け、相対的に自分の優越的な地位を確保するという行動がみられた。

また、その際には、時として、原子力発電所の運営や、関西電力の役職員とその家族、関西電力における地位等、様々なものに対して害悪を与える可能性を示唆するなどの行為が伴っていた。

本件ヒアリングにおいては、森山氏から金品等を提供された関西電力の役職員が、その受領を謝絶し、又は、後日受領した金品等を返還しようとすると、森山氏から罵倒・叱責を受けることとなり、金品等の受領を拒絶したり、受領した金品等を返還したりすることができなかったと述べる者が多くみられた。

前記 2 のとおり、時代によってその背景は異なるものの、関西電力の役職員は、森山氏が原子力発電所の運営に影響を及ぼすおそれについて、一定の現実的な懸念を抱いていたものと考えられる。また、関西電力の役職員は、面前で取締役クラスの上席者が森山氏から罵倒・叱責を受ける姿を目の当たりにするとともに、それらの上席者が森山氏を大事にすべき存在又は脅威として丁重に扱っている事実に直面したり、森山氏による罵倒・叱責の体験談や森山氏の取扱いについての引継ぎを受けることで、森山氏を大事な存在又は脅威と捉える認識が連綿と受け継がれ、結果、全ての者が森山氏を丁重に取り扱うようになっていったものと考えられる。

このように、森山氏は、金品提供等のほか、時としてこうした罵倒・叱責による恫喝をも手段として、関西電力の役職員を自らの意に添うようにしてきたものである。

(4)　関西電力に対する森山氏からの要求

ア　工事に関する情報の提供要求・発注要求

後記第 4 章第 2 のとおり、森山氏は、関西電力の役職員等に対し、本件取引先等に対する工事等の発注予定情報を提供するように要求し、関西電力の役職員等はこれに応じていた。また、**後記第 4 章第 2、第 3** のとおり、森山氏は、関西電力の役職員等に対し、本件取引先等に対する発注を要求し、関西電力の役職員等がこれに応じて、特定の工事の発注を約束したり、次年度の発注額を枠取りしたりしている事例が多数あった。

イ　その他（関西電力の人事への介入）

森山氏は、同氏が高く評価している役職員について森山氏と接点のある役職

に留まらせるよう働きかけ、あるいはこうした役職員の異動に際しては厚遇するよう働きかけることがあった。実際に、関西電力が森山氏に配慮して当該役職員を通常の人事周期よりも長期間当該役職に留まらせることや、当該役職員を当該役職から異動させる際には森山氏の意向を踏まえて社内の慣例よりも高い役職に任命することがあった。

また、森山氏は、関西電力が社内の特定の役職に社外の者を登用する局面においても、関西電力が既に特定の人物の雇用継続を決めていたにもかかわらず、森山氏と接点のある別の者を雇用するよう関西電力に強く要求したことがあった。この結果、関西電力は、従前決定されていた人事方針を変更し、森山氏の要求する社外の者を当該特定の役職に登用したことがあった。

第 4 章　本件問題（本件金品受領行為及び本件事前発注約束等）について

本章においては、**第 1** として、関西電力等（**第 1 章第 2** で定義したとおり、関西電力、関電プラント及び関電不動産開発を指す。）の役職員による金品の受領について関西電力等における内規や過去の処分例について、**第 2** 及び**第 3** として、森山氏に関連して関西電力・本件取引先等間の受発注に生じていた問題について詳述する。

第 1　関西電力等の役職員による金品受領

1　関西電力等における取引先からの贈答・接待について

(1)　関西電力等における取引先からの贈答・接待に関するルール

関西電力グループにおいては、「コンプライアンス・マニュアル」において、「贈答や接待については、節度をもって良識の範囲内にとどめます。」「政治や行政と適正な関係を保ちます。政治や行政に対して、接待・贈り物等により不当な利益を提供しません。」と定められている（第 2 章 16「贈答・接待等に対する節度」）。

「コンプライアンス・マニュアル」においては、「こちらから接待を強要してはならないのは当然のこと、先方からの申出であっても、度を越えた接待は受けるべきではありません。私たちが、接待と引換えに特定の取引先に発注していたといったことがあれば、お客さまや社会は関西電力グループをどのような目でみるでしょうか。不透明な事業運営を行う会社として、信頼を失ってしまう可能性があります。お客さまや社会から不透明な事業運営に見える行為は、避けなければなりません。」との記載がある。また、当該規定に関する Q&A では、「『良識の範囲内』がどこまでかは、頻度・価格・役職等の立場などによって変わり、一概に言うことはできません。しかし、…（中略）…頻度が高く、価格も高額であり、良識の範囲を越えたものであると見られる可能性がある行為は、避けるべきです。…（中略）…昨今、民間どうしの接待といえども、社会からの目は厳しいものになっています。関係構築は節度を持って行い、常に、第三者であればどう見るかという意識を持って行動するようにしましょう。」と記載されており、多額の金品の授受については、これを避けるべき旨が記載されている。

また、後述するとおり金品を受領した者が存した関西電力等においては、上記コンプライアンス・マニュアルのほかに、社外の者からの贈答や接待を直接的に

規制する内規は存在しなかった[68]。社外の者からの贈答や接待について、コンプライアンス上問題となる事象を除き、受領者等に対して、その所属する企業に対する報告を網羅的に義務付ける内規もなかった。

しかしながら、本件問題を受けて、関西電力は、2019 年 12 月 9 日付で、「贈答および接待の取扱いに関する規程」、「贈答および接待の取扱いに関する規程取扱通達」及び「『贈答および接待の取扱いに関する規程』『贈答および接待の取扱いに関する規程取扱通達』に関する Q&A 集」を制定した。これらの規程では、贈答（中元、歳暮、昇進祝等の名目の如何にかかわらない。）については全面禁止[69]とされている。また、接待についても、会費制又は定例的に行われ幹事会社が交代で費用を支払うといった限定的な場合であり、かつ事前に会社の承認を得た場合を除き、原則として全面禁止[70]とされている。これらの規程に反して贈答又は接待を受けた場合は、受領者の役職に応じて、所属長、コンプライアンス推進責任者又は総務室長等に対して報告しなければならないほか、贈答品の返却や接待の費用負担の申し出等の是正措置を行うものとされた。

また、関電不動産開発は、2019 年 11 月 12 日付で、「接待・贈答に関する規程」及び「接待・贈答に関する取扱いマニュアル」を制定した。これらの規程では、役職員が社会常識の範囲を超えるような接待や金品その他有形無形の利益を接受したり供与したりすることなどが禁止[71]されている。

なお、関電プラントにおいては、2020 年 2 月時点においては、上記のような接待・贈答に関する内規は制定されておらず、同年 3 月末までに新たに制定することを検討しているとのことである。

(2) 関西電力グループにおける取引先からの贈答品受領に関する傾向

---

[68] なお、関電不動産開発においては、2016 年 4 月に競争発注の実施部門を対象に作成された「競争発注業務における取引先への対応ポイント集～入札談合を誘発・助長させないために～」において、「2.取引先との関係で気をつけなければならないこと」「(4)取引先との節度を持った対応」として、「社会通念を逸脱する取引先からの贈答や接待の申し出は固く辞退する」などと記載されている。

[69] ただし、業務関連性のないものは贈答に当たらないとされており、業務関連性の有無については、①相手方との間における職務上の利害関係の状況、②私的な関係がある場合はその経緯および現在の状況、③行おうとする行為の態様を総合勘案して判断するとされている。

[70] ただし、贈答と同様に業務関連性のないものは接待に当たらないとされているほか、取引先との間の負担額の多寡や、関西電力側の負担主体が会社か役職員かによって、接待に当たるか否かが区分されている。

[71] ただし、一定額未満の中元及び歳暮は社会常識の範囲として受領しても構わないとされている。また、一定額以上の中元及び歳暮は、受領時に会社に報告した上で、贈答元に対して、社内規程により次回以降辞退する旨明記した礼状を送付するものとされている。

当委員会は、本件書面調査及び本件ホットライン等により、森山氏又は本件取引先から受領した金品以外に、より一般的に、関西電力及びその子会社の役職員が取引先からどのような贈答品を受けていたかを調査した結果、以下のような傾向が認められる。

関西電力グループの役職員を対象に実施した本件書面調査によれば、本件書面調査対象者の約 69%が取引先（森山氏及び本件取引先を除く。）から贈答品を受領したことがあり、全体の約 33%の者が 1 万円以上の贈答品を受領したことがあった。

本件書面調査及び本件ホットライン等によれば、贈答品を受領する名目としては、1 万円以上のケースでは、昇進祝い（就任祝いや異動に際しての餞別も含む。以下同様である。）が最も多く、1 万円未満のケースでは中元や歳暮が最も多かった。そのほか、入院した際のお見舞い等として受領するケースもあった。

また、受領した贈答品の内容は、昇進祝いとしては、現金、商品券、スーツ仕立券、ワイシャツ仕立券、カタログギフト、食品、花等が多い。いずれも 1 万円～3 万円程度のものが多いが、10 万円や 20 万円程度の贈答品を受領した事例も複数認められた。中元・歳暮としては、食品、ワイシャツ仕立券、商品券、ビール券等が多い。食品はその金額が不明なものが多いが、そのほかは 1 万円～3 万円程度のものが多かった。

(3) 関西電力等における取引先からの贈答・接待に関連する懲戒事例

1980 年代以降、取引先から金品の提供や饗応を受けたことについて懲戒処分がなされた事案は、関西電力において 6 件、関電不動産開発において 1 件存在する。

この中には、取引先から頻繁に飲食接待を受けるとともに車代として金銭を受領し、当該取引先による多額の不正請求を看過していた者について減給等の処分がされた事案が存在する。

また、2016 年に関西電力の電力流通事業本部において発覚した事案では、延べ 91 名[72]もの従業員が、工事立会や工事竣工等に際して、協力会社から昼食代や謝礼等の名目で、現金、商品券、クオカード等の金品を受領していた[73]。当該事案において受領した金品の額は数千円～最大 5 万円程度（飲食代等も含まれるとのことである。）であり、金品受領の態様としては、関西電力の従業員から

[72] なお、金品受領者の数は 2014 年 1 月以前に 60 名、2014 年 2 月以降に 31 名とのことであり、両時期を通じて同一の者が受領していた可能性もある。

[73] 協力会社からの金品受領のほか、協力会社においてアルバイトをしていた者もおり、併せて処分がなされている。

金品を求めていないにもかかわらず、協力会社の者から強引にポケットに押し込まれたり、受領を断っても車内に投げ入れられたりしたことにより受領したケースも多くあったとのことである。当該事案で下された懲戒処分のうち最も重いものは「出勤停止」であった。なお、当該事案について、関西電力では、「一部の者は、高額な現金（数万円）を複数回にわたり受領しており、不適切極まりない」とされ、また「現金を含む金品の継続的な受領という不適切事象があったことを重く受止め、事象の根絶と再発防止に事業部門全体で取組む」とされており、原因の分析と再発防止策の検討がされている。

これらの懲戒処分事案のほか、懲戒処分には至らないものの、取引先から饗応を受けたり、取引先が同席しない懇親会費用やタクシー代を取引先に支払わせるなどした者に対し、人事上の措置として戒告がなされた事案も存在する。

なお、関西電力等においては、上記のとおり金品等の受領や接待に関する懲戒処分等の事案が存在したが、森山氏及び本件取引先等からの金品受領については、**後記第 6 章第 1、6(1)**のとおり、一部の者に対する社内処分が行われたことを除けば、これまで懲戒処分ないしは戒告等の措置がなされたことはなかった。

2　関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品受領の状況

(1)　関西電力が実施した本件社内調査により判明した金品受領の状況

関西電力が 2018 年に実施した本件社内調査によって判明した、森山氏及び本件取引先から金品を受領した関西電力の役職員は合計 23 名であり、その詳細は**別紙 4-1-2-1**（この別紙は本件社内調査報告書別添 1 及び追加社内調査報告書（2019 年 1 月 8 日付）別添 2 を引用したものである。）のとおりであり、森山氏から受領した金品の総額は、約 3 億 2000 万円であった。

これを踏まえ、当委員会が上記関西電力による本件社内調査の調査対象者に対する本件ヒアリング調査等を実施したところ、以下のとおり、本件社内調査報告書による調査結果を修正すべき事実が判明した。

－会長であった八木誠氏（以下「八木氏」という。）は、本件社内調査報告書記載の受領金品に加えて、2001 年 6 月頃の中央送変電建設事務所長就任時に森山氏へ挨拶に行った際、商品券約 30 万円分を森山氏から受領した。八木氏によれば、受領した商品券相当額の品物を購入し、中央送変電建設事務所の幹部であった者を介して、森山氏に返礼したとのことである。

－大飯発電所の幹部であった者は、本件社内調査報告書において金品受領なしとされているが、大飯発電所の同役職に就任した 2010 年代前半に、10 万円相当の女性用化粧品を森山氏から受領した。このことは、本件社内調

査時にも報告されており、その際は手土産として受領したものとして金品受領なしと整理されていたが、当委員会としては価額が 10 万円という一定程度高額に及ぶことから修正すべきと判断した。

－原子力事業本部の幹部であった者は、本件社内調査報告書において商品券を合計 30 万円分受領した旨が記載されている。しかし、より正確には、同氏によれば、2010 年代に、現金 10 万円及び商品券 13 万円分の合計 23 万円分を森山氏から受領したとのことである。このうち、現金 10 万円は同幹部の親族が他界した際に香典として受領したものであるため、5 万 5000 円相当のワイシャツ仕立券を香典返しとして返礼したとのことである。また、本件社内調査においては、香典のほかに商品券 10 万円分を 2 回受領したと述べたが、当時は 2 回目に受領した商品券を開封しないまま 1 回目と同額の 10 万円だと思い回答したが、改めて受領した商品券を確認したところ、2 回目は 3 万円だったため、金額を修正したとのことである。

－京都支店の幹部であった者は、本件社内調査報告書において、現金及び商品券を併せて 110～120 万円受領した旨が記載されているが、これに加えて、関電不動産株式会社（現在の関電不動産開発）在職期間中である 2010 年代後半にも、森山氏から商品券 10 万円程度分を受領し、また同幹部の親族が他界した際に森山氏から香典として現金 10 万円を受領した。同幹部によれば、前者の商品券は未開封のまま保管しているため、その金額については推測によるものであり、後者の香典については、商品券 5 万円分を香典返しとして返礼したとのことである。

－原子力事業本部の副事業本部長であった勝山佳明氏（以下「勝山氏」という。）は、本件社内調査報告書において、森山氏から商品券 2 万円分を受領した旨が記載されているが、これに加えて、関電プラント常務執行取締役在職期間中である 2015 年 12 月 2 日に森山氏から就任祝いとして商品券 20 万円分を受領した。なお、勝山氏によれば、本件社内調査の段階でも商品券 20 万円分の受領を含めて関西電力に申告したとのことであり、また、受領した商品券は関電プラントに預けて保管中とのことである。

なお、原子力事業本部の本部長代理であった白井良平氏（以下「白井氏」という。）は、本件社内調査報告書において現金 200 万円を受領したと認定されているが、そのうちの 100 万円については、2012 年 7 月 23 日に森山氏及び塩浜工業の役員と会食をした際に当該役員から受領した手土産の中に入っていたとのことであった。なお、本件デジタル・フォレンジック調査により顕出された資料には、白井氏が同日に 300 万円を受領したことをうかがわせる資料が存在したが、白井氏に対する本件ヒアリングによれば、この時に受領した

のは間違いなく 100 万円であるとのことである。

(2)　本調査により判明した金品受領の状況

前記(1)を除き、本件ヒアリング、本件書面調査及び本件ホットライン等の本調査により新たに判明した、関西電力等における森山氏及び本件取引先等からの金品受領者は 52 名[74]（関西電力 41 名、関電プラント 7 名、関電不動産開発 7 名）である。したがって、**前記(1)**の 23 名と併せて金品受領者は合計 75 名（関西電力 64 名、関電プラント 7 名、関電不動産開発 7 名）となり、森山氏及び本件取引先等から受領した金品の総額は、約 3 億 6000 万円に上った[75]。これら 52 名について、金品受領者、受領した金品、金品を受領した時期及び返却又は返礼の有無の詳細は**別紙 4-1-2-2** のとおりである。なお、これらの合計人数及び合計額の算定においては、社会的儀礼の範囲内と考えられる贈答については除外している。

また、本件ヒアリング、本件書面調査及び本件ホットライン等によれば、これらの調査対象となった、**別紙 4-1-2-2** の一覧表に記載されている以外の関西電力の部門（火力事業本部[76]及び水力事業本部を含むがそれに限られない。）及び関西電力の子会社においては、上記のような森山氏及び本件取引先等からの社会的儀礼の範囲を超える継続的な金品受領は認められず、また、これと類似するコンプライアンス上問題のある金品受領も認められなかった。

(3)　金品受領・返却等の状況の分析

ア　役職員による金品受領について

---

[74] **前記第 1 章第 2、2** のとおり、各社において重複して受領していた者が含まれているため、合計としては 55 名ではなく 52 名としている。

[75] 百万円以下は四捨五入している。現金及び商品券以外の金品の算定方法としては、基本的に本件社内調査における算定方法と同様に、米ドル 1 ドル 110 円、スーツ仕立券 1 着 50 万円、金 4800 円/1g、金杯 1 個 44 万円、1 オンス金貨 1 枚 15 万円（金貨の重量が不明である場合は 1 オンス金貨として算定）、小判 1 枚 8 万円（重量が判明している場合は 4000 円/1g）として算定し、それらに加えて、ワイシャツ仕立券を 3 万円、受領した金品や回数について幅のある供述がある場合にはその下限とし、金額について自己申告のある金品はその額によることとして算定した。

[76] 2000 年代後半、舞鶴発電所（火力）の幹部であった者が、立地業務の先輩であった高浜発電所副所長の要請により森山氏との会食に同席した際に、森山氏及び吉田開発から手土産として受領した紙袋の中に商品券が入っていたことが 1 回のみあったとのことである。なお、その後、同幹部に対して、森山氏及び吉田開発からそれぞれ仕事を発注して欲しいとの依頼があったが、同幹部は拒絶したとのことである。

(ア)　受領者及び受領物について

本件社内調査及び本調査によれば、関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品受領について、以下の事実が認められる。

a　原子力事業関係の役職員

(a)　美浜町への原子力事業本部設置以前

1987 年 5 月に森山氏が高浜町の助役を退任した直後から、関西電力の役職員は森山氏から金品を受領するようになった。なお、本調査において、森山氏が高浜町の助役を退任した 1987 年 5 月以前に、関西電力の役職員が森山氏から金品を受領した事実は認められなかった。

本調査において判明した最も古い時期の金品受領は、1980 年代の大飯発電所長による 5～10 万円分の商品券の受領である。同所長によれば、1987 年 5 月の高浜町助役退任後、森山氏が同年 6 月頃に同所長の自宅を訪問し、「柳田産業を頼む。」と言って商品券を置いていったとのことである。なお、同時期の原子力事業本部長及び高浜発電所長は既に他界しており、本調査でヒアリングにより金品の受領の有無を確認することはできなかった。

森山氏が高浜町助役を退任した 1987 年から、原子力事業本部が若狭支社と統合する形で福井県三方郡美浜町に設立される 2005 年頃までの金品受領者の役職は、高浜発電所、大飯発電所、福井原子力事務所（1994 年に若狭支社に改組）といった福井県内の部署の重要な役職者が多くを占めていた。もっとも、原子力管理部の幹部であった者（1980 年代後半に受領）や取締役であった者（1990 年代前半以降受領）といった本店の役職員の中にも森山氏から金品を受領している者がいた。

受領した金品の金額としては、1 回当たり 5～20 万円相当が多く、主に就任祝いや離任時の餞別として受領したケースが多かった。もっとも、例えば大飯発電所の幹部であった者のように、森山氏との会食時に渡される手土産の中に商品券やワイシャツ仕立券が入っていたという会食時の金品提供のケースもあった。

一方で、上記の取締役であった者は、1kg の金の延べ棒 2 本（1990 年代当時の時価で 1 本当たり約 140 万円）や金の小判等、当時の金品受領者の中では特に高額の金品を受領していた。同人によれば、これらの金品は、同人が取締役に就任後、森山氏が同人の自宅を訪問した際に置いていったとのことである。

(b)　美浜町への原子力事業本部設置・東日本大震災以降

福井県三方郡美浜町に原子力事業本部が設置された 2005 年以降は、前記の各発電所[77]や**後記 b** の京都支社の重要な役職者に加え、原子力事業本部の事業本部長、本部長代理、副事業本部長（発電、技術、企画等の各担当）や森山氏対応を担っていた総務担当部長らも金品を受領するようになった。

特に、2011 年の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故以降、原子力発電所の運転が順次停止され、その後の新規制基準への対応の必要等の事情から、**前記第 2 章第 2、1(3)イ**のとおり、原子力発電所における土木建設工事等の工事発注が増加することが見込まれたが、これらと時期を同じくして、森山氏が関西電力の役職員に対して提供する金品の額も急激に増加し始め、1 回当たり 100 万円以上の金品が頻繁に提供されるようになった。具体的には、以下のとおりである。

豊松秀己氏（以下「豊松氏」という。）は、2009 年 6 月から原子力事業本部長代理、2010 年 6 月から原子力事業本部長を務めていたが、2010 年 1 月以降、森山氏及び柳田産業、オーイング、塩浜工業から、合計 40 回以上にわたり合計約 1 億 1000 万円相当の金品を受領した。とりわけ、2011 年 8 月に森山氏から商品券 200 万円分を受領して以降、1 回当たり 100 万円以上の金品を受領するようになり、1 度に 1000 万円もの現金を複数回受領したり、100 万円相当以上の商品券や米ドルを複数回受領していた。

森中郁雄氏（以下「森中氏」という。）は、2006 年に高浜発電所長に就任して以降、森山氏から金品を受領するようになり、合計約 4000 万円相当の金品を受領した。2014 年までは 1 回当たりの受領金品の内訳の記録が残っておらず詳細は明らかにはならなかったが、記録が残っている 2015 年以降、原子力事業本部長代理として、森山氏から 100 万円以上の現金や商品券を複数回受領しており、2017 年には現金 500 万円を 2 回にわたり受領している。

鈴木聡氏（以下「鈴木氏」という。）は、2013 年 6 月に原子力事業本部副事業本部長に就任して以降、森山氏並びに吉田開発、柳田産業、オーイング及び塩浜工業から、合計 70 回以上にわたり合計約 1 億 2000 万円相当の金品を受領しており、100 万円以上の現金や商品券及び米ドルを受領したり、1000 万円や 500 万円といった非常に高額の現金を受領することも複数回あった。

そのほかにも、原子力事業本部長代理であった白井氏や原子力事業本部副事業本部長であった右城望氏（以下「右城氏」という。）や大塚茂樹氏（以下「大塚氏」という。）も 100 万円の現金や商品券を受領することがあった。以上のよ

[77] 美浜発電所に関しては、2010 年代前半に、美浜発電所の幹部であった者が、森山氏から商品券 10 万円分を受領していたことが確認されたが、本調査においては、それ以外に美浜発電所の幹部による受領は確認されなかった。

うな 5 名についてのより詳細な金品の受領状況、返金・返礼の状況等については**別紙 4-1-2-1** のとおりである。

このように、2011 年以降は、1 回当たり 100 万円以上の金品の提供が頻繁に行われるようになり、その中には 1000 万円もの現金が提供されるという異常な事態が生じていた。

なお、この時期においても、各発電所や**後記 b** の京都支社の重要な役職者が受領していた金品は 1 回当たり数十万円程度であることが多く、上記のような非常に高額の金品は原子力事業本部の幹部に対してのみ提供されていた。

b　京都支社（旧京都支店）の役職員

京都支社（2015 年 6 月の組織改正以前は京都支店）の幹部も、遅くとも 1991 年頃以降、森山氏から金品を受領するようになり、以後、歴代の多くの京都支社の幹部が金品を受領していた。

受領した金品の金額としては、1 回当たり 5～20 万円程度が多く、主に就任祝いや離任時の餞別として受領したケースが多い。また、京都支社では、幹部らが森山氏と定期的に食事会を開催していたり、春の花見と称して森山氏を原子力事業本部とともに接待することなどがあり、それらの際に渡される手土産に金品が入っていたケースもあった。

このほか、京都支店の幹部であった者によれば、2000 年代前半、森山氏及び吉田開発の役員からの依頼に応じて関西電力所有地を吉田開発に賃貸したところ、そのお礼として設けられた会食の席で受領した手土産の中に商品券 20 万円が入っていたことがあるとのことである。また、別の京都支店の幹部であった者によれば、2000 年代後半、森山氏から吉田開発に関西電力所有地を譲渡してほしいとの要請を受け、当該土地は遊休地であり譲渡金額も妥当であったことから売却したところ[78]、売買契約の調印の際に森山氏から受領した手土産の中に現金 10 万円が入っていたことがあるとのことである。さらに、京都支社の幹部であった者によれば、2010 年代後半、別の京都支社の幹部からの歳暮を渡しに森山氏が入院している病院を訪問したところ、森山氏から「お見舞いによく来てくれた。」、「いつも貰ってばっかですまんかったな、御礼に受け取ってくれ。」などと言われて、商品券 10 万円分を受領したとのことである。

このような京都支社と森山氏との関わり合いには、京都支社の営業所が若狭地域にあったこと及び**前記第 2 章第 3、3(2)**のとおり、森山氏が 1990 年代前半以降京都市に居を移し、森山氏と継続的に接触する機会が多くなったことが影

[78] なお、最終的には、買主は吉田開発ではなく吉田開発の役員の親族が代表を務める企業に変更された。

響していると考えられる。

c　電力システム技術センター（旧中央送変電建設事務所）の役職員

送電線や変電所に関する工事を担当する電力システム技術センター（2003 年 6 月の組織改正以前は中央送変電建設事務所）の役職員も森山氏から金品を受領していた。

1990 年代後半に中央送変電建設事務所の幹部であった者は、関西電力の役員を通じて森山氏から同幹部に挨拶したいとの申入れを受け、森山氏と面談した。その際、吉田開発の役員も同席しており、森山氏の合図を受けて同役員が紙袋を手渡してきたところ、その中に 50 万円分の商品券が入っていたとのことである。この際、同幹部は森山氏から、吉田開発が送電線の工事に参画したいと依頼されたとのことである。また、同幹部は、2000 年代前半に関西電力の幹部への就任が内定したところ、就任祝いとして、森山氏から 100 万円相当の金製品を受領した。

その後、八木氏が森山氏に挨拶に行った際、**前記(1)**のとおり、八木氏は商品券 30 万円分程度を受領した。

さらに、2010 年代前半、電力システム技術センターの所長であった福田氏及び同センターの幹部であった者 2 名が森山氏から金品を受領していた。本件ヒアリングによれば、2010 年代前半に電力システム技術センターが大飯町において太陽光発電所の工事を行うことになったところ、京都支店から、当該工事が若狭地方において比較的大きな工事のため森山氏に事前に説明した方がよいとの指摘を受け、森山氏と会食を行い工事の概要を説明したが、その際に、着任祝いとして金品を受領したとのことである。

その後も電力システム技術センターでは、高浜町での太陽光発電所の工事や美浜町での改良工事等があったことから、森山氏に工事について説明するために電力システム技術センターの幹部らが面談しており、その際に森山氏から商品券やスーツ仕立券を受領していた。

d　関電プラント及び関電不動産開発の役職員

関西電力の役職員だけではなく、以下のとおり、関西電力の子会社である関電プラント及び関電不動産開発の役職員も森山氏から金品を受領していた。

(a)　関電プラント（旧商号：関電興業株式会社）の役員

関電プラントは、原子力発電所や火力発電所等の設備の点検、設備設置・修繕等を行う会社であり、若狭地域の原子力発電所においてもこれらの工事を請け負っている。

関電プラントの代表取締役社長やその他の取締役は、遅くとも 1997 年 6 月以降、森山氏から金品を受領していた。**前記第 3 章第 1、5(1)**のとおり、森山氏は 1987 年 7 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで関電プラントの顧問を務めていたところ、関電プラントの役員は、森山氏との会食の際に渡された手土産に現金や商品券、金貨が入っていたり、就任祝いや離任時の餞別として金品を受領していたほか、森山氏から突然現金が送付されてきた者もいた。なお、関電プラントの幹部であった者によれば、森山氏から商品券 10 万円分を受領したところ、同幹部が受領当時自ら作成したメモに、日付の記載とともに「****対策工事でオーイング使用予定　全国百貨店券 10 万円」との記載があるとのことである。これは 2010 年代前半に高浜発電所及び大飯発電所において当該工事を検討していたところ、森山氏から同幹部にオーイングを使ってくれないかとの連絡があったことから、同幹部が関電プラントの担当者に確認したところ、オーイングに発注する予定だったと言われ、実際にオーイングに発注したことがあり、その頃に森山氏から受領したとのことである。

(b)　関電不動産開発（旧商号：関電不動産株式会社、関電産業株式会社）の役職員

関電不動産開発は、高浜町等の若狭地域における関西電力の役職員用の独身寮や社宅の修繕や管理等を行っており、これらの業務に関連して、若狭地域において工事の発注を行っている。

後記第 3、3(1)のとおり、関電不動産開発では、遅くとも 2000 年代前半から、森山氏の要求に応じ、関電不動産開発の幹部が森山氏と年に 1 回面談を行い、関電不動産開発が吉田開発や ***X2 社***及び ***X4 社***に対して翌年発注する工事の内容や概算額を説明していた（ただし、2010 年代以降は、森山氏による説明要求の対象は吉田開発に対する発注工事のみとなった。）。その際に、関電不動産開発の幹部が森山氏から受領した手土産に、商品券や金貨が入っていることがあった。このような森山氏との関係については、2010 年代後半まで続き、順次、前任の幹部から後任の幹部に対し、森山氏への発注工事の内容説明等に関する引継ぎがなされていた。なお、関電不動産開発の幹部退任後に同社の監査役に就任した者が複数名いるところ、監査役就任後に後任者とともに森山氏に異動の挨拶に行った際に、森山氏から商品券を受領した事案もあった。また、当該部署を所管する取締役も同幹部とともに森山氏と会食することがあり、その際に森山氏か

ら金品を受領した事案もあった。

e　小括

関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品の受領は、森山氏が高浜町の助役を退任した直後から始まり、その受領者は、若狭地域に所在する原子力部門の重要な役職者を中心としつつ、工事発注に関係のある部署の役職員及び子会社の役職員等多岐にわたっていた。本件社内調査及び本調査により判明した関西電力等の役職員における金品受領者は、合計 75 名である。

2005 年に原子力事業本部が美浜町に設立された以降は、従来は大阪の本店に勤務し森山氏と疎遠だった役職員の多くが、森山氏から金品を受領するようになった。特に、東日本大震災以降、原子力発電所の運転が順次停止され、その後における新規制基準対応等から、原子力発電所における工事発注が増加することが見込まれたが、これらと時期を同じくして、金品を受領した役職員の数や受領する金品の額も大きく増加していった。1 回当たりに受領する金品の額としては数万円～数十万円程度であった者が多い中、とりわけ、豊松氏、森中氏及び鈴木氏においては、1 回に 500 万円や 1000 万円といった高額の金品を受領することもあり、他の金品受領者と比較しても 1 回当たりの受領額が群を抜いて大きく、総額もそれぞれ約 1 億 1000 万円、約 4000 万円、約 1 億 2000 万円であり、極めて高額となっている。

上記 3 名がそれぞれ、原子力事業本部長、同本部長代理、同副本部長といった重要な職位にあったことからすると（**別紙 4-1-2-1** 参照）、森山氏は役職員の職位をも考慮した上で、**後記第 5 章第 2** において詳細に記載する意図・目的をもって、金品を提供する対象者や提供する金品の内容を決定していたものと考えられる。

(イ)　受領時の態様について

本件ヒアリングによれば、森山氏及び本件取引先等から金品を受領する際は、多くの場合、森山氏との会食や森山氏が役職員の自宅を訪問したときなどの帰り際に、手土産として受領したとのことである。森山氏が直接封筒等に入れたものを手渡すこともあったが、多くの場合は、お茶や菓子等の手土産の入った紙袋を森山氏又は同席していた本件取引先等から受領し、その紙袋の底に商品券等が入っていた。そのため、初めてこのような方法によって金品を受領した者は、受領した時点においては商品券等の金品が手土産に含まれていることがわからず、事務所や自宅に帰った後又は森山氏らが役職員の自宅から帰った後にこれ

に気づいたとのことである。また、これまでに同様の方法で金品を受領したことがある者であっても、その場で手土産を開封することは憚られるため、金品が入っているかもしれない手土産を持ち帰らざるを得なかったとのことである。このほか、森山氏が役職員の自宅に金品を郵送することもあったとのことである。

イ　役職員による金品の返却、返礼及び費消について

本件ヒアリングによれば、森山氏及び本件取引先等から金品を提供された際に受領を拒んだり、後にそのまま返却しようとしたりすると、「ごちゃごちゃ言うな。おれの志が受け取れないなら、原発はやめだと高浜の連中に言うぞ。」、「わしの気持ちがなぜ受け取れないのか。」などと言って、森山氏が激昂することが頻繁にあったとのことである。また、本件取引先等に返却したところ、森山氏から激昂されたケースもあったとのことである。このように森山氏らからの金品の受領を謝絶したりそのまま返却しようとすると森山氏が激昂するということは、金品を受領した役職員の多くが知るところであった。

そのため、森山氏らから金品を受領した役職員の多くは、前述のとおり、森山氏と接点のある役職からの異動又は退職の際やそのほかの機会に、それまで森山氏らから受領し管理していた現金・商品券等を用いて受領した金品と同額相当の品物を購入し、それを森山氏に贈ることで金品相当額を返却していた。金品受領者の中には、前任者や同僚等からこのような対応をするのがよいと教えられた者も多数おり、中には、原子力部門の先輩等に森山氏から受領した金品の取り扱いについて相談したところ、「商品券については、同じ金額の品物をお返しする。金杯等の品物の場合は、当日返却拒否されたら、一旦預かり保管とし後日返却する機会をうかがう。保管していた物については、退職の時にまとめて返却する」などといった助言を受けた者もいた。

また、金沢国税局による吉田開発に対する税務調査が行われたことを受け、2018 年 2 月 17 日及び同月 24 日には、役職員の一部が豊松氏を通じて、森山氏に対し受領していた金品をまとめて返却した。具体的には、鈴木氏が関西電力の顧問税理士に森山氏から受領した金品の取扱いにつき相談し、同税理士から返却の努力をすべきとの助言を受けたことを端緒とし、2018 年 2 月 13 日に豊松氏と森山氏が面談し、2017 年 10 月から同年 12 月までの間に豊松氏が森山氏から手渡された現金の返却を打診したところ、森山氏は返却を承諾して受領した。その際、それまでとは異なり、新たな金品の提供もなかったことから、豊松氏はこれまで預かっていた金品の返却が可能との感触を得た。そこで、豊松氏は、八木氏、岩根氏、森中氏、鈴木氏、大塚氏ら 5 名の受領分もまとめた上で、2018 年 2 月 17 日に柳田産業の役員の同席の元で森山氏と面談し、森山氏に対し金品を

まとめて返却した。その際に交付された「お預り物の返却一覧表」によれば、現金 4602 万円、商品券 2770 万円分、米ドル 12 万 5000 ドル、金貨等が返却されたとのことである。また、一部未返却の金品があったことから、豊松氏は同月 23 日にも同役員に対し、森山氏へ残りの金品をまとめて返却するよう依頼し、同役員から同月 24 日付で森山氏の署名のある受取証を受領したとのことである。その際に交付された「あづかりもの返却リスト」によれば、商品券 350 万円分、コイン 156 万円分、米ドル 110 万円分、金杯等が返却されたとのことである。

このように、金品を返却した者がいた一方で、森山氏や本件取引先等から金品を受領した役職員の中には、森山氏らから受領した金品について、返却を試みることなく、費消ないし処分した者もいた。また、返却することも費消することもできず、受領した金品を現在も保管している者もいた。

ウ　役職員による金品の保管について

森山氏及び本件取引先等から受領した金品の保管方法としては、大半の受領者は、受領者の自宅、貸金庫、執務スペースの引き出し、社内のキャビネット等において、受領者個人で保管していた。受領者の中には、鈴木氏のように日付や金額、相手方等を付箋に記載して整理して保管していた者もいれば、受領物をそのまま開封せずに保管していた者もいた。また、ごく一部には、事務局の担当者や秘書に預けて保管していた者もいた。

なお、本調査の過程で、関西電力の倉庫から、「貴重品扱　高浜　森山氏から会社預り品　ロレックス時計 2 個」と記載されたメモが添付されたロレックス社製の時計 2 個が発見されたが、誰が受領した物かは判明しなかった。

他方で、本件ヒアリングによれば、電力システム技術センターにおいては、同技術センターの職員が受領した金品は、受領者が相談の上、全て同技術センターの金庫で保管していた。

また、関電プラントや関電不動産開発においても、社内の金庫で保管していたケースがあった。

3　役職員への金品提供者及びその金品の原資

金品提供の事実について分析を行うためには、その時期、相手方（受領者）等上記で認定した事情に加え、金品の提供者及びその金品の原資も重要な事実となる。本調査の結果は、以下のとおりである。

(1)　役職員への金品提供者と原資の拠出者が一致するケース

前記 **2(2)**のとおり、本調査においては、75 名の関西電力等の役職員が森山氏から金品を受領していたことが確認されているが、本件ヒアリングによれば、これらの金品の大半は森山氏によって直接提供されていた。このような場合には、森山氏により提供されたとの事実のみからでは、この金品の原資が森山氏本人であるのか否かは明らかではない。

他方で、例外的に、関西電力等の役職員が本件取引先等から直接金品を受領するケース、森山氏と本件取引先等が共同又は連名で提供するケース、本件取引先等が金品を準備していることが役職員に明かされたケースもあった。具体的には、例えば以下のような事例であり、これらのケースでは、金品の全部又は一部の原資の拠出者が本件取引先等であると認められる。

なお、本件取引先等により提供された金品の多くは、本件取引先等に対してそのまま返却されたり、その他の品物により返礼された。

ア　本件取引先から直接金品を受領するケース

(ア)　吉田開発から受領したケース

鈴木氏によれば、原子力事業本部副事業本部長であった 2015 年 4 月に、吉田開発の役員に対し、「金品を贈るのをやめてほしい。」「贈ってきても送り返す。」と伝えていたにもかかわらず、同年秋頃に同役員が金品を送付してきたことがあったため、同役員にその理由を尋ねると、同役員は森山氏に言われて仕方なく金品を贈ったとのことであった。鈴木氏は、その際に初めて、森山氏の指示により吉田開発がやむを得ず金品を準備していることがあることを認識した。そこで、鈴木氏は、同役員と相談し、同役員が偽札[79]を用意して、それを森山氏の前で本物の札束であるかのようにして鈴木氏に渡すことにより、森山氏の指示どおりに同役員が鈴木氏に金品を提供したように装ったことがあったとのことである。このような偽装については、同役員は否定しているものの、偽札には吉田開発が業務上使用したと思われる裏紙が使用されていること、鈴木氏が受領物を日付や金額、相手方等を付箋に記載して整理して保管していたことなどからすれば、鈴木氏の供述は信用性が高いと認められる。

次に、大塚氏によれば、2016 年 7 月 9 日に、大塚氏が森山氏及び吉田開発の

[79] 当委員会は、鈴木氏から上記偽札の実物の提出を受け、確認したところ、トランプや雑資料の裏紙等を札束の厚さにまとめ、それを紙で包んだだけの簡素なものであり、包み紙を開ければ一目で本物の紙幣ではないと分かるようなものであった。

役員と大塚氏の昇進祝い又は慰労会として会食をしたところ、会食中に、森山氏から分厚い熨斗袋に入れた現金 100 万円とスーツ生地を渡され、その際、同役員からも熨斗袋で現金 100 万円を渡された。また、大塚氏は、2017 年春と秋に同役員とゴルフに行ったところ、その際に同役員から渡された手土産を帰宅後に確認したところ、それぞれ商品券が 20 万円分ずつ入っていたのを発見したとのことである。

このほか、吉田開発の役員から手土産として渡された紙袋の中に、菓子とともに 10 万円や 30 万円の商品券が入っているケースも複数あった。

(イ)　柳田産業から受領したケース

大飯発電所の幹部であった者によれば、1990 年代後半、柳田産業の役員から自宅の訪問を受け、大飯発電所からの転勤の餞別として、米 20kg と商品券 10 万円分を受領したとのことである。

次に、別の大飯発電所の幹部であった者によれば、同幹部は 1990 年代後半の同役職就任時に、スーツの仕立券に加えて、森山氏及び柳田産業から 5 万円ずつ合計 10 万円ほどの商品券を受領した。また、同年に別の役職に就任した際にも、森山氏及び柳田産業からそれぞれ 5 万円ずつ合計 10 万円ほどの商品券を受領した。2000 年代前半に大飯発電所幹部を退任した時にも、森山氏と柳田産業併せて 5 万円ほどの商品を受領したとのことである。

さらに、原子力事業本部の幹部であった者によれば、2010 年代後半に、柳田産業からブルガリの男性用時計を受領したとのことである。

このほか、京都支店の幹部であった者は、2000 年代前半に京都支店から他所へ転勤する際、森山氏、柳田産業及び吉田開発が揃って京都支店を訪れ、餞別としてそれぞれから 10 万円を渡されたとのことである。

(ウ)　塩浜工業から受領したケース

白井氏によれば、白井氏が 2012 年 7 月に森山氏及び塩浜工業の役員と会った際、それぞれより手土産を受領し、そこに現金 100 万円が同封されていた。現金は同役員から受領した手土産の中に入っていたため、白井氏は 100 万円は同役員から提供されたものと認識したとのことである。

(エ)　その他の本件取引先等から受領したケース

これらのほか、京都支店の幹部であった者によれば、2000 年代前半に京都支

店の同役職に就任した際、森山氏、吉田開発の役員、柳田産業の役員及び***X5 社***の役員が挨拶に訪れ、その時に***X5 社***の役員から現金 10 万円分を受領したとのことである。

また、関電不動産開発の幹部であった者によれば、同役職を退任した 2000 年代後半に、***X2 社***及び***X4 社***から、商品券 10 万円分と 5 万円分を受領したとのことである。なお、いずれの企業からいくら受領したのかは覚えていないとのことである。

イ　森山氏と本件取引先との共同又は連名で提供するケース

京都支店の幹部であった者によれば、2000 年代前半に親族が他界した際、森山氏、吉田開発及び柳田産業から、それぞれ 10 万円ずつ合計 30 万円の香典が郵送されてきたとのことである。

また、白井氏によれば、2012 年 5 月、森山氏が親族の見舞いに来たことがあり、森山氏から花と一緒に渡された封筒を森山氏が帰った後に確認したところ、森山氏、塩浜工業、吉田開発、柳田産業、オーイング、***X1 社***の各役員名義の見舞金がそれぞれ別々の袋で入っており、金額を確認したところ、塩浜工業の役員から受領した分は 50 万円、それ以外は各 10 万円で合計 100 万円が入っていたとのことである。

さらに、原子力事業本部の幹部であった者によれば、同幹部が同役職在任中に受領した金品の中には森山氏と柳田産業との連名のものもあった。同幹部は、柳田産業と連名であったことから同社に返却しようとしたところ、同社の役員から「ばれたら先生[80]に怒られるから」と返却を断られたとのことである。

ウ　小括

以上のように、頻度としては多くはないものの、森山氏だけではなく、吉田開発、柳田産業及び塩浜工業等から関西電力の役職員に対して、直接金品が提供されることもあった。これらの事例については、森山氏が金品を準備した上であえて吉田開発、柳田産業又は塩浜工業等に金品を提供させていたとは考え難いことから、実際に金品を関西電力の役職員に提供していた者が金品の原資の拠出者であったと認められる。また、共同又は連名で提供するケースについても、森山氏本人か共同又は連名で金品を提供した本件取引先かは明確ではないものの、全部又は一部の原資が本件取引先等から拠出されていた可能性がある。

---

[80] **前記第 3 章第 2、3(1)イ**のとおり、森山氏は本件取引先や関西電力等の役職員から「先生」と呼ばれることがあった。

なお、金品を提供した者が本件取引先等の者であったとしても、森山氏から促される形で本件取引先の者が役職員に金品を提供することがあった旨を複数名が供述していること、吉田開発からの金品受領後に吉田開発の役員に対して金品を返還したい旨を連絡した際に「返したら森山さんに怒られまっせ。」と言われた旨の供述があることなどから、本件取引先からの金品提供についても、森山氏が関与している場合があることが認められる。

(2)　森山氏が提供した金品の原資

一方、森山氏が金品提供者である場合であっても、本件取引先から森山氏に対し、手数料、顧問料等の名目で金銭が提供されている場合には、これらの金銭が関西電力等の役職員が受領した金品の原資であったとの評価もあり得るため、以下、本件取引先から森山氏に対する金銭の提供状況について検討する。

ア　本件取引先から森山氏に対する金銭の提供状況

前記第 3 章第 1、5(2)イのとおり、森山氏は、高浜町助役退職以降、2018 年 10 月までの間、柳田産業の相談役に就任していた。また、**前記第 3 章第 1、5(2)ウ**のとおり、森山氏は、1997 年 3 月から 2018 年 5 月までオーイングの取締役に就任しており、同社の株主でもあった。したがって、森山氏は、少なくともこれらの企業から当該役職に対する報酬等を受領していたと考えるのが自然かつ合理的である。本件ヒアリングにおいて、森山氏は柳田産業から報酬として年数千万円単位の支払いを受けていたと聞いたことがある旨を供述する者もいた。

加えて、例えば**前記第 3 章第 1、5(2)ア**のとおり、吉田開発は総額約 3 億円を森山氏に支払っていたことが認められるように、本件取引先等において、数百万、数十万単位の多額の謝礼、手数料、付け届け等を支払っていたことが認められた。

以上及び本件ヒアリング等を総合すると、森山氏は、報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で、少なくとも、本件取引先等の一部から、これまでの総額では数億円単位の金銭を受領し、年単位で見ても多い年は数千万円程度の金銭を受領していたことが認められる。

イ　小括

本調査においては、森山氏が既に亡くなっていたこともあり、同氏の生涯を通じた資産状況、収支状況については明らかにならなかったものの、報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で、少なくとも本件取引先等の一部から極めて多額の

金銭を受領していたことが認められる。また、**前記(1)ア**のとおり、関西電力の役職員に対して金品を提供していた本件取引先等が金品の原資を拠出していたことが明らかな事例もある。

以上からすると、森山氏が金品を提供している場合についても、その原資の少なくとも一部は、本件取引先等の一部からの報酬等や**前記第 3 章第 1、5(1)**の関電プラントからの顧問料から拠出されており、実質的な原資の拠出者はこれらの者であったと評価する方が実態に合うと考えられる。

第 2　森山氏に対する本件事前発注約束等

1　森山氏に対する本件事前発注約束等の概要

本調査によれば、森山氏は、関西電力の役職員等[81]に対し、原子力事業本部や京都支社の管轄する工事等について、本件取引先等に発注することを強く要求したり、工事等に関する情報の提供を求めていたことなどが認められる。

これらの森山氏の要求は執拗かつ威圧的な方法でなされる場合も多く、時には恫喝ともいえる態様であり、本調査においては、このような森山氏の要求に関連する資料や電子メール等も多数確認されている。

そして、関西電力の役職員は、森山氏の要求に応じる形で、森山氏に対し、事前に本件取引先等に発注する個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、その中には実際に当該約束に従って発注を行っている場合があることが判明した（以下「本件事前発注約束」と総称する。）。加えて、関西電力の役職員は、森山氏に対し、現在又は将来の工事等に関する情報（案件名、工事等の内容、発注・施工の時期、費用の概算額等）も提供していた（以下「本件事前情報提供」といい、本件事前発注約束及び本件事前情報提供を、以下「本件事前発注約束等」と総称する。）。

関西電力の役職員による本件事前発注約束等は遅くとも 2000 年代から行われていたことが認められる。当委員会は、関西電力から提供を受けた資料とともに、本件デジタル・フォレンジック調査を通じて、本件事前発注約束等をうかがわせる多数の資料や文書等を得た。これらに基づき本調査において認められた本件事前発注約束等の件数は 120 件以上（本件事前発注約束等の対象となった工事等の件数は延べ約 380 件以上）に上っている[82]。本件事前発注約束等については、本調査においてその全てを同じ深度で調査した上で本報告書に掲載することは現実的でも実効的でもないため、代表的な事例を**後記 2 及び第 3、2** に掲載することとする。

なお、本調査においては、関西電力が森山氏に提供した資料であるとして当委員会に提出した資料、本件デジタル・フォレンジック調査により顕出された電子メールを中心とする電子データ、原子力事業本部に森山氏の対応資料として保

---

[81] **後記第 3、3(1)**記載のとおり、関西電力のほか、関電不動産開発の役職員に対する発注の要求も認められた。ただし、確認された大半の事例は関西電力の役職員に関するものであり、**後記第 3、3(1)**以外の箇所では原則として単に「関西電力」又は「関西電力の役職員」と表記する。

[82] 1 度の本件事前発注約束等により複数の工事等が対象となることもあり、本調査で判明した限りにおいて、最大で 79 件の工事等が対象となっているケースもあった。

管されていた電子的記録媒体に含まれていた電子データを中心に本件事前発注約束等を認定している。これらの認定については、**前記第 1 章第 1、5** の限界に服するほか、大量に存在する資料等が、いつどのような説明とともに森山氏に提出されたか、繰り返し改訂されている電子データについてどのバージョンが森山氏に提出された最終版であるのか、資料や電子メールに記載されている内容がどれほど正確であるのか、本件事前発注約束が実際にどの程度守られたのかなどについて必ずしも判然としない点があることを前提に、合理的推測を用いながら行われているという限界にも服することを付言しておく。また、当委員会においては上記資料から本調査期間内で実務上可能な限りの調査を尽くしたが、過去の本件事前発注約束等に関する全ての資料や電子データ等が保管されていたわけではなく、本件事前発注約束等は森山氏との面談や電話に際して口頭でも行われていたため、当委員会が関西電力による本件事前発注約束等を網羅的に調査したわけではない。

2　本件事前発注約束等の具体例

本調査によって判明した本件事前発注約束等の一例を示すと、以下のとおりである[83]。

なお、下記は例示であり、これら以外にも、本調査によって本件事前発注約束等を裏付ける資料が多数確認されており、その中で問題が大きく、本件事前発注約束等の不当性を示すものであると判断したものを選び、**後記第 3、2** に掲載している。

(1)　本件事前発注約束の具体例①（事前に本件取引先等に個別の工事等を発注することを約束するケース）

本件事前発注約束には大きく分けて、事前に本件取引先等に個別の工事等を発注することを約束するケースと本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケースがあるが、前者の具体例としては、本件デジタル・フォレンジック調査により顕出された 2012 年 4 月 22 日に関西電力の高浜発電所長の長谷氏が原子力事業本部長の豊松氏ら複数名に送信した電子メール[84]に示される事

---

[83] 資料等の内容については、本報告書の目的・意義、プライバシー等への配慮及び機密保持の要請並びにこれらについて関西電力から聴取した意見等を総合考慮の上、本報告書に掲載するために必要範囲で内容を省略又は簡略化し、匿名化処理をするほか、形式等を調整している。また、資料等に誤記等がある場合であっても原文のまま記載をしている。

[84] 電子メール中の「先生」とは森山氏、「カンソウ」とは環境総合テクノスのことをそれぞれ指している。

実関係が挙げられる。当該電子メールには、以下の記載がある。

本日午前 10 時半頃、先生から下記電話があり、いつもながらの工事要求。約 10 分間の再稼動に関してのご指示も。機嫌は普通。最近で、土日に電話をしてくるのが 3 回目。何か焦っているのか。以下、先生の指示。 1.　明後日会う時に、いい話（工事）を持って来い。びっくりするような。 2.　大手建設会社と腐れ縁を作るな。地元との関係をキチッとしろ。塩浜は頑張っている。一昨日、***[人名]***（いつもの呼び捨てで申し訳ありません）にも言っておいた。 3.　（再稼動に関して）雑音に惑わされず、ドシッとしておけ。 最近、再三にわたり吉田開発に工事を持って来いとの要求。上期にカンソウ経由で 4000 万円の ***A 工事***を約束したが、それでは物足りない？様子。明後日会う時には、更に 6000 万円程度（事業本部に予算を交渉中）の ***B 工事***を出す予定。これで今年は計約 1 億円。安全性向上対策関係で構内の土地を探しいる中、これらは我々にとっても大変意味のある工事。但し、極多忙な土建課に、自公法・予算獲得手続き、工事実施の負担をかけているのが気になるところです。

また、上記電子メールを送信した 3 日後の 2012 年 4 月 25 日に、同じく長谷氏が豊松氏ら複数名に送信した上記電子メールには、以下の記載がある。

結果を報告します。特に懸案事項・問題等はありません。 ○日時・場所　　平成 24 年 4 月 24 日（火）11:00～16:30　***[某所]*** ○出席　　森山先生、***[人名]***、***[人名]***、***[人名]***、長谷 ○結果 ・　吉田開発への仕事を持って来いとの要求に、***B 工事***（H24 年度下期、4000 万円、添付資料の 2 ページ目）を提案し、了解。この程度か、との感触を示されたが、とりあえず今回はこの程度にしておいてやる、とのこと。 　昨年末に吉田開発への工事要求があり、添付資料の 1 ページ（***A 工事***、4000 万円）を提示して凌いでいたが、今年に入り更なる要求が繰り返され、今回に至ったもの。 今年計 8000 万円も出す、これが精一杯とのニュアンスを伝えた。 ・　その後、全員での会食になり、至極ご機嫌。話が弾み、終わったのは 16:30。

上記電子メールには「***B 工事***（H24 年度下期、4000 万円、添付資料の 2 ページ目）を提案し、了解。」との記載があるところ、上記「添付資料」の 1 頁目は「***A 工事***（その 1）」という標題が付された資料であり、2 頁目は「***B 工事***（その 2）←*今回ご報告*」という標題が付された資料である。このうち「***B 工事***（その 2）←*今回ご報告*」の記載内容（イメージ）は、以下のとおりである。

B 工事（その２）*←今回ご報告*　　平成 24 年 4 月 24 日	
④3/4 号機緑地帯	⑤倉庫奥
1.　工事概要 緑地帯とアスファルトに整備する。	1.　工事概要 アスファルト舗装、及び進入路を拡幅整

備する。

工種	数量
(1)　立木処理	約**㎡
(2)　切土	約**㎡
(3)　アスファルト舗装	約**㎡
(4)　ガードレール設置	約**m

2.　願書関係

(1)　工場立地法

＜現場写真＞

（略）

3.　工期（予定）

平成 24 年 10～12 月

（但し、許認可

・干渉物移設後）

＜現場地図＞

（略）

工種	数量
(1)　掘削	約**㎡
(2)　擁壁設置	約**m
(3)　アスファルト舗装	約**㎡
(4)　ガードレール設置	約**m

2.　願書関係

(1)　自然公園法

(2)　工場立地法

(3)　建設リサイクル法

＜現場写真＞

（略）

3.　工期（予定）

平成 24 年 10～12 月

（但し、許認可・干渉物移設後）

＜現場地図＞

（略）

○工事費（④～⑤の合計）

約 40,000 千円

上記資料には「④3/4 号機緑地帯」[85]及び「⑤倉庫奥」との表題の下、工事概要や予定工期等とともに工事予定箇所の写真及び地図が掲載されているほか、その左下にはこれらの工事の工事費が約 4000 万円であることが記載されている。

これらの電子メール及び添付資料によれば、森山氏は関西電力に対して吉田開発に工事を発注するよう繰り返し要求していたところ、関西電力は、その要求を受けて、子会社である環境総合テクノス経由で吉田開発に 4000 万円の ***B 工事*** を発注することを約束したことが認められる。

そして、現に、上記の「④3/4 号機緑地帯」の工事については、2012 年 12 月、関西電力から環境総合テクノスを通じ、発注総額 1571 万 8500 円で吉田開発に発注されている。また、上記の「⑤倉庫奥」の工事についても、関西電力から環境総合テクノスを通じ、発注総額 1407 万円で吉田開発に発注されている。

このように、両工事の発注金額を合算すると 2978 万 8500 円となり、事前に

[85] 「3/4 号機」とは高浜発電所 3 号機及び 4 号機を指している。

約束していた金額である4000万円には満たないものの、森山氏の要求に応じて、関西電力が事前に吉田開発に個別の工事を発注することを約束し、そのような約束に従って工事を発注していたことが認められる[86]。

以上が、本件事前発注約束のうち、事前に特定の企業に個別の工事等を発注することを約束し、当該約束に従って発注を行うケースの具体例の一つである。

(2) 本件事前発注約束の具体例②（本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケース）

本件事前発注約束のうち、本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケースの具体例としては、本件デジタル・フォレンジック調査により顕出されたエクセル・ファイル[87][88]により認められる事実関係が挙げられる。

当該エクセル・ファイルには2004（平成16）年度分から2008（平成20）年度分及び2011（平成23）年度分の「計画折衝経緯」というシートとともに、上記各年度における関西電力と柳田産業の間で行われた柳田産業に対する発注予定額に関する交渉経緯等が時系列で記載されている。そして、各年度のシート中には、以下①～⑤の記載が存在する[89]。

①「平成16年度分　計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
[若狭支社幹部①]より	11月上旬に三者（***[役職①]***、相談役、***[役職②]***）会談を予定している。 内容は16年度34.5で手打ち ***[役職②]***とは別途15年度の実勢[90]を相談するが、***[役職②]***から 15 年度は厳しいとの打診があり、34で決着しているが、来年その分下	16年度　34.5の資料を準備のこと（***[若狭支社幹部①]***から***[役職①]***に渡す） 15 年度実勢の落としどころを発電所と相談し、資料準備のこと。（34 or 34.5 or

[86] なお、「④3/4号機緑地帯」の工事については、その後も「既設工事との関連で設計内容等を熟知している既設の工事業者」という特命理由によって吉田開発に特命発注されており、2013年7月に発注総額2971万5000円の契約が締結されている。

[87] 資料中の「Y」は柳田産業、「先生」及び「相談役」は森山氏をそれぞれ指している。森山氏は、当時、柳田産業の相談役を務めていた。

[88] 関西電力によれば、資料中の「***[役職①]***」及び「***[役職②]***」はいずれも柳田産業の役員を指している。

[89] 「平成18年度分　計画折衝経緯」という表題のシートにおいては、森山氏と関西電力との間では発注予定額を協議していたことをうかがわせる記載はあるものの、森山氏との間で発注予定額を合意したと明確に認められるまでの記載は確認されなかった。

[90] 本件ヒアリングにおいて、関係者に「実勢」との文言の趣旨を確認したが、明確にその趣旨を説明できた者はいなかった。もっとも、その文意や文脈からすれば、当該年度の発注金額の「実績値」を指している可能性が高いと考えられる。

項目	内容	コメント
	げるとの条件で落としどころを検討のことの指示あり。	35）

②「平成 17 年度分　計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
[若狭支社幹部①]と打合わせ（***[若狭支社幹部②]*** 同席）	***[若狭支社幹部①]***より、17 年度については 16 年度と同額の 34.5 とする。***[若狭支社幹部①]***には 34.5 のペーパー（3 点セット）を紙及びメールにて配布。***[若狭支社幹部①]***から***[役職①]***にメール転送をするとのこと。H17 の 34.5 は Y の体力強化との位置づけ。11/15 に***[役職①]***が相談役に H17 について 34.5 とすることを通知する予定。 また、16 年度については実勢無しの 34.5 をターゲットとしてやるとのこと。	各発電所キーマンに対して、H16 年度実勢 34.5 について通知。未達無きよう指示。また、現状未達が大きい大飯発電所については Y***[幹部]***に提案するように連絡済。

③「平成 19 年度分　計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
執行役員からの TEL	･M 氏との打ち合わせ結果、H18 年度と同様に 35.5 と決定した。 ･18 日までに M 氏宅に 35.5 の内訳を発送するとのこと。（今週中にチェックしたいとの意向） ･今後 H19 年度の実勢を Y***[役職②]***以下と調整することとなる。別途指示する。	

④「平成 20 年度分　計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
副事業本部長と打ち合わせ	・10/6 に相談役と敦賀自宅で会談。本年並（35.5）ということでお願いした。 ･11/30 に Y 事務所にて 35.5 の 1 枚ものを渡す予定。 ・12/14 に別途 Y***[役職②]***と会談するとのこと。	

⑤「平成 23 年度分　計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント

森中統括が先生と交渉	37.0 案を提示。 37.5 で妥結	

上記資料によれば、関西電力は、2003 年頃以降、森山氏らとの間で年度ごとの柳田産業に対する発注予定額に関する事前協議を行っており、当該協議において合意した金額を発注予定額としていたことが認められる。

そして、「各発電所キーマンに対して、H16 年度実勢 34.5 について通知。未達無きよう指示。」などの記載からすると、発注予定額に関しては、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の担当者とも必要に応じて共有され、原子力事業本部（当時の若狭支社）から各原子力発電所に対し発注予定額の「未達」がないようにする旨の指示が出されていたことが認められる。そして、特に「未達」が大きいとされた大飯発電所については、柳田産業の幹部に提案するよう連絡までなされていたことが認められる。

実際、上記資料に記載された各年度の発注予定額と実際の発注額を比較すると以下のとおりであり、いずれの年度においても約束された発注予定額を超える金額又はそれとほぼ同等の発注が行われていたという結果が見て取れる[91]。

年度	約束された発注予定額	実際の発注額
2004（平成 16）年度[92]	34.5 億円	約 35 億 3840 万円[93]
2005（平成 17）年度	34.5 億円	約 37 億 5498 万円
2007（平成 19）年度	35.5 億円	約 33 億 8704 万円
2008（平成 20）年度	35.5 億円	約 35 億 8320 万円
2011（平成 23）年度	37.5 億円	約 42 億 3078 万円

以上が、本件事前発注約束のうち、本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケースの具体例の一つである。

---

[91] 2007 年度の実際の発注額は発注予定額を若干下回っているが、「平成 19 年度分　計画折衝経緯」という表題のシートには、「1.5 億円については H20 年度へ繰越しとする。」、「実勢金額に 1.5 をプラスしたものを H20 年度の額面とすることができれば、表裏なしとなる」といった記載が存在し、2007 年度の発注予定額に達しなかった部分については、2008 年度の発注予定額を決定する際に考慮されていたことがうかがえる。

[92]

[93] **後記第 3、1(1)イ** 脚注のとおり、関西電力によれば、2004 年 9 月までは、一部の点検業務については関電興業株式会社（現商号：関電プラント）を通じて発注していたため、2004（平成 16）年度の発注金額については、同社を通じて、発注した金額を加味した金額を記載している。

(3)　本件事前情報提供の具体例

本件事前情報提供の具体例としては、関西電力が 2016 年 11 月 29 日に森山氏に提供した「高浜地元企業のご協力依頼について」と題する資料に示される事実関係が挙げられる。当該資料には、以下の記載が存在する。

高浜地元企業のご協力依頼について

件名	概算額（千円）	内容
①　***C 用地***の活用	107,000	資料 1・2 参照
②　高浜発電所 ***D 工事***	27,600	資料 3 参照
③　高浜町内の ***E 工事***	9,400	資料 4 参照
計	144,000	

※　競札の結果等で概算額は変動します。

上記資料中の資料 1 は「①***C 用地***の活用」、資料 2 は「①***C 用地***の活用（現地図）」、資料 3 は「②高浜発電所 ***D 工事***」、「資料 4」は「③高浜町内の ***E 工事***」と題する資料をそれぞれ指しており、上記資料と併せて森山氏に提供されている。

そして、「①***C 用地***の活用」と題する資料には、「***C（α）***」地点の活用案として「****用地@120 万円／月」と記載され、そのための「上部アスファルト舗装及び入り口フェンス改修」の工事費用の概算額として「約 14,500 千円」と記載されている。また、「***C（β）***」地点の活用案として、「****用地@96 万円／月」と記載され、そのための「****整備」の工事費用の概算額として「約 58,500 千円」と記載されている。

この点、関西電力によれば、関西電力は「***C（α）***」地点の工事を吉田開発に発注し、2016 年 7 月 1 日付賃貸借契約を締結し、賃料月額 120 万円で当該土地を賃借している。また、関西電力は、吉田開発に対して、「***C（β）***」地点の工事を他の工事と併せて 9798 万円で発注し、2017 年 9 月 26 日付賃貸借契約を締結し、賃料月額 85 万 3000 円で当該土地を賃借している。

また、「②高浜発電所 ***D 工事***」と題する資料には、図面とともに「工事概要：***[工事の内容]*** 約**m」、「工期：H29 年 1 月～3 月（予定）」、「概算額：27,600 千円（競札の結果により契約金額は変動します）」、「その他：高浜地元企業とグループ会社との競札を予定。（入札結果により、契約会社を決定）」といった記載が存在する。そして、当該工事については、競争入札が実施され、吉田開発が 2800 万円、環境総合テクノスが 3100 万円でそれぞれ入札した結果、吉田開発が当該案件を落札し、関西電力は、2016 年 12 月 28 日、当該工事を吉田開発に対し 2760

万円で発注している。

さらに、「③高浜町内の ***E 工事***」と題する資料には、地図とともに「工事概要：***[工事の内容]***・約**㎥」、「工期：H28 年 11 月～12 月（予定）」、「概算額：9,400 千円」、「その他：元請ゼネコンの下請けとして、仮置土砂を町内住宅造成地に運搬。」といった記載が存在する。ただし、当該工事については、工事自体が中止されている。

以上のとおり、関西電力は、森山氏に対して、今後、関西電力が実施を予定している工事等に関する情報を提供していたことが認められる。

以上が、本件事前情報提供の具体例の一つである。

第 3　本件取引先等に対する発注の適切性

1　関西電力及び関電子会社 6 社から本件取引先に対する発注状況

(1)　関西電力から本件取引先に対する直接発注[94]の状況[95]

関西電力は、本件取引先について、本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有すると指摘していた。そこで、本調査においては、本件取引先に対する発注状況を検証した。

ア　吉田開発に対する直接発注

吉田開発に対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移（2002～2018 年度）は、下表のとおりである[96][97][98]。

---

[94] 本報告書においては、関西電力が、他社を経由せずに、本件取引先に対して工事等を発注するケースを「直接発注」と呼称する。

[95] 関西電力では 2001 年度以前の取引データは基本的に保存されておらず、正確な数値を算出することができないため、吉田開発、柳田産業及び塩浜工業については、2002 年度以降の取引を検証対象としている。

[96] 関西電力の原子力部門に関する契約は、①一般契約、②単価契約、③簡易購買契約及び④原子力事業本部が発注権限を有している委託契約等（**前記第 2 章第 3、3(4)脚注**参照）に区分されるが、本報告書の一覧表においては、金額の多寡等の重要性等を考慮し、「競争発注」及び「特命発注」の発注件数及び発注金額は、①一般契約及び④原子力事業本部が発注権限を有している契約に関する数値を記載し、それ以外の区分の契約の発注件数及び発注金額については、「その他の発注」の項目に含めている。

[97] 原子力事業本部が発注権限を有している委託契約等（**前記第 2 章第 3、3(4)脚注**参照）の 2002～2011 年度の取引データ及び簡易購買契約の 2002 年度の取引データは基本的に保存されておらず、正確な数値を算出することができない。もっとも、関西電力によれば、吉田開発、柳田産業及び塩浜工業においては、これらの契約の発注件数及び発注金額は相対的に少ないとのことであり、これらの数値は本調査の検証からは捨象した。

[98] 本報告書の一覧表においては、発注件数及び発注金額については、原則として、契約締結日を基準として集計しているが、原子力事業本部が発注権限を有している委託契約等（**前記第 2 章第 3、3(4)脚注**参照）については、管理の都合上、竣工・検収日を基準に計上している。

（千円）[99]

	発注合計		競争発注[100]		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2002 年度	11	41,424	1	1,830	8	18,268	2	21,325
2003 年度	5	23,229	0	0	2	14,497	3	8,732
2004 年度	4	14,680	1	4,360	3	10,320	0	0
2005 年度	9	46,432	3	13,610	2	9,130	4	23,692
2006 年度	11	78,784	3	25,480	8	53,304	0	0
2007 年度	5	15,904	1	2,860	2	9,520	2	3,524
2008 年度	8	23,277	2	10,550	4	9,430	2	3,297
2009 年度	5	11,566	0	0	3	9,180	2	2,386
2010 年度	7	15,448	1	1,950	3	9,876	3	3,622
2011 年度	4	26,847	1	4,810	2	21,580	1	457
2012 年度	2	19,460	0	0	2	19,460	0	0
2013 年度	4	40,130	2	29,830	2	10,300	0	0
2014 年度	2	49,600	1	35,100	1	14,500	0	0
2015 年度	10	118,982	4	85,800	6	33,182	0	0
2016 年度	13	148,414	5	84,078	8	64,336	0	0
2017 年度	17	249,168	2	29,100	15	220,068	0	0
2018 年度	7	131,172	2	35,500	5	95,672	0	0

吉田開発に対する直接発注の発注金額は、2014 年度までは、2006 年度を除き、1000～4000 万円台の範囲で推移してきたが、2015 年度に 1 億円を超えるまで急増し、その後 2017 年度には約 2 億 5000 万円程度となっている。

関西電力によれば、これは新規制基準に基づく安全対策工事のため、高浜発電所構外の土地を整備する必要があり、そのための工事を吉田開発に発注したことが理由とのことである。

イ　柳田産業に対する直接発注

柳田産業に対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移（2002～2018 年度）は、下表のとおりである。

（千円）

[99] 本報告書においては、千円単位での表示については、千円未満を切捨表示にしている。
[100] 本報告書においては、2 社以上の取引先から見積書を徴収し、見積額の最も低い取引先を契約予定先とする方法による発注を「競争発注」と呼称し、特定の取引先を指名する方法により発注することを「特命発注」と呼称する。（**別紙 2-3-3-4** 参照）。

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2002 年度	150	1,926,823	2	54,870	144	1,865,477	4	6,476
2003 年度	140	1,395,111	2	10,900	134	1,381,923	4	2,288
2004 年度	113	2,088,550	4	6,728	104	2,073,945	5	7,877
2005 年度	189	3,754,984	0	0	183	3,748,897	6	6,087
2006 年度	176	3,985,860	2	5,429	169	3,964,929	5	15,502
2007 年度	169	3,387,046	2	16,000	166	3,370,975	1	71
2008 年度	173	3,583,201	1	9,260	168	3,557,577	4	16,364
2009 年度	184	4,626,920	3	98,060	180	4,528,789	1	71
2010 年度	186	5,536,734	2	14,200	178	5,502,365	6	20,169
2011 年度	148	4,230,786	0	0	142	4,207,919	6	22,867
2012 年度	109	2,575,746	2	25,380	94	2,510,758	13	39,608
2013 年度	120	4,080,592	3	108,300	112	3,957,696	5	14,596
2014 年度	110	3,311,434	2	23,630	101	3,265,713	7	22,091
2015 年度	108	3,122,783	2	43,600	99	3,047,995	7	31,187
2016 年度	120	4,182,300	2	18,310	110	4,133,824	8	30,165
2017 年度	118	3,264,063	4	76,440	103	3,128,678	11	58,945
2018 年度	95	3,349,039	1	46,700	72	3,161,532	22	140,806

柳田産業に対する直接発注の発注金額は、2005 年度以降、約 25～55 億円の間で推移している[101]。

関西電力によれば、年度ごとに柳田産業に対する発注件数及び発注金額にばらつきがある理由は、各年度で定期検査を実施する発電基数が異なるほか、点検内容も異なってくるためとのことである。なお、2010 年度の発注金額は約 55 億円と突出しているが、これは通常の定期検査とは別に、関西電力が柳田産業から高額の設備等を購入したためとのことである。

ウ　オーイングに対する直接発注

オーイングに対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移（2012[102]～2018 年度）は、下表のとおりである。

---

[101] 関西電力によれば、2004 年 9 月の定期検査までは、一部の点検業務については関電興業株式会社（現商号：関電プラント）を通じて発注をしていたため、関西電力からの直接発注の金額が低くなっていたとのことである。

[102] オーイング及び ***X1 社***に対する直接発注は原子力発電所の警備業務の委託契約が大半であるところ、これらの委託契約については原子力事業本部が発注権限を有している（**別紙 2-3-3-4** 参照）。この点、原子力事業本部が発注権限を有している契約については、2011 年度以前の取引データが基本的に保存されておらず、正確な数値が算出できないことから、本調査においては、オーイング及び ***X1 社***については、2012 年度以降の取引を検証対象とした。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2012 年度	25	2,213,032	0	0	21	2,205,872	4	7,159
2013 年度	58	2,510,408	0	0	35	2,043,051	23	467,356
2014 年度	35	2,872,940	0	0	18	2,860,556	17	12,383
2015 年度	39	3,109,431	0	0	24	3,102,727	15	6,703
2016 年度	47	3,403,707	0	0	25	3,302,446	22	101,261
2017 年度	54	3,851,898	0	0	46	3,843,178	8	8,719
2018 年度	46	3,557,333	0	0	30	3,406,795	16	150,537

オーイングに対する直接発注の発注金額は、2012 年度は約 22 億円であったところ、その後急増し、2017 年度には 38 億円を超えている。

関西電力によれば、発注金額が増加した理由は、新規制基準を受けて警備員を増員したほか、各種安全対策工事等に必要な車両、要員、物資等の出入管理を行うための警備員を増員したためとのことである。

エ　塩浜工業に対する直接発注

塩浜工業に対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移（2002～2018 年度）は、下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2002 年度	2	31,300	2	31,300	0	0	0	0
2003 年度	3	49,030	3	49,030	0	0	0	0
2004 年度	1	3,170	1	3,170	0	0	0	0
2005 年度	2	96,700	2	96,700	0	0	0	0
2006 年度	6	153,630	3	36,010	3	117,620	0	0
2007 年度	3	137,600	1	54,500	2	83,100	0	0
2008 年度	2	38,020	2	38,020	0	0	0	0
2009 年度	9	32,305	5	29,500	4	2,805	0	0
2010 年度	1	9,740	1	9,740	0	0	0	0
2011 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2012 年度	1	9,480	1	9,480	0	0	0	0
2013 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2014 年度	0	0	0	0	0	0	0	0

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2015 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2016 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2017 年度	1	70,000	1	70,000	0	0	0	0
2018 年度	0	0	0	0	0	0	0	0

塩浜工業に対する直接発注の発注金額は年度ごとにばらつきがあり、2002 年度から 2010 年度までは継続して直接発注がされていたが、2011 年度以降は 2012 年度と 2017 年度を除き、発注件数がゼロとなっている。

関西電力によれば、元々、塩浜工業に対する発注は競争発注が主であったところ、東日本大震災以降、新規制基準により、原子力発電所で行われる工事の規模が大きくなった結果、塩浜工業が入札に参加できるような工事が減少したためとのことである。

オ　*X1 社*[103]に対する直接発注

X1 社に対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移（2012～2018 年度）は、下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2012 年度	32	506,495	0	0	7	504,521	25	1,974
2013 年度	25	498,111	0	0	9	495,217	16	2,893
2014 年度	20	512,464	0	0	6	510,735	14	1,728
2015 年度	21	522,166	0	0	7	520,380	14	1,786
2016 年度	22	517,543	0	0	8	515,370	14	2,173
2017 年度	22	574,690	0	0	9	572,594	13	2,095
2018 年度	28	607,783	0	0	14	601,600	14	6,183

X1 社に対する直接発注の発注金額は、2012 年度から 2016 年度までは概ね 5 億円前後で推移していたが、2017 年度以降は増加傾向にある。

関西電力によれば、発注金額が増加した理由は、美浜発電所で実施されている工事等に必要な車両、要員、物資の出入管理を行うための警備員を増員したため

[103] 本件取引先のうち***X1 社***については、**前記第 1 章第 1、4(1)イ脚注**のとおり、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、匿名化処理をしている。

とのことである。

(2)　関電子会社 6 社から本件取引先に対する間接発注[104]の状況

前記第 2 章第 3、4 のとおり、関西電力には 95 社の子会社があり（2019 年 3 月 31 日時点）、そのうち、本件取引先に対する発注実績[105]がある子会社は 18 社であった。本調査においては、当該 18 社の中から、本件取引先に対する発注件数及び発注金額が相対的に多いと判断した関電子会社 6 社を選定し、本件取引先に対する発注状況等の検討分析を実施した。

ア　吉田開発に対する間接発注

関電子会社 6 社を通じた吉田開発に対する間接発注の発注件数及び発注金額の推移（2006～2018 年度）[106]は、下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006 年度	5	36,035	0	0	5	36,035	0	0
2007 年度	4	145,397	0	0	4	145,397	0	0
2008 年度	2	14,489	0	0	2	14,489	0	0
2009 年度	4	159,869	0	0	4	159,869	0	0
2010 年度	5	112,185	0	0	5	112,185	0	0
2011 年度	5	126,288	0	0	5	126,288	0	0
2012 年度	6	135,581	0	0	6	135,581	0	0
2013 年度	5	72,272	0	0	5	72,272	0	0
2014 年度	8	82,251	0	0	8	82,251	0	0
2015 年度	5	106,367	0	0	5	106,367	0	0
2016 年度	17	39,638	0	0	17	39,638	0	0
2017 年度	18	100,111	0	0	17	98,553	1	1,557
2018 年度	19	207,582	0	0	18	206,185	1	1,396

[104] 本報告書においては、関西電力が本件取引先等以外の登録取引先に工事等を発注し、さらに、当該取引先が本件取引先等に当該工事等を下請発注するケースを「間接発注」と呼称する。

[105] 2011 年 1 月以降に検収された工事等に限る。

[106] 関電子会社 6 社の一部の会社について、システムデータの保存期間や帳票類の保管期限等の関係から 2005 年度以前については正確な数値を算出することができないため、本報告書の間接発注に関する発注状況の一覧表においては、2006 年度以降の発注件数及び発注金額を記載した。

関電子会社 6 社を通じた吉田開発に対する間接発注の発注金額は年度ごとにばらつきがあるが、吉田開発への間接発注の大半は環境総合テクノス及び関電プラントを通じたものである。

なお、吉田開発に対する間接発注の発注件数は 2016 年度以降、急増しているが、関西電力によれば、関電プラントから吉田開発に対し、特定の業務を委託し、当該契約が毎月更新されており、各月の契約を 1 件として計算しているため、契約件数が増加したとのことである。

イ　柳田産業に対する間接発注

関電子会社 6 社から柳田産業に対する間接発注の発注件数及び発注金額の推移（2006～2018 年度）は、下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006 年度	82	465,182	0	0	70	461,320	12	3,862
2007 年度	121	453,834	0	0	97	447,687	24	6,147
2008 年度	121	425,197	0	0	91	420,211	30	4,986
2009 年度	112	510,853	0	0	83	505,626	29	5,227
2010 年度	103	402,239	0	0	72	396,909	31	5,330
2011 年度	91	456,361	1	8,200	64	443,917	26	4,244
2012 年度	99	433,370	4	115,900	74	314,087	21	3,383
2013 年度	79	314,692	1	8,900	60	303,867	18	1,925
2014 年度	66	500,655	2	43,500	55	456,230	9	925
2015 年度	79	348,847	5	37,200	62	310,198	12	1,449
2016 年度	82	528,535	4	111,500	63	415,738	15	1,297
2017 年度	64	318,796	0	0	55	317,426	9	1,370
2018 年度	70	349,636	1	13,400	52	333,857	17	2,379

関電子会社 6 社を通じた柳田産業に対する間接発注の発注金額は、2006 年度以降は、約 3～5 億円程度で推移している。

関西電力によれば、柳田産業に対する間接発注は、配水管等の設置、修繕、塗装業務等が主であるとのことである。

ウ　オーイングに対する間接発注

関電子会社 6 社を通じたオーイングに対する間接発注の発注件数及び発注金

額の推移（2006～2018 年度）は、下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006 年度	12	18,468	0	0	4	366	8	18,102
2007 年度	12	18,640	0	0	4	457	8	18,183
2008 年度	13	27,509	0	0	5	384	8	27,125
2009 年度	12	35,185	0	0	4	900	8	34,285
2010 年度	13	34,631	0	0	5	740	8	33,891
2011 年度	17	35,675	0	0	9	1,365	8	34,310
2012 年度	24	42,467	0	0	16	8,424	8	34,042
2013 年度	28	42,056	0	0	20	9,910	8	32,145
2014 年度	41	48,897	0	0	33	16,605	8	32,291
2015 年度	48	43,967	0	0	40	11,396	8	32,571
2016 年度	64	64,625	1	5,310	38	16,878	25	42,436
2017 年度	69	86,046	0	0	35	33,498	34	52,548
2018 年度	54	44,439	0	0	18	7,211	36	37,228

関電子会社 6 社を通じたオーイングに対する間接発注の発注金額は、2009 年度以降、2016 年度及び 2017 年度を除いて概ね 3000～4000 万円台で推移している。

関西電力によれば、オーイングに対する間接発注は主に警備業務の委託である。

エ　塩浜工業に対する間接発注

関電子会社 6 社を通じた塩浜工業に対する間接発注の発注件数及び発注金額の推移（2006～2018 年度）は下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006 年度	1	795	0	0	1	795	0	0
2007 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2008 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2009 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2010 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2011 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2012 年度	5	2,799,800	0	0	5	2,799,800	0	0
2013 年度	0	0	0	0	0	0	0	0

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2014 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2015 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2016 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2017 年度	3	370,500	0	0	3	370,500	0	0
2018 年度	0	0	0	0	0	0	0	0

関電子会社 6 社を通じた塩浜工業に対する発注金額は、年度ごとに相当にばらつきがあり、全く発注が無い年度もあるが、2012 年度は約 28 億円もの発注を行っており、同年度の発注金額のみ突出している。

関西電力によれば、これは 2012 年度に環境総合テクノスから塩浜工業に対して 5 件の工事が特命発注されたことによるものである。

オ　*X1 社*に対する間接発注

関電子会社 6 社を通じた ***X1 社***に対する間接発注の発注件数及び発注金額の推移（2006～2018 年度）は下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006 年度	16	28,460	0	0	13	4,250	3	24,210
2007 年度	13	26,657	0	0	10	2,425	3	24,231
2008 年度	20	29,237	0	0	17	4,812	3	24,424
2009 年度	19	66,041	0	0	16	41,768	3	24,272
2010 年度	22	70,536	0	0	19	46,200	3	24,335
2011 年度	30	66,929	0	0	21	41,382	9	25,546
2012 年度	23	65,940	0	0	17	41,600	6	24,339
2013 年度	37	73,490	0	0	23	47,651	14	25,838
2014 年度	38	74,540	0	0	20	47,076	18	27,464
2015 年度	60	86,196	0	0	39	60,678	21	25,518
2016 年度	54	82,654	0	0	37	57,269	17	25,385
2017 年度	47	75,844	0	0	35	50,016	12	25,828
2018 年度	43	69,833	0	0	24	48,364	19	21,469

関電子会社 6 社を通じた ***X1 社***に対する間接発注の発注金額は、2009 年度以降は、概ね 6000～8000 万円台で推移している。

関西電力によれば、***X1 社***に対する間接発注は主に警備業務の委託である。

2　本件取引先への発注に関する問題点[107]

関西電力及び関電子会社 6 社から本件取引先に対する発注件数及び発注金額の推移は**前記 1** のとおりであるが、これらに含まれる個々の取引について、以下のとおり、コンプライアンス上の問題点が認められた。

(1)　特命発注案件に関する問題点

ア　特命発注の合理性について

(ア)　吉田開発に対する特命発注案件

a　特命理由[108]について

(a)　特命理由の内容

2002 年度から 2018 年度にかけて、関西電力から吉田開発に直接発注された工事等のうち、特命発注された案件（以下、関西電力から特命発注[109]された案件を「特命発注案件」と総称する。）が占める割合は約 72%[110]である。

吉田開発の特命発注案件における特命理由については、主として、①同種・類似工事の実績、②地元状況に精通、③早期実施が可能、④信頼性・業務効率等、⑤土地所有で現場熟知、⑥他に実施可能な登録取引先がない、⑦技術的制約により他社による実施が不可能といった事由が挙げられている[111]。

(b)　特命理由の合理性

---

[107] 本項において掲載されている資料は、主に本件デジタル・フォレンジック調査により顕出されたものである。

[108] 特命発注に当たっては、取引先に特命発注をするための事由が必要とされており、本報告書においては、これを「特命理由」と呼称する（**別紙 2-3-3-4** 参照）。

[109] 専門性等を有している一部の業務に関する委託契約等は、競争発注が原則とされておらず、厳密にいえば、「特命」と「競争」の区別はないが、相対で契約している点においては特命発注と相違がないことから、本報告書においては、特命発注として位置付けるものとする。

[110] 本報告書における特命発注案件の割合は、**前記 1** の一覧表で記載した競争発注の件数と特命発注の件数を合算した件数のうち、特命発注の件数が占める割合を意味する。

[111] 大半の特命発注案件において、稟議に用いられた書類には複数の特命理由が記載されていた。

本件ヒアリングによれば、関西電力の吉田開発に対する特命発注案件の中には、一般的な建設業者であれば吉田開発でなくても施工可能な工事が含まれていたとのことである。そのため、上記の①同種・類似工事の実績、③早期実施が可能、及び④信頼性・業務効率等といった理由が、関西電力が原則とする競争発注を排する特命理由として合理的といえるかは疑問が残る。また、②地元状況に精通という特命理由についても、特命発注案件の中には京都府内で実施される工事等、吉田開発の地元（本社所在地）である高浜町とは無縁の地域の工事にもそのような特命理由が付されているものがあり、特命理由の合理性を検討するに当たって、地元状況に精通しているという事情が、真実どこまで考慮されていたのか不明である。

こうした特命理由について、本件ヒアリング対象者の中には、地元重視の観点から、高浜町に所在する企業に対して優先的に工事を発注する必要があり、そのため吉田開発に工事を発注せざるを得なかった旨を述べる者もいる。しかし、例えば、2019 年度の原子力事業本部の登録取引先[112]のリスト中、吉田開発と同じ「第 2 種取引」で登録種目に「土木工事」又は「建築工事」が含まれている取引先は 30 社ある。そのうち福井県内に本社を置く取引先は 16 社であり、高浜町内に本社を置く取引先は吉田開発を含め 2 社である。したがって、関西電力が掲げる地元重視の観点からすれば、福井県内又は関西電力の原子力発電所が立地する美浜町、高浜町及び大飯町内に土木工事又は建築工事を施工可能な取引先が複数社存在する以上、吉田開発に対してのみ優先的に工事を発注する合理的な理由を見出すことはできない。

実際、本件ヒアリング対象者の中には、吉田開発に特命発注されている土木・建築工事の中には特命理由に疑義があるものが存在する旨を述べる者もいた。

以上のとおり、吉田開発に対する特命発注案件に関する特命理由の合理性については疑問があるといわざるを得ないが、さらに、本調査の結果、吉田開発に対する特命発注案件については、コンプライアンス上の問題点も認められたため、具体的な資料等の内容を掲載しながら、以下、その点を指摘する。

b　原子力事業本部において森山氏に対して本件事前発注約束等がなされていたこと

[112] 関西電力と取引を希望する企業は、関西電力に対して取引先の登録申請を行う必要があり、登録された取引先を登録取引先という。関西電力は、申請があった企業に対する評価等を実施し、取引先登録の対象を選定した上で、管理項目（取引種目及びグレード区分）を設定する。

(a)　高浜発電所長の長谷氏の電子メール

前記第 2、2(1)のとおり、2012 年 4 月 22 日及び同 25 日に関西電力の高浜発電所長の長谷氏が原子力事業本部長の豊松氏ら複数名に送信した電子メール及びその添付資料によれば、森山氏は関西電力に対して吉田開発に工事を発注するよう繰り返し要求し、これを受けて、関西電力は環境総合テクノス経由で吉田開発に 4000 万円の ***B 工事***を発注することを約束したことが認められる。

そして、実際、関西電力から環境総合テクノスを通じて、発注総額は約束された 4000 万円には満たないものの、吉田開発に対し発注総額 2978 万 8500 円で上記工事が発注されていたことが認められる。

(b)　「吉田開発の動向について」と題する資料

原子力事業本部が 2013 年 6 月頃に作成した「吉田開発の動向について」と題する資料には、以下の記載がある[113]。

番号	件　名	担　当
3.（3）	吉田開発の動向について	***[人名]***

1. 概要

H25 年 5 月中旬に森山先生から鈴木所長に、高浜の吉田開発を大飯発電所に参入させるよう要請があった。

要請内容は H25 年度の発注で、事業本部（75 百万円）、高浜（67 百万円）で合わせて約 1.42 億円程度の発注を説明していたが、更に大飯発電所として 1 億円の要請を受けた。

大飯発電所として 3 件名（60 百万円）を用意し、以下のコメントのつきで了解を得た。

①　***F 工事***
（KP→吉田開発　45 百万円）

②　***G 工事***
（***X6 社***→吉田開発　10 百万円）
※関電より、***X6 社***に要請を行うこと。

③　***H 業務***委託
（テクノス→吉田開発　5 百万円）

2. 現在の対応状況

各工事の進めるため、以下の課題を整理し発注に繋げる必要がある。

[113] 当該資料の左上には「取扱注意」の注記がなされている。また、資料中の「KP」は関電プラントを指している。

① ***F 工事*** 早急に詳細内容を精査 し、定検工事の内容変更を行う。7 月中 ② ***G 工事*** ***[人名]***より、***X6 社***に要請し了解済み。6/10 現在***X6 社***にて吉田開発の業務（5 百万円×2）について詳細検討した 結果、実施可能の連絡を受けた。6/12 ③ ***H 業務***委託 安全防災室にて、具体的発注内容の検討を行う。7 月中
＜関連キーパーソン＞ ① 社内　：　***[人名]***、***[人名]***、***[人名]*** ***[人名]***、***[人名]*** ***[人名]***、***[人名]***、***[人名]*** ② 社外　：　森山先生、吉田開発（***[役職]***）、KP（***[人名]***） ***X6 社***（社長）、テクノス（***[人名]***）

上記資料によれば、森山氏は、関西電力に対し、吉田開発を大飯発電所の工事に参入させ、1 億円の工事を発注するよう要求していた。そして、そのような要求を受けた関西電力は、大飯発電所において、「①***F 工事***」、「②***G 工事***」及び「③***H 業務***」の 3 件の工事を吉田開発のために用意し、関電プラント等を通じて、6000 万円で発注することを説明し、森山氏の了解を得たことが認められる。

また、上記資料には「2. 現在の対応状況」として「各工事の（引用者注：「を」の誤記と思われる。）進めるため、以下の課題を整理し発注に繋げる必要がある。」と記載されており、関西電力としては、現に存在する課題を解消してまで、吉田開発に対して、工事を発注しようとしていたものと認められる。

本調査で判明した限りでは、③の「***H 業務***」については、環境総合テクノスを通じて、2014 年 1 月、吉田開発に 525 万円で特命発注がされたことが確認されている[114][115]。

c　京都支社において森山氏に対して本件事前発注約束等がなされていたこと

関西電力の京都支社が 2017 年 1 月 31 日に森山氏に提供した「平成 29 年度発注予定」と題する資料には、以下の記載がある。

---

[114] ①の「***F 工事***」については、当該工事に該当するか明確でないものの、2013 年 8 月及び 2015 年 11 月、関電プラントから吉田開発に総額 4700 万円の工事が発注されたことが確認されている。

[115] ②の「***G 工事***」については、関西電力から ***X6 社***に発注されたことは確認されているものの、***X6 社***が吉田開発に当該工事を発注したかどうかまでは確認できていない。

契約先 吉田開発株式会社 様

1. 工事件名
① *[工事の内容]*
② *[工事の内容]*
③ *[工事の内容]*
④ *[工事の内容]*

2. 契約予定額
① 約 1,800 万円
② 約　500 万円
③ 約　400 万円
④ 約　400 万円

合計　約 3,100 万円（前年度比 1,000 万円増）

3. 工事場所

≪省略≫

4. 工期
・　詳細未定（3 月末の予算確定以降、順次工期を決定する予定）

上記資料に記載された工事は、いずれも翌年度に実施が予定されていた工事であるが、関西電力においても予算や工期等が確定していない段階で、「契約先」を吉田開発とした上で、具体的な「工事件名」や「契約予定額」を伝えていたことが認められる。実際、上記資料記載の①～④の工事については、いずれも 2017 年 8 月から 12 月にかけて、順次、関西電力から吉田開発に特命発注がなされている。

なお、本調査によれば、京都支社においては、2017 年以前から同様の資料を森山氏に交付していたことが判明している。

d　関西電力が強引に特命発注をしていた可能性があること

2017 年 12 月 26 日に調達本部の担当者が京都支社の幹部ら複数名に宛てて送信した電子メール[116]には、以下の記載がある。

吉田開発の H29 年度分契約実績お送りします。
次年度の案件は 1 件名あたりの金額規模が大きく目立つことになります。

[116] 電子メール中の「先生」は森山氏、「Y 社」は吉田開発のことをそれぞれ指している。

可能であれば、テクノスとの競争としたいのですが可能でしょうか？

これに対し、翌 27 日に京都支社の幹部から調達本部の担当者ら複数名に返信された電子メールには、以下の記載がある。

あまり詳しく言いにくいのですが、競争であっても、絶対に Y 社が負けないと断言できるのであれば、その旨を先生に伝えて同意を得なければなりません。その日の気分で、噴火するリスクはあります。競争スタイルとしないことによるリスクとの比較でしょう。無理無理、特命理由をつくることも不可能というレアケースでない限り、先生の噴火リスクを回避した方が賢明であり、安上がりだと考えます

このように、吉田開発と環境総合テクノスによる競争発注の実施を提案した調達本部の担当者に対し、京都支社の幹部は、森山氏が激昂する可能性等を考慮して、「無理無理、特命理由をつくることも不可能というレアケースでない限り」、吉田開発に特命発注をした方が賢明である旨を回答している。この電子メールのやり取りは、関西電力が過去には強引に特命理由を付すなどして特命発注をしていた可能性があることをうかがわせる。

e　小括

以上のとおり、吉田開発に対する特命理由の合理性については疑問が残る上（**前記 a**）、関西電力は、森山氏から繰り返し吉田開発に工事を発注するよう要求を受けており（**前記 b**）、当該要求に応じる形で、吉田開発に発注できる工事を選別・決定し、当該工事を直接又は間接的に吉田開発に発注していたことが認められる（**前記 b、c**）。さらには、過去には強引に特命理由を付して特命発注をしていた可能性さえうかがわれる（**前記 d**）。

関西電力が掲げる地元重視のために積極的に地元企業を活用していく方針自体に合理性は認められるとしても、森山氏の要求に応じる形で吉田開発に工事を発注していたことは、本来、関西電力が自ら決定すべき発注プロセスに第三者である森山氏の意向を介入させることとなるばかりか、吉田開発に優先的に工事を発注した結果、他の取引先の受注及び育成の機会を失わせることとなり、福井県等における健全な競争関係を損なう可能性もある。

したがって、森山氏の度重なる要求があったとしても、上記の関西電力の対応は、関西電力の発注プロセスの適切性や透明性等を歪める行為であり、ひいては関西電力の利益をも損なわせるおそれをはらんでおり、このような関西電力の発注行為にはコンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない。

(イ)　柳田産業に対する特命発注案件

a　特命理由について

2002 年度以降、関西電力から柳田産業に直接発注された工事のうち、特命発注案件が占める割合は約 99%である。

柳田産業の特命発注案件における特命理由については、主として、①同種・類似工事の実績、②現場・設備・作業内容の熟知、③対象設備の定検を継続施工、④緊急発注・早期手配可能、⑤技術的制約（品質・安全・施工体制確保）により他社発注不能、⑥関連工事を受託、⑦安全・品質・価格・納期等を総合勘案といった事由が挙げられている。

この点、本件ヒアリングによれば、柳田産業は従前から主に原子力発電所の設備の保守や点検、修繕等に関する業務を行ってきたため、当該業務に関するノウハウや知識、経験等を有していることに加え、原子力発電所の設備の保守や点検、修繕等は専門性の高い業務であるため、当該業務を施工できる業者は限られていることが認められる。さらに、原子力発電所の定期検査に当たっては、対象設備の構造や特徴等を把握している業者の方が工期や正確性等の観点から望ましく、同一の業者に継続的に点検を委託するケースが多い。そのため、原子力発電所の設備の品質管理や安全管理等の観点から、柳田産業に保守、点検、修繕等の業務を特命発注することについては、一定の合理性を認めることができる。

しかしながら、関西電力の発注手続においては、**別紙 2-3-3-4** のとおり、工事・運搬請負契約については競争発注が原則とされており、柳田産業に対しては主に定期検査等に関する業務が発注されていることを勘案しても、柳田産業の特命発注率が約 99%と極めて高いことは特筆に値する。

さらに、本調査の結果、柳田産業に対する特命発注案件については、コンプライアンス上の問題点が認められたため、具体的な資料等の内容を記載しながら、以下、その点を指摘する。

b　柳田産業に対する本件事前発注約束

(a)　遅くとも 2003 年頃から本件事前発注約束が行われていたこと

前記第 2、2(2)のとおり、関西電力において作成されたエクセル・ファイルによれば、関西電力は、2003 年頃以降、森山氏らとの間で年度ごとの柳田産業に対する発注予定額について事前協議を行っており、その協議において合意した

金額を当該年度の発注予定額としていたことが認められる。

そして、発注予定額に関しては、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の担当者とも必要に応じて共有され、原子力事業本部（当時の若狭支社）から各原子力発電所に対し発注予定額の「未達」がないようにする旨の指示が出されていたことが認められる。そして、特に「未達」が大きいとされた大飯発電所については、柳田産業の幹部に提案するようにとの連絡までなされていたことが認められる。

なお、本調査によれば、関西電力は、少なくとも 2017 年 8 月まで継続的に同様の工事計画に関する資料を森山氏に提供していたことが確認されている[117]。

(b) 柳田産業に対する発注予定額が「ノルマ」と考えられていたこと

2014 年 6 月頃に高浜発電所長の長谷氏が作成した森山氏に関する引継資料には、以下の記載が存在する[118]。

引継ぎ事項（先生編）

《先生関係》
〇全体
・ 毎月京都で会っていたが、ここ 2 年は頻度急減。3 ヶ月毎程度。人を知るまで、御する迄、頻度が高いと思われる。
・ 屈服させる、自分に従うと判る迄指導。〇〇に言うぞ等が常で、上げ奉れば喜び、判り易い。中途半端な対応が、一番危険。人を信じない。猜疑心旺盛。こそこそするな。
・ 1 回／2 週間、出来れば毎週、電話が必要。疎遠を嫌う。人恋しい。
・ ***[役職]***は雄弁で、受け良。苦労経験は少。
・ 花見・中元・お歳暮・人権研修・旅行等、定期行事があり、***[役職]***が所管・処理。
・ 高額な先生からのお土産は、同罪化のつもりか。
〇柳田産業
・ 年間ノルマ（***[役職]***、***[役職]***）をこなす。定検がないので、なかなか工事がない。
・ 何かの理由を付け、わしのお陰だと追加を要求。****成功時、年 1 億工事追加。本部長の会食に出席すれば、わしが会わせてやった等。
・ 先生からの圧力か、柳田が提案を度々出してくる。
〇オーイング[119]
・ ***[業務の内容]***の委託化は、常務が極簡単に先生にメモで話した程度。関電から言う前に先生に伝わると、委託化頓挫の可能性。鈴木統括が***[役職]***には再確認済み。

---

[117] 本件問題が発覚した 2018 年初頭より前において、柳田産業に対する年度の発注実績が発注予定額を下回ったのは、本調査に確認できている限りにおいて、**前記第 2、2(2)**の 2007 年度を除き、2015 年度（発注実績：約 30 億円、発注予定額：35 億円）のみである。

[118] 資料中の「先生」は森山氏、「カンソウ」は環境総合テクノスのことをそれぞれ指している。

[119] 本資料の記載によれば、森山氏は、オーイング及び吉田開発に関しても、関西電力の役職員に対し、工事等を発注するよう繰り返し要求していたことが認められる。

・　***[業務の内容]***（***[企業名]***）をオーイングにせよと、鈴木統括に圧力中。大飯の ***K 業務***委託拡大を本部長が苦慮して断ったことを、今だ根に持つ。
・　年々発注が増加しているので、あまり、無理は言ってこないが、細かな要求を時々手紙で出してくる。***[人名]***は先生の片腕。
○吉田開発
・　工事発注を毎年要求。最近では、年 1 億程度。今年も 1 億円工事を出したが、カンソウ経由で 7 割にしかならないので、吉田に 1 億円入る様にと要求。聞き流す。大飯が今年から年 2 億にしたので、それをしきりに引き合い。
・　これ以外に、吉田開発への工事を不定期に要求。最近は土建工事で潤う。

≪省略≫

上記資料中においては、柳田産業に関し、「年間ノルマ（***[役職]***、***[役職]***）をこなす。」との記載がある。上記資料のみでは「年間ノルマ」が何を指すのかは必ずしも判然としないが、**前記(a)**のとおり、関西電力、柳田産業及び森山氏との間で年度ごとの発注予定額が約束されていることからすれば、「年間ノルマ」とは柳田産業に対する発注予定額である可能性が高く、関西電力では柳田産業に対する発注予定額を達成すべき「ノルマ」と解釈していたことがうかがわれる。

c　森山氏から柳田産業に対する発注金額を増やすよう要求されていたこと

(a)　柳田産業の担当者が送信した電子メール

後記 d(a)で引用する資料を森山氏に提供した後、2013 年 10 月 7 日に柳田産業の担当者が原子力事業本部副事業本部長の鈴木氏に宛てて送信した電子メールには、以下の記載が存在する。

※追伸です
弊社***[人名]***からも鈴木様の方へ連絡申し上げようと思っておりましたが、先に下記の情報を鈴木さんに伝えておけと言うことです。
昨日（日曜日）に弊社***[人名]***が森山相談役に呼び出されました。
28 の紙を相談役から貰いました。
森山相談役は大飯の定検込みの想定で 40 と考えていたので大飯の定検分が無いということで引き算するとそうなるんやろうな　という感触だったそうです。
鈴木様も誠意のある方なので精一杯頑張ってくれていることはよく解っているとのことです。
しかし、これ（28）では会社（柳田産業）は困るので運転が再開したらという条件で何とか 25 年度並みの 34 を目標にしてくれないかと、もう一度、近いうちに森中さんと鈴木さんとの両方にお願いをしてみるつもりでおるようです。（森中さんには 8 日？か）
弊社***[人名]***は，再開しない内はなんぼ言うても関電さんもお困りやろうからそんなに焦っても仕様がないという話を相談役にしております。

上記電子メールにおける「しかし、これ（28）では会社（柳田産業）は困るので運転が再開したらという条件で何とか 25 年度並みの 34 を目標にしてくれないかと、もう一度、近いうちに森中さんと鈴木さんとの両方にお願いをしてみるつもりでおるようです。」との記載からすると、森山氏が原子力事業本部長代理の森中氏及び同副事業本部長の鈴木氏に対し、2014 年度の柳田産業に対する発注金額を 28 億円から 34 億円に増やすよう要求しようとしていたことが認められる。

そして、**前記 1(1)イ**の表のとおり、2014 年度の関西電力の柳田産業に対する直接発注の金額は 33 億 1143 万 4160 円となっており、森山氏の要求額と近似した発注金額となっている。

これらの事実を踏まえると、関西電力が森山氏の要求に応じて柳田産業に対する発注を増加させた可能性も十分に考えられる。

(b)　高浜発電所長が送信した電子メール

2011 年 1 月 7 日に高浜発電所長の長谷氏が原子力事業本部長の豊松氏ら複数名に宛てて送信した電子メールには、以下の記載がある。

> 申し訳ありませんが、また愚痴を言わせて下さい。問題はありませんので、安心して下さい。
> 昨年の****頃から、再び「****が上手く行った「礼」を示せ」と執拗に要求され、12 月の入院当日の午前中に京都で会った際に、報告日を 2 月 17 日と約束。その後、年末に病院にお見舞いに行ってもその要求、元旦に電話してもその要求、昨日電話しても殆どがその要求。そして本日、****ビルの 1 階で会った際も、開口一番、「****が上手く行っているお前が初めに挨拶に来るのが当然だろう」と。その後、談話室での懇談の際も、「高浜所長の長谷は嘘つきだ」を連発。***[人名]・[人名]***にも告げる。
> これは、昨年夏に、柳田に対する追加工事ノルマ 1 億円を強要してきた時と全く同じ論理。その際は、「****が上手く行けば、削減した柳田への工事発注額を返すと、***[人名]***等が約束したのに、お前はそれをしない。嘘つきだ。」と散々嘘つき呼ばわりをして、1 億円を私から出させたもの。
> 談話室から懇親会場への移動の途中でも、「あの約束を忘れるな、なんなら明日報告をしろ」と凄む。昨日は「振り回したろか」と。懇親会場を出た 4 時頃、私はようやく***[地名]***の皆さん等と懇談をしている最中にも先生から電話があり、「お前と会う約束はいつか、あの約束を忘れたら承知せんぞと、明日電話してこい」と。恐らく、回答を直ぐにでも持って来いとの要求。が、具体的案があるわけでもない。
> ***[業務の内容]***対策、***[業務の内容]***対応、1 月 21 日の 3 号機本格運転に向けてやるべきことが多々ある中、それこそこんな対応は、発電所の保安活動を阻害するもの。その典型は、昨年の****当日。事故対に詰めてまさに奮闘中に、柳田への追加 1 億円工事の実績報告を要求され、その対応に肝心の保修関係者を使うありさま。発電所運営に支障。
> いつまでこんな対応をしているのか、大いに疑問。毎月京都で一対一の対話、月に 10 回程度（つまり 2 日に 1 回程度）の電話。エスカレートしている？
>
> 以上、愚痴でした。これで、私のガスも抜けますので、明日以降、また普通に対応しますので、ご心配はいりません。愚痴を聞いて頂き、有難う御座いました。

上記電子メールによれば、森山氏は高浜発電所長の長谷氏に対し、「****の礼」と称して、執拗に柳田産業に対する追加工事の発注を要求し、「あの約束を忘れるな、なんなら明日報告をしろ」とか「お前と会う約束はいつか、あの約束を忘れたら承知せんぞと、明日電話してこい」などと、繰り返し報告や回答を求めていたことが認められる。

そして、高浜発電所長の長谷氏は、森山氏の対応に苦慮しており、原子力事業本部長の豊松氏らに対し、その憤懣やるかたない思いをこぼしていたことが認められる。

d　柳田産業に対する発注金額を上積みするよう努力していたこと

(a)　「H25 年度の状況及び H26 年度の工事計画につきまして」と題する資料

原子力事業本部が 2013 年 9 月に森山氏に提供した「H25 年度の状況及び H26 年度の工事計画につきまして」と題する資料[120]には、以下の記載が存在する。

1.　H25 年度の工事計画の状況について
(1)

≪省略≫

このような状況の中、25 年度につきましては、御社トータルで何とか 34 億円を確保すべく努力させていただいており、現時点におきましては約 33.8 億円となつております。

(2) 現時点におけます具体的な工事計画につきましては以下の通りです。

[工事の内容]（美浜）	約　1.3 億円
[工事の内容]（大飯）	約　1.5 億円
[工事の内容]（大飯）	約　1.4 億円
[工事の内容]（高浜）	約　3.7 億円
[工事の内容]（高浜）	約　1.7 億円
[工事の内容]（美浜、高浜、大飯）	約 24.2 億円
	合計約 33.8 億円

上記資料には、別紙として「平成 26 年度の戦略計画：25.9.5 時点の見込み」と題する表が添付されており、同表には、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所ごとの「修繕費」、「設備工事」、「提案工事」の見込額（合計 25 億円）が記載されているほか、以下の記載がある。

[120] 資料自体には「柳田産業」という企業名は記載されていないが、本件ヒアリングによれば、当該資料は柳田産業に対する発注予定額等を説明するためのものであり、当該資料に記載された情報は全て柳田産業に関するものであるとのことである。

都度発生する追加点検作業 （努力しろ）	約 3

目指せるところ	約 28

定検が見込めないことによる 25 年度からの減少率=25%を加味した目標額は 【34.0×0.75＝25.5】	25.5

上記資料によれば、関西電力は、森山氏に対して、2013 年 9 月時点における 2013（平成 25）年度の発注実績が約 33 億 8000 万円であることを報告するとともに、2014（平成 26）年度の美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所における柳田産業に対する発注目標額（25 億 5000 万円）を伝えていたことが認められる。

さらに、「25 年度につきましては、御社トータルで何とか 34 億円を確保すべく努力させていただいており」、「都度発生する追加点検作業（努力しろ）　約 3」や「目指せるところ　約 28」といった記載を踏まえると、関西電力としては、2013（平成 25）年度において、発注予定額どおりに工事が発注できるよう努めるとともに、2014（平成 26）年度の発注予定額を上積みできるよう努力していたことがうかがわれる。

(b)　高浜発電所長の長谷氏が森山氏に交付した文書

2010 年 11 月 22 日に高浜発電所長の長谷氏が森山氏に交付した文書及びその添付資料には、以下の記載がある。

平成 22 年 11 月 22 日

森山先生

関西電力株式会社　高浜発電所長
長谷　泰行

≪省略≫

添付には、今年の 7 月末にご報告いたしました追加工事の、契約状況や契約金額等を記載しております。工事内容や実施時期を具体化して参りました結果、ご報告申し上げました工事件名とは異なるものが多く御座いますが、お約束は必ず果たす所存で御座いますので、これからもご指導を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

≪省略≫

添付

追加工事の状況

平成 22 年 7 月末に、約 1 億の追加工事案をご報告申し上げました。（下記 A 項）
その後、工事内容・時期を具体的に決定し、下記 B 項のように、6 件の工事で約 1 億を計画しております。

既に 5 件は契約済みで、その合計は約 8500 万になります。残り 1 件は、今後契約交渉をさせて頂きます予算 2000 万の工事ですので、約 1 億のお約束は果たせるものと考えております。

下記は、判り難い記載で申し訳ありませんが、宜しくお願い致します。

A.　平成 22 年 7 月末に御報告させて頂きました工事計画

1. ***[工事の内容]***　約 3000 万
   （注）工事は号機毎に分割予定
2. ***[工事の内容]***　約 3000 万
3. ***[工事の内容]***　約 4000 万
   （注）今後の検討で、工事内容・件名の変更があり得ます

合計　約 1 億

B.　現状（平成 22 年 11 月）

1. ***[工事の内容]***　1590 万（契約済、今後実施）
   [工事の内容]　1130 万（契約済、実施済）
2. ***[工事の内容]***　2530 万（契約済、実施中）
3. ***[工事の内容]***　2620 万（契約済、実施中）
   [工事の内容]　約 2000 万（書類手続き中）
   [工事の内容]　634 万（契約済、実施中）

合計　約 1 億 500 万（未契約金額含）

上記添付資料によれば、関西電力は、2010 年 7 月、森山氏に対し、「A. 平成 22 年 7 月末に御報告させて頂きました工事計画」に記載された複数の工事の案件名及び工事費用の概算額を報告したことが認められる。

そして、上記添付資料の冒頭には「既に 5 件は契約済みで、その合計は約 8500 万になります。残り 1 件は、今後契約交渉をさせて頂きます予算 2000 万の工事ですので、約 1 億のお約束は果たせるものと考えております。」と記載されていることからすると、2010 年 7 月の報告は、単なる報告に留まらず、追加工事の発注約束であったと認められる。そして、2010 年 11 月時点においては、そのうち約 8500 万円分の工事は既に発注済みであり、残りの 1 件（約 2000 万円分）も発注することが予定されており、関西電力としては、これらの発注によって森山氏との約束を果たせると考えていたと認められる。そして、「書類手続き中」となっていた残り 1 件の工事についても、2011 年 1 月 13 日に、柳田産業に 1700 万円で発注されたことが確認されている。

e　小括

以上のとおり、柳田産業に対する特命発注案件の特命理由については一定の合理性が認められるものの、その特命発注率は約 99%と極めて高い上、関西電力においては、遅くとも 2003 年頃から柳田産業に対する発注について、森山氏らと協議の上で、年度ごとの発注予定額を決定しており、関西電力内部においても発注予定額に未達がないようにとの指示が出されていた（**前記 b**）。また、関西電力は、頻繁に森山氏から発注予定額の上積みや追加工事の発注等の要求を受けており（**前記 c**）、実際、柳田産業に対する発注予定額を上積みするよう努力したり、森山氏に対して追加工事の発注を約束したりするなどしていたことが認められる（**前記 d**）。

この点、本件ヒアリング対象者の中には、重要な協力会社[121]については、原子力発電所の定期検査等のための人員や技術を維持できるように、発注に関する希望額を聞き取るなどして、必要最低限の工事等を発注するように配慮していたと述べる者もいる。これらの者によれば、柳田産業も重要な協力会社の一社であり、同社の人員や技術を維持できるようあらかじめ発注予定額を決定し、それを伝えていただけであって、不当な発注はなかったとのことである。

しかし、協力会社の人員や技術の維持のために継続的に一定量の工事等の発注が必要であるということ自体は理解できるものの、柳田産業の相談役であるとはいえ、森山氏にあらかじめ発注予定額を伝え、森山氏の要求に応じて、発注予定額の上積みや追加工事の発注を行うことは、協力会社の人員や技術の維持という目的とは全く無関係である。そもそも、地元を重視するという目的があるからといって、森山氏からの強引な発注要求に応諾するという歪んだ対応が正当化されるわけでもない。

したがって、森山氏の度重なる要求があったとしても、これに応じて、柳田産業に対する発注予定額を上積みしたり、追加工事を発注することなどは、関西電力の発注プロセスの適切性や透明性を歪める行為であり、ひいては関西電力の利益をも損なわせるおそれをはらんでおり、また、いかに一定の合理性が認められるとしても、約 99%という特命発注率の高さに鑑みれば、少なくとも正当な理由がある場合に競争入札を行わないという関西電力の特命発注の制度が有効に機能していたかどうかは、疑問なしとはしない。

以上のような関西電力の発注行為にはコンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない。

---

121 本件ヒアリングによると、重要な協力会社とは原子力発電所の重要部分の点検や修繕等を行う取引先 19 社を指すとのことである。

(ウ)　オーイングに対する特命発注案件等

a　特命理由について

2012 年度以降、本調査において確認できた限りにおいて、関西電力からオーイングに競争発注された工事等はない。この点、オーイングに対しては主に原子力発電所の警備業務を委託しているところ、高度の専門性を要する原子力発電所の警備業務について、委託先を特命で選定することには一定の合理性がある[122]。

また、その委託先としてオーイングを選定した理由としては、主として、①従来からの委託の継続、②基本契約締結済み、③業務・設備の内容を熟知、④信頼性・業務効率等、⑤資格・要件有りといった事由が挙げられている。この点、原子力発電所の警備に当たっては、一定の資格要件が必要とされている上、当該業務を委託できる取引先も限られている。また、警備業務のための人員の確保や原子力発電所の警備業務の特殊性等を踏まえると、原子力発電所の警備業務に関して、過去の実績や信頼性等の観点からオーイングを委託先として選定することについては一定の合理性を認めることができる。

しかし、オーイングに対しては、件数は少ないものの、一部、競争発注が原則とされている一般契約も発注されている。また、原子力発電所の警備業務だけではなく、関連施設の駐車場の交通誘導警備業務等も発注されている。オーイングについては、これら原子力発電所の警備業務以外の業務についても全て特命で発注されているが、これらの業務のいずれにも特命発注すべき業務内容の特殊性等が認められるのかについては疑問の余地がある。

さらに、本調査の結果、オーイングに対する特命発注案件については、コンプライアンス上の問題点が認められたため、具体的な資料等の内容を記載しながら、以下、その点を指摘する。

b　事前に森山氏にオーイングに対する発注予定額を伝えていたこと

2015 年 1 月 9 日に原子力事業本部の担当者が幹部ら複数名に宛てて送信した「先生対応資料（取扱注意）」と題する電子メールには、以下の記載が存在する[123]。

---

[122] **別紙 2-3-3-4** のとおり、関西電力の発注手続のルール上も専門性等を有する委託契約等は、競争発注が原則とされていない。

[123] 電子メール中の「M 先生」は森山氏、「O 社」はオーイングのことをそれぞれ指している。

各位
13 日（火）に鈴木統括が、M 先生に会われます。先生の要望として、O 社と ***X1 社***の平成 27 年度の業務発注予定の概要について、説明を求められていますので、その資料を作成しました。
従来は、O 社のみでしたが、今回は ***X1 社***への発注予定額も聞かれています。

詳細は、添付資料をご確認願います。

① O 社の H26 年度の発注予定額は、昨年の 4 月に約 30.8 億となり、その資料を先生に渡しています。（森中常務）一方、H26 年度の発注実績予想は、29.8 億程度となります。ここで、30.8 億－29.8 億＝1 億円の差異が発生しますが、これは、***[業務の内容]***警備の実施に当たっては、再稼動が条件となることから、H26 年度は、1 億円の支出がなくなることが理由となります。

② 対応資料では、O 社の H27 年度の発注予想額は、約 29 億円としていますが、H26 年度の実績予想 29.8 億円に比べ 0.8 億円減となっています。これは、H25.10～実施している各発電所の***[業務の内容]***業務（1 億円程度）が、H26 年度で終了します（ただし、大飯発電所については、一部、H27 年度もあります。）ので、H27 年度と比較して差異が出ています。（他業務で想定値より増えた業務もあります）

③ 従って、29 億円という数字は、前年度と比較して減ったような印象を与えますが、ベースの業務に変更はありませんので、適正な数字です。また、予算要求値については、本来であれば、10%程度削減した予算要求とする必要がありますが、委託先との関係、警備単価削減、工数削減をすると影響が大きいため、経理 G へは無理をお願いして、H26 年度ベースを基に予算要求をしております。

④ ***I 警備***として、既に先生に概算金額も含め提案済のものと新規に提案するものもを記載しています。高浜 3.4u が H27 年度の前半に再稼動するとして[124]、3～4 億円程度の ***I 警備***が発生することになり、結果として、H26 年度実績以上になるものと推測されます。

上記電子メールによれば、森山氏が原子力事業本部副事業本部長の鈴木氏に対し、2015 年（平成 27 年）度のオーイングに対する発注予定額の説明を求め、その要求に応じて、鈴木氏は、年度ごとの発注予定額を森山氏に伝えていたことが認められる。また、上記電子メールにおける「従来は、O 社のみでしたが、今回は ***X1 社***への発注予定額も聞かれています」という記載を踏まえると、2015 年（平成 27 年）度以前から、関西電力は、森山氏にオーイングに対する発注予定額を伝えていたものと認められる。

なお、**前記 1(1)ウ**の表のとおり、2015 年（平成 27 年）度のオーイングに対する発注金額は約 31 億円であり、森山氏に伝えた発注予定額を上回る金額となっ

[124] **前記第 2 章第 2、3(1)ア**のとおり、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の再稼働は 2015 年度には実現しておらず、***I 警備***の業務は実現しなかったと考えられる。

ている。

c　森山氏から新たな警備業務の委託を要求されていたこと

2010 年 11 月 4 日、オーイングが、役職者及び森山氏の連名で高浜発電所長の長谷氏に交付した「高浜発電所　***J 業務***のお願いについて」と題する文書には、以下の記載が存在する[125]。

> 平成 22 年 11 月 4 日
>
> 関西電力株式会社　高浜発電所
> 　　所　長　　長谷　泰行　様
>
> 株式会社オーイング
> ***[役職]***　　***[人名]***　　㊞
> 相談役取締役　　森山　栄治　㊞
>
> 高浜発電所　***J 業務***のお願いについて
>
> 拝啓　貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
> 平素は当社業務につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
>
> ≪省略≫[126]
>
> つきましては、***[場所]***付近に、***J*** 等についてのご検討・ご高配を賜りたくお願い申し上げます。　敬具
>
> 記
>
> ≪省略≫

上記文書によれば、オーイングは、関西電力に対し、***J 業務***を提案したことが認められる。そして、当該文書はオーイングの役職者名で作成されており、あくまで企業としての正式な提案・申入れという体裁がとられている。

しかし、その翌日の 2010 年 11 月 5 日に高浜発電所長の長谷氏が原子力事業本部長の豊松氏ら複数名に宛てて送信した電子メールには、以下の記載が存在

---

125 文書中の「***[人名]***」と「森山　栄治」の氏名の右横には、両名の印章によると考えられる印影が存在する。

126 省略箇所には ***J 業務***の内容及び必要性が記載されている。

する[127]。

> 昨日、添付の依頼文書（新規のオーイングの ***J 業務***）を先生から頂きました。その後の、本日の動きです。
> 今朝 9 時前、昨日のお礼の電話した際、昨日の要請については、改めて「検討させて頂きますので、お時間を下さい」とお願いし、一旦納得された様子でした。
> が、午前 11 時過ぎに先生から再び催促の電話があり、ご機嫌はあまりよくなく、いつもの口調に戻りつつありました。10 分程度の攻防。
> 先生　検討とかなんとか、少しこちらが下出に出たのをよいことに。
> 誰が何を言っているのか。お前がだめなら、本部長や社長に電話したろか（いつもの言動）
> 当方　私が責任を持って、対応を検討するので、私に任せて頂きたい。
> 先生　お前が今回の件を了解した、とするのでよいな。
> 当方　来週、回答するので、待って欲しい。
> 具体的にどなん計画ができるかも含め、検討する。
> 先生　ならば、来週の回答を待つ。が、答えは決まっているぞ。（渋々了解）
> 何なら、この案にいつくか追加してもらってもよいぞ。
> 当方　この案について検討する。
>
> 以上のとおり、来週、提案を了解する回答をする方向で進めざるを得ません。基本的には、***[業務の内容]***は***[企業名]***、***[業務の内容]***はオーイングと役割を整理し、***[企業名]***のテリトリーを侵さないよう、工夫します。1200 万円/年程度の増加？です。
>
> 昨日頂いた依頼文書→

このように表向きは企業としての正式な提案・申入れの体裁を装いつつも、上記メールによれば、森山氏は、高浜発電所長に対し、「誰が何を言っているのか。お前がだめなら、本部長や社長に電話したろか」、「ならば、来週の回答を待つ。が、答えは決まっているぞ…（中略）…何なら、この案にいつくか追加してもらってもよいぞ。」などと言って、前日にオーイングが提案した新たな警備業務を同社に発注するよう執拗に要求していたことが認められる。

d　森山氏の要求に応じ、原子力発電所の特定の業務の切替えを検討していたこと

原子力発電所では、原子力発電所ごとに ***K*** を配置する必要がある。関西電力においては、高浜発電所の ***K 業務***はオーイングに委託されており、美浜発電所及び大飯発電所の ***K 業務***は関電パワーテックに委託されていた。

---

[127] メール中の「依頼文書」は前述した「高浜発電所　***J 業務***のお願いについて」と題する文書のことを指しており、本メールには当該文書が添付されていた。また、「先生」は森山氏のことを指している。

この点、2010 年 8 月頃に、森山氏から、関西電力に対して、大飯発電所の ***K 業務***の委託先を関電パワーテックからオーイングに切り替えるよう要求があり、その要求への対応を検討するために関西電力で作成された「O 社（M 先生）からの申し出への対応」と題する資料[128]には、以下の記載が存在する[129]。

経緯
8 月 23 日（M 先生→白井本部長代理）
＊大飯の ***K 委託***を KPT から O 社に切り替えてほしい。
8 月 26 日（M 先生→森中副事業本部長）
＊平成 19 年の秋、高浜を O 社に委託先変更する際に「しっかりと高浜で実績を積んでもらえば、他の発電所も」という約束を八木社長（当時、本部長代理）とした。したがって、もう 2 年経過したので、そろそろ（来年度から）大飯の ***K*** の仕事をもらいたいと思っている。
9 月 10 日（森中副事業本部長→M 先生）
＊他の発電所を委託することは約束しておらず、***[従業員等]***を地元住民から採用していることから、大飯を O 社に切り替えることはできない。その代わりとして、***[業務の内容]***をお願いしたい。
9 月 21 日（M 先生→豊松本部長・白井本部長代理）
＊地元企業を活用し、育成するのが関電の責務であり、それが地域共生である。したがって、約束どおり KPT から O 社に切り替えてもらいたい。
9 月 24 日（豊松本部長・白井本部長代理→M 先生）
＊KPT から O 社に切り替えることのリスクを説明し、切り替えることはできないと説得したが、地域共生の責務を果たせと強く主張され、最終的に『平成 23 年度以降に KPT から O 社に切り替える方向で詳細検討してみるが、KPT の雇用問題や地元関係者の理解など課題が多いことを理解してほしい。』と一旦引き下がらざるを得なかった。

さらに、同資料には、以下の記載が存在する。

八木社長に確認
8 月 31 日（白井本部長代理→八木社長）
＊M 先生と交渉し、1.7 億円で高浜を委託することで平成 20 年 2 月 26 日に合意した。その他は何も（大飯の ***K 業務***を委託することは）約束していない。
＊リスクを考えたうえ、KPT から O 社に切り替えざるを得ないなら、最悪、仕方がないと思う。

128 資料中の「M 先生」は森山氏、「O 社」はオーイング、「KPT」は関電パワーテックのことをそれぞれ指している。
129 **前記(イ)b(b)**の長谷氏が作成した森山氏に関する引継ぎ資料のオーイングの項目には「大飯の ***K 業務***委託拡大を本部長が苦慮して断ったことを、今だ根に持つ。」という記載がある。

リスク検討

切り替えるリスク

○ 仕事を奪われた KPT の***[従業員等]***らから地域で悪評をたてられる恐れがある。

○ M 先生の意向がはたらいたことをネタにマスコミ、地域社会から指摘、批判がある可能性がある。

○ ***[従業員等]***の O 社への移籍、配置転換、退職に対して本人、或いは労働組合に理解が得られず、最悪、労働争議に発展する恐れがある。

○ ***[従業員等]***が O 社に移籍しない場合、大飯の力量が低下し、保安検査の要求レベルを満足できない可能性がある。

≦

切り替えないリスク

○ 他の発電所の ***K 委託***を O 社に切り替えると話していたのに関電は背いたと事実無根の話を県、高浜町の関係者に言いふらし、当社の事業運営が妨げられる恐れがある。

○ これまで数十年にわたって話をしてきた当社幹部との話を公表され、当社の事業運営が妨げられる恐れがある。

＊高浜 3，4 号増設時に立地関係者が差し入れた文書を多数所持しており、県、高浜町の関係者に公表すると M 先生は常々主張されている。（個人ベースの念書等の存在も否定できない。）

当面の対応

(1) KPT に協力してもらいながら、切り替えるにあたっての課題等を詳細検討し、M 先生を怒らせることになるかもしれないが、課題の大きさやそれによる M 先生への影響等を強調しながら、再考してい頂くよう再度、M 先生を説得する。

(2) それでも、M 先生が再考されず、当社の事業運営を妨げられる恐れを感じたならば、切り替えることを KPT に理解して頂き、大飯を KPT から O 社に切り替えるための手続きを進めていく。

上記資料によれば、森山氏は、関西電力に対し、大飯発電所の ***K 業務***をオーイングに委託する約束があったとか、地元企業を活用し、育成するのが関電の責務であるなどと主張して、大飯発電所の ***K 業務***の委託先を関電パワーテックからオーイングに切り替えるよう要求していたことが認められる。

この点、関西電力は、***K 業務***の切替えについては、「KPT の雇用問題や地元関係者の理解など課題が多い」と考えており、最終的に大飯発電所の ***K 業務***の委託先の切替えは行わなかった。しかし、***K 業務***の切替えについては、「***[従業員等]***の O 社への移籍」までも必要となるにもかかわらず、上記資料によれば ***K 業務***を「切り替えるリスク」と「切り替えないリスク」を具体的に検討し、「当社の事業運営を妨げられる恐れを感じたならば、切り替えることを KPT に理解して頂き、大飯を KPT から O 社に切り替えるための手続を進めていく。」とされており、森山氏の意向次第では、関電パワーテックからオーイングに ***K 業務***の委託

先を変更することも一つの選択肢として検討していたものと認められる[130]。

e　森山氏の要求に応じ、清掃業務をオーイングに切替えたこと

2016 年 9 月 28 日に京都支社及び調達本部の担当者計 5 名が出席して行われた会議の議事録には、以下の記載が存在する[131]。

> 4. 概要
> ・　本日、O 社関連の先生より京都支社***[幹部]***へ連絡があり、***[α・β事業所]***の清掃を O 社にてさせてほしいとの旨の要請を受けた。
> ・　京都支社として、O 社への移行については、***[α・β事業所]***を考えおり、見積参加での位置づけではなく、特命発注で調整したい。
> ・　来年 3 月末の契約更改時期に、***[α・β事業所]***を清掃している ***X7 社***は、清掃物件を失うこととなるが、来年 4 月 1 日からの***[γ事業所]***清掃案件で見積入札を考えていることから、当該案件に ***X7 社***に、見積徴収先に参加させる方法でカバーできるのではないか。
> ・　10 月 12 日に先生へ返答が必要であり、早急に対応が必要である。アポイントの電話は 10/4 頃の予定。
>
> 5. 以下打合せ内容（○：京都支社　□：調達本部）
> ○：本日、先生より京都支社***[幹部]***へ連絡があり。清掃について、***[β事業所]***の清掃がほしいと言われている。***[β事業所]***だけでは金額も低いことから、***[α事業所]***とのセット契約を O 社へ移行できないか検討中であり、お力を貸していただきたく、本日は来させていただいた。
> 京都支社***[幹部]***から検討時間を置き、10 月 12 日に先生と打ち合わせ予定で、アポイントの電話連絡は 10/4 を予定している。その際に、***[α・β事業所]***の清掃について移行可能かの返答が必要である。
> □：現行契約先 ***X7 社***についてはどうするのか。
> ○：本日 ***X7 社***との面談をおこない、清掃に関する状況把握と、今後、さらなる経費削減の中、競争見積等で頑張って頂くこととなる旨の話はしたが、具体的に***[α・β事業所]***の話まではしていない。京都支社***[幹部]***の案としては、***[α・β事業所]***の件名をオーイングに特命。その上で X7 社には、***[γ事業所]***の見積徴収先に選定し、入札チャンスを与えたい。さらにできることなら、現在、***X7 社***にて対応頂いている事業所（***[α・β事業所]***除き）について、従来どおり特命で対応できないか調整したい。先生に対して、現在の状況では 0 回答ができないため、上記のように契約をしたいと考えるがどうか。
> □：4 日に先生に打ち合わせのアポイント電話をする予定であり、その際に回答を求められることも考えられる。先生は、今すぐ発注先の切り替えを要請してくる可能性はあるのか?　契約期間の半ばで、期中更改などで移行が必要になるのか。
> ○：契約の開始時期としては、次年度契約更改の 4 月 1 日からで問題ないと想定される。

---

130 関西電力の代表取締役社長の八木氏のコメントとしても、「リスクを考えたうえ、KPT から O 社に切り替えざるを得ないなら、最悪、仕方がないと思う。」と記載されている。また、「高浜 3，4 号増設時に立地関係者が差し入れた文書を多数所持しており、県、高浜町の関係者に公表すると M 先生は常々主張されている」との記載からすると、関西電力としては、森山氏が過去に関西電力の役職員が差し入れた文書を保有している可能性があり、これらの文書を公表等されることを懸念していたことがうかがわれる。

131 資料中の「先生」は森山氏、「O 社」はオーイングをそれぞれ指している。

今年度の更改にて入札予定だと聞いているが、このような特命発注は認められるのか。
□：総務室へ確認したが、地元事情で、地域関係性を熟慮した上での支社の考え・思いであれば、現在総務室としてもやむを得ないということを確認している。
○：現行契約金額より、増額していただくことは可能なのか。
□：現行の仕様のままで無理。例えば仕様書の清掃頻度増加や、清掃面積増加といった理由・根拠があれば、当該工数に単価を乗じて査定するだけ。
○：***X7 社***を救う意味で、複数年契約は可能か。
□：複数年契約は他の件名もやっており、不可能ではないと思われる。数ある見積の中でも入札条件として、安値の見積りを引き出すため、複数年契約を掲げているものもある。特命であっても、複数年にするので、額を落とせないかの交渉も可能性としてはある。
○：現行取引先でもない、O 社が急に特命にて契約となるのは、おかしいと思われる。入札をもって、O 社にしないと理屈がたたないと思うがどうか。
□：入札するのがきれいだが、***X7 社***が見積を頑張ってきた場合、O 社がさらに安価な見積額を持ってくるのは想定しづらい。
○：ルールを逸脱しない形でうまく O 社へ変更したいと考える。
□：一度社内で検討し、結果をフィードバックさせていただきたいと考えるがどうか。
○：お待ちしているので、お願いしたい。
□：承知した。

上記資料によれば、***[α・β事業所]***の清掃業務は他社に委託されていたところ、2016 年 9 月 28 日、森山氏から京都支社の幹部に対し、同清掃業務をオーイングに切り替えて欲しい旨の要求があり、これを受けて、京都支社と調達本部との間で、同清掃業務をオーイングに切り替えることについて協議が行われていたことが認められる。

また、京都支社の「現行取引先でもない、O 社が急に特命にて契約となるのは、おかしいと思われる。入札をもって、O 社にしないと理屈がたたないと思うがどうか。」という質問に対し、調達本部は「入札するのがきれいだが、***X7 社***が見積を頑張ってきた場合、O 社がさらに安価な見積額を持ってくるのは想定しづらい。」と回答している。これに対し京都支社は「ルールを逸脱しない形でうまく O 社へ変更したいと考える。」と述べており、調達本部と京都支社との間では競争発注の方法による場合、オーイングが受注できない可能性があるため、あえて競争発注を避けてオーイングに特命発注する方法を協議していたものと認められる。

そして、最終的に、関西電力は、オーイングに対し、2017 年 3 月 14 日、2018 年度の***[α・β事業所]***の清掃業務を発注している。

f　小括

以上のとおり、オーイングに対する特命発注案件の発注理由については一定の疑念がないわけではないところ（**前記 a**）、関西電力においては、オーイング

に対する発注について、年度ごとの発注予定額を森山氏に伝え、実際、発注予定額を超える発注を行っていた（**前記 b**）。また、森山氏は、関西電力に対して、オーイングに対する新たな業務の発注や他社からの委託先の切替えを繰り返し要求しており、当該要求を受けて、関西電力はオーイングに対する新規発注や他社からオーイングへの委託業務の切替えを含めた対応案を検討していたことが認められる（**前記 c、d**）。そして、実際、森山氏からの発注要求を受け***[α・β事業所]***の清掃業務のように他社からオーイングに委託先が切り替えられたケースも確認されている（**前記 e**）。

この点、森山氏の要求に応じる形で、オーイングに対する新規発注や委託業務の切替え等を行うことは、本来、関西電力が自ら決定すべき発注プロセスに第三者である森山氏の意向を介在させることとなるばかりか、森山氏から要求があったという理由だけで委託先を他の取引先からオーイングに切り替えたとすれば、他の取引先は合理的な理由なく業務を失注する結果となり、取引先間における健全な競争関係を損なう可能性もある。

したがって、上記の関西電力の対応は、関西電力の発注プロセスの適切性や透明性等を歪める行為であり、ひいては関西電力の利益をも損なわせるおそれをはらんでいる。

以上のような関西電力の発注行為にはコンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない。

(エ)　塩浜工業に対する特命発注案件等

a　特命理由について

2002 年度以降、関西電力から塩浜工業に直接発注された工事等のうち、特命発注案件が占める割合は約 29%である。ただし、塩浜工業に関しては、**前記 1(1)エ**のとおり、2010 年度以降、関西電力から特命発注はなされていない。

なお、塩浜工業の特命発注案件における特命理由については、文書保管期限の関係上、稟議書等の資料が残っておらず、詳細は不明である。

しかしながら、本調査の結果、塩浜工業に対する特命発注案件については、コンプライアンス上の問題点が認められたため、具体的な資料等の内容を記載しながら、以下、その点を指摘する。

b　塩浜工業を JV 元請にして欲しいとの森山氏からの要求に対し、元請として出せる工事がないかを検討していたこと

2011 年 9 月 9 日に関西電力の原子力事業本部長の豊松氏及び森山氏が出席した会議の議事録及び同月 12 日に関西電力の原子力事業本部長の豊松氏、同本部長代理の白井氏、森山氏及び塩浜工業が出席した会議の議事録には、以下の記載が存在する。

[工事の内容]（(建築工事、土木工事）　打ち合わせ

平成 23 年 9 月 9 日
○　：M 先生
△　：豊松本部長

△　：別添資料で説明
△　：まだまだ、塩浜は、****。下請けで、20%くらいはとってもらってよい。しかし、JV は無理。
△　：大飯には“***[企業名]***”がいる。***[人名]***の顔をたてることが必要であり、***[人名]***がこえをかけて、“***[企業名]***”が入ったという形にしないといけない。
○　：わかった
△　：先生には恩義があるので、儀礼的なことも結構だが、塩浜とはそういうことは遠慮したい。

（余談）***[企業名]***は、資材査定の金額でもめていて、先生から***[人名]***に要請があったりするようだ。

平成 23 年 9 月 12 日
○　：M 先生、塩浜工業
△　：豊松本部長、白井本部長代理

○　：塩浜は福井県 No.2 の建設会社。建設業界の副会長もつとめている。その企業が、なぜ、いつまでも元請として参画できないのか？なんとか、JV 元請にしてほしい。
△　：我々でできる範囲は、下請けでできるだけ参画してもらえるようにすること。塩浜さんを元請にするのは、色々な社内の目もあることから考えて、我々でできる範囲を逸脱している。長いお付き合いをしていく中で、できるだけ仕事をしていただきたいと考えるが、元請は勘弁してもらいたい。
○　：わかった。そのかわり、下請けで 50%は確保したい。
△　：我々でできる範囲で、できるだけ仕事をしていただきたいと考えるが、まだ、先の工事であり、その調整はもう少し後でさせていただきたい。

豊松本部長、白井本部長代理からの指示
構内で、仮設でもいいから、なんか塩浜に元請で出せる工事がないかどうかチェックしておくこと

上記資料によれば、2011 年 9 月 9 日及び同月 12 日の会議において、森山氏側から関西電力に対して塩浜工業を「JV 元請」にして欲しい旨の要求が出されたことが認められる。

関西電力としては、森山氏側の要求を断ってはいるものの、上記資料に「我々

でできる範囲は、下請けでできるだけ参画してもらえるようにすること。」と記載されていることを踏まえると、関西電力として塩浜工業が下請として工事を受注できるよう配慮していたとうかがわれる。また、原子力事業本部長の豊松氏及び同本部長代理の白井氏は、森山氏の要求に配慮して、関西電力社内において、塩浜工業に元請で出せる工事がないか確認する旨の指示を出していたことが認められる。

この点、上記会議後、関西電力から塩浜工業に対し、直接、工事を発注した事実は認められないが、**前記 1(2)エ**のとおり、当該会議が行われた翌年度である 2012 年度には総額約 28 億円もの 5 件の工事が環境総合テクノスを通じて間接発注されている。当該 5 件の工事のうち 2 件については、その趣旨が不明であるものの「JV 工事」という特命理由が付されており、残りの 3 件には「地域、施工能力等を総合判断し割当する」という特命理由が付されている。

c　森山氏からの要求に応じ、塩浜工業への間接発注の発注金額を増額することを約束したこと

2012 年 9 月 15 日に関西電力の京都支店の幹部と森山氏が出席した会議の「森山先生との協議（*α地域*関係・清掃業務関係）」という表題の議事録には、以下の記載が存在する[132]。

> 9 月 7 日（水）に先生より　*α地域*関係で　S 社への発注額についての問い合わせ（3 月末に　***X8 社***の下で　約 2 億円ということでご了解いただいていたが、実際に ***X8 社***・S 社の協議開始にあたり　S 社から　先生に対して　金額上乗せの　話があったようである）があり　技術センターと中身の　聞き取りなどした上での　先生への回答が 15 日となったものである。その際　清掃業務受注の状況についても　説明を求められたものである。
>
> 1. 日時等　9 月 15 日　10 時 30 分～12 時　***[某所]***
> 2. 森山先生（M）　京都　***[人名]***
>
> 概要
>
> ・ *α地域*関係　***X8 社***は　2 億円はベースと考えており　プラスの　心積もりはあり　技術センターからも　***X8 社***に対して　先生のご意向を　十分伝えているので　詳細協議いただきたいと　説明したが　金額は　いくらか　未定では　話にならない　子供の使いか　などと激昂され　***[人名]***（***[役職]***）と　その場で　電話で　協議し　大筋　3 億円で合意（***X8 社***のほぼ上限値　先生は　4　と言う数字が　でていた）　ただ　努力しろ　として　＋2 千　で　最終決着

上記資料によれば、森山氏は、***X8 社***からの間接発注であるにもかかわらず、

---

[132] 資料中の「S 社」は塩浜工業のことを指している。

関西電力に対し、***X8 社***の塩浜工業に対する発注金額の増額を要求していたことが認められる

そして、「その場で電話で協議し大筋 3 億円で合意（***X8 社***のほぼ上限値　先生は 4 と言う数字がでていた）ただ努力しろとして＋2 千で最終決着」との記載を踏まえると、森山氏の要求により、当初 2 億円とすることが予定されていた ***X8 社***から塩浜工業に対する発注金額を最終的に 3 億 2000 万円とすることを約束したことが認められる。

この点、関西電力によれば、関西電力から ***X8 社***に対して、***α 地域***で実施された工事（工期 : 2011 年 8 月 26 日～2015 年 11 月 25 日）が発注されていたとのことである。また、塩浜工業は、***X8 社***の下請業者として当該工事の施工を担当していたとのことであるが、関西電力によれば、***X8 社***から塩浜工業への発注金額は不明とのことである[133]。

d　小括

以上のとおり、少なくとも 2011 年 9 月時点において、関西電力としては、森山氏の要求に応じ、塩浜工業が元請又は下請として、工事等を受注できるよう配慮していたことが認められる。

この点、2010 年度以降、関西電力から塩浜工業に対する特命発注は確認されていないが（**前記 1(1)エ**参照）、2012 年度に環境総合テクノスを通じて塩浜工業に対して約 28 億円の間接発注がなされている（**前記 1(2)エ**参照）。そして、**前記 b** の会議が開催された時期（2011 年 9 月 12 日）と間接発注がなされた時期（2012 年度）が近接していることや、環境総合テクノスからの発注に当たって一部の工事につき「JV 工事」といった直ちには合理性を認め難い特命理由が付されていることなどの事情を勘案すると、森山氏の要求と環境総合テクノスを通じた間接発注との間に何らかの関係性があった可能性も疑われるところである。しかしながら、本調査によって、その関係性を認めるに足りる事実までは確認できなかった。

また、**前記 c** のとおり、関西電力は、森山氏の要求に応じ、***X8 社***から塩浜工業に対する発注金額を当初の 2 億円から 1 億 2000 万円増額して 3 億 2000 万円とすることを約束している。関西電力によれば、***X8 社***から塩浜工業に対する発注金額が増額されたか否かは不明であるとのことであるが、本来、関西電力が関

---

[133] 関西電力によれば、関西電力から ***X8 社***に対する発注金額は、2013 年 3 月以降、順次、契約内容が変更され、合計で 1 億 4960 万円が増額されているとのことである。もっとも、発注金額の増額理由は、レイアウトや条件の見直し等による設計変更によるものとのことであり、塩浜工業に対する発注金額の増額の約束とは無関係とのことである。

与する必要はなく、また、関与すべきでない元請業者と下請業者間の取引条件について、森山氏と協議し、更に発注金額の増額までを約束していることは発注プロセスの適切性や透明性等を損なうおそれのある行為である。

したがって、このような関西電力の行為にはコンプライアンス上問題があったといわざるを得ない。

(オ) *X1 社*に対する特命発注案件等

2012 年度以降、本調査において確認できた限りにおいて、関西電力から ***X1 社***に競争発注された工事等はない。この点、***X1 社***に対しては、オーイングと同様、主に原子力発電所の警備業務を委託しているところ、高度の専門性を要する原子力発電所の警備業務については委託先を特命で選定することには一定の合理性がある[134]。

また、その委託先として ***X1 社***を選定した理由としては、主として、①従来からの委託の継続・自動延長、②基本契約締結済み、③業務・設備の内容・現場を熟知、④入居ビルの指定業者、⑤資格・要件を備えている、⑥警備内容が良好等といった事由が挙げられている。この点、原子力発電所の警備を行うためには一定の資格要件が必要とされている上、当該業務を委託できる登録取引先も限られている。また、警備業務のための人員の確保や原子力発電所の警備業務の特殊性等を踏まえると、原子力発電所の警備業務に関して、過去の実績や信頼性等の観点から ***X1 社***を委託先として選定することについては一定の合理性を認めることができる。

しかし、***X1 社***に対しては、原子力発電所の警備業務だけではなく、駐車場の交通誘導警備業務等も発注されているところ、こうした原子力発電所の警備業務以外の業務についても全て特命で発注されているが、これらの業務のいずれにも特命発注すべき業務内容の特殊性等が認められるのかについては疑問の余地がある。

また、**前記(ウ)b** で引用した 2015 年 1 月 9 日に原子力事業本部の担当者から幹部ら複数名に宛てて送信した「先生対応資料（取扱注意）」と題する電子メールによれば、関西電力は、森山氏の要求に応じて、***X1 社***に対する発注予定額を森山氏に伝えていたことが認められる。

本調査においては、これらを超えて、森山氏が ***X1 社***に対して業務を発注するよう関西電力に要求したり、その要求に応じて、関西電力が ***X1 社***を優遇するような形で業務を発注したなどの事実は認められておらず、関西電力の ***X1 社***に対

---

[134] **別紙 2-3-3-4** のとおり、関西電力の発注手続のルール上も専門性等を有する委託契約等は、競争発注が原則とされていない。

する発注行為に関するコンプライアンス上の問題については、他の本件取引先に対する発注行為と同列に評価するべきではないものの、少なくとも本件事前情報提供を行っていたという意味においては、コンプライアンス上の問題があったといえる。

イ　発注金額の合理性について

(ア)　土木・建築工事や点検業務等の請負契約（工事・運搬請負契約）について

関西電力は、吉田開発、柳田産業及び塩浜工業に対して、主に土木・建築工事や点検業務等を発注しているところ、**別紙 2-3-3-4** のとおり、関西電力の発注ルール上、土木・建築工事や点検業務等の工事・運搬請負契約の価格検討は、原則として「数量×単価」によって査定金額を算出する方法により行っている。また、工事・運搬請負契約の「数量」については、業務担当部署が図面等を使用して専門的判断によって必要工数を算出し、「単価」については、基本的には所定の単価表による方法又は市場価格等による価格査定基準に基づき一定額の値引きを行う方法によって算出される[135]。

本件ヒアリングによれば、上記の「数量」については、図面等の客観的な資料に基づいて算出されるものであるため、実体のない水増し等によって数量を不正に操作（増量）することは困難である。また、仮に、発注に当たって数量が不正に操作（増量）されていた場合、工事等の完了後に行われる検収作業等によって、水増し等が判明する可能性が高いところ、本調査によっても、このような水増し等が行われた工事等は確認されていない。また、上記の「単価」についても、単価の算出に当たっては、取引先の区別なく共通の単価表や価格査定基準が使用されているとのことであるため、特定の取引先に対してのみ有利な単価を用いるなどの操作をすることは困難である。実際、本調査において、森山氏の要求に応じたり、発注予定額を確保したりするために、関西電力が個別の工事の発注金額を恣意的に増額等した事実は確認されていない。

また、本件ヒアリング対象者の中にも、土木・建築工事や点検業務等の査定金額や発注金額が不適当であった旨を述べた者はいなかった。

これらの事情を踏まえると、工事・運搬請負契約について、本件取引先に対する発注金額を水増ししていたなどの事実は認められず、本件取引先に対する発注金額が不合理であったと認めるまでには至らなかった。

---

[135] 発電機のタービン等の機械設備類に関する契約は、一品ものの取引となるため、過去の類似品の購入実績との比較等によって査定額を算出しているとのことであるが、そのような方法にも一定の合理性が認められる。

(イ)　警備業務に関する委託契約について

関西電力は、オーイング及び ***X1 社***に対して、主に警備業務を委託しているところ、**別紙 2-3-3-4** のとおり、関西電力の発注ルール上、警備業務の価格検討は、工事・運搬請負契約と同様に、原則として「数量×単価」によって計算されている。

そして、警備業務の「数量」については、原則として、国の定める規制要求に従った防護規程で要求される数量を基準とし、各業務に必要な数量を加えて算出している。この各業務に必要な数量は、業務担当部署から提示される核物質防護上の区域境界における通行量（数量）と通行形態（人又は車両）を考慮して算定されている。また、警備業務の「単価」については、国土交通省の公共工事設計労務単価、市況、服装・装備費、車両費、放射線管理費、教育費等に基づいて算出し、警備業務の契約委託先ごとに覚書を締結しているとのことである。

本件ヒアリングによれば、上記の「数量」については、防護規程等に基づいて客観的に算出されるものであるため、実体のない水増し等によって数量を不正に操作（増量）することは困難である。また、上記の「単価」については、国土交通省の公共工事設計労務単価等の客観的な基準が使用されており、取引先間において単価に大きな差異はなく、特定の取引先に対してのみ有利な単価を用いるなどの操作を行うことも困難である。

また、本件ヒアリング対象者の中にも、警備業務の査定金額や発注金額が不適当であった旨を述べた者はいなかった。

これらの事情を踏まえると、警備業務に関する委託契約について、本件取引先に対する発注金額を水増ししていたなどの事実は認められず、本件取引先に対する発注金額が不合理であったとは認めるまでには至らなかった。

(ウ)　小括

以上のとおり、関西電力の本件取引先に対する発注金額が、不合理であったとまでは認めるまでには至らなかった。

(2)　競争発注案件に関する問題点

ア　競争発注案件における落札状況

2012 年度から 2018 年度にかけて[136]、関西電力から本件取引先に直接発注された工事等のうち、競争発注された案件（以下「競争発注案件」という。）の件数及び概要は以下のとおりである[137]。

	合計数	特命発注案件数	競争発注案件数	競争発注案件における情報提供数（うち落札数）[138]
吉田開発	55	39	16	7（7）
柳田産業	707	691	16	―[139]
オーイング	199	199	0	―
塩浜工業	2	0	2	2（2）
X1 社	60	60	0	―

本調査において確認された競争発注案件における情報提供の件数自体は多くはないものの、関西電力が森山氏に対して情報提供を行った競争発注案件で、吉田開発及び塩浜工業が入札した案件については、全て同 2 社が落札している。

イ　不適切な競争発注がなされた可能性

(ア)　他の取引先より有利な立場に立てること

前記第 2、1 のとおり、関西電力においては、森山氏に対し、将来又は現在施工中の工事等に関する案件名や内容、発注・施工の時期、工事費用の概算額等の情報を伝えていた（本件事前情報提供）。

この点、競争発注案件の見積徴収先に選定された登録取引先が、本件事前情報提供によって関西電力の工事費用の概算額等を把握することができたとしても、関西電力の競争発注案件においては、他の取引先が上記金額より低い金額で入札（見積書を提出）する可能性も否定できず、その場合、当該取引先が契約予定

136 関西電力におけるデータの保存状況や文書保管期限との関係から、2011 年度以前の情報提供については残存している資料が限られているため、本文の表では 2012 年度以降の件数を記載した。

137 本文の表の「合計数」は、「特命発注案件」と「競争発注案件」の件数を合算した数値である。

138 例えば、複数の工事の工事費用を合算した概算額のみの情報を提供したような場合など、個別の工事の工事費用に関する情報提供が認められなかった場合は本表の情報提供数には含めていない。

139 **前記 2(1)ア(イ)**のとおり、柳田産業については年度ごとの発注予定額に関する情報を提供していたことが認められるが、このような情報提供だけでは、個別の工事の引当予算や予定金額を推認することは困難であるため、「－」（不明）としている。

先となる（**別紙 2-3-3-4** 参照）。そのため、関西電力の競争発注の発注手続上、取引先が事前に発注金額等を把握していたからといって、当該取引先が必ず当該工事等を落札できるとは限らない。

しかしながら、関西電力から競争発注にかけられる工事等に関する情報提供を受けた場合、当該工事等に関する関西電力の予算や目線等を把握したり、当該金額よりも高額な入札を行うことを回避したりすることが可能となる。そのため、そのような情報提供を受けていた場合、他の取引先と比べ、入札に当たって有利な立場に立つことが可能となる。

実際、**前記ア**のとおり、2012 年度以降、吉田開発は、7 件の競争発注案件について、事前に情報提供を受けており、その全案件を落札しているし、塩浜工業は、2 件の競争発注案件について、事前に情報提供を受けており、その全案件を落札している。そして、これらの案件の中には、森山氏に対して情報提供された金額に極めて近い金額で、関西電力との間で契約されたものも存在する[140]。

これらの事情を踏まえると、競争発注案件の入札に当たっては、本件事前情報提供が有利に働き、その結果、競争発注が不適切になっていた面があることは認めざるを得ない。

(イ)　競争発注が一部で形骸化していた可能性があること

前記 2(1)ア(ア)d のとおり、2017 年 12 月 27 日に京都支社の幹部が調達本部の担当者に宛てて送信した電子メールには、以下の記載がある。

あまり詳しく言いにくいのですが、 競争であっても、絶対に Y 社が負けないと断言できるのであれば、その旨を先生に伝えて同意を得なければなりません。その日の気分で、噴火するリスクはあります。競争スタイルとしないことによるリスクとの比較でしょう。無理無理、特命理由を つくることも不可能というレアケースでない限り、先生の噴火リスクを回避した方が賢明であり、安上がりだと考えます

上記電子メールの記載は、直接的には競争発注とすべき案件について、強引に特命発注にすべきである旨を示唆するものであるが、「競争であっても、絶対に Y 社が負けないと断言できるのであれば、その旨を先生に伝えて同意を得なければなりません。」との文言からすれば、個別の工事を競争発注にかける場合で

[140] 例えば、(i)森山氏に情報提供した工事費用の概算額が 2760 万円、吉田開発の入札（見積）金額が 2800 万円、契約締結金額が 2720 万円である案件、(ii)森山氏に情報提供した工事費用の概算額が 1650 万円、吉田開発の入札（見積）金額が 1780 万円、契約締結金額が 1600 万円である案件等が存在する。

あっても、吉田開発の落札が確実である旨を森山氏に伝えて同意を得ていたケースがあり得ることをうかがわせる。

このような電子メールの内容からすると、少なくとも吉田開発が参加した競争発注案件においては、詳細な方法等までは認定できないものの、不適切な取扱いによって落札者が事前に決定しているなど、競争発注が一部形骸化していた可能性も否定できないと考えられる。

ウ　小括

以上のとおり、関西電力においては、本件事前情報提供を行い、森山氏に対し、将来又は現在施工中の工事等に関する案件名や内容、発注・施工の時期、工事費用の概算額等の情報を伝えていたことが認められる。そして、競争発注案件の入札に当たっては、これらの情報が有利に働き、その結果、競争発注が不適切になっていた面があることは認めざるを得ない。さらには、関西電力における競争発注が一部で形骸化していた可能性をうかがわせる電子メールも確認されている。

このような事実からすると、関西電力における競争発注手続は不適切であったとの評価は免れず、コンプライアンス上の問題があったといわざるを得ない。

3　その他の発注に関する問題点

(1)　関電不動産開発による吉田開発への発注に関する問題点

本調査によれば、関西電力のみならず、関電不動産開発においても、森山氏に対して、次年度の工事に関する情報を提供していたことが明らかとなった。

具体的には、関電不動産開発は、遅くとも 2000 年頃から、概ね一年に一度、森山氏に対し、口頭又は書面により次年度に吉田開発に発注する予定の工事に関する情報（案件名、工事の内容、施工の時期、発注予定金額等）の提供を行っていた。

森山氏に提供した資料が確認できたものに限ってみても、30 件程度の工事に関する情報提供があったことが明らかになっており、関電不動産開発は、吉田開発に対し、森山氏に伝えた金額とほぼ同額で工事を発注していたことが判明している。

関電不動産開発が森山氏に対して提供した資料の一例を示すと、以下のとおりである（2017 年 2 月 3 日に提供した「平成 29 年計画工事」と題する資料）。

平成 29 年度 計画工事　　*2/3　手交*

（メロン　1 万円）

(1)建築工事

社宅・寮名称	工事件名	予定時期	
[寮名]	***[工事の内容]***工事	8～9 月（約 2 ヶ月）	*930*

(2)設備工事

社宅・寮名称	工事件名	予定時期	
[社宅名]	***[工事の内容]***工事	7～10 月（約 4 ヶ月）	*1,400*
[社宅名]	***[工事の内容]***工事	7～10 月（約 4 ヶ月）	*3,940*
[社宅名]	***[工事の内容]***工事（I 期：12 戸）	8～12 月（約 5 ヶ月）	*990*
	[工事の内容]工事（I 期：12 戸）	8～12 月（約 5 ヶ月）	*1580*
	[工事の内容]工事（I 期：12 戸）	8～12 月（約 5 ヶ月）	*2080*

(3)改良工事

なし

以上

10,290

（注：斜字（太字を除く。）は手書き部分。）

このほか、本件ヒアリングによれば、関電不動産開発の幹部は、2012 年 3 月 19 日、森山氏に対し、2012 年度の吉田開発への発注予定額（7000 万円程度）を伝えたところ、発注予定額を 1 億円に増額するよう森山氏から強く要求されたため、本来であれば他の取引先に発注することを予定していた工事を吉田開発に発注することによって、2012 年度の吉田開発に対する発注金額を 1 億円に増額したとのことである。また、同様に、関電不動産開発の幹部は、2013 年 2 月

23 日頃、森山氏に「今年はいくらくらいいけそうや。」と電話で聞かれたことから、2013 年度の吉田開発への発注予定額が 3 千数百万円程度である旨を伝えたところ、森山氏から発注金額を増額するよう強く要求されたため、これに従って 2013 年度において 6200 万円程度の工事を吉田開発に発注したとのことである。

このように関電不動産開発においても、関西電力と同様、森山氏に対する本件事前発注約束等が行われていた。

森山氏の要求に応じる形で吉田開発に工事を発注していたことなどは、本来、関電不動産開発が自ら決定すべき発注プロセスに第三者である森山氏の意向を介入させることとなる。そればかりか、他の取引先に発注することを予定していた工事の発注先を吉田開発に変更することによって、他の取引先は関電不動産開発からの受注の機会を喪失する結果となり、取引先間における健全な競争関係を損なう可能性もある。

したがって、上記の関電不動産開発の対応は、関電不動産開発の発注プロセスの適切性や透明性等を歪める行為であり、ひいては関電不動産開発の利益をも損なわせるおそれをはらんでおり、このような関電不動産開発の発注行為にはコンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない。

(2)　関西電力の熊谷組への発注について

前記第 3 章第 1、5(3)エのとおり、当委員会においては、共同通信社による熊谷組関連報道を受け、研究所新築工事に関し、本件音声の内容を確認し、関西電力から熊谷組が同工事を受注した経緯等に関する資料を精査した。その結果は以下のとおりである。

ア　本件音声の内容等

本件音声には、森山氏が、関西電力の幹部職員とされる人物に対し、「原子力安全システムの、これ（中略）子会社みたいなもんやけど、これ、お前ら、どこまで話をしてくれとんのや。大林がな、なかなか、お前、おりんらしいやないか。」、「大林は、何もそんなとこまで乗り込んでこんでええやないかい、今頃。前から、ずっと話ができてるのに。特にゼネコンというのは、義理と人情、大事にせなあかんのや。そこらへんのところは、常識的な中で、社会通念的に踏まえるいうこと忘れるないうこと、大林に、ちょっとぐらいのこと、お前、アドバイスしてもええやないけ、お前のとこ。」、「あまり地元でごたごたせんようにだけ、あんたんとこ、してくれな困るで、ということで、熊谷さんとしっかり話合いしなさいよゆうて言うぐらいのことはできるやないけ。」などと語気荒く申し向け、

熊谷組が研究所新築工事を受注できるように、熊谷組に便宜を図ることを求める内容が含まれており、関西電力の幹部職員とされる人物は、その場で森山氏からの要求を拒絶しなかった様子がうかがえる。また、森山氏と関西電力の幹部職員とされる人物との間で後日交わされたと思われる会話の中で、関西電力の幹部職員とされる人物は、森山氏に対し、INSS の件で大阪に交渉に赴いたと伝えている。もっとも、その交渉の相手方や内容は不明である。

熊谷組関連報道によれば、本件音声は、1996 年 7 月 4 日頃及び同年 8 月 8 日頃に、森山氏と関西電力の幹部職員との間で交わされた電話での会話を録音したものであるとのことである。そこで、当委員会は、本件音声の当事者と考えられる関西電力の幹部職員に対するヒアリングを試みたが、その特定及び本人からのヒアリングは実施には至らなかった。さらに、当委員会は、当時の関西電力の役職員に対しヒアリングを実施したが、関西電力の役職員が、森山氏の要求に応じ、熊谷組に便宜を図るなどの不適切な行為に及んだことを裏付ける供述は得られなかった。

イ　熊谷組が研究所新築工事を受注した経緯等

INSS は、1996 年 7 月 31 日、京都府相楽郡精華町にあった原子力安全システム研究所の福井県三方郡美浜町への移設に伴う研究所新築工事を、熊谷組、大林組ら計 7 社による競争発注手続により発注することを決定し[141]、同年 8 月 2 日、上記 7 社に対し、研究所新築工事の見積書の提出を要請した。熊谷組関連報道が正しければ、本件音声は、この見積手続決定前及び見積書提出要請後に録音されたものである。

その後、上記 7 社は、INSS に対し、それぞれ下記見積金額を記載した見積書を提出したところ、見積金額は、熊谷組が 15 億 9500 万円、大林組が 16 億 2000 万円であった（金額はいずれも税抜）。INSS は、このうち最も低い見積金額を提示した熊谷組との価格交渉を経て、1996 年 9 月 25 日、熊谷組との間で、請負金額 14 億 7000 万円（税抜）で研究所新築工事請負契約を締結した。

ウ　小括

[141] 関西電力のグループ会社が発注する建設工事については、グループ会社が個別に見積依頼先を選定するのではなく、関西電力資材部長宛てに、見積依頼先の推薦を求め、関西電力資材部長が推薦した建設会社に対し、見積りを依頼することとなっていた。研究所新築工事についても、同ルールに則り、INSS から関西電力資材部長宛てに、見積依頼先の推薦依頼がなされ、関西電力資材部長が推薦した上記 7 社による競争発注手続により発注することが決定された。

以上のとおり、本件音声によれば、森山氏が、関西電力の幹部職員とされる人物に対し、熊谷組が研究所新築工事を受注できるよう、見積手続により発注することを決定する以前に、競合他社の一つであった大林組の担当者と交渉して同社に同工事の受注の断念を要請するなど、熊谷組に便宜を図ることを求めた事実が認められる。そして、相手方は不明であるものの、関西電力の幹部職員がINSS の件で交渉のために大阪に赴いた後に研究所新築工事の見積手続が実施され、結果的に、熊谷組は、大林組よりも 2500 万円低い見積金額を提示し、研究所新築工事を受注した。

当委員会の調査においては、本件音声の当事者であると考えられる関西電力の幹部職員のヒアリングは実施には至らず、また、本件音声それ自体から認められる、同人が森山氏から熊谷組に便宜を図ることを求められた事実、及び、INSS の件で大阪に交渉に赴いた旨を伝えていた事実、並びに、結果として熊谷組が最低見積金額を提示し、研究所新築工事を受注している事実のみをもって、関西電力の幹部職員とされる人物が、大林組の担当者と面談し、研究所新築工事の受注の断念を要請したり、熊谷組との間で受注調整をするよう求めたりするなど、熊谷組に便宜を図ったとは認められない。加えて、当委員会が、熊谷組及び大林組に対し、報道に係る事実の有無等を照会した結果、両者の回答は「社内調査の結果、報道に係る事実のような不適切な事例は認められなかった。」という内容であった。

以上のとおり、関西電力の役職員が、森山氏からの不正な要求に応じ、熊谷組に便宜を図った結果、熊谷組・大林組間で研究所新築工事に関し受注調整が行われ、熊谷組が同工事を受注するに至ったと認めるに足りる証拠の発見には至らなかった。

もっとも、そもそも、森山氏からこのような不正な要求がなされ、これを関西電力の幹部職員とされる人物が拒絶していないこと自体、森山氏と関西電力との不適切な関係を如実に物語るものといわざるを得ない。本件音声によれば、森山氏と関西電力の幹部職員とされる人物との間で、複数回にわたる電話でのやり取りが行われたことが認められるところ、関西電力の幹部職員とされる人物は、その過程で、上司や外部専門家に相談の上で適切に対処する機会があったにもかかわらず、森山氏からの恫喝に対し毅然とした態度で臨むことなく、森山氏の不正な要求を拒まなかったことは本件音声等からも明らかであり、関西電力の幹部職員とされる人物の対応は不適切である。本件音声の一件は、森山氏の要求及びこれに対する関西電力の不適切な対応を具体的に示す事例であり、森山氏と関西電力との関係において、このような不適切な対応を許す土壌があったといわざるを得ない。

このような森山氏と関西電力との不適切な関係性が、本件事前発注約束等や

その他様々なコンプライアンスの問題を惹起する一因となったものと考えられる。

第 5 章　本件問題（本件金品受領行為及び本件事前発注約束等）に関する総括的分析

本章では、**前記第 4 章**で認定した本件金品受領行為及び本件事前発注約束等について総括的に分析し、森山氏による金品提供の意図・目的及びなぜ関西電力が森山氏との関係を長年にわたって断ち切れなかったのかについて詳述する。

第 1　関西電力の取引についての森山氏の介在、本件金品受領行為及び本件事前発注約束等

前記第 4 章第 1 のとおり、森山氏及び本件取引先等は、関西電力並びにその子会社である関電プラント及び関電不動産開発（**本章**は総括的な内容であるため、**本章**内において、これらの関西電力の一部の子会社を含めて単に「関西電力」ということがある。）の役職員 75 名に対して合計約 3 億 6000 万円相当の金品を提供し、これらの役職員はこれを受領していた。そして、その受領時期についても、1987 年の森山氏の高浜町助役退任直後から、1990 年代、2000 年代、2010 年代と万遍なく認められた。このように、本件金品受領行為は、広範な時間的・人的範囲に及ぶものであった。

また、**前記第 4 章第 2 及び第 3** のとおり、森山氏は、関西電力の役職員らに対し、自身が関係を有する企業に対する工事等の発注を強引に要求し、関西電力の役職員らは、このような要求に継続的に応じ、また、森山氏に対し発注に関する事前の情報提供も行ってきた（本件事前発注約束等）。

本件金品受領問題は、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領するというものであり、それ自体明らかなコンプライアンス違反である。また、本件事前発注約束等も、工事等の発注について、一部特定の取引先の関係者からの強引な要求に従って発注や事前の情報提供を行うというものであり、公益的な役割を担う電力会社の発注行為において公正さが欠ける事態になっていたというべきである。

以下では、個別にみてもコンプライアンス違反である本件金品受領問題、本件事前発注約束等を含め、関西電力、森山氏及び本件取引先等の全体の関係性について評価、分析を行う。

第 2　森山氏による金品提供の意図・目的

本件社内調査報告書では、「森山氏は、・・・自己顕示欲を満足させるために、自己の権威の誇示、自己の価値観による礼儀の実践、人的ネットワークの維持等を目的として、無理やり金品を押し付けていた」などとされている。

しかしながら、何ら見返りを期待することなく、自己顕示欲を満足させるための「権威の誇示」や「礼儀の実践」等を目的として、本件のように社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供するなどということは、容易には想定し難い。

実際にも、森山氏は、**前記第 4 章第 2 及び第 3** のとおり、関西電力の役職員に対し、自分が関係する企業（本件取引先等）に工事等の仕事を発注することや工事に関する情報を提供することなどを要求して、これに応じさせてきたと認められるし、**前記第 4 章第 1、3** の事実を併せると、そのことによって本件取引先等から報酬、手数料、謝礼等としてそれ相応の経済的利益を得てきたことがうかがわれる。

以上のことを考え併せると、森山氏が社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供したのは、その見返りとして、関西電力の役職員に、自らの要求に応じて自分の関係する企業へ工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったとみるのが自然かつ合理的である。

そして、森山氏による金品提供については、森山氏による個別の発注要求との関連が強く疑われるものも存在する。例えば、2011 年 10 月 1 日の森山氏から豊松氏に対する現金 1000 万円の供与は、**前記第 4 章第 3、2(1)ア(エ)b** のとおり、同年 9 月 12 日に塩浜工業への発注要求を行った僅か 3 週間後に、塩浜工業の役員同席の下でなされており、森山氏による金品提供と工事の発注要求との関連性が疑われる。また、**前記第 4 章第 1、2(3)**のとおり、森山氏は、関電不動産開発の担当者が吉田開発等への次年度の工事発注の増額要求に応じるなどする機会の都度、当該担当者に対し一定額の商品券を提供していた事実もあったことが認められ、これも金品提供と工事の発注との関連性を疑わざるを得ない。

もっとも、森山氏による個々の金品提供については、その大半が、個別の発注要求や発注との関連性が明らかとはならないタイミングでなされている。しかし、**前記第 4 章第 1～第 3** の事実を総合すれば、森山氏は、上場企業である関西電力の役職員が個別的な買収工作に簡単に応ずるとは思えないがゆえに、個別の発注要求や発注との対価関係が分かるような態様で金品を提供するのではなく、ひとたび自分が工事等の発注を要求すればこれに関西電力の役職員が応じざるを得ないような仕組みを維持するために、換言すると、そのような意味にお

いて関西電力の役職員を自己の支配下に置くために、関西電力の役職員に対し長期間かつ多数回にわたり多額の金品を提供し続けてきたものと認めるのが相当である。この点を敷衍すると、以下のとおりである。

森山氏は、遅くとも 1987 年の高浜町の助役退任直後から金品提供を開始している。本調査で判明した最初の金品提供は、大飯発電所長に対して、「柳田産業を頼む。」と自らが相談役に就任した企業名を挙げて配慮を依頼する趣旨を明らかにして行われたものであり、それ以来、森山氏は途切れることなく、連綿と関西電力の役職員に対する金品提供を継続している。その金額は、当初から概ね 10 万円以上の金品を含み、特に 2011 年の福島第一原子力発電所事故後は、百万円あるいは一千万円単位という多額に及ぶものもあった。このような多額の金品を見返りがないのに配ることは通常ありえないことであり、単に「権威の誇示」や「礼儀の実践」のためなどと評価することは到底できない。

森山氏は、関西電力の役職員に対し、恫喝や叱責と多額の金品の提供を織り交ぜて用いることで、自分が関係を有する企業への発注の実現を図っていたものと推察される。

森山氏から金品を受領した役職員の中には、それを不適切なことと認識し、森山氏から受領した金品の取扱いに苦慮して、森山氏への返還を試みたり、それが叶わない場合には、金品を費消せずに保管し、折をみて同等以上の返礼品を森山氏に贈答するなど、自らがその金品から利得することがないように腐心していた者が少なくない。森山氏の金品提供はむしろ迷惑な行為と認識していた役職員も数多くおり、森山氏としても、それを理解した上で、少なくとも一旦は多額の金品を受け取らせることで、関西電力の役職員に対する足枷とする狙いもあったと考えられる。すなわち、森山氏による金品提供は、関西電力の役職員に対し、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領してしまったというやましさ・罪悪感を抱かせ、森山氏と関西電力との不正常な関係を露見させれば、自らの悪事も露見してしまうという、いわば共犯関係に持ち込むことを意図した「毒」でもあったと考えられる。実際に、本件ヒアリング対象者の中には、森山氏の金品提供は罪悪感を抱かせる意図ではないかと供述したり、共犯関係に巻き込まれたという認識を持った者も存在した。とりわけ、豊松氏、森中氏、鈴木氏らによる合計数千万円～1 億数千万に及ぶ金品の受領は、いかなる経緯・事情があろうとも絶対に社会的に許容されない次元の規模であり、それゆえ、これら 3 名に対して、絶対に森山氏との関係を露見させてはならないという強力な足枷として機能したことは想像に難くない。

当委員会は、森山氏が既に他界しその真意を本人に確認することはできなかったものの、森山氏による金品提供の意図・目的について、以上のように、その見返りとして、関西電力の役職員に、自らの要求に応じて自分の関係する企業へ

の工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったと分析した。

第 3　森山氏と関西電力との関係の形成プロセス

それでは、以上のような、森山氏が関西電力の役職員に対し、金品の提供を行いつつ、本件取引先等への工事等の発注を強引に要求してこれに応じさせるという構造、仕組みは、どのようにして形成されたのか。

本調査の結果を総合すると、以下のような経緯を辿ったものと推測される。

前記第 3 章第 2､1 で述べたとおり、森山氏は、1969 年に高浜町に就職して以来、関西電力の高浜発電所 3 号機及び 4 号機の立地に際して、町長の浜田氏とともに原子力発電所の積極的な誘致・運営を推進し、これらの発電所の立地及び稼働に多大な貢献を行ったものとされている。また、森山氏は、高浜町に在籍している間、統括課長兼建設課長、企画課長、収入役、助役等、関西電力や原子力発電所運営と関係が深い地位を歴任することにより、関西電力に顔が利く人物として認識され、地元企業を中心に関西電力から発注を受ける企業に対する影響力も強めていった。さらに、**前記第 3 章第 2、1(3)**のとおり、具体的な内容までは不明ではあるものの、関西電力の経営陣であった芦原氏及び内藤氏と森山氏との間には何らかの密接な関係があったと推察される。

加えて、森山氏は、上記の高浜発電所 3 号機及び 4 号機の立地推進のほか、高浜町に在職中、原子力発電所の運営に関して地元で生じる、本来的には関西電力が解決すべき種々の問題の解決に尽力してきたことが認められる。これらの過程では、**前記第 3 章第 2、1(1)**のとおり、本来高浜町の口座に入金されるべき 9 億円もの現金が町長の浜田氏名義の口座に入金されていたことや、**前記第 3 章第 2、1(2)**で挙げた原子力発電所の運用に関する諸々の適切な解決が行われているのか疑わしい事例等、原子力発電所の立地や運営の過程において不適切な手法が用いられ、それを森山氏が少なからず見聞きしていた可能性もうかがわれる。

このように、森山氏は、高浜町に助役等として勤務していた時代から、地元で原子力発電所を稼働させている関西電力の幹部に対する影響力を強め、その経営陣に対しても顔が利く状況を作り上げるとともに、「関西電力の弱みを握る人物」と認識されるようにもなった。

このような状況もあって、関西電力は、森山氏に対し、1987 年 5 月の高浜町退職後は、原子力発電所設備の点検等を担う子会社である関電プラントの顧問、それも業務に関与しない顧問に就任させることで年間 200 万円の支払いを行うこととし、さらには、森山氏は、関西電力の取引先である柳田産業の相談役に就任することになった。

また、1987 年末には、**前記第 3 章第 2、3(2)**のとおり、関西電力の高浜原子力発電所の従業員による差別事件等が生じ、1988 年以降、原子力発電関連の関西

電力の幹部を対象とした人権研修がほぼ毎年開催されるようになり、森山氏は、福井県の人権施策推進審議会委員・客員人権研究員、高浜町教育委員としての立場で、2017 年までこの人権研修の講師を務めた。この人権研修には、森山氏だけではなく、副知事等の福井県幹部複数名も講師として参加した。この人権研修も、森山氏が関西電力の経営陣を叱りつけるなどの出来事により、関西電力の幹部に森山氏への畏怖心を抱かせ、それによって森山氏の関西電力への影響力を維持、強化する効果をもたらした。また、原子力発電所の立地県である福井県の幹部とともに人権研修を行う森山氏について、福井県に対する同氏の影響力を関西電力役職員に印象付ける場ともなっていた。

関西電力では、このように、森山氏の高浜町退職後も原子力部門の幹部を中心に森山氏との付き合いを継続し、対応する関西電力の役職員は、森山氏について、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の設置に尽力した人物、関西電力の弱みを握る人物、関係する企業に対する発注を強引に要求し、時に恫喝・叱責する人物、福井県の幹部とともに原子力発電所業務の役職員に対する人権研修を行い関西電力の幹部を怒鳴りつける人物として、非常に丁重に取り扱わなければならないとの認識を強めていった。その後、年月が経つにつれて、なぜ森山氏を丁重に扱う必要があるのかは不明確になっていく一方で、業務上、森山氏への対応を行わなければならない地位についた者は、必ずしも理由は明確ではないものの、前任者らが苦労しながら丁重に扱ってきた歴史を知り、また、現実に自社幹部が叱責されながら対応するのを目の当たりにし、とにかく何があっても耐え忍んで森山氏を丁重に取り扱わなければならないという状況に追い込まれていった。

以上のようなプロセスをたどり、森山氏の関西電力及びその取引先に対する影響力は、高浜町退職後も維持・強化され、森山氏が関西電力の役職員に対し、時として怒鳴りつけて恫喝し、強引な発注要求に応じさせ、金品を提供して返却を許さず、その裏側で関西電力の取引先から報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で経済的利益を得るという歪な構造が形成されたことが推認される。

第 4　関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった理由

こうした歪な構造に取り込まれた関西電力の個々の役職員が、この構造の全体像、とりわけ森山氏と関西電力の取引先の経済的関係を全て認識していたとは限らない。しかし、こうした構造において、取引先が森山氏に経済的利益を提供していること自体は推察し難いものではない。また、仮に、こうした構造全体を把握していなかったとしても、本件金品受領行為及び本件事前発注約束等という一部分だけであっても重大なコンプライアンス違反であり、そのことは個々の役職員も当然に認識していたはずである。

では、なぜ関西電力の役職員は、森山氏との不適切、不正常な関係を続け、これまで断絶できなかったのか。

本件ヒアリングによれば、関西電力の役職員においては、個々人の思いとして、純粋に森山氏との関係を続けたいと考えていた者はほぼいないといってよい。森山氏と直接接触し、森山氏から強引な発注要求を含む種々の要求を受けてこれに対応し、また、その過程で金品を受領してきた関西電力の役職員個々人は、総じて、進んで森山氏への対応を行ってきたものではなく、むしろ、多大な、時には過大な心身的負荷を感じながら森山氏に対応してきたことが認められる。

それにもかかわらず、関西電力は、森山氏との関係を断絶するどころか、最近に至るまで、幹部が自ら豪華な接待を森山氏に対して行いながら、個々の役職員の苦悩には目をつむって森山氏との関係の維持に努めていた。原子力事業本部の幹部の一部には、森山氏との関係に問題があるとしながらも、その関係がなければ安定して原子力発電所を運営させることができないという「必要悪」と捉える者もいた。

森山氏と接してきた関西電力の役職員が、森山氏との関係を断絶することができなかった原因は、仮に森山氏との関係を断ち切った場合、①関西電力にとって不都合であり世間に公表されたくない高浜発電所立地時代の話を森山氏に暴露されるのではないか、②関西電力の役職員が森山氏から金品を受領してきたことが露見することで関西電力が社会的批判に晒されるのではないか、③森山氏が県や町、地元を巻き込んだ妨害行動に出るのではないか、④これらの結果、原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じるのではないか、また、⑤自らの前任者らが苦心して森山氏の対応に当たってきた努力が全て水泡に帰すのではないか、⑥上司や先輩から森山氏とは事を荒立てないようにと指示・示唆され、そのことが事実上の業務命令となっている状況下で、これに従わないと社内における自らの地位が危うくなるのではないか、あるいは、出世の道を閉ざされるのではないか、さらには、⑦自身及び家族が危害を加えられるのではないかなど、各

人各様の懸念に根差した不安感・恐怖感にあるのではないかと考えられる。

これらの懸念は、関西電力が、一つ一つ洗い出し関西電力が組織として向き合い、必要があれば外部専門家の力を借りるなどして対応すれば、いずれも乗り越えることが可能なものであった。組織としてしっかりと検証する機会さえ設けていれば、決して、森山氏との関係の継続を許容するなどという判断には至らず、犠牲を払っても断ち切るべきであるという結論が導かれたと考えられる。しかしながら、関西電力は、なぜ森山氏との異常な関係を維持するのか、なぜ強引な発注要求に応じなければならないのか、なぜ個々の従業員が多大な苦痛に耐えて応対しなければならないのかという問いに組織として正面から向き合うことなく、個々の役職員が独りで直面することとなったため、各人が御し難い不安感・恐怖感を増幅させ、それに飲み込まれていったものと考えられる。他方で、森山氏との関係を継続することが関西電力の利益に叶うといった歪んだ愛社精神や、問題のある発注行為について「地元重視」という目的に合致し関西電力に財産的な被害は生じていない、受領金品についてはいずれ返せばよく自らに利得は生じていないという考えが免罪符となって、上記の不安感・恐怖感と対峙して森山氏との関係断絶を図る決断力を発揮できない構造となっていた。

そして、この森山氏と関西電力の構造には、時が経てば経つほど抜け出しづらくなる恐ろしさが内在していた。すなわち、森山氏と関西電力の関係は、時間が経てば経つほど、いま明るみに出せば今まで隠してきたことの説明がつかない、金品を受領してきた年月及び発注要求に応じてきた年月が長くなるにつれ、いわば共犯関係とみられかねない期間や関係者が増大することとなり、また、今更組織として対応したり世間に公表しても手遅れであるという考えを呼び、なおのこと森山氏との関係は包み隠されることとなり、関西電力が組織として立ち向かうことが困難となった。

こうした悪循環により、森山氏と関西電力の不適切、不正常な関係は深化・長期化し、関西電力の個々の役職員が、長年にわたって、それを断絶する勇気を持つに至らなかったと考えられる。

第 5　不都合な真実と向き合わない内向きの企業体質

関西電力が、以上詳述したような森山氏との関係を何十年も断ち切れなかったことは、組織として思考停止をしていたといわざるを得ない。多大な苦労をしながら森山氏対応を行ってきた関西電力の個々の役職員の中には汲むべき余地のある者も認められるが、森山氏からの発注要求及びこれに応じた発注並びに役職員の金品受領といった問題を長年にわたって放置してきたことについて、問題を知り又は知りうる立場にあった関西電力の経営陣の責任は重大であり、そこにおいてガバナンスは一切働かなかったといわざるを得ない。

自分の関係する企業への発注を要求し、時に恫喝をも行う森山氏という人物から多額の金品を受領し、そうした関係を継続することは、客観的に見れば明らかに不適切であって、およそ正常ではない。関西電力の経営陣は、こうした明らかに異常な関係を漫然と継続し、先送りにしてきたといわざるを得ない。仮に、森山氏との関係を断絶することにより関西電力あるいは原子力発電所の業務運営に支障が生じることが懸念されるというのであれば、関西電力として、社外取締役を含む取締役会で議論した上で、本当にそのような支障が存在するのか、その支障を適切に解決する方法としてはどのようなものがあるか、冷静かつ中立的な視座で十分に検証し、必要に応じて外部の専門家に相談するなどして組織的にこの問題と対峙すべきであった。これと真逆に、森山氏の対応を個人に委ねたことは、もってのほかであり、経営陣ら自身が問題を把握しておきながら臭い物に蓋をする対応に終始した、換言すれば、本件問題については関西電力のガバナンスは全く機能しなかったとのそしりを免れない。

さらに敷衍すると、関西電力は、原子力発電所の維持運営等の自社の目的を達成するために、ユーザーや社会一般という外部の者が森山氏との関係をどのように捉えるであろうかという視点を蔑ろにしてしまったといえる。経営陣を含む多くの役職員が多かれ少なかれ問題意識を持ちながらも、最終的には、森山氏との関係が不適切、不正常であるという目の前の不都合な真実と向き合わず、社内の論理ないし事実上の業務命令を優先させてしまったのである。関西電力にはこうした外部的な視点を十分に意識できない内向きの企業体質が蔓延していたといわざるを得ない。

以上のとおり、当委員会としては、かくも長期間にわたって、多くの幹部が森山氏との関係に問題意識を持ち得る状況にありながらその関係を断絶できなかったことは、関西電力において、内向きの企業体質の下で経営陣が問題を先送りし、本件のような不適切、不正常な問題に組織的に対峙するというごく基本的なガバナンスが機能しなかったことによるものと結論付ける。

第 6 章　本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応

本章においては、**第 1** として、本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応に関する事実関係を詳述し、**第 2** として、その事実関係についての分析結果及び評価を示す。

第 1　本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応に関する事実関係

1　国税局の吉田開発に対する税務調査開始までの本件金品受領問題への対応

前記第 4 章第 1 のとおり、関西電力並びにその子会社である関電プラント及び関電不動産開発においては、合計 75 名の役職員が森山氏及び本件取引先等から合計約 3 億 6 千万円相当の金品を受領していたが、その対応は金品を受領した個々の役職員によって行われていた。金品を受領した役職員が周囲の役職員と対応を相談した例、会社の金庫に受領した金品を保管するなどの対応をした例も多くみられるところではあるが、関西電力が会社として、本件金品受領問題について、法務・コンプライアンス部門や外部専門家に相談しながら対応方針を決め実行するなどの組織的な対応、論議を行うことはなかった。

2　国税局の吉田開発に対する税務調査開始後の金品の返却

2018 年 1 月 30 日、関西電力の原子力事業本部の幹部は、吉田開発の幹部から、吉田開発に関して金沢国税局による税務調査が行われている旨の報告を受けた。この状況を受け、原子力事業本部副事業本部長[142]の鈴木氏らは、同年 2 月 5 日、森山氏から受領した金品の取扱いにつき関西電力の顧問税理士に相談し、同税理士から金品について返却の努力をすべきとの助言を受けた。

2018 年 2 月 7 日、森山氏から鈴木氏に対し面談要望の連絡があった際に、鈴木氏が過去に受領した金品の返却を申し出たところ森山氏に拒絶されたが、**前記第 4 章第 1、2(3)イ**のとおり、同月 13 日には原子力事業本部長の豊松氏が自ら森山氏と面談して、自身がそれまでに受領した現金を森山氏に返却し、同月 17 日には、豊松氏が、会長の八木氏、社長の岩根氏、豊松氏、原子力事業本部長代理の森中氏、同副事業本部長の鈴木氏及び同副事業本部長の大塚氏が過去に受領していた金品をまとめて森山氏に返却した。また、豊松氏は同月 23 日、柳田産業の役員を通じ、一部未返却であった金品を返却した。

---

[142] **本章**においては、役職員の肩書は当時のものである。

3　本件社内調査及び金沢国税局への対応

2018 年 2 月 20 日以降、吉田開発に対する税務調査の一環として、関西電力に対し金沢国税局による調査が行われ、豊松氏、鈴木氏ら多数の役職員に対する事情聴取が行われた。

これを受けて、2018 年 2 月 22 日、社長の岩根氏は、コンプライアンス担当の常務執行役員の月山將氏（以下「月山氏」という。）に対し、事案を把握し必要な対応を行うように指示した。これを受けて、月山氏が管掌する総務室法務部門の 3 名の担当者（以下「本件社内調査事務局」という。同年 4 月からは同部門の担当者が 1 名増員された。）は、関西電力が常設委員会として設置しているコンプライアンス委員会の社外委員である弁護士の小林敬氏（以下「小林弁護士」という。）、千森秀郎弁護士（以下「千森弁護士」という。）及び種村泰一氏（以下「種村弁護士」という。）に調査の進め方を相談するなどした。これと並行して、同年 3 月 7 日、本件社内調査事務局は、原子力事業本部に対し、森山氏からの金品受領及び返却の状況、国税調査の経緯、森山氏に関連する工事業者への発注状況等の本件の事実関係調査を依頼した。同月 13 日、岩根氏は、本件社内調査事務局を中心として本件社内調査を実施することを決定した。

この調査においては、関西電力及びその子会社等に所属する 26 名の役職員に対するヒアリング等の事実確認が行われた。このヒアリング等の事実確認は、本件社内調査事務局により直接行われたものもあるが、その多くは、原子力事業本部副事業本部長であり企画部門を統括する善家氏を通じて行われた。この調査では、金沢国税局からの指摘も踏まえて、関西電力の役職員の森山氏からの金品受領及びその返却に関する事実関係、森山氏への情報提供の状況、吉田開発に対する工事発注プロセス・発注額等が事実確認の対象とされていた。

関西電力は、調査結果を 2018 年 4 月から 8 月にかけて金沢国税局に順次報告し、同年 8 月 2 日には、同日付で、金沢国税局に対し、岩根氏名義の調査結果の報告書を提出するとともに、原子力事業本部の幹部の地位にあった豊松氏、森中氏、鈴木氏及び大塚氏の 4 名が見解の相違はあるものの金沢国税局の指摘を踏まえて修正申告を行う予定である旨を報告した。その後、これらの 4 名は、修正申告を行った上で追加納税を行っている。

この金沢国税局への対応と並行して、岩根氏は、2018 年 6 月 22 日、その頃までに一定程度事実確認が進んだことから、事実関係の調査、その評価、原因分析及び再発防止策の提言を行うことを目的とした本件社内調査委員会を設置することを決定した。本件社内調査委員会の委員は、関西電力の既存の委員会であるコンプライアンス委員会の社外委員であった小林弁護士、千森弁護士及び種村弁護士、並びに人事担当の副社長執行役員の井上富夫氏（以下「井上氏」とい

う。)、コンプライアンス担当の常務執行役員の月山氏及び経営企画担当の常務執行役員の廣田禎秀氏の 6 名とされた。

本件社内調査委員会は、先行して行われていた本件社内調査事務局による調査に加え、2018 年 7 月 31 日に豊松氏、同年 8 月 6 日に鈴木氏へのヒアリングを実施するなど事実関係の追加調査を行い、同年 9 月 11 日までに 4 回の調査委員会を開催した後、同月 11 日付で本件社内調査報告書を作成し、同月 14 日に社長の岩根氏に同報告書を提出した。

本件社内調査報告書は、税務調査により問題となる期間が過去 7 年であることから、国税の調査対象となった者の職位については過去 7 年以内に当該職位に就いた者、森山氏と接点のありうる職位については当該職位の現職、当該現職に金品受領の事実が確認された場合は過去 7 年以内に当該役職に就いた者を調査対象とした上で、大要、以下の 2 点において不適切との評価をした。

① 本件金品受領行為については、調査対象者 26 名のうち 20 名が、森山氏等から、現金、商品券、米ドル、金貨等の金品を渡されていたと認定し、森山氏に金品を返却することが困難との事情があったからとはいえ、コンプライアンス上、不適切との評価を免れ得ないと評価した。

② 森山氏と関係が深い取引先である吉田開発との取引については、発注工事に関する工事発注プロセス・発注額は適正であり、本件における情報提供が工事発注プロセス・発注額に悪影響を与えたケースは認められなかったと認定したものの、コンプライアンスの観点から厳密にいえば、森山氏に対し、吉田開発への発注工事の「工事概算額」や「発注先」を開示した行為は、不適切な面があるといわざるを得ないと評価した。

その一方で、本件社内調査報告書は、吉田開発以外にも、柳田産業、オーイング、塩浜工業、***X1 社***がそれぞれ森山氏と一定の関係を有していたことに触れつつも、吉田開発以外の企業との取引内容については触れなかった。また、吉田開発との関係では本件事前情報提供にフォーカスが当てられ、**前記第 4 章第 2 及び第 3** で論じた本件事前発注約束については、「森山氏から個別の工事に関する依頼や意向を受けて吉田開発に発注することを決定したことはなかったと認められる。」(本件社内調査報告書 3(3)) として、問題がなかった旨が認定されていた。

本件社内調査報告書は、全体として、関西電力の役職員の本件金品受領行為についてコンプライアンス上不適切とし、本件事前情報提供についても不適切と評価した一方、本件事前情報提供が森山氏から提供された金品の見返りとして行われたものではなく、また、吉田開発への工事発注プロセス・発注額にコンプライアンス上の問題はないと結論付けるものであった。

4　本件社内調査報告書提出後の取締役らの動き

(1)　会長の八木氏及び社長の岩根氏による方針決定

前記 2 及び 3 のとおり、2018 年 2 月以降、関西電力の原子力事業本部に国税局による調査が行われ、それ以降に行われた本件社内調査により、数多くの関西電力の役職員が森山氏から多額の金品を受領していたことが判明していた。他方で、同年 9 月 14 日に本件社内調査報告書が岩根氏に提出されるまでの間、本件問題について、対外的に公表されず、取締役会への報告や監査役への情報共有は行われなかった。

本件問題を対外的に公表するか否かについては、本件社内調査報告書を岩根氏が受領した後、2018 年 9 月中に、八木氏及び岩根氏が、相談役の森氏に相談の上、本件問題を公表することはしないとの方針を決定した。八木氏や岩根氏に対する本件ヒアリングによれば、(i)本件社内調査報告書によれば、コンプライアンス上不適切な点はあったものの違法性までは認められなかったと理解したこと、(ii)森山氏が存命中であり、原子力事業運営を妨害されることを懸念したことなどが公表しないと決定した理由であるとのことである。

また、八木氏及び岩根氏は、2018 年 10 月に入り、同月 26 日に予定されていた定例取締役会に先立って、やはり相談役の森氏と協議の上、上記理由から本件問題を対外公表しないと決めた以上、本件問題を知る関係者が増えて情報漏洩のリスクが高まるということを避ける必要があるので、取締役会に本件問題を報告することはせず、また、社外取締役を含めた個々の取締役に報告することもしないとの方針を決定した。

この間、2018 年 10 月 9 日、関西電力において、本件問題の再発防止を期して、「地元有力者の対応における不適切事象について」と題する役員研修会が実施され、後述するとおりかなり抽象化された本件問題の概略、コンプライアンス上の評価、原因分析、及び、今後の再発防止策の説明に加え、本件社内調査委員会の委員長を務めていた小林弁護士による講話が行われた。この役員研修会には、取締役（八木氏と 3 名の社外取締役を除く。）、取締役ではない常務執行役員（右城氏を除く。）、本件社内調査事務局の担当者、小林弁護士が同席し、その内容は、小林弁護士の講話の内容を含め基本的に調査が終了した事案を教訓とする再発防止の徹底に力点が置かれたものであった。この役員研修会においては、本件社内調査報告書が出席者に配布されることはなく、配布された研修資料は終了後に回収され、さらに、研修資料及びそれを基にした説明においても、森山氏や吉田開発といった関係者名は匿名化され、金品受領者の氏名は明らかにされず、その受領金額の規模が億単位であったことも共有されないなど、本件問題

はかなり抽象化・矮小化されていた。

(2) 監査役による検討

月山氏及び本件社内調査事務局の担当者は、**前記(1)**のような八木氏及び岩根氏の判断を知らない状況で、2018 年 10 月 1 日に、常任監査役の八嶋康博氏（以下「八嶋氏」という。）に対し本件問題の報告を行った。これに対し、八嶋氏は、同月 4 日に岩根氏と面談し、監査役への報告が遅い旨の苦言を述べるとともに、詳細な情報の提供を要請した。

その後、八嶋氏以外の常任監査役であった田村康生氏及び樋口幸茂氏も含めて、本件問題に関する資料の確認及び本件社内調査を担当した月山氏らに対するヒアリング等が 2018 年 10 月 16 日、同月 23 日、同年 11 月 7 日の 3 回にわたって行われた。これらの常任監査役によるヒアリングの中で、監査役らは、本件社内調査報告書の内容及び本件問題の内容を把握した。また、八嶋氏は、同年 10 月 24 日以降、4 名の社外監査役を順次訪問し、個別面談を通じて本件問題の事実関係を共有した。

監査役会は、最終的に、2018 年 11 月 26 日付で監査役会としての監査結果を取りまとめた監査レポートを作成した。その監査レポートにおいては、監査役会は、本件の発覚後の関西電力の一連の対応について、執行部対応は「概ね妥当」と結論付けた。その一方で、監査役会は、(i)本件の全社的水平展開（吉田開発以外への工事発注について不適切なものがなかったか、同様の問題が他にないか）、(ii)再発防止策の強力な推進、(iii)企業統治に関する基本的認識の徹底の 3 点の対応を執行部に要請した。

2018 年 11 月 26 日付監査レポートが作成されるまでの過程においては、監査役らの中で、各人ごとに認識や問題意識の濃淡はあるものの、会社法第 382 条[143]に基づき、監査役が独自に取締役会に報告する義務まではない事案であるという認識が形成され、実際に、各監査役から取締役会に本件問題が報告されることはなかった。また、関西電力の監査役会には、会社の顧問弁護士とは別の独自の顧問弁護士がいたが、この間、監査役会の顧問弁護士に本件問題につき相談されることはなかった。

[143] 会社法第 382 条は「監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）に報告しなければならない。」と定める。

(3)　常任監査役によるヒアリングを受けた執行部の動き

常任監査役が実施したヒアリングにおいては、本件問題の事実関係や本件社内調査のプロセスだけではなく、本件問題の取締役会への報告の要否についても議論が及んだ。具体的には、2018 年 10 月 23 日の常任監査役によるヒアリングにおいて、常任監査役側から月山氏らに対して、本件問題の執行部から取締役会への報告の要否についての法的整理をするよう要請がなされた。これを受けて、月山氏の管掌下にあった本件社内調査事務局の担当者らは、同月 30 日、本件社内調査委員会の委員も務めていた千森弁護士を訪問して、本件問題について執行部から取締役会への報告をすべきか、また、取締役会への報告に代えて、取締役に対して個別に説明することで問題ないかについて法律相談をした。

関西電力に保管されていた相談結果メモに基づけば、関西電力としては、千森弁護士からは、大要、(i)本件は取締役会に報告することが望ましい、(ii)しかし、取締役会に報告する代わりに個別に全ての取締役に説明することでも足りると考える、(iii)今後、社外取締役に丁寧に本件問題を説明し、その意見を聴取し、必要な対応を取ることが大切であるとの助言を受けたと認識したことが認められる。この点、千森弁護士は、本件ヒアリングにおいて、2018 年 10 月 30 日の面談の場が法律相談であったとの認識はなく、上記のような取扱いをしたいとの断りに来られたとの認識で、社外取締役を含めた取締役全員に本件問題を丁寧に説明するのであれば、取締役会そのものにおいて報告しないという選択肢もあり得るとは述べた記憶があるが、各取締役に個別に報告することでも足りるとの積極的な法的意見を述べたと捉えられたのであれば真意とは異なる、正面から問題ないかと問われていれば、問題はあると回答しているはずであって、そのような相談の仕方ではなかった旨を述べている。

これらの経緯を総合すれば、いずれにせよ、月山氏らは、2018 年 10 月末時点においては、取締役会への報告はともかく、少なくとも社外取締役を含む個々の取締役への説明は必要であると考え、これを行うことを想定していたことが認められる。

しかしながら、月山氏ら執行部側に対する本件ヒアリングによれば、月山氏ら執行部側は、その後の 2018 年 11 月 7 日の常任監査役によるヒアリングにおいて、常任監査役らから、本件問題について取締役会に報告する法的義務及び社外取締役に報告する法的義務があるとまではいえないという示唆を受けたとの認識を持ったとのことである。他方、八嶋氏ら常任監査役側に対する本件ヒアリングによれば、常任監査役側は、執行部側に報告に係る法的義務がないなどと述べた事実はないとの認識であるとのことであり、月山氏らの認識は常任監査役側の本来の意図とは異なる捉え方であるとのことである。

このようにそこに至る事実関係について食い違いはあるものの、月山氏らは、結局、2018 年 11 月 9 日、上記の同月 7 日の常任監査役によるヒアリングの結果メモ及びその時点での監査レポートのドラフトを説明資料として、会長の八木氏及び社長の岩根氏に対して報告を行った。上記の説明を受けた八木氏及び岩根氏は、**前記(1)**のとおり、このときには既に、取締役会への報告は行わず、社外取締役を含む個々の取締役への報告も行わないと決めていたこともあり、月山氏らに対し、取締役会への報告は行わず、社外取締役を含む個々の取締役への報告も行わないとの判断を伝えた。この判断については、千森弁護士の意見にもそぐわないものであるから、月山氏が管掌する総務室法務部門の中では異論も生じたが、最終的に月山氏らは八木氏及び岩根氏らの判断に従わざるをえず、結局、その後、本件問題及び本件社内調査報告書の結果が執行部から取締役会ないし社外取締役を含む個々の取締役へ報告されることはなかった。その結果、社外取締役らは、本件問題について把握する機会のないまま、2019 年 9 月の報道により初めて本件問題を知ることとなった。

5　追加調査の実施

その後、**前記 4(1)**の役員研修会後に原子力部門以外でも同様に金品を受領していた事例があるとの申し出があったこと、また、監査役会からの全社的水平展開の要請があったことも踏まえ、関西電力は、追加的な社内調査を実施し、2019 年 1 月 8 日付で、電力システム技術センターにおいて 3 名の役職員が森山氏から金品を受領していた旨の追加報告書、また、同年 4 月 11 日付で、吉田開発以外の本件取引先である 4 社に対する発注について、本件事前情報提供についてコンプライアンスの観点から不適切な面があるとしながらも、契約プロセス及び契約金額の算定についてはコンプライアンス上の問題点は認められなかった旨の追加報告書を作成した。これらの追加調査は、本件社内調査事務局により実施され、本件社内調査委員会がその調査結果に評価・意見を述べる形で関与して報告書が作成されたものであった。

これらの報告書について、監査役会は、2019 年 5 月 13 日付で監査レポートを作成し、執行部の対応は妥当との判断をしている。

6　本件金品受領問題関係者の人事・処遇

(1)　八木氏らに対する社内処分

2018 年 9 月 11 日付で本件社内調査報告書が提出された後の同月 25 日、本件

金品受領問題に関し、会長の八木氏及び原子力事業本部長の豊松氏につき報酬月額の 2 割を 2 か月返上、社長の岩根氏につき報酬月額の 2 割を 1 か月返上、森中氏、鈴木氏及び大塚氏につき厳重注意の社内処分が下された。これらの処分内容の案は、本件社内調査委員会の社内委員であり人財・安全推進室担当の副社長であった井上氏が作成したものである。処分内容の検討過程において、岩根氏は、岩根氏自身の処分を八木氏及び豊松氏と同等の処分とすることを希望した。しかしながら、岩根氏の金品受領が 1 度のみと八木氏や豊松氏らと同列に論じることができなかったことや、本件問題については原子力事業本部の責任が重いと考えられたことなどから、最終的に、岩根氏は、八木氏と相談し了承を得たうえで、上記のとおりの処分とすることを決定した。

(2)　金品を受領していた豊松氏らに対する処遇

その一方で、これらの社内処分を受けた者については、2019 年 6 月 21 日開催の株主総会及び取締役会において、森中氏は新任取締役に選任され、常務執行役員・原子力事業本部長代理から副社長執行役員・原子力事業本部長に昇進し、鈴木氏は執行役員・原子力事業本部副事業本部長から常務執行役員・原子力事業本部長代理に昇進し、また、大塚氏は執行役員・原子力事業本部副事業本部長から常務執行役員に昇進した。

さらに、豊松氏は、2019 年 6 月 21 日開催の株主総会の終結をもって取締役を退任したが、同月 22 日付で原子力関係を委嘱業務とするエグゼクティブフェローに就任している。そのエグゼクティブフェローの報酬は月額 490 万円であり[144]、当該報酬には、取締役副社長執行役員の基本報酬をベースとして設定された基本報酬（月額 370 万円）に加えて、(i)本件金品受領問題に関し豊松氏が納付した修正申告に係る追加納税分の補填（月額 30 万円）及び(ii)過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填（月額 90 万円）の趣旨も含まれていた[145]。

(i)の修正申告に係る追加納税分の補填については、会長の八木氏及び社長の岩根氏が、相談役の森氏と話し合った結果、本件金品受領問題に関し修正申告及びそれに伴う追加納税を行うこととなった豊松氏、鈴木氏、森中氏、大塚氏の 4 名については、それぞれが役員を退任した時に会社の経営が順調であれば修正申告時の追加負担分を 5 年間かけて会社が負担するとの方針を決定したこ

[144] 関西電力において、過去にエグゼクティブフェローに就任した者は豊松氏以前は 1 名のみであり、その報酬は最高でも月額 200 万円台であった。

[145] 豊松氏は、本件ヒアリングにおいて、自らのエグゼクティブフェローの報酬に修正申告分や過去の役員報酬カット分の補填が含まれていることは認識していなかったと述べている。

とが認められる。なお、鈴木氏、森中氏、大塚氏については、2019 年 9 月に本件問題が明るみになった時点で、役員在任中であり、役員退任という条件が成就していなかったため、前記の補填が実際に開始されることはなかった。

また、(ii)の過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填については、岩根氏が社長に就任するよりも前の 2015 年に、森氏（当時会長）と八木氏（当時社長）の二人が話し合った結果、東日本大震災後に大幅な赤字を出し経営難に陥っていた際の役員報酬カット分について、業績回復後、かつ、役員退任後に一定の報酬を支払うことにより補填するとの方針を決定したことが認められる。

第 2　本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応についての問題点

1　本件社内調査のプロセス及び範囲について

本件社内調査は、コンプライアンス担当の常務執行役員であった月山氏の管掌下にあった総務室法務部門所属の担当者からなる本件社内調査事務局を中心に行われた。そして、原子力事業本部に所属している者の調査は原子力事業本部副事業本部長であり企画部門を統括する善家氏を通じて行われた。しかし、善家氏は、原子力事業本部への在籍期間は必ずしも長くないものの、一般論として、善家氏が上司である豊松氏に対し適切な調査を実施できるか疑義があることは否定できず、かつ、善家氏は森山氏から金品を受領していた者の一人でもあった。前記の税務調査開始の一報を受けた直後の緊急対応であればまだしも、一定期間経過後においては、善家氏が調査主体として機能することは避けるべきであったといえる。

また、本件社内調査における金品受領者の調査については、過去 7 年間、すなわち、2011 年以降に関係する地位にあった者に調査対象者を限定し、退職して関西電力の子会社等にも在籍していない者を含めなかった点や、現職者が金品を受け取っていない地位の者については前任者を対象者に含めなかった点において、その時間的範囲、人的範囲が十分ではなかったといわざるを得ない。また、本件事前情報提供に関する調査については、ヒアリング調査の裏取りをするなどの深度のある調査を行わなかった結果として、本件事前発注約束というより悪質な行為に対しメスを入れることができなかった。さらに、金沢国税局による税務調査が継続している中で調査方法に限界があったことは否めないものの、本件社内調査当時は存命中であった森山氏や関西電力が同氏と一定の関係を有していると認識していた本件取引先等に対する調査協力要請もなされなかった。

2018 年 8 月 2 日に関西電力が金沢国税局に最後の報告をするまでの間は、税務当局への対応を優先したということはあるにせよ、その時点で、本件問題の端緒を関西電力が把握してから約半年が経っていることも踏まえると、関西電力ほどの規模の会社に対応余力が全くなかったとはいえず、仮に人的リソースに不足があったとしても、守秘義務を負った外部の弁護士の協力により対応メンバーを増強する方法も取り得たものであり、上記のようなより広範かつ深度ある調査を実施することは可能であった。また、この点、本件ヒアリングにおいては、金沢国税局による税務調査の密行性を考慮して、森山氏や本件取引先等に接触しなかったと述べた者もいたが、少なくとも、本件社内調査において金沢国税局に対し接触の可否を問い合わせたが拒否されたなどという事実関係は確認されておらず、調査を実施しなかったことを正当化する理由とはならない。

以上のとおり、上記のような広範かつ深度のある社内調査を行うことは可能であり、本調査で明らかになったように、そうした調査を行えば、本件問題の問題点を確認・分析し、より早期に再発防止を図ることが可能だったのであるから、本件金品受領問題を関西電力が把握した 2018 年 2 月から同問題が報道された 2019 年 9 月末までの間における関西電力の調査には不十分な点があったといわざるを得ない。

2　取締役会に本件問題の報告が行われなかったことなどについて

(1)　執行部が取締役会に報告しなかったこと

業務を執行する取締役は、3 か月に一度の業務執行状況報告に係る義務を負っているが（会社法第 363 条第 2 項）、それに限られず、取締役は、善管注意義務の内容として、取締役会の活動のために必要な情報については適切な時期に取締役会に報告する義務を負っていると解される。

関西電力の取締役会規則においても、「イ　重要な業務の執行状況」、「ロ　業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「ハ　取締役の競業取引、自己取引等に関する重要な事実」、「ニ　その他重要な事項」が取締役会への報告事項として定められている（取締役会規則第 8 条第 2 項）。

本件社内調査の結果、多くの部分について返却・返礼をしていた事実もあったにせよ、関西電力の役職員 20 名が取引先の関係者である森山氏から合計約 3 億 2 千万円相当の金品を受領していたこと、森山氏に対して本件事前情報提供が行われていたことが判明しており、かつ、本件社内調査報告書によってもこれらの行為にコンプライアンス上問題があることは明確となっていたことなどに鑑みると、本件問題が取締役会規則第 8 条第 2 項ロ「業務の適正を確保するための体制の運用状況」及びニ「その他重要な事項」のいずれにも該当しないとはいい難い。現に、少なくとも総務室法務部門所属の担当者作成のメモの中では、2018 年 10 月 30 日の千森弁護士への相談において、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」が取締役会報告事項とされており（取締役会規則第 8 条第 2 項ロ）、取締役会に報告することが望ましいこと、及び取締役会への報告の趣旨に鑑みて、個別に各取締役に報告することの必要性については示唆されている。以上からすれば、本件問題が関西電力にとって重大な利害に関わり、取締役会という適切な審議の場に諮ることが必要であったことは明らかであり、また、関西電力の執行部もこれを十分に理解できたものである。

しかしながら、実際には、**前記第 1、4** のとおり、2018 年 10 月 26 日の定例取締役会に先立ち、会長の八木氏及び社長の岩根氏が、相談役の森氏と相談して、

本件について執行部から取締役会への報告も社外取締役を含む個々の取締役への報告も行わないという方針が決定され、その後結局、取締役会への報告も社外取締役を含む個々の取締役への報告も行われることはなく、社外取締役を含めた客観的な議論がなされる機会が奪われることとなった。八木氏及び岩根氏が取締役会に報告しなかった理由も、社外取締役を含む取締役会の構成員に対して本件問題を報告することで関係者が増えて情報漏洩につながるおそれがあるなどといった説得力に欠ける理由に過ぎない。ごく一部の経営陣上層部の判断で取締役会への報告を行わないとの方針が決定されたものであり、結果として、社外取締役を含む各取締役による指摘や牽制が発揮されるであろうはずの状況が妨げられたことは、企業不祥事に対するガバナンスが全く機能していないといわざるを得ない。

2018 年 10 月 9 日の役員研修会の実施により、社外取締役以外の取締役及び常務執行役員は本件問題についての概略を認知する機会はあったが、**前記第 1、4** のとおり、その内容は億単位という金品受領の金額規模すら含まれないかなり抽象化された内容であり、同研修会の実施は取締役会への報告に代わり得るものではない。もちろん、役員研修会に参加した取締役及び常務執行役員において、独自に問題意識を持った上でより具体的な詳細を問い合わせるなどすることもあり得るところではあり、それ自体望ましい対応であったともいえるが、同研修会には本件社内調査委員会の委員長を務めていた小林弁護士が同席して将来に向けた講話を述べており、調査実施者が調査完了前にこのような対応を行うことは通常考えられず、参加者に外部の弁護士によるしかるべき調査が行われたという認識が与えられ得る状況であったことなどからすれば、同研修会において本件問題はいわば解決済みの問題として提示されたところもあるといえ、出席者に追加的な対応を期待することは難しい面もあったといわざるを得ない。

(2) 執行部による監査役会への報告が遅滞したこと

また、監査役会設置会社における取締役は、会社法第 357 条に基づき、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告する義務を負っている。ここで、「著しい損害を及ぼすおそれのある事実」とは、一般的に、株式会社の事業活動または存続に関して損害を及ぼすおそれのある事実と解される。

2018 年 2 月に金沢国税局の調査が入った当初の段階においては、状況が流動的であり調査範囲の広がりも見えず、「会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実」の有無の判断が難しかった可能性は否定できないが、少なくとも一定程度の事実が明らかとなった段階で、監査役（会）に一報を入れることは妥当な対応

であったと考えられる。本件では、金沢国税局への最後の報告が完了してから約2カ月が経過した同年10月1日になって初めて監査役への報告が行われたのであり、監査役会による監査レポートも指摘するように、この報告は遅きに失したといわざるを得ない。

(3)　監査役が取締役会に報告しなかったこと

取締役会設置会社における監査役は、会社法第382条に基づき、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。

本件問題の全容をみれば、関西電力の経営陣幹部自身が関わる問題であり、森山氏からの金品受領の金額規模も社会的な儀礼の範囲を著しく超えるもので、そこから取引等に関して多くの疑念を生じさせるものであるから、社会通念も踏まえれば、本件問題に関して取締役に「著しく不当な事実」があったと考えざるを得ない。

この点、本件においては、監査役（会）は、会社法第382条の要件には該当しないと判断し、取締役会への報告は必要ないとの結論に至っている。監査役らは、本件ヒアリングにおいて、この理由について、大要、(i)本件社内調査報告書がコンプライアンス上問題があるが違法ではないとの整理をしていたこと、(ii)法曹資格を有する社外監査役である土肥孝治氏（以下「土肥氏」という。）にも監査役としては取締役会へ報告しなくてよい旨を確認した又は確認したと常任監査役の八嶋氏を通じて聞いたことから、監査役としては取締役会へ報告しなくてもよいのではないかと考えた旨などと述べている。しかし、上記のとおり監査役が取締役会に報告すべき事実は、法令・定款に違反する事実に限られず「著しく不当な事実」も含まれているところ、上記(i)のように監査役が報告すべき対象を違法行為のみに狭く捉え、違法でなければ報告しなくてもよいかのように整理したことは不適切であった。また、各監査役は個々に報告義務を負っているところ、上記(ii)のように他の監査役の意見に依拠する形で判断を行ったことも不適切であったといわざるを得ない。この点、土肥氏に対する本件ヒアリングにおいて、土肥氏は、上記の土肥氏による確認に関し、常任監査役の八嶋氏からコンプライアンス上問題であるけれども違法ではない以上取締役会へ報告しなくてよいかと提案の形で聞かれたことに対し、それはまずは会長、社長といった執行部が検討し判断すべきことという趣旨で賛同したが、その前提として、社内で調査委員会が設置され調査報告書が作成されるほどの対応がされている以上、社内、社外を問わず全ての取締役に報告されている状況にあるはずだと考えていた旨

を述べており、八嶋氏の認識とは若干の差異が生じている。このようなことを避けるためにも、法律的な問題について、法曹資格を有する他の監査役の意見を重視することがあったとしても、その意見の内容を書面化し双方が確認するなど認識の齟齬が生じづらく客観的に検証可能な形で行うべきであったといえる。また、関西電力には監査役会の顧問弁護士が存在していたところ、常任監査役が主導するなどして、監査役会の外部の専門家である同弁護士に相談するという過程を経ることが適切であったともいえる。

また、本件ヒアリングによれば、監査役らの認識としては、当初岩根氏が社外取締役への説明を行うことを示唆していたことなどから、本件問題について執行部から取締役会に当然報告されるものと思っていたとも述べている。常任監査役は、常任監査役によるヒアリングにおいて「執行部による取締役会への報告について執行部の判断に委ねたい」と発言しているところ、この発言も、当然に報告がなされることが前提のものであったとのことである。こうしたことが、監査役らが監査役（会）から取締役会への報告がなされなかったとしても結論として問題ないと考えた一因となった可能性はある。しかし、監査役は、その後の取締役会に出席しており、本件問題が取締役会に報告されたか否かは把握し得る立場にあったにもかかわらず、その後、監査役（会）として、執行部から取締役会への本件問題の報告の有無を注視し、報告がなされていないことを問題として指摘するなどといった対応をとった事実は認められない。

そうすると、当時の各監査役の認識には差異がみられるが、客観的状況に鑑みれば、本件問題について「著しく不当な事実」として取締役会に報告すべきであったといえる。

(4) 本件問題の公表の要否・適否が取締役会で議論されず、公表が行われなかったこと

前記第 1、4 のとおり、本件については、執行部からも監査役からも、取締役会へ報告されることがなく、本件問題の対外公表を行うことの是非について、結局、社外取締役も含めた取締役会の構成員による審議が行われておらず、結果として、報道により明るみに出るまで公表されることはなかった。

これは、会長の八木氏及び社長の岩根氏が、相談役の森氏と相談し、2018 年 9 月に本件社内調査報告書を受領後、同月中に、社外への公表は控えるとの方針を早々に決定したことによるものである。このような重大な決断を、会長及び社長が相談役と相談して行う形にしてしまったこと、すなわち、重大な決断を極めて限定された幹部のみで行い、他の取締役と議論をすることも、弁護士等の外部専門家の意見を聞くこともなかったことは、ガバナンスの機能不全を示すもの

であったといわざるを得ない。

そもそも、本件問題は、本件社内調査で判明していた事実のみからしても、関西電力という公益的な役割を担う企業のトップマネジメントを含む20名もの役職員が、取引先の関係者である森山氏から長期間かつ多数回にわたり合計約3億円相当を超える金品を受領していたという前代未聞の事案であり、関西電力と当該取引先との間で不正常な取引が行われてきたのではないかと疑われる重大な問題をはらむものであったから、当然ながらこれを公表して株主やユーザー、国民の評価を仰ぐべきであった。特に、関西電力は、民間企業とはいえ、最も重要な社会インフラの一つである電気を関西地方・嶺南地方を中心とする1000万以上の家庭や生産現場等のユーザーに向けて提供する公益的な役割を担う企業であり、その電気料金の適正性に疑問を抱かせるものであるから、これを公表して世間の評価を仰ぐべき問題であったといえる。いかに本件社内調査報告書においてコンプライアンス上問題があったとされるに留まったとしても、それを公表しなかったことは、その事実を知らないまま関西電力を信頼してきた株主やユーザーに対する背信行為があったといわざるを得ず、関西電力は本件問題を隠ぺいしたとの謗りを免れないといえる。

3　金品受領者らに対する処遇について

前記第1、6のとおり、本件につき社内処分を受けた者のうち、森中氏、鈴木氏及び大塚氏は、2019年6月21日開催の株主総会及び取締役会において、それぞれ昇進している。また、同株主総会の終結をもって取締役を退任した豊松氏は、原子力関係を委嘱業務とする月額490万円もの多額の報酬を伴うエグゼクティブフェローに就任している。

しかしながら、株主総会及び取締役会において、取締役選任等に賛成した株主や取締役の大部分は、これらの者が本件問題に関与していた事実及び社内処分を受けた事実を知らないままに、その判断を行っている。直近の不祥事案への関与は、取締役選任等への賛否を検討するに当たって考慮要素とすべき事実であり、関西電力が、これについて情報提供ないし明示的な議論をしないままに、取締役選任等の議案を株主及び取締役に決議させたことは問題が大きい。

また、**前記第1、6**のとおり、豊松氏のエグゼクティブフェローの報酬は、修正申告に係る追加納税分の補填の趣旨を含んでいた[146]。本件ヒアリングによれば、このような補填を行うこととなったのは、森山氏対応に尽力したにもかかわ

[146] なお、本件問題と直接に関係するわけではないが、**前記第1、6**のとおり、豊松氏のエグゼクティブフェローの報酬には、過去の経営不振時の役員報酬カットの補填の趣旨も含まれていたことが明らかとなっている。

らず、本件金品受領行為に関して修正申告を行い追加納税を行うこととなった豊松氏ら 4 名が気の毒であるから、会社として面倒を見るべく、修正申告時の追加負担分をそれぞれが役員を退任した後に 5 年間かけて会社が負担することが決まったためとのことであり、役員等の職務執行に関して生じた費用・損失を会社で負担しようとする趣旨で行われたものと認められる[147]。しかし、あくまでも豊松氏らの修正申告及びそれに伴う納税は、個人の税務上の問題であって、役員等の職務執行に関するものとはいい難く、そもそも当該補填の正当性を認めることは困難と思われる。

また、経営トップらの独断で、会社役員の報酬とは異なり外部から認識できないエグゼクティブフェローの報酬という透明性・公正性を欠く形で、当該補填ができてしまう状況にあったことは不適切であり、ガバナンス不全といわざるを得ない。

[147] なお、**前記第 1、6** のとおり、修正申告を行った 4 名のうち、豊松氏以外の鈴木氏、森中氏、大塚氏についても、修正申告時の追加納税分を 5 年間かけて会社が負担したいとの方針決定がされていたことが認められるが、鈴木氏、森中氏、大塚氏については、2019 年 9 月末に本件問題が明るみになった時点で、役員に在任中であり、役員退任という条件が成就していなかったため、実際に当該補填が実現されることはなかった。

第 7 章　原因分析

本章では、**第 1** として、関西電力（**本章、第 8 章及び結語**は総括的な内容であるため、これらの章内において、関西電力の一部の子会社を含めて単に「関西電力」ということがある。）において本件金品受領行為及び本件事前発注約束等（**前記第 4 章**）が発生し、それを長年是正できてこなかった原因を分析し、**第 2** として、2018 年初頭の税務調査を契機として本件金品受領問題等が発覚した後の関西電力の事後的な対応（**前記第 6 章**）に存する問題点についての原因を分析した上で、最後に**第 3** として、両者に通底する根本的な原因について詳述する。

なお、**前記第 5 章**でも本件問題の総括的分析として、関西電力が森山氏との関係をなぜ長年断ち切れなかったのかを論じており、その限りにおいて一部内容が重複することを付言しておく。

第 1　本件金品受領行為及び本件事前発注約束等に関する原因分析

1　本件問題に関わった関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと

「企業の役職員個人が、その企業の取引先の関係者から社会的儀礼の範囲を超える金品を受領すべきではないこと」は、我が国の企業コンプライアンスにおける基本的な準則である。法は、役員らが、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処すると定めている（会社法第 967 条）。

所属する企業全体の利益のために行動すべき役職員が、一個人として、取引先の関係者から多額の金品を提供されてこれを受領することがあれば、所属企業の利益より金品提供者の利益を優先させるおそれが生じる。仮にそのおそれが現実化しない場合であっても、「当該役職員の行為は金品受領の影響を受けたものかもしれない」という疑念を生み、いずれにせよ企業という団体組織の基礎となる相互信頼を危ういものにする。本件金品受領行為は明らかなコンプライアンス違反であった。

また、関西電力の役職員は、本件事前発注約束等というコンプライアンス違反行為にも及んでいる。取引先の関係者から強引な発注要求を受け、これに応じて、特定の企業にやむなく発注したり、次年度の発注額の枠取りや発注約束をしたりするなどということは公正な取引を歪めることに他ならない。

本件問題に関わった関西電力の役職員の多くが、これらの基本的な準則を守り抜くことができなかったことは批判されるべきである。しかし、より本質的問

題は、人により程度の差はあれ、金品の受領や強引な発注要求に応えることに問題意識や罪悪感を有していたにもかかわらず、原子力発電所の運営ひいては電力の安定供給、あるいは、会社（関西電力）の業績の維持・回復のためであればやむを得ないと判断した正当化プロセスにある。換言すれば、本件金品受領行為や本件事前発注約束等に関わった役職員において、企業の業績や事業活動をコンプライアンスに優先させてはならないという意識が欠けていたことが問題なのである。

そもそも、関西電力の役職員は、数多くのユーザーや社会一般からの批判に耐えうる、とりわけ強いコンプライアンス意識を持つべきであった。なぜなら、関西電力は、民間企業とはいえ、「電気」という最も重要な社会インフラの一つを、関西地方・嶺南地方を中心とする 1000 万以上の家庭や生産現場等のユーザーに向けて提供する公益的な役割を担う企業であり、広く社会一般からの信頼と信用を基礎に存立しているからである。現に、電気事業一般に関する電気事業法第 1 条は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」ことを目的とすることを定めており、関西電力も自らの経営理念の中で「社会的責任」を負うことを明記している。そして、電力販売の自由化が進む現在でも、関西電力の供給地域において大部分を占める関西電力のユーザーは、関西電力が公平な競争によって発注された工事等を基に適正な原価を算出していることを当然の前提としているのであり、にもかかわらず本件金品受領行為や本件事前発注約束等に及んだことはユーザーへの背信といわざるを得ない。

以上のとおり、関西電力の役職員において、当然というべき内容の企業コンプライアンスの準則に違反し、本件金品受領行為、本件事前発注約束等に及んだ原因は、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させない、換言すれば、事業活動はコンプライアンス遵守の範囲内でのみ行うという、持つべき基本的な認識を欠いたことにあると考えられる。

2　経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと

前記 1 のとおり、本件問題に関与した個々の役職員において、コンプライアンス遵守よりも他の要因を優先し、本件問題を是正しようとすることはなかった。しかし、より本質的に責められるべきは、本件問題を把握しながら、組織として本件問題と向き合い、森山氏との関係を断ち切る決断ができなかった経営陣である。ここにおいて、関西電力のガバナンスは完全な機能不全に陥っていたというべきである。

本件金品受領問題については、八木氏、豊松氏をはじめとする取締役が自ら、

森山氏や関連する企業から社会的儀礼の範囲を超える金品を受領していた。確かに、本件問題に関わりを持った経営陣の各人が問題の全容を把握していたわけでは必ずしもない。しかし、原子力事業本部の幹部の経験を有する幹部は、時に恫喝的な言動を行う地元の有力者から発注要求を受けていることは業務上理解し、また、金品についても少なくとも自らが受領していた範囲では事実関係を把握していたわけであり、自らが認識し得た事実のみをもってしても、コンプライアンス上許されざる状況であることは十分理解できたはずである。関西電力の経営陣は、組織として、コンプライアンス部門が中心となって外部の弁護士等と協力し、正式に対応策を検討し実行するという決断をすべきであった。しかし、経営陣は、長年、個人に対応、判断を任せるという全く逆の不適切な判断を行うことにより、関西電力という組織として長年臭いものに蓋をしてきたわけであって、その責任は重い。

このように組織的に対応せずに個人で対応するという姿勢は、経営陣にとっては、前任者や先輩等から引き継いできたものではあるが、企業の中でも最高位に近い地位にある者が、自らも直接関与している問題にもかかわらず、前任者や先輩等から引き継いできたものを検証することなく無批判に引き継ぐという安易な対応をとることは当然許されない。

当時の関西電力の経営陣の中には、本件ヒアリングにおいて、森山氏から発注要求があったとしても、結果的に地元企業への発注が増加したことで関西電力の利益を損なうことにはなっておらず、森山氏からの発注要求の存否にかかわらず、関西電力は同様の地元企業に発注行為を行ったはずであり結果は変わらないという内容を述べた者が存在した。このような発言は、本件がこれほどまでに社会問題化していることを直視していないものであるとともに、自己の正当化を図るものでしかなく、経営陣がこのような発言をすること自体が極めて遺憾である。

本件問題について、経営陣が、勇気をもって本件問題と向き合い、コンプライアンス部門及び外部の弁護士等に対応策を検討させ、膿を出し切っていれば、この問題が 1980 年代から 2018 年に至るまでの実に長期にわたって継続することなどあり得なかったはずである。経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたことは、本件問題が長年継続し是正されることがなかった根本的な原因であるといわざるを得ない。

3　透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと

前記第 2 章第 2、2 のとおり、原子力発電所の設置、運営には、地元の理解、協力が不可欠であり、関西電力においても、歴史的に立地地域を重視した業務活

動（地域共生活動）が行われてきた。

しかし、いかに地元企業への発注や地元の雇用増につながるとはいえ、特定の取引先の関係者との間で発注量を事前に合意したり、その者からの強引な要求に応じて発注したりすること（本件事前発注約束等）は言語道断であり、その発注先が地元企業であるからといって、それが正当化されるものではない。地域共生の理念の下、関西電力による地元企業への発注及びそれに伴う地域の経済活性化を望む地元住民とて、地元の有力者の息がかかった企業が不公正に潤うというような前近代的な構図は全く望んでおらず、歪みのない発注プロセスで地域共生の効果が公平に行き渡ることを望んでいるのである。

立地地域を重視するということは、本来、立地時や、稼働中、何らかのトラブル発生時等の状況に応じて、地域社会の様々な利害関係者と丁寧に対話を行うことが出発点となるべきである。過去に大飯発電所の立地を担当した従業員によれば[148]、立地活動を含めた地域共生活動は、本来、地方公共団体の長、助役、実務担当者や、農協・漁協、商工会議所・婦人会、地元企業・地元住民等の様々な団体や個人と接点を持ち、こうした個々の対話を積み重ねて点を面にしていくことによりコンセンサスを形成していくことにあり、森山氏と関西電力の関係性はこれと真逆であるという。すなわち、関西電力は、森山氏が助役時代においては、町長や現場担当者よりも森山氏を窓口として偏重し、森山氏の助役退任後でさえも森山氏という「点」に重きをおいてしまうことにより、誤った「地元重視」に陥ってしまったというのである。この指摘は示唆に富むところである。

そもそも、関西電力における地域共生活動についてはしかるべき部署、人員が設置されているにもかかわらず、本件事前発注約束等はその範囲外で行われていた。地域共生活動とは別の担当者が、本来の活動とは異なる独自の物差しでこれらの不適切行為を容認、継続してきたのである。

森山氏が発注を要求し関西電力がそれに応じるという構図は、表面的には、森山氏が「地元重視」と主張し、関西電力側でも「地元重視」の名の下にこれを受け入れていたものと見受けられるが、その裏には、不適切、不正常な森山氏と関西電力の取引先企業との利権構造が隠されていたのであって、「地元重視」と評価しうるものではない。

こうした誤った「地元重視」が正当化されてきてしまった原因は、「地元重視」を行動に移す際の指針が関西電力において策定されておらず、方法や程度を誤った透明性のない「地元重視」がもたらす弊害についての認識が甘かったことにある。そして、そうした誤った「地元重視」が是正されてこなかったのは、一見すると目的に正当性が認められるがゆえに、問題を問題として直視してこなか

[148] 高浜発電所の立地を主導した人物は既に他界しておりヒアリングを行うことができなかった。

ったことによるものと考えられる。とりわけ、発注行為については、その内容や金額が地域共生活動において地元への貢献の重要な柱となっていることから、正当化が強く働いたものと考えられ、発注に際して、地元企業とどのように協働していくのか、発注前の必要な情報提供はどの程度行うべきか、どの程度が許容されるのかなどに関する明確なルールが定められていなかったことが、なし崩し的に本件事前発注約束等につながったと考えられる。また、**前記第 4 章第 3** のとおり、必ずしも合理的な理由なく特命発注がなされ競争発注を経ていないような事例が認められたことも、本件事前発注約束等の原因となったと考えられる。

加えていえば、関西電力においては、2014 年、担当者が取引先に対し、予算価格等を提供していた行為につき、公正取引委員会から、独占禁止法第 3 条が禁じる不当な取引制限を誘発又は助長したとして、今後同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講じることなどの申入れを受け、その後、原子力事業本部においてもこの問題についての再発防止策が作成されていたにもかかわらず、その教訓が活かされることなく、その裏側で、堂々と本件事前情報提供が継続していたことも非難に値する。

4　原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと

本件金品受領行為及び本件事前発注約束等の大半は、**前記第 4 章第 1 から第 3** のとおり、原子力事業本部（その前身である福井原子力事務所及び若狭支社を含む。）の役職員によってなされている。そして、その役職員の中には原子力事業本部長が複数名含まれている。

組織のトップたる事業本部長が本件問題を把握していたにもかかわらず、それが是正できず、そして、トップだけではなく歴代の何十名もの幹部が前任者らから脈々と問題行為を引き継ぎ、程度の差こそあれ本件問題の一端を把握しながら是正することができなかった。森山氏の担当を辞めさせてほしいと願い出た者に対し、その上司が、堪えてほしいとして対応を続けさせるなど、あろうことか是正の芽を摘み取るような行為すら見受けられた。

この背景には、技術的に特殊であるという点、政治問題・社会問題になりやすいという点、また、その再稼働や安定稼働が関西電力の経営に絶大な影響を与えるという点においても、関西電力の中で特殊性を有する原子力事業本部において、その特殊性に起因して閉鎖的な村社会が形成され、正しい意見が実現しづらくなっていたことが見受けられる。現に、ある現役の経営幹部は、本件ヒアリングの中で、原子力事業本部の者の大半は、長年同部に所属し続けてきた者であり、他の部門との人事交流も乏しい旨を述べた。また、ある元経営幹部は、原子力事

業本部にはモンロー主義（孤立主義）的なところがあったとも指摘した。

そして、こうした組織の閉鎖性を許した関西電力のガバナンスも改善すべきであり、原子力事業本部に対する組織的なガバナンスが不十分だったことは否めない。

このように、原子力事業本部の閉鎖性及びそれを許した同部に対するガバナンス不足も本件の原因というべきである。

第 2　本件問題発覚後の問題点に関する原因分析

本件問題の発生及びそれが長年是正されてこなかったことに関西電力のガバナンスの脆弱性があったことは**前記第 1** でも触れたが、この脆弱なガバナンスは、本件金品受領問題発覚後の対応からも看取される。すなわち、関西電力は、2018 年初頭の税務調査を契機として、本件金品受領問題を認識し、金沢国税局対応、本件社内調査を進め、本件金品受領問題をコンプライアンス上の問題はあるものの違法ではないと結論付け、取締役会にも報告せず、取締役会において対外的な公表の是非を議論することもしなかった。その過程で行われた本件社内調査では、本調査で明らかになったような 1980 年代の森山氏の助役退任直後からの金品受領、森山氏からの発注要求及びそれに応じる発注行為、事前に特定の案件の特定企業への発注あるいは特定企業への年度発注金額を森山氏と合意する行為等は顕出されず、結果として問題の矮小化につながった。

その後、関西電力は、本件金品受領問題発覚後である 2019 年 6 月、その問題を取締役でありながら放置して、自ら約 1 億 1000 万円相当の金品を受領した豊松氏を副社長待遇のエグゼクティブフェローとして多額の報酬で処遇し、約 4000 万円相当の金品を受領していた森中氏、約 1 億 2000 万円相当の金品を受領していた鈴木氏をそれぞれ副社長原子力事業本部長、常務執行役員原子力事業本部副事業本部長として昇進させた。本件社内調査が不十分なものにとどまり、当委員会が明らかにした問題の全体像が捉えられなかったことにより、結果として、関西電力は、過去に生じた本件金品受領問題、本件事前発注約束等だけではなく、本件金品受領問題を把握した後の事後対応においても禍根を残すこととなり、今日の危機的な状況を招来させた。

こうした最悪の結果に至った過程には、①本件社内調査に、社内のコンプライアンス部門、コンプライアンス委員会に所属する外部の弁護士が関わってはいるものの、問題の中心ともいうべき原子力事業本部の役職員が調査を行う側として調査に深く関与したこと、②調査を受けた者の中には森山氏の強引な発注要求を受けてなされた発注等の本件問題の大要を把握していた者が複数いたにもかかわらず、本件社内調査でそれらを含めて詳らかに供述しなかったこと、③本件社内調査の対象が時間的範囲、人的範囲ともに狭く設定され、調査の実働に外部の弁護士等を起用しないなど、手法としても不十分なものに留まったこと、④本社に常勤する常任監査役に対する報告に半年以上も要したこと、⑤監査役（会）としても、取締役会に本件問題が付議されていない状況をそれが公表される 2019 年 9 月に至るまで 1 年弱にわたって是正してこなかったこと、⑥取締役会、社外取締役を含む個別の取締役への不報告、問題の非公表という極めて重要な事項について、会長の八木氏、社長の岩根氏が、監査役会の指摘等を受けるよ

りも前に、相談役の森氏と協議する形で 3 人のみの議論で実質的に判断してしまったこと、という数々の問題点が認められる。

その原因は、不正・不祥事を直視し是正をしていくべきガバナンス機構を構成する機関、その所属員がその責任を全うせず、社会や顧客であるユーザーが本件問題（あるいはこの問題を明るみに出さないこと）をどのように捉えるかという視点を持てなかった、すなわち、ユーザー目線を全く無視し、透明性のあるプロセスを経ることをせず、ガバナンスが全く機能しなかったことにある。関西電力が本件社内調査の結果を非公表とし、また、取締役会にも報告をしなかった一連の流れに関与していた者の間では、本件問題が世間に漏洩すれば、世論やマスメディアでは大きく取り上げられるだろうということが共通認識であったように見受けられる。しかし、これらの者は、同時に、違法性の問題はなかったとの本件社内調査の結果を前提にして、「違法ではなく実質的には大きな問題ではないにもかかわらず、世論やマスメディアに大きく取り上げられてしまう」ことを回避したいとの考えを持つ者が多く、このような考え方からも、本件問題についてユーザーを含む一般社会やマスメディアが騒ぐことが不当ないし大仰だという意識が見てとれるというべきである。こうした「違法か否か」のみに偏った考え方自体、身内に甘い脆弱なガバナンス意識（あるいは、関西電力の中でしか通用しない論理）によるものといわざるを得ない。

このガバナンスの脆弱性が、本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応に通底していたものであり、今後全社を挙げて是正していくべき要点である。

第 3　関西電力にはびこる内向きの企業体質（ユーザー目線の欠落と透明性の軽視）

前記第 1 及び第 2 で分析したような基本的なコンプライアンス意識の欠如、経営陣の決断力不足、誤った「地元重視」の認識、原子力事業本部の閉鎖性、同部に対するものを含めた脆弱なガバナンスという原因の根底にあるものは何であろうか。

役職員 2 万人を超える巨大企業である関西電力の人員の中から選抜された数十名もの幹部が、以上のような基本的なコンプライアンスに違反する行為を行い、あるいは、そうした行為を知りながら、何十年もの間、誰も異を唱える勇気を持てず、さらに、経営陣の一部も、この問題を認識しながら、長年何らの対策も取らず、税務調査を契機として本件問題が発覚するまで漫然と放置し続けていたという責任感・決断力の欠如は深刻である。誤った「地元重視」が問題行為を正当化してきたことも同様である。

長年にわたり関西電力の役職員が、良識ある企業人であれば当然に断ち切ったであろう森山氏との関係を継続してきた背景には、**前記第 5 章**のとおり、関西電力の役職員において、森山氏との関係を断ち切ろうとした場合には、高浜発電所立地時代の関西電力の秘密が暴露される、これまで自身や、前任者・前々任者らが森山氏から金品を受領してきたことが露見し世間からバッシングを受けてしまい、そのレピュテーション低下により原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じてしまう、これまでの関西電力の前任者らの「努力」が水泡に帰してしまう、社内における自らの地位が危うくなってしまう、あたかも自身や家族に危害を加えるかのような森山氏の言動が現実化するおそれがある、などといったことが綯い交ぜになった漠然とした不安感・恐怖感が存在し、そのような不安感・恐怖感に、関係を断絶すべきという考えをもって打ち勝つことができなかったことがある。

このような要因がコンプライアンス遵守よりも優先された背景には、長年にわたって関西電力において醸成されてきた内向きの企業体質がある。より具体的には、関西電力においては、電力の安定供給の観点からも、経営の観点からも、原子力発電所の安定的な運営・稼働を重視する考えが強く、それがコンプライアンスを凌駕する至上命題となることがあり、また、上記のとおりの前任者らからの伝承や自らの保身が、ユーザーや株主を含めた関西電力の「外」の関係者からの期待よりも優先されてきた。本件を通じ、関西電力には自社の業務運営を滞りなく行うことこそが至上のものと捉える企業体質があるように見受けられ、そのためには、本件問題のように不適切、不正常であることが一目瞭然な森山氏との関係であっても、やむを得ないものとして継続する風潮があったものと考え

られる。そのため、本件問題について、組織として是正されることなく、むしろ個々人において内々に対応し処理することが事実上の業務命令のようになっていたのである。

加えて、本件問題発覚後の事後的な対応において、本件問題ほどの重大な問題を公表せず、社外取締役を含む取締役会に報告すらしなかったことにも、社内の物差しを優先させ、社外の意見、ユーザーや社会一般の視点を軽視したことが表れている。

以上のとおり、当委員会は、コンプライアンスよりも事業活動が優先されてしまう、また、ユーザーや社会一般の視点が欠落してしまうという内向きの企業体質が、数々の原因に通底する根本的問題であったと結論付けた。

第 8 章　再発防止策

本章では、本調査の結果、とりわけ**前記第 7 章**の原因分析を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を提言する。

第 1　ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成

前記第 7 章のとおり、関西電力の役職員には、基本的なコンプライアンス意識が欠落しており（**同章第 1、1**）、それは内向きの企業体質という根本原因によりもたらされていると結論付けた（**同章第 3**）。この企業体質の是正については**後記第 2** で詳述するが、新生関西電力においては、二度と本件問題と同様のことを招来しないように全役職員が共通のコンプライアンス意識を持つ必要がある。

関西電力においては、これまでも「コンプライアンス・マニュアル」や「コンプライアンス推進規程」が設けられ、従業員に周知されてきた。それにもかかわらず、コンプライアンスよりも、原子力発電所の再稼働等の自社の業績や事業活動を優先させることが判明した以上、改めて、公益的な役割を担う企業である関西電力に求められるコンプライアンスを問い直す必要がある。

コンプライアンスには、単に法令を遵守するだけではなく、社会規範を遵守することも含まれる。しかし、社会規範は時としてあいまいでその外延を画することに困難を伴う。その一つの解決方法として、当委員会としては、新生関西電力におけるコンプライアンスにおいては「ユーザー目線」を重視することを望みたい。取引先関係者からの多額の金品の受領、不適切な発注行為等はいかなる視点からも許されないことは所与の前提として、これらの行為や関係性が電気料金を支払って電力を使用しているユーザーから見たときにどのように映るのか、理解を得られるのかという視座を持つ、すなわち、ユーザー目線で自らを律することにより、関西電力の役職員一人一人が、特定のルールや規律を思い起こすまでもなく、自律的に不適切な行為に及ばないように襟を正すことができるのではないだろうか。

関西電力は、長年、関西地域・嶺南地域を中心に安定的に電力を供給してきた。この電力供給は個人・団体を問わずあくまでユーザーのために行われてきたものであり、関西電力がユーザーから真に愛され、また役職員が誇りをもって働くことのできる企業であるためには、「ユーザー目線」でのコンプライアンス意識は不可欠のものと考えられる。

具体的には、こうした「ユーザー目線」を取り入れた新たな「コンプライアンス憲章」（名称は問わない。）を設けるべきである。そして、その内容をトップが

しっかりと誓約し、また、現場の末端に至るまで関西電力グループ全体に浸透させる施策を取る必要がある。新しいコンプライアンス憲章は、本報告書の内容を踏まえ、新生関西電力が、外部専門家の意見も聞きつつ、社内で熟慮の上、定めるべきものである。その際には、新生関西電力を担っていくべき若い世代の従業員を含めた多様な層の意見を聞き、守るべき者が自ら進んで守れるルールを考案すべきである。

そして、今回、地元重視、原子力発電所の維持運営という業務目標の下で、コンプライアンスが軽視されていたことを考えると、経営陣が、改めて業績ないし経営目標をコンプライアンスに優先させてはならないこと、コンプライアンス違反の手法で業務目的を達することは許されないことを明示的に述べ、上記の新しい憲章を関西電力グループ全社員に向けて発すべきである。

第 2　内向きの企業体質の是正（取締役会長に社外の者を）

前記第 7 章第 3 のとおり、当委員会は、関西電力の内向きの企業体質が本件問題を招来した根本的原因と結論付けた。何十年もの月日を経て形成されたこの内向きの企業体質を変えるためには、劇的な意識改革が必要である。

そのうえで、この企業体質の改善を可及的速やかに実効性をもって行うためには、ガバナンス体制を改革するべく、関西電力の色に染まっていない識見のある有識者を積極的に登用し、人材を多様化することが効果的と考えられる。外部からの人材登用は、幹部層、マネージャー層においても有効であるが、何より、本件問題のような企業の経営陣までもが長年にわたり関与した重大な問題を生み出した企業体質を改善するためには、経営陣に社外の人材を登用することが求められる。

そこで、当委員会としては、関西電力が行う事業の特殊性・専門性とのバランスを考え合わせ、執行部に対する独立性を確保する観点から代表権は有しない取締役会長に社外の識見ある経営者を招聘することがガバナンスの強化、企業体質の是正に有効であると考える。また、これは関西電力において会長が取締役会の議長を務めるという定款の定めを既に有していることを前提としており、社外取締役たる会長を取締役会の議長とすることにより、取締役会長に取締役会事務局に集約された社内の重要情報が集まり、外部の客観的な視点から取締役会を運営することが可能となり、経営陣から企業体質を改革していくことにも資すると考えられる。ここにおいては、コーポレートガバナンスコードでも重視されている取締役会の実効性を向上させるべく、実効性評価の趣旨を徹底・充実させるなど不断のチェックが行われるべきである。

こうした取締役会長は、社外者ではあるものの、関西電力内部に自ら深く手を入れいち早く社内の事情を把握する必要があり、そのための時間と労力を割ける者とすべきである。これを受け入れる関西電力の側も、社外者である取締役会長の意見を尊重し取り入れ、実際の経営に活かさなければならない。

そして、上記のとおり、内向きの企業体質の是正は、ガバナンスの強化とともに、いち早く、劇的な意識改革をもって行うべきであるが、ある程度改善が進んだ後に揺戻しや逆行が生じ得ることを覚悟しなければならない忍耐を要する課題でもある。当委員会としては、こうした改善活動の持続が、関西電力が公益的な役割を担う企業として、様々な制度改正による変容はありながらも、ユーザー、株主、地元住民等の全てのステークホルダーから理解を得て永続的に電力を安定的に供給するために必須のものであるとの考えから、取締役会長の社外者からの登用は一代限りのものとすることなく、当面の間、不変の施策とすることを望みたい。

当委員会としては、以上のような施策を断行することにより、社外の風を十分に反映したガバナンスが関西電力で達せられることを望みたい。

第 3　地元を重視する施策についての透明性の向上

原子力発電所の設置・運営のためには、立地地域、すなわち地元の理解及び協力が不可欠である。しかしながら、**前記第 7 章第 1、3** のとおり、地元を重視する施策に関するルールが十分でなく、また、その手続に透明性が欠如していたことが、森山氏からの強引な発注要求を許した側面がある。

そこで、当委員会としては、既に関西電力において地域共生活動に関し確立した実務や制度があることは理解しつつ、地元を重視するための活動全般についてのルールを、活動の透明性を向上することと本件事前発注約束等の許されざる行為を明示的に規定することを軸に再構成することを提言したい。地元への情報提供の在り方（取引先関係者・社外者から不当な要求をされた場合の対応を含む。）、発注の在り方及びそれらのモニタリングの在り方を定めることにより、本件事前発注約束等のようなことが二度と生じないような態勢を構築すべきである。そのモニタリングにおいては、その判定が内向きの独りよがりのものとなる危険性を払拭するために、外部専門家を含む諮問委員会を設置するなどの施策を講じることが有効と考える。

より長期的には、地元企業に発注することこそが地元重視であるという色濃く残る既存意識の改革が必要である。地元企業が受注することによりその周辺地域が活性化し、そこに住む人々の雇用が創出され、短期的にプラスの効果があることは確かであろう。しかし、逆に捉えれば、地元の企業は地元にあるというだけで他の企業に比べて優遇されるという関係になりかねず、競争や技術革新が本来あるべき程度よりも低くなるリスクをも内包するものである。したがって、むしろ、長期的に見れば、地元で育ち学ぶ次世代の技術者・管理者を育成し、将来的にはより技術的に高度な業務を提供する企業が地元で現れるような施策が有効であり、これにより規模が大きな業務、高い技術が求められる業務が地元企業に発注されるようになり、貢献の度合いも大きくなる。そのためには、例えば、地元の大学との産学連携の更なる増進、奨学金制度の強化等をしていくことが有用である。

こうしたことを含め、関西電力が、地元自治体、住民、商工業者らと対話をしていくことにより、30 年先、40 年先の地元を見据えた施策、ひいては、街づくりを考えていくことが、今後求められる地元重視の施策であると考える。

第 4　取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定

前記第 7 章第 1、1 のとおり、関西電力の役職員において基本的なコンプライアンス意識が欠落しており、本件金品受領行為や本件事前発注約束等はそうした意識を持ち合わせれば防げたといえる。しかし、その実効性をより高めるためには、取引先関係者からの金品受領に関する明確なルールを設けることが有効である。明確なルールがあることによって、関西電力の役職員において、それを取引先にも示し、受領を拒否する根拠とすることができるという効果も期待できる。

関西電力においては、従前、取引先からの接待や金品受領に関するルールとしては、コンプライアンス・マニュアルに定められた「良識の範囲内にとどめます」といった抽象的な規定しか存在しなかったが、本件問題を受けて、**前記第 4 章第 1、1(1)**のとおり、2019 年 12 月 9 日付で「贈答および接待の取扱いに関する規程」、「贈答および接待の取扱いに関する規程取扱通達」及び「『贈答および接待の取扱いに関する規程』『贈答および接待の取扱いに関する規程取扱通達』に関する Q&A 集」が策定され、新たなルールが整備された。これらの規程によれば、「贈答」は禁止、「接待」は一部例外を除いて原則禁止とされており、これ自体内容的に評価できるものである。

これらのルールについては、違反者を懲戒処分とするなど実効的に運用する必要があり、実態に合うように不断の見直しをする必要があろう。「業務関連性」、「接待」等の評価の分かれやすい文言が不適切行為の隠れ蓑とならないように実務的検討を積み重ね、より明確な基準を設けていくことも有効である。また、それらのルールについて、部門ごとに、それぞれの置かれた実情に応じて、具体的にどのようにして守るのかを議論することも重要である。さらには、本ルールの内容を社外者に公表する（違反者は処分されるという事実を含む。）ことにより、社外者にも実質的に本ルールの担い手になってもらうことも有用であろう。

以上のとおり、取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定を提言したい。

第 5　悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス体制の再構築

前記第 7 章のとおり、数十名の幹部が数十年にわたって本件金品受領行為や本件事前発注約束等に関与することを許してきた関西電力のガバナンス体制は、これを再構築する必要がある。

前記第 2 で述べた議長に会長たる社外取締役を迎えた取締役会を含め、以上のようなガバナンスの強化施策が有効に機能するためには、取締役会にしっかりと重要な情報が集約される必要がある。したがって、まず、第一に、本件問題ほどの重大な問題が取締役会に報告されなかったことを踏まえた直截な再発防止策として、取締役会への報告ルールを具体的かつ明確に定めるということが考えられる。現場から取締役会まで情報がしっかりと吸い上げられるためには、役職員一人一人が悪いニュースほど早く上司に報告するという意識を持ち合わせることが必要であり、違法行為のみならずコンプライアンス違反行為について、上司（あるいは、レポーティングライン上の上司とは別に、このようなコンプライアンス違反に関する報告を受け付ける特別の任務を命ぜられた者）に報告する義務を一人一人に明示的に課すことも有効である。とりわけ、今回複数の取締役及び執行役員が問題を認識しながらそれが取締役会で審議されなかったことを踏まえると、これらの職位の者もしかるべき報告義務を負うことが望ましく、報告先は社外取締役会長とすることが望ましい。

同時に、本件問題について、かなり多くの従業員が関与したにもかかわらず内部通報制度が利用されることもなかった。この点に鑑みれば、内部通報制度の見直しを行い、利用件数や通報内容、その後の処理等を分析し、その実効性向上のための検証を行うべきである。利用者が、関西電力の内部通報制度を信頼し、不利益処分等の懸念なく、安心して利用できるような制度構築を望みたい。

もちろん、以上のような情報の吸上げの強化・複線化も重要であるが、幹部が積極的に現場に手を入れていく姿勢、すなわち、一人一人の経営幹部が発電所、営業店等の現場を訪れ、様々な階層の従業員と接し、積極的に情報を得る活動が重要である。

とりわけ**前記第 7 章第 1、4** で指摘した原子力事業本部に対するガバナンスの回復は喫緊の課題である。本件問題の中心になった、原子力事業本部に対する監督体制はより強化すべきであり、会長となる社外取締役及び社長は、本社から離れて立地する美浜の同部を定期的に視察し、常に現場を忘れない経営を期すべきであるし、コンプライアンス部門・監査部門をして同事業部に対するモニタリング強化に努めなければならない。原子力事業本部内部でも、コンプライアンスを含む管理部門をつかさどる長を事業本部長に次ぐ程度の高位に置き、当該役

職者が、社外の取締役会長と太いパイプを持つ仕組みとすることにより実効性を高めるべきである。また、原子力事業本部において、閉鎖的な村社会が形成されることのないよう、他の部門との内部人事交流（ローテーション）を活発化し、必要に応じて外部からの人材登用を行うことも良策である。こうした取組みによって、原子力事業本部が健全な相互牽制関係の働くガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織になることを望みたい。

最後に、本件は、経営陣が問題の大半又は一部を知っていながら、あるいは、知り得る立場にありながら、長年にわたって是正されずガバナンスが全く機能しなかった事案であり、新生関西電力の経営陣においては、一人一人に、臭いものに絶対に蓋をせず透明性を重視し、不正・不祥事については積極的に俎上に載せ組織として議論・対応し、いかなる軋轢・不利益が社内外に生じようとも自社の業績や経営目標をコンプライアンスに優先させることを絶対にしないという強い覚悟が求められ、この覚悟は、今後関西電力がいかなるガバナンス体制を構築するにせよ、本件問題の再発防止のためには一時も欠かすことのできないものと考える。

■　結語に代えて

委員長　但木敬一

地震、台風、豪雨に見舞われ、広域にわたる地域が真っ暗闇になったとき、我々は自分の生活の隅々まで電気に依存していることを思い知らされる。製造業、サービス業等あらゆる経済社会活動にとっても、電力は必要不可欠な基幹エネルギーである。発電、送配電、電力供給を業とする関西電力は、その意味で極めて公共性の高い企業であり、そのガバナンスもコンプライアンスも、その公共性に相応しい高度なものであることが要求される。少なくとも、関西電力の利用者であり、かつ電力料金の負担者である「お客様」、即ち公共的広がりをもったユーザーの期待を裏切ってはならない。ユーザーの目線を経営に反映させるためには、経営の透明性を大切にし、ユーザーの風を社内に取り入れる勇気が必要である。

本委員会の調査を終え、提言をした段階で、新生関西電力を担う皆さんに、老婆心ながら、何点か改めて申し上げたいことがある。

その 1 は、関西電力グループにとって、コンプライアンスとは何かということである。コンプライアンスとは一般に、法令及び社会規範の遵守と言われ、グローバルな投資判断において最も重要な指標の一つとされている。関西電力において、社会規範の中で、いかなる意味でも重視されるべきは、ユーザー目線である。自分が今行っている行為がユーザー目線から見られても恥ずかしくないか、それによって自律することがコンプライアンスの基礎になければならない。本件で、関西電力の原子力部門を中心として、30 年間にわたり 75 名もの役職員が合計約 3 億 6000 万円もの金品を受領し、森山氏の要求に応じて発注情報を伝達し、発注約束をし、現に発注していたことは、返却の意思等の種々の弁解は可能としても、ユーザー目線で見れば容赦できない背信行為であり、深刻なコンプライアンス違反というしかない。

その 2 は、コンプライアンスを守ることと業務を遂行することが衝突している場合にどうするべきかということである。本件は、森山氏からの贈与を拒めば、その怒りを買い、高浜発電所 3 号機及び 4 号機増設時代の暗部を暴露され、あるいは何代にもわたって金品を贈与されてきたことを暴露され、関西電力のレピュテーションの根底が崩される。更に加えて、森山氏は、福井県客員人権研究員等を務めており、人権問題を契機として関西電力幹部に向けて「幹部人権研修」を組織し、当該研修に県副知事等を出席させるなど、県幹部とは緊密な関係にあり、これを動かして、原子力発電所を停止させるのではないかという恐怖感から、上記のように金品を受領していたという事案である。関西電力のような巨大企業が国際投資基準要素となっているコンプライアンスを守らないで、企業の永

続性を願うことは不可能である。コンプライアンスに反する道を選択できる余地はない。本件においても、仮にある幹部が金品受領を拒んだとき、本当に原子力発電所の運転は停止になったのか。森山氏は、元々高浜町の衰退を食い止めるために原子力発電所の増設を推進してきた人物であり、関西電力の工事においては、ゼネコンよりは地元企業あるいは地元の雇用を創出する企業を優先させるべきだという意志も強く、自分に依頼してきた企業に限るという自己中心的な面はあるものの、いくつかの企業と関西電力の間に立って、情報を収集し、受注を増大させていた状況にあった。その人物が原子力発電所を止め、依頼企業を裏切り、地元の衰退を招くだろうか。森山氏に対するおそれは幻想というべきではなかろうか。

その 3 は、コンプライアンスに反する行為の誘惑を受け、あるいはその行為をさせられたとき、どうするべきかということである。決して独りで抱え込んではならない。それが本件の重要な教訓である。自分一人で抱え、苦しくなったとき、先輩に悩みを打ち明けても、自分で抱え続けろという、この企業文化は、極端な内向き文化であり、30 年もの間代々苦しんできた淵源である。コンプライアンス違反の誘惑は、組織を蝕むガンであり、これを打ち明けることを恥と思ってはならない。むしろガンを最小限で食い止める勇気ある行動として、上司も組織も、良しとして受け入れるべきである。コンプライアンスに違反すると思いつつ、自分一人で受領した金品を保管している姿は孤独であるとともに、代々苦しんできた足枷でもある。

その 4 は、情報共有を有効に生かす道は何かということである。何のために取締役会があるのか。何のために本部長や部長がいるのか、下から上がってきた情報を自らのものとし、ガバナンスとして生かすことこそ、その務めである。30 年もの間、取締役会はもちろん、原子力事業本部においてすら論議の対象とならず、ガバナンスの機能不全が続いたことは誠に遺憾である。提言の中で、社外の風を取り込むように勧め、ガバナンスの中核として社外の取締役会長を求めたのは、このようなガバナンスの機能不全を二度と起こさない保障が必要であると考えたからにほかならない。

その 5 は、透明性の重要性を強調しておきたい。本件の源は、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設を急ぐあまり、関西電力が行うべき地元との折衝を自社のガバナンスの範疇にない一個人に大きく委ねたことにある。確かに森山氏は、高浜町企画課長時代から、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設なくして町の発展はないと考え、収入役、更に助役へと昇進し、町長であった浜田氏と協力し、町議会、地元住民、漁業関係者、県関係者等の同意を得るべきあらゆる関係当事者への強力な根回しを成功裡に進めた。例えば、増設に反対する一部漁業関係者と折衝し、関西電力から地域振興費 9 億円を引き出して浜田氏名義の口座に入金

させ、漁業関係者の同意を得て、これを町道舗装、漁港整備等の漁業振興対策等として使用し、漁業関係者の反対を収めた。関西電力保管に係る森山氏の情報資料には、地元と関西電力との、原子力発電所を巡るありとあらゆる問題、関西電力への寄付金の要望や人の採用問題に始まり、原子力関係者の交通事故、作業中の圧死事故、問題企業の工事参入申入れ、さらには定期検査中の原子力発電所の運転再開問題まで、増設・運営にとって有利な解決をしていったと記されている。ただし、フナクイムシ事件を例にとれば、実質は温排水による損害の補償であるのに山林売買という形で解決するなど、巧妙な解決を図っているが、価格鑑定の経緯も、県との交渉の経緯も不透明なままである。当時高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設・運営に腐心していた芦原会長・内藤副社長体制にとって、これほど頼りがいのある人物はいなかったと思われる。上記の地元対策には関西電力の資金を必要としたに違いないが、経営トップの意向を受けて、森山氏が資金の流れを含め多種多様な地元対策を行っていた可能性は否定できない。歴代経営幹部も当時こうした陰の動きがあったであろうことは否定しておらず、ある経営トップ経験者は「当時の地元対策には領収書のいらない金も使われていた。」と述べている。こうして関西電力は、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に抜群の功績があり、増設・運営に伴う闇の部分にも関与し、世に知られたくない関西電力の秘密をも握ったモンスターと言われるような人物を作り出してしまったのである。内藤副社長が解任され、森山氏を統御する役職員がいなくなると、その不透明のつけを 30 年間払わされたということであろうか。内向きの企業体質は、透明性を二の次三の次に考える。今回金沢国税局の調査が入った後においても、本件は取締役会でも論議されず、監査役会も取締役会に報告せず、世に公表する道も取らなかった。そのつけも決して軽くはなかったことを肝に銘じるべきである。

最後に、数十年先を見据えた街づくりが、地方自治体、住民団体、漁業関係者、商工団体等の多様な組織と関西電力の透明性のある話合いの中でプランニングされることを期待しながら報告を終えることといたしたい。

以上

別紙 1-1-4-4：本件書面調査

質問事項

1(1)　あなたは、①森山栄治元高浜町助役又は②同氏と関連を有するとみられる企業（吉田開発株式会社、株式会社塩浜工業、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、X1 社の 5 社）の役職員から、金品（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。）を受領したことがありますか。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

□　ある（→1(2)へ）

□　ない（→1(2)で「本問の回答対象外である」にチェック）

(2)　上記 1(1)の回答が「ある」の場合、あなたは、1 回あたり 1 万円相当額以上の金品（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。）を受領したことがありますか。

□　ある　（→1(3)へ）

□　ない　（→1(3)①～⑤の各欄に「なし」と記載してください）

□　本問の回答対象外である　（→1(3)①～⑤の各欄に「なし」と記載してください）

(3)　上記 1(2)の回答が「ある」の場合、①あなたに金品を交付した者の氏名又は社名、②時期（複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。）、③受領した物の内容、④受領した理由（御中元、御歳暮、昇進祝い等）等について詳細に記載して下さい。

①あなたに金品を交付した者の氏名又は社名 ②時期（複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。） ③受領した物の内容 ④受領した理由 ⑤その他

(4)　上記 1(2)の回答が「ない」の場合、あなたが 1 万円相当額未満の金品を受領した理由を記載してください。

□　御中元・御歳暮

□　昇進祝い

□　その他（以下に内容を記載してください。）

□　本問の回答対象外である　（本問の回答対象外である（1（1）で「ない」と回答した方、1(2)で「ある」と回答した方）

2(1)　あなたは、（あなた以外の）関西電力又はグループ会社の役職員が、上記 1(1)記載の①森山氏又は②同氏と関連を有するとみられる 5 社（吉田開発株式会社、株式会社塩浜工業、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、X1 社）の役職員から、1 回あたり 1 万円相当額以上の金品（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。）を受領した事実を、本件が公表された 2019 年 9 月 27 日よりも前に見たり聞いたりしたことがありますか。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

□　ある（→2(2)へ）

□　ない（→2(2)①～⑥までの各欄に「なし」と記載してください）

(2)　上記 2(1)の回答が「ある」の場合、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した役職員名（所属部署を含みます。）、③時期（複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。）、④受領した物の内容、⑤受領した理由（御中元、御歳暮、昇進祝い等）等について、知っている範囲で可能な限り詳細に記載して下さい。

①金品を交付した者の氏名又は社名 ②金品を受領した役職員名（所属部署を含みます。） ③時期（複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。） ④受領した物の内容 ⑤受領した理由 ⑥その他

<3と4はこれまでと違って、森山氏や森山氏が関連するとみられる企業以外の社外者からの金品の受領についての質問ですので注意して回答してください>

3(1)　あなたは、森山氏又は上記1(1)記載の5社（吉田開発株式会社、株式会社塩浜工業、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、X1社）**以外の**取引先その他社外関係者から、金品（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。）を受領したことがありますか。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

□　ある（→3(2)へ）

□　ない（→3(2)で「本問の回答対象外である」にチェック）

(2)　上記3(1)の回答が「ある」の場合、1回あたり1万円相当額以上の金品（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。）を受領したことがありますか。

□　ある　（→3(3)へ）

□　ない　（→3(3)①～⑤までの各欄に「なし」と記載してください）

□　本問の回答対象外である（→3(3)①～⑤までの各欄に「なし」と記載してください）

(3)　上記3(2)の回答が「ある」の場合、①あなたに金品を交付した者の氏名又は社名、②時期（複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。）、③受領した物の内容、④受領した理由（御中元、御歳暮、昇進祝い等）等について詳細に記載して下さい。

①あなたに金品を交付した者の氏名又は社名
②時期（複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。）
③受領した物の内容
④受領した理由
⑤その他

(4)　上記3(2)の回答が「ない」の場合、あなたが1万円相当額未満の金品を受領した理由を記載してください。

□　御中元・御歳暮

□　昇進祝い

□　その他（以下の空欄に内容を記載してください。）

□　本問の回答対象外である（(3(1)で「ない」と回答した方、3(2)で「ある」と回答した方）

4(1)　あなたは、（あなた以外の）関西電力又はそのグループ会社の役職員が、森山氏又は上記 1(1)記載の 5 社（吉田開発株式会社、株式会社塩浜工業、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、X1 社）**以外の**取引先その他社外関係者から、1 回あたり 1 万円相当額以上の金品（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。）を受領したのを見たこと（聞いたこと）がありますか。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

□　ある（→4(2)へ）

□　ない（→4(2)①～⑥までの各欄に「なし」と記載してください）

(2)　上記 4(1)の回答が「ある」の場合、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した役職員名（所属部署を含みます。）、③時期（複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。）、④受領した物の内容、⑤受領した理由（御中元、御歳暮、昇進祝い等）等について、知っている範囲で可能な限り詳細に記載して下さい。

①金品を交付した者の氏名又は社名 ②金品を受領した役職員名（所属部署を含みます。） ③時期（複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。） ④受領した物の内容 ⑤受領した理由 ⑥その他

別紙 1-1-4-5①：ホットライン（関西電力の全役職員）

各位

2019 年 10 月 29 日

関西電力株式会社第三者委員会

ホットラインの設置について

このたび、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）は、2019 年 10 月 9 日付「第三者委員会の設置について」のとおり、関西電力の役員等が社外の関係者から金品等を受領していた問題（以下「本件問題」といいます。）について調査（以下「本件調査」といいます。）を行うため、社外の弁護士から構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。

これを受けて、第三者委員会は本件調査を実施していますが、その一環として、関西電力の役員・従業員を対象とするホットラインを設置することといたしました。

つきましては、以下の「**１．ホットラインの対象**」に該当する情報をお持ちの方は、「**２．ご利用方法**」をお読みになったうえで、「**３．ご利用窓口**」に記載の宛先まで、ご連絡ください。

１．ホットラインの対象

①ご自身が、（A）森山栄治元高浜町助役（以下「森山氏」といいます。）、（B）吉田開発株式会社、又は（C）吉田開発株式会社**以外の**森山氏と関連を有するとみられる企業（※）（以下、（B）（C）を総称して「森山氏関連企業」といいます。）から、金品**（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。以下同じ。）**を受領した事実。金額の多寡や受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

（※）森山氏が、過去に役員や従業員であった企業、その他経営に実質的な影響力を有していたとみられる企業をいいます。

②関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業から、**1 回あたり 1 万円相当額以上**の金品を受領したのを**見た（聞いた）事実**。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

③ご自身が、森山氏又は森山氏関連企業**以外の**取引先その他の社外関係者から、**1 回あたり 1 万円相当額以上**の金品を受領した事実。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

④関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業**以外の**取引先その他の社外関係者から、**1 回あたり 1 万円相当額以上**の金品を受領したのを**見た（聞いた）事実**。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

⑤その他、森山氏を中心とする本件問題に関する調査に役立つとお考えになった情報。

２．ご利用方法

・お寄せいただいた情報を具体的に把握するため、原則として、①記名式で、②また第三者委員会から連絡可能な携帯電話番号又は電子メールアドレスをご連絡ください。匿名での利用も可能としますが、第三者委員会は、調査に当たり、利用者が特定されないように最大限配慮します。

・十分な調査を実施するため、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した役員・従業員名（所属部署を含みます。）、③時期（複数回にわたる場合はそれぞれの時期）、④受領した物の内容、⑤受領した理由等について、可能な限り具体的な情報をお寄せください。

・関西電力は、このホットラインを利用したことや、その後の第三者委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わないことを約束しています。

・なお、お寄せいただいた情報は、第三者委員会の調査に必要な目的でのみ使用され、また、適正な調査を行う目的のために必要な範囲で関西電力に開示されることがあります。したがいまして、利用者の氏名・所属等を関西電力に開示されないことを希望される場合は開示しない扱いとし秘匿させていただきますので、ご利用の際にその旨をご記載又はおっしゃってください。

３．ご利用窓口

・2019 年 11 月 13 日までに、以下のいずれかの方法により、ご連絡ください。
いずれの手段をご利用いただく場合も、第三者委員会の委員補佐（社外の弁護士）が直接内容を確認いたします。

電子メールによるご利用

専用アドレス：●@●.com

電話によるご利用

専用電話番号：090-●●●●-●●●●

郵送によるご利用

〒●●●-●●●●
関西電力株式会社第三者委員会宛

以上

別紙 1-1-4-5②：ホットライン（関西電力の元役職員）

各位

2019 年 11 月 25 日

関西電力株式会社第三者委員会

関西電力退職者向けホットラインの設置について

このたび、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）は、2019 年 10 月 9 日付「第三者委員会の設置について」のとおり、関西電力の役員等が社外の関係者から金品等を受領していた問題（以下「本件問題」といいます。）について調査（以下「本件調査」といいます。）を行うため、社外の弁護士から構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。

これを受けて、第三者委員会は本件調査を実施していますが、その一環として、関西電力の元役員・従業員の方にもご協力をいただきたく存じ、元役員・従業員の方を対象とするホットラインを設置することといたしました。

つきましては、以下の「**１．ホットラインの対象**」に該当する情報をお持ちの方は、「**２．ご利用方法**」をお読みになったうえで、「**３．ご利用窓口**」に記載の宛先まで、ご連絡いただきたく存じます。

１．ホットラインの対象

①ご自身が、（A）森山栄治元高浜町助役（以下「森山氏」といいます。）、（B）吉田開発株式会社、又は（C）吉田開発株式会社**以外の**森山氏と関連を有するとみられる企業（※）（以下、（B）（C）を総称して「森山氏関連企業」といいます。）から、金品**（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。以下同じ。）**を受領した事実。金額の多寡や受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

（※）森山氏が、過去に役員や従業員であった企業、その他経営に実質的な影響力を有していたとみられる企業をいいます。

②関西電力又はそのグループ会社の役員･従業員が､森山氏又は森山氏関連企業から、**1 回あたり 1 万円相当額以上**の金品を受領したのを**見た（聞いた）事実**。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

③ご自身が、森山氏又は森山氏関連企業**以外の**取引先その他の社外関係者から、**1 回あたり 5 万円相当額以上**の金品を受領した事実。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

④関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業**以外の**取引先その他の社外関係者から、**1 回あたり 5 万円相当額以上**の金品を受領したのを**見た（聞いた）事実**。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

⑤その他、森山氏を中心とする本件問題に関する調査に役立つとお考えになった情報。

２．ご利用方法

・お寄せいただいた情報を具体的に把握するため、原則として、①記名式で、②また第三者委員会から連絡可能な電話番号又は電子メールアドレスをご連絡ください。匿名での利用も可能としますが、第三者委員会は、調査に当たり、利用者が特定されないように最大限配慮します。
・十分な調査を実施するため、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した者の氏名（当時の所属部署を含みます。）、③時期（複数回にわたる場合はそれぞれの時期）、④受領した物の内容、⑤受領した理由等について、可能な限り具体的な情報をお寄せください。
・なお、お寄せいただいた情報は、第三者委員会の調査に必要な目的でのみ使用され、また、適正な調査を行う目的のために必要な範囲で関西電力に開示されることがあります。したがいまして、利用者の氏名・所属等を関西電力に開示されないことを希望される場合は開示しない扱いとし秘匿させていただきますので、ご利用の際にその旨をご記載又はおっしゃってください。

３．ご利用窓口

・2019 年 12 月 13 日までに、以下のいずれかの方法により、ご連絡ください。
いずれの手段をご利用いただく場合も、第三者委員会の委員補佐（社外の弁護士）が直接内容を確認いたします。

電子メールによるご利用

専用アドレス：●@●.com

電話によるご利用

専用電話番号：070-●●●●-●●●●

郵送によるご利用

〒●●●-●●●●
関西電力株式会社第三者委員会宛

以上

別紙 1-1-4-5③：ホットライン（関電子会社 6 社の全役職員）

各位

2019 年 11 月 15 日

関西電力株式会社第三者委員会

グループホットラインの設置について

このたび、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）は、2019 年 10 月 9 日付「第三者委員会の設置について」のとおり、関西電力の役員等が社外の関係者から金品等を受領していた問題（以下「本件問題」といいます。）について調査（以下「本件調査」といいます。）を行うため、社外の弁護士から構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。

これを受けて、第三者委員会は本件調査を実施していますが、その一環として、関西電力のグループ会社の役員・従業員を対象とするホットラインを設置することといたしました。

つきましては、以下の「**１．ホットラインの対象**」に該当する情報をお持ちの方は、「**２．ご利用方法**」をお読みになったうえで、「**３．ご利用窓口**」に記載の宛先まで、ご連絡ください。

１．ホットラインの対象

①ご自身が、（A）森山栄治元高浜町助役（以下「森山氏」といいます。）、（B）吉田開発株式会社、又は（C）吉田開発株式会社**以外の**森山氏と関連を有するとみられる企業（※）（以下、（B）（C）を総称して「森山氏関連企業」といいます。）から、金品**（現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。以下同じ。）**を受領した事実。金額の多寡や受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

（※）森山氏が、過去に役員や従業員であった企業、その他経営に実質的な影響力を有していたとみられる企業をいいます。

②関西電力又はそのグループ会社の役員･従業員が､森山氏又は森山氏関連企業から、**1 回あたり 1 万円相当額以上**の金品を受領したのを**見た（聞いた）事実**。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

③ご自身が、森山氏又は森山氏関連企業**以外の**取引先その他の社外関係者から、**1 回あたり 1 万円相当額以上**の金品を受領した事実。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

④関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業**以外の**取引先その他の社外関係者から、**1 回あたり 1 万円相当額以上**の金品を受領したのを**見た（聞いた）事実**。受領の方法（手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等）は問いません。

⑤その他、森山氏を中心とする本件問題に関する調査に役立つとお考えになった情報。

２．ご利用方法

・お寄せいただいた情報を具体的に把握するため、原則として、①記名式で、②また第三者委員会から連絡可能な携帯電話番号又は電子メールアドレスをご連絡ください。匿名での利用も可能としますが、第三者委員会は、調査に当たり、利用者が特定されないように最大限配慮します。

・十分な調査を実施するため、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した役員・従業員名（所属会社・所属部署を含みます。）、③時期（複数回にわたる場合はそれぞれの時期）、④受領した物の内容、⑤受領した理由等について、可能な限り具体的な情報をお寄せください。

・関西電力及びそのグループ会社は、このホットラインを利用したことや、その後の第三者委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わないことを約束しています。

・なお、お寄せいただいた情報は、第三者委員会の調査に必要な目的でのみ使用され、また、適正な調査を行う目的のために必要な範囲で関西電力及びそのグループ会社に開示されることがあります。したがいまして、利用者の氏名・所属等を関西電力及びそのグループ会社に開示されないことを希望される場合は開示しない扱いとし秘匿させていただきますので、ご利用の際にその旨をご記載又はおっしゃってください。

３．ご利用窓口

・2019 年 12 月 10 日までに、以下のいずれかの方法により、ご連絡ください。
いずれの手段をご利用いただく場合も、第三者委員会の委員補佐（社外の弁護士）が直接内容を確認いたします。

電子メールによるご利用

専用アドレス：●@●.com

電話によるご利用

専用電話番号：090-●●●●-●●●●

郵送によるご利用

〒●●●-●●●●
関西電力株式会社第三者委員会宛

以上

別紙 **2-2-2-1**：高浜町及び福井県の歳入状況、電源三法交付金の交付実績及び歳入に占める電源三法交付金の割合

1　高浜町及び福井県の歳入状況（年度別・決算ベース）

（単位：千円）

	2002 年度	**2003 年度**	**2004 年度**	**2005 年度**	**2006 年度**
高浜町	10,946,545	10,777,050	8,651,693	8,290,932	9,863,551
福井県	531,059,485	516,119,938	505,955,118	492,422,494	476,805,551

	2007 年度	**2008 年度**	**2009 年度**	**2010 年度**	**2011 年度**
高浜町	7,124,114	7,274,592	7,855,708	8,167,269	8,833,751
福井県	464,342,941	464,298,423	506,185,431	504,266,853	490,085,870

	2012 年度	**2013 年度**	**2014 年度**	**2015 年度**	**2016 年度**
高浜町	8,131,021	9,190,610	9,948,298	11,652,271	14,998,744
福井県	454,572,261	469,734,119	453,743,844	458,480,168	450,596,001

	2017 年度
高浜町	12,581,844
福井県	461,396,606

（総務省ホームページ[1]に基づき作成）

2　高浜町及び福井県に対する電源三法交付金の交付実績

（単位：千円）

	1974～2001 年度	**2002 年度**	**2003 年度**	**2004 年度**	**2005 年度**
高浜町	13,770,590	914,237	1,357,997	1,461,228	1,556,034
福井県	96,066,928	7,382,465	8,384,746	8,478,840	9,143,867

	2006 年度	**2007 年度**	**2008 年度**	**2009 年度**	**2010 年度**
高浜町	1,746,470	1,735,180	1,726,316	1,710,342	1,863,051
福井県	9,616,935	11,353,253	11,096,996	10,301,805	9,069,709

	2011 年度	**2012 年度**	**2013 年度**	**2014 年度**	**2015 年度**
高浜町	2,542,621	2,528,356	2,211,001	2,855,054	2,913,019
福井県	9,730,034	10,492,256	12,791,427	19,751,485	19,002,109

[1] 福井県につき https://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_1.html（2020 年 3 月 10 日閲覧）、高浜町につき https://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_2.html（2020 年 3 月 10 日閲覧）

	2016 年度	2017 年度
高浜町	1,994,958	3,037,163
福井県	16,769,140	15,872,327

（福井県ホームページ[2]に基づき作成）

3　高浜町及び福井県の歳入に占める電源三法交付金の割合

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
高浜町	8.4%	12.6%	16.9%	18.8%	17.7%
福井県	1.4%	1.6%	1.7%	1.9%	2.0%

	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
高浜町	24.4%	23.7%	21.8%	22.8%	28.8%
福井県	2.4%	2.4%	2.0%	1.8%	2.0%

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
高浜町	31.1%	24.1%	28.7%	25.0%	13.3%
福井県	2.3%	2.7%	4.4%	4.1%	3.7%

	2017 年度
高浜町	24.1%
福井県	3.4%

（**前記 1** 及び**前記 2** の表に基づき作成）

[2] https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/kofukin_d/fil/004.pdf（2020 年 3 月 10 日閲覧）

別紙 2-3-2-1：関西電力の組織体制[1]

[1] 2019 年 10 月 9 日時点。

別紙 2-3-2-2：関西電力のガバナンス体制[1]

[1] 関西電力第 95 期有価証券報告書・34 頁の図による。

別紙 **2-3-2-3**：関西電力の機関・業務執行機関

1　機関

関西電力には、主に以下の各機関が設置されている。

機関	概要
取締役会	1　構成員 ・全取締役（取締役会規則第 2 条第 1 項）。 ・監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。 2　職責及び機能 ・重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督（取締役会規則第 1 条）。 ・定例取締役会は、毎月 1 回開催（取締役会規則第 3 条第 1 項）。 ・取締役会決議事項及び報告事項（取締役会規則第 8 条）は、**別紙 2-3-2-3-1** を参照。
常務会	1　構成員 ・会長、社長、副社長執行役員、常務執行役員（常務会規程第 3 条）。 ・監査役は必要に応じて常務会に出席し、意見を述べることができる（常務会規程第 9 条第 3 項）。 2　職責及び機能 ・取締役会の決定した基本方針に基づいて、グループ全般の重要な業務執行方針及び計画並びに業務執行に関し審議するとともに、必要な報告を受ける（常務会規程第 2 条）。付議された審議事項は、常務会での議を経て社長が決定する（常務会規程第 10 条第 1 項）。 ・原則として毎週 1 回開催（常務会規程第 4 条）。 ・常務会付議事項は、次のとおりである（常務会規程第 6 条）。 審議事項： ①経営全般に関する重要事項 ②業務執行上の重要な方針・計画 ③重要な業務執行に関する事項 ④取締役会に付議する事項のうち審議を要するもの ⑤その他審議を要する重要事項 報告事項： ①経営全般に関する重要な情報 ②重要な業務執行の経過及び結果 ③その他常務会が必要と認めた事項 ・常務会議案は、事業本部長、カンパニー長、本部長、室長、中核会社社長が付議する（常務会規程第 8 条）。

機関	概要
監査役会	1　構成員 ・全監査役（監査役会規則第 2 条第 1 項）。 2　職責及び機能 ・監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする。ただし、各監査役の権限行使を妨げることはできない（監査役会規則第 3 条）。 ・①監査報告の作成、②常勤の監査役の選定及び解職、③監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定（監査役会規則第 4 条）。 ・定例監査役会は、毎月 1 回開催（監査役会規則第 8 条）。 ・監査役会は、監査役会に代表取締役等の出席を求め、監査の実施状況及び結果について説明し、監査上の重要な課題等について意見を交換するほか、必要に応じて代表取締役等から会社が対処すべき課題等について説明を受け、意見を交換するなど、代表取締役等との相互認識を深めるよう努める（監査役会規則第 13 条）。
経営監査室 （内部監査機能）	職責及び機能 ・関西電力グループの業務執行機関から独立した立場で、業務の実施状況について業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守等の観点からの点検・評価・助言・勧告（経営監査規程第 2 条第 1 号）。 ・経営監査年度計画案の策定、経営監査実施計画の作成、経営監査実施計画に基づく経営監査の実施、経営監査結果の報告（経営監査規程第 6 条～第 10 条）。
人事・報酬等 諮問委員会	1　構成員 ・社外委員（社外取締役）、社内委員（社長及び社長から指名された取締役）（人事・報酬等諮問委員会規程第 2 条第 2 項）。 ・社外監査役はオブザーバーとして出席することができる（人事・報酬等諮問委員会規程第 8 条第 1 項）。 2　職責及び機能 ・役員人事、取締役報酬に関し審議し、取締役会への報告。 ・上記について取締役会への意見（人事・報酬等諮問委員会規程第 4 条、第 5 条）。
送配電経営会議[1]	1　構成員 ・社長、副社長執行役員、常務執行役員（小売・発電部門の役員を除く。）（送配電経営会議規程第 3 条）。 2　職責及び機能 ・送配電部門の中立性確保に的確に対応しつつ、取締役会の決定した基本方針に基づいて、送配電事業に関する業務執行方針及び計画並びに重要な執行に関する審議（送配電経営会議規程第 2 条）。 ・送配電事業に関する業務執行方針及び計画並びに重要な執行に関し報告を受ける（送配電経営会議規程第 2 条）。

[1] 2018 年 6 月の組織改正により、電力流通経営会議が送配電経営会議に改められた。

関西電力には、取締役会及び常務会の意思決定や各機関の業務執行を支援するために委員会組織が設置されている。委員会の主たる機能は、「計画調整」・「審査」・「審議」である。関西電力に設置された委員会の概要は、以下のとおりである。

委員会組織	
経営戦略会議	1　構成員 ・社長、副社長執行役員、常務執行役員のうちから社長の任命する者及びその他社長の任命する者（経営戦略会議規程第 3 条）。 2　職責及び機能 ・①中長期計画及び各事業部門、中核会社の事業計画、業績評価に関する審議、調整（送配電経営会議所管事項を除く。）、②部門横断的な重要事項及び各部門、中核会社の重要案件のうち、グループ全体への影響が大きい事項に関する審議、調整（送配電経営会議所管事項を除く。）、③重要な資源配分に関する審議、調整、④グループ事業及び海外事業に関する方針、戦略の審議、調整、⑤強固な経営基盤の構築・維持に向けた総合的方策の審議、調整、⑥抜本的な業務プロセス改革の推進（経営戦略会議規程第 2 条）。
原子力安全推進委員会	1　構成員 ・社長から任命された副社長執行役員、常務執行役員、副事業本部長、担任、副本部長及び室長（原子力安全推進委員会規程第 3 条）。 2　職責及び機能 ・①美浜発電所 3 号機事故再発防止対策の実施状況の確認・支援、②原子力の安全文化醸成活動に関する総合調整及び確認・支援、③原子力発電の自主的・継続的な安全への取り組みに関する総合調整及び確認・支援、④原子力安全検証委員会の助言・勧告に対する処置及び同委員会への報告（原子力安全推進委員会規程第 2 条）。
サステナビリティ・CSR 推進会議	1　構成員 ・社長、社長から任命された副社長執行役員、常務執行役員、副事業本部長、担任、副本部長及び室長（サステナビリティ・CSR 推進会議規程第 3 条）。 ・必要があるときは、社長が委嘱した学識経験者等（サステナビリティ・CSR 推進会議規程第 3 条第 3 項）。 2　職責及び機能 ・①グループ全体の CSR 推進に関する総合的方策の策定並びに具体的方策の総合調整及び実施の促進、②グループが社会の持続的な発展に貢献するための総合的方策の策定並びに具体的方策の総合調整及び実施の促進（サステナビリティ・CSR 推進会議規程第 2 条）。

コンプライアンス委員会	1　構成員 ・社長、社長から任命された副社長、常務執行役員、事業本部長、カンパニー長、本部長、副事業本部長、副本部長及び室長（コンプライアンス推進規程第3条第2項～第4項）。 ・関西電力労働組合本部執行委員長（コンプライアンス推進規程第3条第4項）。 ・社長から委嘱された学識経験者等（コンプライアンス推進規程第3条第5項）。 2　職責及び機能 ・①グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定、②グループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整及び実施の促進、③その他コンプライアンスに関する事項（コンプライアンス推進規程第2条）。
リスク管理委員会	1　構成員 ・社長から任命された副社長執行役員、常務執行役員、副事業本部長、担任、副本部長及び室長（リスク管理委員会規程第3条）。 2　職責及び機能 ・①リスク管理状況の把握・評価、②リスク管理の仕組み、体制の評価及び改善指示（リスク管理委員会規程第2条）。
経営監査委員会	1　構成員 ・社長から任命された副社長執行役員、常務執行役員、副本部長（営業本部副本部長を除く。）及び室長（経営監査委員会規程第3条）。 ・学識経験者等（経営監査委員会規程第3条第4項）。 2　職責及び機能 ・内部監査計画の策定及び内部監査の結果に関する審議（経営監査委員会規程第2条第1項）。 ・社会的に影響の大きい、又は影響が懸念される品質・安全上の問題発生時に、経営監査委員会の下に適切な初動対応について協議、助言を行うアドバイザリーボードの設置（経営監査委員会規程第8条）。
原子力安全検証委員会	1　構成員 ・社長から任命された副社長執行役員及び常務執行役員（原子力安全検証委員会規程第3条第3項）。 ・委嘱された学識経験者等（原子力安全検証委員会規程第3条第4項）。 2　職責及び機能 ・①美浜発電所3号機事故再発防止対策の実施状況の監視・評価、②上記①の監視・評価を踏まえた原子力安全推進委員会等に対する助言・勧告、③原子力の安全文化醸成活動に関する助言等、④原子力発電の自主的・継続的な安全への取組みに関する助言等（原子力安全検証委員会規程第2条）。

2　業務執行機関

関西電力には、主に以下の各業務執行機関が設置されている。

(1)　本店の業務執行機関

本店には、業務執行機関として、事業本部、カンパニー、本部及び室が設置されており、各機関の概要は、以下のとおりである。

業務執行機関	概要（職制規程第 3 条）	該当する部門等（職制規程第 2 条）
事業本部	事業環境を踏まえた方針･計画を策定するとともに、自己完結的かつ効率的な業務運営により事業を推進し、品質向上、収益の最大化等を通じ、関西電力グループの持続的成長に貢献する。	営業本部 エネルギー需給本部 原子力事業本部 再生可能エネルギー事業本部 水力事業本部 火力事業本部 ガス事業本部、国際事業本部
カンパニー	独立した会社に準じた経営単位として、高い自律性を発揮しつつ、事業環境を踏まえた方針・計画を策定するとともに、自己完結的かつ効率的な業務運営により事業を推進し、品質向上、収益の最大化等を通じ、関西電力グループの持続的成長に貢献する。	送配電カンパニー
本部	室に相当する組織のうち、経営上の特定重要戦略を有する組織であり、全社横断的な統括機能を発揮し、経営課題の達成を牽引する。	地域エネルギー本部 調達本部
室	関西電力グループの経営サポートや戦略・資源配分機能を担うとともに、事業活動を側面支援し、全体最適を実現する。	経営企画室 エネルギー・環境企画室 IT 戦略室 原子燃料サイクル室 広報室・人財・安全推進室 経理室 立地室 総務室 研究開発室 土木建築室 経営監査室

(2)　地域統括機関・グループ

関西電力は、地域統括機関として、支社、営業本部に所属するリビング営業本部及び法人営業本部並びに送配電カンパニーに所属する電力本部を設置している。

支社は、各地域における対外対応拠点として、関西電力の事業への理解獲得に

つながる地域対応の推進や地域統括機関等の活動支援、非常災害時の統括を担っている（職制規程第 3 条）。東海、北陸、東京の各支社は本店に所属しており、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の各支社は送配電カンパニーに所属している（職制規程第 2 条）。

また、関西電力は、本店及び上記地域統括機関に個別の所管業務を担当するグループ等を設置している。

別紙 2-3-2-3-1：取締役会決議事項及び報告事項

第 1　取締役会決議事項

1. 決定決議事項
   (1) 自己株式の処分及び消却
   (2) 子会社の有する自己の株式の取得
   (3) 株式の分割
   (4) 単元株式数の減少又は廃止
   (5) 株主総会の招集に関する事項
   (6) 重要な財産の処分及び譲受け
   (7) 多額の借財
   (8) 重要な使用人の選任及び解任
   (9) 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
   (10) 代表取締役の選定
   (11) 業務の適正を確保するための体制の整備
   (12) 競業取引、自己取引等の承認
   (13) 新株及び新株予約権の発行
   (14) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
   (15) 連結計算書類の承認
   (16) 中間配当に関する事項
   (17) 社債の募集
   (18) その他法定決議事項

2. 定款の規定による決議事項
   (1) 自己の株式の取得
   (2) 株主名簿管理人の選定等
   (3) 株式取扱規則の改定
   (4) 役付取締役の選定
   (5) 会長、社長に事故あるときの職務代行者の決定
   (6) 取締役及び監査役の責任免除

3. 株主総会により委任された決議事項

4. その他決議事項
   (1) 経営に関する基本方針及び年度計画

(2) 収支、設備及び資金等に関する基本計画
(3) 電気供給約款の重要な改定に関する事項
(4) 重要な工事の施工に関する事項
(5) 取締役会規則の改定
(6) 執行役員規程の改定並びに執行役員の選任及び解任
(7) その他重要な業務執行に関する事項

第 2　取締役会報告事項

1. 重要な業務の執行状況
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況
3. 取締役の競業取引、自己取引等に関する重要な事実
4. その他重要な事項

別紙 **2-3-3-4**：関西電力における発注手続のルール

1　関西電力における発注手続[1]

(1)　調達業務の区分

関西電力では、調達業務のうち契約手続に関連するものは、調達業務規程等[2]に基づき、①物品購入・修繕契約、②工事・運搬請負契約、③委託契約、④物品賃貸借契約、⑤不用品売却に区分されており、この区分ごとに取引先の選定、契約手続等が定められている。

第 4 章第 2 及び第 3 の本件事前発注約束等との関係においては、主として土木・建築工事や点検業務等の請負契約及び原子力発電所の警備業務の委託契約が問題となっている。

そこで、以下においては、土木・建築工事や点検業務等の請負契約及び原子力発電所の警備業務の委託契約の発注手続を説明する。

(2)　土木・建築工事や点検業務等の請負契約の発注手続

ア　契約の類型

土木・建築工事や点検業務等の請負契約は、**前記(1)**記載の区分の②工事・運搬請負契約に該当する。工事・運搬請負契約は、調達業務規程等に基づいて、契約内容や契約金額等に応じて、以下のとおり、一般契約、単価契約及び簡易購買契約の 3 つの契約類型に分類されており、契約類型ごとに発注手続が規定されている。

契約種別	概要
一般契約	単価契約及び簡易購買契約以外の契約をいう。
単価契約	調達に係る手続の簡素化、迅速化及び価格の低廉化等を図るために、単価、契約先、納入（工事）場所（運搬範囲）及び支払条件等について期間を定めて締結する契約をいい、次の各号に掲げるものを対象とする。 （1）一定期間内に随時反復して購入又は修繕（加工）する物品

[1] 原則として資料開示時点における最新の規程に準拠して記載している。

[2] 原子力部門が所管する調達業務に関する発注手続を定めたものとして、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子力部門における調達管理要綱」が存在する。調達部門共通ルール（調達業務規程等）に比べて、原子力事業における品質保証の観点から、記載が詳細になっているものの、実質的に大きな相違はない。

契約種別	概要
	（2）一定期間内に随時反復して行う一連の同種工事及び運搬 （3）非常災害時における復旧工事及び復旧資機材の運搬等
簡易購買契約	システム又は物品・工事等契約票を用いて、業務担当部署にて発注及び検収を行う契約をいう。簡易購買契約の範囲は、物品・工事等や委託等の契約で 1 件当たり比較的低額のものに限定されている。

イ　発注手続

本件事前発注約束等との関係においては、主に一般契約が問題となるため、以下では一般契約の発注手続を記載する。調達業務規程等に基づく工事・運搬請負契約の一般契約の発注手続は、大要、以下のとおりである。

	項目	概要
①	業務担当部署による契約の請求	・ 業務担当部署は、調達担当部署に対して、工事請負の契約請求を行う。 ・ その際、業務担当部署は、見積徴収先等に関する意見具申をすることができる。
②	調達担当部署による見積徴収先の選定	・ 契約請求を受けた調達担当部署は、業務担当部署の意見も参考にしつつ、見積徴収先を選定する。 ・ 見積徴収先を選定するに当たっては、原則として、登録取引先の中から 2 社以上を選定して見積書を徴収し、見積額の最も低い見積徴収先が契約予定先とする（以下、この方法による発注を「競争発注」という。）。 ・ ただし、下表の事由（以下「特命理由」という。）がある場合は、見積徴収伺にその特命理由を記載し、特定の取引先を指名することができる（以下、この方法による発注を「特命発注」という。）。
③	調達担当部署による価格検討	・ 調達担当部署において、見積書及び予算関係書類に基づき、公正に価格検討を実施し、査定額が算出される（価格検討の方法（査定方法）については、**後記 2** 参照）。
④	調達担当部署による価格交渉	・ 調達担当部署は、価格検討の完了後、見積額、査定額及び予算額[3]のうち一番低い金額をもって、契約予定先と価格交渉を行う。 ・ その結果、関西電力の発注手続上、査定額以下でなければ発注できないものとされている。
⑤	契約の締結	・ 契約予定先との交渉が成立した場合には、契約を締結する。 ・ 契約予定先との交渉が成立しないときは、第 2 次交渉案を作成し、再度交渉伺の承認を得て交渉する。

[3] 予算額とは、業務担当部署から調達担当部署に通知される予算の金額を指す。

No.	特命発注が認められる事由（特命理由）
1	既に施工済又は施工中の工事との関係上、同一又は特定取引先に付託することが適当であるとき。
2	既設の仮設備、機械器具等の利用により、他の取引先と競争の余地がないとき。
3	工事の規模、工事内容の特殊性及び地理的条件等により、特定の取引先に付託することが適当であるとき。
4	事故復旧等緊急を要し、特定の取引先による必要があるとき。
5	1 件 40 万円以下であって、既注実績があるもの又は市況調査資料等によって請負価格の把握が容易なもの。
6	その他特別の理由があるとき。

(3) 原子力発電所の警備業務の委託契約の発注手続

原子力発電所の警備業務の委託契約の発注手続は**前記(2)イ**に記載した土木・建築工事や点検業務等の請負契約の発注手続とほぼ同様である。

しかし、原子力発電所の警備業務は、高度に専門的な業務であることから、「業務委託契約手続きに関する通達」に基づき、競争発注が原則とされておらず、必要な資格・要件に有無、業務履行能力・技術水準、委託実績等を勘案して委託先を特命で選定するものとされている。

2 価格検討の方法（査定方法）

前記 1(2)イ③のとおり、関西電力の発注手続上、調達担当部署による価格検討（査定額の算出）のプロセスが存在する。そして、**前記 1(2)イ**④のとおり、調達担当部署は、価格検討の結果に基づき、契約予定先と価格交渉を行う。

価格検討のプロセスの概要は、以下のとおりである。

(1) 土木・建築工事や点検業務等（工事・運搬請負契約）の価格検討プロセス

土木・建築工事や点検業務等の工事・運搬請負契約の価格検討は、基本的に「数量×単価」によって査定額を算出する方法により行っている。

そして、工事・運搬請負契約の「数量」は、業務担当部署が図面等を使用して専門的判断によって必要工数を算出している。

他方、工事・運搬請負契約の「単価」については、所定の単価表による方法又は市場価格等から価格査定基準に基づき一定額の値引きを行う方法によって算出されるが、土木工事等で頻繁に行われる工事については、工種単位で作成された単価表を用いる場合もある[4]。

---

[4]「中小規模土木請負工事標準歩掛」の「工種一覧表」において、コンクリート工（単位：

ただし、発電機のタービン等の機械設備類に関する契約は、一品ものの取引となるため、所定の単価や市場価格を基準とすることはできないものの、過去の類似品の購入実績との比較等により査定額を算出している。

(2)　警備業務に関する委託契約の価格検討プロセス

関西電力は、警備業務の価格検討は、工事・運搬請負契約と同様、「数量×単価」によって査定額を算出する方法により行っている。

そして、警備業務の「数量」については、原則として、国の定める規制要求に従った防護規程で要求される数量を基準とし、各工事等に必要な数量を加えて算出している。この各工事等に必要な数量の算定は、業務担当部署から提示される核物質防護上の区域境界における通行量（数量）と通行形態（人又は車両）を考慮して決定されている。

また、警備業務の「単価」については、国土交通省の公共工事設計労務単価、市況、服装・装備費、車両費、放射線管理費、教育費等に基づいて算出し、警備業務の委託先ごとに覚書を締結している。なお、警備業務の委託先ごとに単価に大きな差はない。

㎥）、掘削（単位：㎥）、排水溝修繕（単位：m）等の工種ごとに単位当たりの単価が一覧表化されて定められている。

別紙 **2-3-4**：関西電力の子会社（**4** 社）

1　関電プラント

会社名	関電プラント株式会社（旧関電興業株式会社）
設立年月日	1953 年 10 月 1 日
株主構成	関西電力（100%）
本店所在地	大阪市北区本庄東 2 丁目 9 番 18 号
従業員数	1,399 人（2019 年 3 月末現在）
事業内容	火力・原子力発電設備の建設・メンテナンス等のプラントエンジニアリング事業
関西電力との関係	関西電力の火力・原子力プラントの定検・設備工事等の請負
役員構成	10 名（内、関西電力の役職員経験者は、10 名）

2　関電不動産開発

会社名	関電不動産開発株式会社（旧関電不動産株式会社、旧関電産業株式会社）
設立年月日	1957 年 5 月 1 日
株主構成	関西電力（100%）
本店所在地	大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 23 号
従業員数	574 人（2019 年 2 月末現在）
事業内容	総合不動産事業（住宅事業、ビル事業等）、水事業、緑化事業
関西電力との関係	関西電力への建物の賃貸
役員構成	11 名（内、関西電力の役職員経験者は、8 名）

3　関電パワーテック

会社名	株式会社関電パワーテック
設立年月日	1956 年 4 月 2 日
株主構成	関西電力（100%）
本店所在地	大阪市中央区備後町 3 丁目 6 番 2 号　KF センタービル

従業員数	915 人（2019 年 3 月末現在）
事業内容	火力・原子力発電プラントの運転・サービス
関西電力との関係	関西電力の発電所設備の運転・保守・管理、廃棄物の処理・再生利用等の業務の受託
役員構成	10 名（内、関西電力の役職員経験者は、10 名）

4　環境総合テクノス

会社名	株式会社環境総合テクノス
設立年月日	1974 年 1 月 17 日
株主構成	関西電力（100%）
本店所在地	大阪市中央区安土町 1 丁目 3 番 5 号
従業員数	562 人（2019 年 4 月 1 日現在）
事業内容	環境・土木・建築分野に関連する調査・測定分析・コンサルティング及び施工
関西電力との関係	関西電力の環境アセスメント、環境保全調査、環境緑化工事、土木・建築工事の請負
役員構成	11 名（内、関西電力の役職員経験者は、9 名）

別紙 **3-2-3-1**：関西電力における森山氏との会食数及び交際費の金額一覧

	会食数[1]	交際費[2]
2009 年度	45 回	8,387,982 円
2010 年度	51 回	11,920,820 円
2011 年度	84 回	14,183,809 円
2012 年度	49 回	9,742,465 円
2013 年度	41 回	12,299,415 円
2014 年度	54 回	10,526,607 円
2015 年度	45 回	10,726,948 円
2016 年度	38 回	9,079,765 円
2017 年度	14 回	2,652,225 円
合計	421 回	89,520,036 円

[1] 会食数は、森山氏との間の交際費のうち費目が飲食代、懇親代等と会食であると考えられるものを集計している。したがって、関西電力が費用を負担していないものは上記に含まれていない。また、複数の部署に分割して会食の費用が計上されている場合、二重にカウントしている可能性がある（明らかに同一と分かるものは 1 回としてカウントしている。）。同一日の会食において、会食場所が複数にわたる場合は複数回とカウントしている。

[2] 交際費は、年度ごとの全社の合計値であり、京都支社（支店）の交際費については 2010 年度以降のデータのみ存在するため、2009 年度の数字には含まれていない。また、2011 年度の高浜発電所のデータは存在せず、同年度の数字には含まれていない。

別添1

当時の職位		No	氏名	現職	金品受渡し	現金(円)		商品券(円)		現金または商品券で内訳が不明なもの(円)		米ドル(ドル)		金貨・小(枚)		金貨・大(枚)		小判型金貨(枚)		金杯(セット)		金(g)		仕立券付スーツ生地(着)	
						預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却
原子力事業本部	事業本部長	1	八木誠	会長	あり			30万円	30万円					62枚	62枚	1枚	1枚			7セット	7セット			2着	
社長		2	岩根茂樹	社長	あり									10枚	10枚										
原子力事業本部	事業本部長	3	豊松秀己	原子力事業本部長	あり	4,100万円	4,100万円	2,300万円	2,300万円			70,000ドル	70,000ドル	189枚	189枚			1枚	1枚	1セット	1セット			20着	
	事業本部長代理	4	森中郁雄	原子力事業本部長代理	あり	2,060万円	2,060万円	700万円	700万円			40,000ドル	40,000ドル	4枚	4枚									16着	
	副事業本部長(技術)	5	鈴木聡	原子力事業本部副本部長	あり	7,831万円	7,831万円	1,950万円	1,950万円			35,000ドル	35,000ドル	83枚	83枚			2枚	2枚			500g	500g	14着	4着(※2)
	副事業本部長(発電)	6	大塚茂樹	原子力事業本部副本部長	あり	200万円	130万円	210万円	170万円			10,000ドル	10,000ドル											4着	
原子力事業本部	事業本部長代理	7	白井良平	関電エネルギーソリューション社長	あり	200万円	200万円	150万円	150万円					16枚	16枚									4着	
	副事業本部長(技術)	8			なし																				
	副事業本部長(発電)	9	勝山佳明	関電プラント 常務取締役	あり			2万円																	
	副事業本部長(企画)	10	右城望	地域共生本部長	あり	100万円		340万円	270万円															5着	
		11	善家保雄	原子力事業本部副本部長	あり			30万円																	
	総務担当部長	12			あり			150万円	150万円															5着	
		13			あり			85万円	80万円																
		14			あり			30万円	5.5 万円																
高浜発電所	所長	15	長谷泰行	日本原燃常務執行役員	あり			80万円	15万円															3着	
		16	宮田賢司	高浜発電所長	あり			40万円	30万円																
	副所長(事務)	17			あり																			1着	25万円
		18			あり			20万円																	
美浜発電所	所長	19			なし																				
	副所長(事務)	20			なし																				
大飯発電所	所長	21			なし																				
	副所長(事務)	22			なし																				
京都支社	支社長	23			なし																				
	副支社長	24			あり	5～10万円(※1)	5～10万円	100～115万円(※1)	100～115万円																
		25			あり			3～5万円		50～60万円	50～60万円													1着	3～5万円
		26			あり			20～25万円																	

※1 現金・商品券を合わせて110～120万円

※2 他の10着は物品で返却

金品の預り・返却状況

別添2

当時の職位		No	氏名	現職	金品受渡し	商品券（円）		仕立券付スーツ生地（着）	
						預り	返却	預り	返却
電力システム技術センター	所長	1	福田　隆	常務執行役員	あり	約130万円(※)	約120万円（※）	1着	1着
	＊＊＊＊	2	＊＊＊＊	＊＊＊＊	あり	約70万円	約70万円		
	＊＊＊＊	3	＊＊＊＊	＊＊＊＊	なし				
	＊＊＊＊	4	＊＊＊＊	＊＊＊＊	あり	約50万円	約20万円		

※本人は、在任期間中に数回、いずれも数十万円の商品券を
渡されたという記憶である。

別紙4-1-2-2：金品受領者

森山榮治氏又は本件取引先等からの金品受領状況（関西電力）

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				備考
						現金・商品券		その他物品		
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
1	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	1980年代後半	森山榮治	商品券5～10万円分	フルーツ			
2	＊＊＊＊	＊＊＊＊	原子力管理部	1980年代後半	森山榮治			銅鍋セット（4万円相当）	牛肉（4万円相当）	
3	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	1990年代前半	森山榮治	商品券2～3万円分程度	－	ワイシャツ仕立券	－	・商品券、ワイシャツ仕立券を合計4回程度受領。 ・受領した商品券及びワイシャツ仕立券は、支店従業員に交付。
4	＊＊＊＊	＊＊＊＊	取締役	1990年代	森山榮治	商品券20万円～30万円分程度	－			
					森山榮治			座敷机	－	
					森山榮治			羽毛布団	－	
					森山榮治			鉄製の船の模型	－	
					森山榮治			スーツ仕立券	－	
			他社	1990年代後半～2000年代前半	森山榮治	商品券10万円分以上	－			
			不明	1990年代以降	森山榮治			・30gの金の小判20枚 ・1kgの金の延べ棒2本	－	
5	＊＊＊＊	＊＊＊＊	取締役	1990年代前半	森山榮治			和室用木製机	－	
6	＊＊＊＊	＊＊＊＊	福井原子力事務所	1990年代前半	森山榮治			若狭塗の座敷机（5～10万円相当）	同額相当の品物	・森山氏のほか複数名で持参したが、本人が不在中であったため、森山氏のほかに誰が持参したかは不明。 ・返礼品は森山氏に送付。
7	＊＊＊＊	＊＊＊＊	福井原子力事務所	1990年代前半	森山榮治			スーツ仕立券（20万円相当）	－	
8	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	1990年代前半	森山榮治			・若狭塗のお菓子入れ ・茶托	花瓶	

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				備考
						現金・商品券		その他物品		
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
9	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	1990年代後半	森山榮治			大相撲チケット（10万円相当）	商品券10万円分	左記も含め、合計約80万円相当の物品を森山氏に返礼。
				1990年代後半	吉田開発	現金10万円分	そのまま返却			
				1990年代後半	森山榮治			ワイシャツ仕立券（10万円相当）	商品券10万円分	
				1990年代後半	森山榮治			ワイシャツ仕立券（10万円相当）	商品券10万円分	
				1990年代後半	森山榮治	商品券20万円分	ビデオカメラ一式（約20万円相当）			
				1990年代後半	森山榮治	商品券10万円分	電気スタンド（約9万円相当）			
				1990年代後半	森山榮治			床の間の置物台（1万5000円相当）	商品券3万円分	
				1990年代後半	柳田産業	商品券10万円分	ワイシャツ仕立券（10万円相当）			
10	＊＊＊＊	＊＊＊＊	高浜発電所	1990年代後半	森山榮治			スーツ仕立券	・絵画 ・包丁　等	
					森山榮治			小判（30g）2枚		
11	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	1990年代後半	森山榮治	商品券20万円分	ネックレス（20万円超）			
12	＊＊＊＊	＊＊＊＊	若狭支社	1990年代後半	森山榮治			金貨3枚（20～30万円相当）	そのまま返却	
13	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	1990年代後半	森山榮治			スーツ仕立券（23万円相当）	同額相当の品物	スーツ仕立券及び商品券は柳田産業が自宅に持参。
					森山榮治	商品券5万円分	同額相当の品物			
					柳田産業	商品券5万円分	同額相当の品物			
				1990年代後半	森山榮治	商品券5万円分	同額相当の品物			
					柳田産業	商品券5万円分	同額相当の品物			
				2000年代前半	森山榮治 柳田産業	商品券5万円分	同額相当の品物			
14	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	1990年代後半	森山榮治	商品券5万円分	魔鏡（10万円相当）	若狭塗の台	左記商品券への返礼に含まれる	
15	＊＊＊＊	＊＊＊＊	若狭支社	1990年代後半	森山榮治			ワイシャツ仕立券（1万5000円相当が2着で合計約3万円相当）	紅白のワイン（2本で1万6000円相当）	
16	＊＊＊＊	＊＊＊＊	高浜発電所	1990年代後半	森山榮治	商品券20万円分	細かい返礼品や祝い金で総額として同額相当を返礼			
17	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	1990年代後半	森山榮治	商品券10万円分	バカラのガラス花瓶（約13万円相当）			
18	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	1990年代後半	森山榮治			花台（約5万円相当）	―	
19	＊＊＊＊	＊＊＊＊	中央送変電建設事務所	1990年代後半	森山榮治 吉田開発	商品券50万円分	瀬戸物の壺（50万円相当）			
				2000年代前半	森山榮治			金製品（100万円相当）	瀬戸物の壺（100万円相当）	

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				備考
						現金・商品券		その他物品		
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
20	＊＊＊＊	＊＊＊＊	高浜発電所	1990年代後半～2000年代前半	森山榮治	商品券20～30万円分	竜の木彫りの置物			
21	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2000年代前半	森山榮治 柳田産業	現金又は商品券5～10万円程度	同額相当の置物			・受領した金品の入った熨斗袋には「柳田産業」と記載されていた。 ・置物は森山氏に送付。
22	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2000年代前半	＊＊＊＊	現金10万円	そのまま返却			
				2000年代前半	森山榮治	現金10万円	・半額分のカタログギフトを香典返し ・海外旅行土産（ダイヤの指輪5万円相当）			親族の香典として受領。
					吉田開発	現金10万円	半額分のカタログギフトを香典返し			
					柳田産業	現金10万円	半額分のカタログギフトを香典返し			
				2000年代前半	森山榮治	現金10万円	タイピンカフスセット（7～8万円相当）			
					吉田開発	現金10万円	タイピンカフスセット（7～8万円相当）			
					柳田産業	現金10万円	そのまま返却			
23	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	2000年代前半	森山榮治	現金10万円	叙勲祝いとして品物を返礼			叙勲祝いに対する返礼として時計を受領。
				2000年代前半	森山榮治	現金40万円				ティファニーの腕時計（40万円相当）を購入し、森山氏に渡そうとしたが、受け取ってもらえず、現在も自宅に保管。
			原子力事業本部	2000年代後半	森山榮治	商品券10万円分	－	スーツ仕立券	－	・柳田産業との連名のものもあり。 ・商品券は自宅で保管していたが、森山氏他界後は投資信託として管理。その後解約し、うち110万円分は慈善団体等に寄付。
				2000年代後半	森山榮治	商品券50万円分	－			
				2000年代後半	森山榮治			スーツ仕立券	－	
				2000年代後半	森山榮治	商品券50万円分	－			
				2000年代後半	森山榮治	商品券30万円分	－	スーツ仕立券	－	
				2000年代後半	森山榮治	商品券20万円分	－			
				2000年代後半	森山榮治	商品券30万円分	－			
				2000年代後半	森山榮治	商品券30万円分	－			
				2000年代後半	森山榮治	商品券50万円分	－			
				2000年代後半	森山榮治			スーツ仕立券	－	

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				備考
						現金・商品券		その他物品		
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
24	＊＊＊＊	＊＊＊＊	・高浜発電所 ・若狭支社	2000年代	森山榮治	商品券（30万円分と50万円分の総額80万円分）	―			商品券自体は現在も保管中であるが、森山氏が他界したため日本赤十字社に同額分を寄付。
			若狭支社	2000年代	森山榮治			金製の置物	―	宗教組織に寄付。
					森山榮治			スーツ仕立券	―	
25	＊＊＊＊	＊＊＊＊	若狭支社	2000年代前半	森山榮治	商品券20万円分程度	海外ブランドの食器（同額相当）			
				2000年代前半	森山榮治			スーツ仕立券	海外ブランドの食器（20万円相当）	
26	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2000年代	森山榮治	商品券65万円分程度（5万円又は10万円を数回）	・スーツ仕立券（70万円相当） ・香典5万円（森山氏の親族に不幸があった際に、商品券を現金化） ・お中元・お歳暮（6万円弱相当）			
				2000年代前半	森山榮治 吉田開発	商品券20万円分				
				2000年代	森山榮治			ワイシャツ仕立券6～7枚	―	
27	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2000年代前半	森山榮治	商品券5万円分	陶磁器（5万円相当）			
28	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2000年代前半	森山榮治	商品券30万円分（5万円分を6回）	ペルシャ絨毯（30万円相当）			
29	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	2000年代前半	森山榮治	現金30～40万円	―			
30	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	2000年代前半	森山榮治	商品券5万円分	ワイシャツ仕立券（2万5000円相当）			
				2010年代前半	森山榮治	商品券5万円分	―			
31	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2000年代	森山榮治	現金50万円（10万円を5回）	銅の香炉（約60万円相当）			
32	＊＊＊＊	＊＊＊＊	舞鶴発電所	2000年代後半	森山榮治 吉田開発	商品券10万円分程度	―			離任時に、地元の寺の住職に、祭りに使ってほしいと交付。
			大飯発電所	2010年代前半	森山榮治	商品券20万円分程度	―			
33	森本浩志	退職	取締役副社長　原子力事業本部長	2005年～2006年頃	森山榮治	商品券50万円分	・美術工芸品（約40万円相当） ・花（約1万～1万5000円を毎年末に10年間で10～15万円相当）			
34	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2000年代後半	森山榮治	商品券10万円分（2～3回程度の受領の総額）	・カルティエの財布（約8万円相当） ・定期入れ			

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				備考
						現金・商品券		その他物品		
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
35	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2000年代後半～2010年代前半	森山榮治	商品券30万円分（10万円分を3回）	スーツ仕立券（44万円相当）			
				2010年代前半	森山榮治	現金10万円				
36	＊＊＊＊	＊＊＊＊	美浜発電所	2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	―			本人は商品券10万円分と供述したが、本件デジタル・フォレンジック調査で発見された本人が送信したとみられる電子メールには商品券30万円分が同封されたお土産を渡されたという内容の記載が認められた。
37	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	2010年代前半	柳田産業	現金3万円	―			
38	＊＊＊＊	＊＊＊＊	京都支店	2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	ルイ・ヴィトンの財布（12～13万円相当）			
39	＊＊＊＊	＊＊＊＊	大飯発電所	2010年代前半	森山榮治			シャネルの化粧品（10万円相当）	―	
40	＊＊＊＊	＊＊＊＊	原子力事業本部	2010年代後半	柳田産業			ブルガリの男性用時計（約50万円相当）	そのまま返却	
41	＊＊＊＊	＊＊＊＊	・高浜発電所 ・若狭支社 ・原子力事業本部	不明	森山榮治	商品券（10万円分等を複数回）	中国の工芸品、水晶、中国の青銅器の鏡等			時期、回数、総額等は覚えていないとのこと。

※返却・返礼が確認できなかったものを「―」と記載した。

森山榮治氏又は本件取引先等からの金品受領状況（子会社）

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				備考
						現金・商品券		その他物品		
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
1	北田幹夫	退職	関電プラント株式会社代表取締役社長	関電プラント株式会社代表取締役社長在任期間中（1997年6月～2001年6月）	森山榮治	現金10万円	―			
2	田中宏毅	退職	関電プラント株式会社代表取締役社長	関電プラント株式会社代表取締役社長在任期間中（2007年6月～2010年6月）	森山榮治	商品券50万円分（10万円分を5回。初回は2007年の関電プラント社長就任直後）	―			
3	藤井眞澄	退職	関電プラント株式会社代表取締役社長	関電プラント株式会社代表取締役社長在任期間中（2010年6月～2016年6月）	森山榮治	商品券90万円分（社長就任後1年程した時に30万円分、その後1年に1回程度の頻度で1回あたり10万円分）	現金100万円	18gの金の小判1枚	左記商品券への返礼に含まれる	
4	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電プラント株式会社	2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	―			
5	勝山佳明	関電プラント株式会社取締役常務執行役員　原子力事業本部長	関電プラント株式会社常務取締役　原子力事業本部長	2015年12月2日	森山榮治	商品券20万円分	―			
6	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電プラント株式会社	2010年代後半	森山榮治	現金10万円程度	バカラのグラス（約5万円相当）			左記のほか、関西電力退職時（2000年代後半）にバカラの装飾品（約5万円相当）を森山氏に贈ったとのこと。
7	岩谷全啓	関電プラント株式会社代表取締役社長	関電プラント株式会社代表取締役社長	2017年4月25日	森山榮治			金貨5枚	―	
8	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電不動産開発株式会社	2000年代	森山榮治	商品券1～3万円分程度を複数回	商品券同等額を森山氏への手土産購入費用として使用	ワイシャツ仕立券を複数回	ワイシャツ仕立券相当額を森山氏への手土産購入費用として使用	受領した商品券の額及び受領の回数並びにワイシャツ仕立券の受領の回数についてはよく覚えていない。
				2000年代後半	森山榮治	商品券30万円分	商品券同等額を森山氏へのお中元・お歳暮購入費用として使用			
				2000年代後半	＊＊＊＊ ＊＊＊＊	商品券10万円分 商品券5万円分	―			どちらの提供者がどちらの金額かは不明。
9	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電不動産開発株式会社	2000年代後半	森山榮治 吉田開発	商品券50万円分	花瓶（20～25万円相当）			

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				備考
						現金・商品券		その他物品		
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
10	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電不動産開発株式会社	2000年代後半	森山榮治	商品券10万円分	盆栽（約4万円相当）			
				2000年代後半	森山榮治	商品券70万円分（10万円分を5回、20万円分を1回）	―			
				2000年代後半	森山榮治		―			
				2000年代後半	森山榮治		―			
				2000年代後半	森山榮治		―			
				2010年代前半	森山榮治		―			
				2010年代前半	森山榮治		―			
11	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電不動産開発株式会社	2000年代後半	森山榮治	商品券10万円分	―			
12	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電不動産開発株式会社	2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	―			
				2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	―			
				2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	―			
				2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	―			
				2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	―			
				2010年代後半	森山榮治	商品券10万円分	―			
13	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電不動産開発株式会社	2010年代後半	森山榮治	商品券50万円分（10万円分を5回）	スカーフやショール等（20万円相当）			
				2010年代後半	森山榮治			金貨4～5枚（70万円相当）	仕立券（70万円相当）	
14	＊＊＊＊	＊＊＊＊	関電不動産開発株式会社	2010年代後半	森山榮治	商品券10万円分程度	―			商品券は未開封のまま保管しているため、金額については推測によるものである。
				2010年代後半	森山榮治	現金10万円	商品券5万円分を香典返し			親族の香典として受領。

※関電プラント株式会社は、2004年10月に関電興業株式会社から商号変更した。

※関電不動産開発株式会社は、関電興業株式会社が2004年10月に関電不動産株式会社に商号変更し、さらに2016年4月に関電不動産株式会社から関電不動産開発株式会社に商号変更した。

※返却・返礼が確認できなかったものを「ー」と記載した。

関西電力株式会社　御中

調　査　報　告　書
（概要版）

2020 年 3 月 14 日

第三者委員会

委 員 長　但　木　敬　一

委　　員　奈　良　道　博

委　　員　貝阿彌　　誠

特別顧問　久保井　一　匡

第 1　本調査の概要

1　当委員会の設置の経緯及び目的

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、関西電力の役職員が森山榮治氏（以下「森山氏」という。）らから金品等を受領していた問題[1]について、2018 年 2 月以降実施された国税庁金沢国税局（以下「金沢国税局」という。）による税務調査を契機として社内調査を開始し、同年 6 月 22 日には、3 名の社外の弁護士を含む社内調査委員会（以下「本件社内調査委員会」という。）の設置を決定した。これを受け、本件社内調査委員会は調査[2]を行い、関西電力に対して、同年 9 月 11 日付報告書（以下「本件社内調査報告書」という。）を提出した。

その後、2019 年 9 月 26 日、共同通信社が上記問題に関する報道を配信し、同問題が公になったことを受け、関西電力は、同問題及び本件社内調査報告書を公表するとともに、客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年 10 月 2 日、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決定した。

その後、当委員会は、2019 年 10 月 9 日、関西電力から、以下の事項について調査（以下「本調査」という。）の委嘱を受け、調査を実施した。本報告書は当委員会が本調査の結果を報告するものである。

① 森山氏関係調査
② 類似事案調査
③ 当時からこれまでの関西電力の対応
④ 上記①～③についての背景・根本原因の究明並びに再発防止策の提言

2　当委員会の構成

当委員会は、以下の委員及び特別顧問から構成される。

---

[1] 税務調査を契機として、その後、金品受領者がより広範にわたることが判明し、また、森山氏に対する情報提供等の関連する問題も明らかになっている。本報告書では、こうした金品受領問題及びその後判明した関連問題を含めた全体を「本件問題」と総称する。

[2] 本報告書では、本件社内調査委員会による調査及びこれに先立って総務室法務部門が事務局となって行った調査を「本件社内調査」と総称する。

	氏名	経歴
委員長	但　木　敬　一	T&T パートナーズ法律事務所・弁護士 元検事総長
委　員	奈　良　道　博	半蔵門総合法律事務所・弁護士 元第一東京弁護士会　会長
委　員	貝阿彌　　誠	大手町法律事務所・弁護士 元東京地方裁判所　所長
特別顧問	久保井　一　匡	久保井総合法律事務所・弁護士 元日本弁護士連合会　会長

また、当委員会は、本調査を補助させるため、森・濱田松本法律事務所に所属する下記の弁護士を委員補佐として選任した。

北田幹直、横田真一朗、山内洋嗣、山田徹、臼井慶宜、田尻佳菜子、木山二郎
北和尚、黒田大介、小林雄介、小田輝、加藤裕之、眞木純平、千原剛、村田昇洋
後潟伸吾、片野泰世、近藤武尊、中津卓、平岡優、山内裕雅、奥田敦貴、髙橋圭

当委員会は、その設置に当たり、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 7 月 15 日付、同年 12 月 17 日改訂）に準拠している。

なお、当委員会は、森・濱田松本法律事務所に所属する上記弁護士以外の弁護士による、関西電力及びそのグループ会社に対する法的助言の事実を確認したが、事案の内容、報酬規模、助言提供の時期等の具体的事情に鑑みて、同事務所の上記弁護士に関西電力との間の特別な利害関係は認められず、本調査を補助させることに問題はないと判断した。

また、当委員会は、関西電力の経営監査室に所属する経営監査室長以下数名の担当者を当委員会の事務局とし、関係資料の収集やヒアリングの日程調整等の本調査の補助に関する業務を行わせた。当委員会は、本調査の独立性を確保するため、当委員会と関西電力との間で締結された第三者委員会委託契約書において、あらかじめ、関西電力に対し、当該事務局を当委員会の直属とした上で、関西電力との間で厳格な情報隔壁を設けることを義務付けている。

3　本調査の期間及び当委員会の開催日程

当委員会は、2019 年 10 月 9 日から 2020 年 3 月 13 日までの間、本調査を実施した。

また、当委員会は、以下の日程で委員会を計 14 回開催した。

委員会	日付	開催地
第 1 回	2019 年 10 月 13 日	東京都内
第 2 回	2019 年 10 月 28 日	東京都内
第 3 回	2019 年 11 月 14 日	大阪府内
第 4 回	2019 年 11 月 26 日	東京都内
第 5 回	2019 年 12 月 15 日	大阪府内
第 6 回	2019 年 12 月 26 日	東京都内
第 7 回	2020 年 1 月 9 日	大阪府内
第 8 回	2020 年 1 月 23 日	東京都内
第 9 回	2020 年 2 月 3 日	大阪府内
第 10 回	2020 年 2 月 11 日	東京都内
第 11 回	2020 年 2 月 25 日	大阪府内
第 12 回	2020 年 3 月 5 日	東京都内
第 13 回	2020 年 3 月 10 日	東京都内
第 14 回	2020 年 3 月 13 日	大阪府内

4　本調査の方法

当委員会は、以下の方法により、本調査を実施した。

(1)　関係者に対するヒアリング

当委員会は、以下のとおり、①関西電力及びそのグループ会社（以下「関西電力グループ」と総称する。）の役職員及び元役職員並びに②その他社外の者の合計 214 名に対し延べ 248 回のヒアリングを実施した（以下、これらのヒアリングを「本件ヒアリング」と総称し、本件ヒアリングの対象者を「本件ヒアリング対象者」という。）[3]。

ア　関西電力グループの役職員及び元役職員に対するヒアリング

当委員会は、本調査に必要な情報を認識している可能性のある関西電力グループの役職員及び元役職員 197 名に対し延べ 230 回のヒアリングを実施した。

イ　その他社外の者に対するヒアリング

当委員会は、高浜町関係者等、本調査に必要な情報を認識している可能性がある社外の者に対し、ヒアリングを実施した。

[3] ヒアリング対象者が匿名を希望したヒアリングも人数や回数には含まれている。

また、当委員会は、本件社内調査報告書等の内容を基に、森山氏と一定の関係を有し、かつ、本調査に必要な情報を認識している可能性のある企業の関係者に対してヒアリングを実施した。

具体的には、当委員会は、まず、関西電力が本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた、吉田開発株式会社、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、株式会社塩浜工業及び***X1 社***[4]の 5 社（以下、これらの 5 社を「本件取引先」と総称する。）の役職員に対しヒアリングを実施した。

しかし、その後の調査等により、本件取引先においてはそれぞれ森山氏と一定の関係が認められたものの、その関係の深さはそれぞれ異なり、また、森山氏と類似した関係を有する企業は上記 5 社に限られないことが判明した。こうした観点から、上記 5 社のみを「森山氏関連企業」などと一括りに表現することは適切でないと判断し、本報告書では「森山氏関連企業」等の用語を用いず、関西電力が本件社内調査報告書等で森山氏と一定の関係を有するとしていた上記 5 社を「本件取引先」と総称し、本調査の結果、森山氏と一定の関係を有すると認められたこれら以外の企業を含めて「本件取引先等」と総称することとした。本調査では、本件取引先以外の本件取引先等の役職員に対するヒアリングも実施している。

(2) 関連資料の分析

当委員会は、本調査を行う上で必要な範囲で、関西電力グループの規程、議事録、契約書等の資料の分析を行った[5]。

(3) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC アドバイザリー」という。）に依頼し、本調査に必要な情報が保存されている可能性があるメールサーバーに含まれるデータを保全させ、結果として、80 名分の電子メールをレビュー対象として抽出した。

また、上記に加え、45 名分の個人フォルダ、28 個の共有フォルダ、関西電力が貸与している 38 台のパソコン、7 台のスマートフォンに係るデータについて

---

[4] 本件取引先のうち、***X1 社***については、本調査の結果、発注取引に関するコンプライアンス上の問題を他の本件取引先と同列に評価すべきではなく、相対的に森山氏との関係性が希薄であると認められ、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、匿名化処理をしている。

[5] なお、当委員会は、本件ヒアリング対象者等から提供を受けた資料も必要と認める範囲で参照した。

も保全の上、パソコンについて復元可能な削除データの復元作業を行わせ、これらの中に含まれている電子データもレビュー対象として抽出している。

結果として、これらのデータは、効率性を高めるためキーワード検索等により約 40 万件に絞り込んだ上で、一次的なレビューは PwC アドバイザリーが、二次的なレビューは当委員会が行う体制で調査（以下「本件デジタル・フォレンジック調査」という。）を行った。

(4)　書面調査

ア　本件書面調査の実施方法

当委員会は、森山氏と接触があった可能性が高いと認められた、原子力事業本部、各原子力発電所、京都支社の幹部職員・元幹部職員を中心に、605 名の関西電力グループの役職員及び元役職員（以下「本件書面調査対象者」という。）を対象とする書面調査（以下「本件書面調査」という。）を行った。

イ　本件書面調査の実施期間及び回収方法

当委員会は、本件書面調査対象者に対して、「書面調査の実施について」と題する文書を発出し、電子システム上での入力又は質問事項用紙を郵送する方法により回答するよう要請し、回答が困難と認められる例外的な事情があった者を除く全ての者から回答を得た。

ウ　本件書面調査の質問項目及び回答結果

本件書面調査においては、主に、森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か並びにこれらの具体的内容について回答を求めた。

回答者の合計数は 604 名である。

(5)　ホットライン調査

ア　ホットラインの設置方法

当委員会は、本調査に必要な情報を幅広い関係者から収集するために、以下の

者を対象に、下記の対象情報を当委員会に提供するための 3 種類のホットライン（以下「本件ホットライン」と総称する。）を設置した。

① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
② 関西電力の元役職員：約 8000 名[6]
③ 関西電力の以下の子会社 6 社（以下「関電子会社 6 社」と総称する。）[7]の全役職員：約 7000 名
・関電プラント株式会社（以下「関電プラント」という。）
・関電不動産開発株式会社（以下「関電不動産開発」という。）
・株式会社関電パワーテック
・株式会社環境総合テクノス
・関電サービス株式会社
・株式会社かんでんエンジニアリング

【対象情報】

森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品（一般的な歳暮や中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品を受領したか否か並びにこれらの具体的内容等

イ　本件ホットラインの設置期間

本件ホットラインの設置期間は、それぞれ以下のとおりである。ただし、設置期間満了後の利用も受け付け、調査の対象とした。

① 関西電力の全役職員：2019 年 10 月 29 日から同年 11 月 13 日まで
② 関西電力の元役職員：同年 11 月 25 日から同年 12 月 13 日まで
③ 関電子会社 6 社の全役職員：同年 11 月 15 日から同年 12 月 10 日まで

ウ　本件ホットラインの受付状況

本件ホットラインについて、それぞれ以下の件数の利用があった。

① 関西電力の全役職員：126 件

[6] 関西電力の OB 会の登録会員総数を記載している。
[7] 本件取引先に対する発注実績が確認された関西電力の子会社 18 社のうち、本件取引先に対する発注件数及び発注金額が相対的に多いと判断した 6 社を選定した。

② 関西電力の元役職員：10 件
③ 関電子会社 6 社の全役職員：4 件

(6) 資料提供窓口

ア 資料提供窓口の設置方法

当委員会は、関西電力グループの役職員及び元役職員が、関西電力グループが発注する工事又は業務について、森山氏に対して提供した資料・データ等に関して、幅広い関係者から情報を収集するために、以下の者を対象に、下記の対象資料・データを当委員会に提供するための資料提供窓口（以下「本件資料提供窓口」という。）を設置した。

① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
② 関電子会社 6 社の全役職員：約 7000 名

【対象資料・データ】

関西電力グループ発注に係る工事又は業務について、関西電力グループの役職員が森山氏に対して提供した資料・データ等

イ 本件資料提供窓口の設置期間

本件資料提供窓口の設置期間は、2019 年 12 月 17 日[8]から同月 26 日までの間とした。ただし、期間満了後に提出された資料も受領し、調査の対象とした。

ウ 本件資料提供窓口の受付状況

本件資料提供窓口について、5 件の利用があった。

(7) 現地視察

当委員会は、委員・特別顧問 4 名全員及び一部の委員補佐において、2019 年 11 月 3 日及び同月 4 日、高浜発電所が所在する高浜町に赴き、原子力発電所内部の工事の状況、本件取引先が実際に行った工事の内容、高浜町の文化施設等の視察を行った。また、当委員会は、美浜町に所在する原子力事業本部を訪問する

[8] 関電不動産開発については、2019 年 12 月 18 日から設置した。

など必要な現地視察を行った。

(8)　専門的知見の補完

当委員会は、電気事業に関する政策・規制その他行政一般に関する専門的知見を補完するために資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会事務局から、税務行政一般に関する専門的知見を補完するために国税庁から、それぞれヒアリングを実施した。

(9)　本調査の実効性を高めるための措置

ア　本件ヒアリングにおける措置

本件ヒアリングでは、事実に即した回答を得て調査の実効性を高めるために、本件ヒアリングで自らが知っている事実を漏れなく述べ又は事実に反することを述べないなど、本件調査に対して誠実に協力することを内容とする書面について、本件ヒアリング対象者から署名を得るなどの措置を講じた。また、本件ヒアリング対象者に対し、調査の結果判明した未公表の事実を示して質問を行う必要がある場合があり、その事実が第三者に漏れることにより証拠隠滅等が図られることを防止するために、本件ヒアリングの内容を口外しないことを誓約させるなど必要に応じた措置を講じた。

イ　本件書面調査における措置

本件書面調査では、調査の独立性を高めるために、回答を記入した質問事項用紙を当委員会の事務局弁護士事務所宛てに直接郵送する回答方法及び電子システムを利用した Web サイト経由での回答方法を採用した。

また、事実に即した回答を得て本件書面調査の実効性を高めるために、大要、以下の(i)～(iii)の注意事項を質問事項用紙に記載した。

(i)本件書面調査に対して誠実に回答することが職務上の義務であり、合理的な理由のない回答拒否、あるいは、事実に反する回答、又は不正・不当な行為あるいはそのおそれがある行為について事実を隠したことなどが発覚した場合、懲戒処分等の不利益を受ける可能性がある。

(ii) 本件書面調査での回答に基づき、氏名を特定して公表することはない。

(iii) 回答内容は当委員会において管理することによって適正な取扱いを確保することとし、提供された回答内容等につき、原則として、本調査の目的以外に

は使用しない。

ウ　本件ホットラインにおける措置

本件ホットラインの利用方法としては、広く情報を募るために、電子メール、電話、郵送という複数の手段を用意し、また、匿名での本件ホットラインの利用も許容した。

さらに、本件ホットラインの利用を促進するために、本件ホットラインを利用したことや、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、関西電力グループが、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件ホットラインに対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件ホットラインに係る通達を個別にメールで発信した。関西電力の元役職員に対しては、関西電力が元役職員の個別の連絡先を有していなかったため、本件ホットラインに係る通達が、関西電力の元役職員向けのポータルサイトの冒頭に表示されるようにした。そして、当該ポータルサイトに本件ホットラインに係る通達が掲載されている事実について、2019 年 11 月 26 日の第三者委員会開催直後の報道各社向けメール及び同年 12 月 15 日の第三者委員会による記者会見における当委員会委員長による発言の中でも触れることで広く周知を図った。加えて、各地の関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局（原子力関連の業務に従事していた関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局を含む。）の可能な限りでの協力を得て、情報の周知に努めた。

エ　本件資料提供窓口における措置

本件資料提供窓口の利用方法としては、電子メール、郵送という複数の手段を用意した。また、広く情報を募るために、匿名での利用も許容した。

さらに、本件資料提供窓口の利用を促進するために、関西電力グループが、資料提供窓口に対象資料・データ等を提供したこと（そのために必要な範囲での会社資料・データへのアクセス及び利用を含む。）や、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件資料提供窓口に対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件資料提供窓口に係る通達を個別にメールで発信した。

5　本報告書の前提条件・限界

本調査においては、調査の目的を果たすため、合理的な方法を用いることができたものと判断しているが、以下の限界・制約等が存した。

第一に、当委員会は、本件問題の背景・根本原因を究明するため、可能な限り過去に遡った調査を行った。しかし、既に関係者が他界していたり、高齢のためヒアリング等に応じることが困難であるといったケースがあった。とりわけ、森山氏、1970 年代から 1980 年代に関西電力の幹部の地位にあった者、本件取引先等の幹部を含む社外の関係者等、過去における本件問題の背景事情を直接体験し、当時の事実関係をよく知る者のうち少なくない者が既に他界していた。

第二に、本調査は、捜査機関による強制捜査とは異なり、関係者の任意の協力に基づくものであるところ、本調査実施時点において関西電力グループに在籍していた者からヒアリングや資料提供を拒否されることはなかったが、同時点で関西電力グループに在籍する者以外の一部の社外関係者の中には当委員会のヒアリングを拒否する者もいた。

第三に、本調査における各認定事実は、関西電力グループから開示を受けた資料及び関係者のヒアリング等を前提としているところ、その性質上、以下に掲げる前提に服する。

(1)　関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した書類は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること。

(2)　関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと。

(3)　当委員会が、文書・データの一部のみの開示を受けたものである場合において、このような一部の文書・データは、当該文書・データ全体の内容を適切に反映しており、当該文書・データ全体についての誤解を生じさせるものではないこと。

(4)　関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、本報告書において明示的に記載された事項を除き、当委員会の検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことはないこと。

第四に、当委員会の調査は、**前記 1** 記載の本調査の目的及び**前記 4** 記載の本調査の方法で行われたものであり、以下の限界に服することにも留意されたい。

(1)　本調査の結果は専ら**前記 4** に記載されている調査方法に依拠するものであり、当委員会がこれら以外の情報により検証を行ったものではないこと。

(2) 本件書面調査のデータ入力業務、集計業務及びデータ集計後のレポート作成業務については、**前記 4** に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。

(3) 本件デジタル・フォレンジック調査において、同調査の対象としたデータの保全業務、削除されたデータの復元等のデータ処理及び一次レビュー等については、**前記 4** に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。

(4) 本報告書における事実の認定及び法令解釈について、司法機関又は行政機関が当委員会と同様の見解を採用することを保証するものではないこと。

なお、本報告書は、**前記 1** 記載の目的のため作成されたものであり、それ以外の目的のため使用されること、及び、第三者により利用又は依拠されることを予定しておらず、当委員会は関西電力以外の第三者に対し何らの責任を負うものではない。

また、本調査は、**前記 1** の調査の目的の範囲内で行われたものであり、当該目的の範囲に含まれない関西電力グループが抱える問題点を網羅的に調査して評価分析するものではない。

本報告書（概要版）は、当委員会が関西電力に提出した調査報告書の概要である。

第 2　本調査結果の概要

1　はじめに

当委員会は、2019 年 10 月 9 日に関西電力から本調査の委嘱を受けて以来、本件問題の真相を究明するべく、関西電力グループの役職員及び元役職員並びにその他社外の者合計 214 名に対し延べ 248 回のヒアリングを実施し、関西電力及び一部の子会社の役職員 600 名以上を対象にした書面調査、電子メール等に関するデジタル・フォレンジック調査、ホットライン調査、関係資料の精査等を行ってきた。

本調査により判明した事実及びその分析結果の概要は以下のとおりである。

2　関西電力等の役職員による森山氏からの多額の金品受領及び森山氏からの要求に沿った事前発注約束等

関西電力が実施した本件社内調査で判明した 23 名の金品受領者以外に、本調査によって、更に 52 名[9]の関西電力、関電プラント及び関電不動産開発（以下、関西電力に関電プラント及び関電不動産開発の 2 つの子会社を合わせた 3 社を「関西電力等」という。）の役職員（関西電力 41 名、関電プラント 7 名、関電不動産開発 7 名）が森山氏又は同氏と関係が深いとみられる企業から金品を受領していたことが判明した。これにより、本件社内調査及び本調査で判明した金品受領者の総数は 75 名（関西電力 64 名、関電プラント 7 名、関電不動産開発 7 名）となり、その総額は約 3 億 6000 万円相当に上った。

本調査により判明した金品受領の内容としては、本件社内調査で判明した一人当たり 1 億円相当を超えるような金品受領事例こそ認められなかったものの、100 万円相当を超える金品を受領したと認められる者が 5 名以上存在し、かつ、その受領時期も、森山氏が高浜町助役を退任した 1987 年の直後、1990 年代、2000 年代、2010 年代と万遍なく認められた。具体的には、関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品の受領は、森山氏が 1987 年に高浜町助役を退任した直後から始まり、その受領者は、若狭地域に所在する原子力部門の重要な役職員を中心としつつ、工事発注に関係のある部署の役職員及び子会社の役職員等多岐にわたっていた。2005 年に原子力事業本部が美浜町に設立さ

---

[9] 関電プラント及び関電不動産開発の受領者のうち、関西電力在籍時に受領していたことが本件社内調査において判明していた者が各 1 名含まれている。また、関西電力在籍時と関電プラント在籍時を通じて受領していた者が 1 名含まれている。そのため、合計としては、55 名ではなく、これらの重複を考慮した 52 名としている。

れて以降は、従来は大阪の本店に勤務し森山氏と疎遠だった役職員の多くが、森山氏から金品を受領するようになった。特に、東日本大震災以降、原子力発電所の運転が順次停止され、その後における新規制基準対応等から、原子力発電所における工事発注が増加することが見込まれたのと時期を同じくして、金品を受領した役職員の数や受領する金品の額も大きく増加していった。このように、関西電力等の役職員による、森山氏又は同氏と関係が深いとみられる企業からの金品受領は、本件社内調査で認識されていたよりも時間的にも人的にも広範囲に及んでいたことが明らかとなった。

加えて、本件社内調査においては、関西電力の役職員が森山氏に不適切な情報提供を行っていたことが認定されていたが、本調査では、とりわけ本件デジタル・フォレンジック調査を通じて、森山氏が、関西電力の役職員等に対して本件取引先等の特定の企業への発注等を強引に要求し、これに関西電力の役職員等が応じた事例が多数存在することが判明した。すなわち、関西電力の役職員等は、森山氏に対して上記の情報提供を行うのみならず、森山氏の要求に応じる形で、事前に本件取引先等に発注する個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、その中には実際に当該約束に沿って発注を行っていたケースも確認された。本件デジタル・フォレンジック調査の対象となった電子データの保管状況等の関係で、同調査を根拠とする事前発注約束等が認められたのは2010年代が中心ではあるが、本件ヒアリング等によれば、それ以前から、関西電力の役職員等は森山氏に対して事前発注約束等の特別な配慮をしてきたことが認められた。

3　森山氏による金品提供の意図・目的

そもそも、関西電力（以下、関西電力の一部の子会社を含んで単に「関西電力」ということがある。）と取引先の当事者間で本来直接行われるべき対等なはずの取引に、当然のごとく森山氏が介在して両当事者に影響力を持つという構造自体が異常であり、様々な問題を惹起する有害な状況であったといえるが、こうした森山氏の関西電力の役職員に対する強引な発注要求は、時に恫喝とも評価し得る態様で行われた。

既に本調査開始時点で森山氏が他界していたため、本人に金品提供の真意を確認することは叶わなかった。しかし、森山氏による関西電力の役職員に対する金品提供は、およそ社会的儀礼の範囲内とはいえないほど多額である。森山氏が、何ら見返りを期待することなく、本件社内調査報告書で認定されたように、自己顕示欲を満足させるための「権威の誇示」や「礼儀の実践」等を目的として、本件のように社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供するなどとい

うことは、容易には想定し難い。

実際にも、森山氏は、関西電力の役職員に対し、自分が関係する企業（本件取引先等）に工事等の仕事を発注することや、工事に関する情報を提供することなどを要求し、これに応じさせてきたと認められるし、そのことによって本件取引先等から報酬、手数料、謝礼等としてそれ相応の経済的利益を得てきたことがうかがわれる。このように、森山氏が社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供したのは、その見返りとして、関西電力の役職員に、自らの要求に応じて自分の関係する企業へ工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったとみるのが自然かつ合理的である。

そして、森山氏による金品提供については、森山氏による個別の発注要求との関連が強く疑われるものも存在する一方、個々の金品提供の大半は、個別の発注要求や発注との関連性が明らかとはならないタイミングでなされている。この点、森山氏は、上場企業である関西電力の役職員が個別的な買収工作に簡単に応ずるとは思えないがゆえに、個別の発注要求や発注との対価関係が分かるような態様で金品を提供するのではなく、ひとたび自分が工事等の発注を要求すればこれに関西電力の役職員が応じざるを得ないような仕組みを維持するために、換言すると、そのような意味において関西電力の役職員を自己の支配下に置くために、関西電力の役職員に対し長期間かつ多数回にわたり多額の金品を提供し続けてきたものと認めるのが相当である。

森山氏から金品を受領した役職員の中には、それを不適切なことと認識し、受領した金品の取扱いに苦慮し、森山氏への返還を試みたり、それが叶わない場合には、金品を費消せずに保管し、折をみて同等以上の返礼品を森山氏に贈答するなど、自らがその金品から利得することがないように腐心していた者が少なくない。むしろ、森山氏が、金品を返還しようとした役職員を罵倒・叱責して返却を阻止したり、仮に返却を受けた場合であっても、事後に当該役職員に対して返却された金品の価値以上の金品を更に提供したりする例もあったことなどに鑑みると、森山氏は、本心としては金品を受け取りたくないという関西電力の役職員の心情を十分認識した上で、少なくとも一旦は多額の金品を受け取らせることで、関西電力の役職員に対する足枷とする狙いもあったものと考えられる。すなわち、森山氏による金品提供は、関西電力の役職員に対し、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領してしまったというやましさ・罪悪感を抱かせるものであり、関西電力の役職員が森山氏と関西電力との不正常な関係を露見させれば、役職員自らの悪事も露見してしまうという、いわば共犯関係に持ち込むことを意図したものであったと考えられる。

当委員会は、森山氏が既に他界しその真意を本人に確認することはできなか

ったものの、以上のように、森山氏による金品提供の意図・目的について、その見返りとして、関西電力の役職員に、自分の要求に応じて本件取引先等への工事等の発注をさせ、そのことによって本件取引先等から経済的利益を得るという構造、仕組みを維持することが主たる目的であったと分析した。

4　森山氏と関西電力との関係の形成プロセス

それでは、森山氏が関西電力の役職員に対して強引な発注要求を行い、また、金品の提供を行うという上記のような構造はどのようにして形成されたのか。本調査の結果明らかとなった事実関係を総合すれば、森山氏は、1969 年に高浜町に就職して以来、関西電力の高浜発電所 3 号機及び 4 号機の立地に際して、町長の浜田倫三氏とともに原子力発電所の積極的な誘致・運営を推進し、これらの発電所の立地及び稼働に多大な貢献を行ってきた。また、森山氏は、高浜町に在籍している間、統括課長兼建設課長、企画課長、収入役、助役等、関西電力やその原子力発電所運営と関係が深い地位を歴任することにより、関西電力に顔が利く人物として認識され、地元企業を中心に関西電力から発注を受ける企業に対する影響力を強めていった。また、高浜町に在職中に原子力発電所の設置及び運営に関して、本来的には関西電力が解決すべき種々の問題の解決に尽力してきたこと等を通じて、関西電力の幹部に対する影響力を強め、その経営陣に対しても顔が利く状況を作り上げるとともに、「関西電力の弱みを握る人物」と認識されるようにもなった。そして、関西電力では、森山氏の高浜町退職後も原子力発電所関係部門の幹部を中心に森山氏との付き合いを継続し、対応する関西電力の役職員は、森山氏について、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の設置に尽力した人物、関西電力の弱みを握る人物、関係する企業に対する発注を強引に要求し時に恫喝・叱責する人物、福井県の幹部とともに原子力発電所業務の役職員に対する人権研修を行い関西電力の幹部を怒鳴りつける人物として、非常に丁重に取り扱わなければならないとの認識を植え付けられるに至った。

以上のようなプロセスをたどり、森山氏の関西電力及びその取引先に対する影響力は、高浜町退職後も維持・強化され、森山氏が、関西電力の役職員に対し、時として怒鳴りつけて恫喝し、強引な発注要求に応じさせ、金品を提供して返却を許さず、その裏側で関西電力の取引先から報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で経済的利益を得るという歪な構造が形成されたことが推認される。

5　関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった原因

ではなぜ、関西電力は森山氏との関係を断ち切ることができなかったのか。

本調査の過程で収集した資料からは、関西電力が森山氏との関係を維持しなければならなかった決定的な理由は明らかではなく、また、本件ヒアリングにおいても、関西電力が森山氏との関係を維持しなければならなかった決定的な理由を明確に述べた者はいなかった。しかし、本調査の結果明らかとなった事実関係を総合すれば、関西電力の役職員が一様に森山氏との関係を断ち切ることができなかった原因は、仮に森山氏との関係を断ち切った場合、①関西電力にとって不都合であり世間に公表されたくない高浜発電所立地時代の話を森山氏に暴露されるのではないか、②関西電力の役職員が森山氏から金品を受領してきたことが露見することで関西電力が社会的批判に晒されるのではないか、③森山氏が県や町、地元を巻き込んだ妨害行動に出るのではないか、④これらの結果、原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じるのではないか、また、⑤自らの前任者らが苦心して森山氏の対応に当たってきた努力が全て水泡に帰すのではないか、⑥上司や先輩から森山氏とは事を荒立てないようにと指示・示唆され、そのことが事実上の業務命令となっている状況下で、これに従わないと社内における自らの地位が危うくなるのではないか、あるいは、出世の道を閉ざされるのではないか、さらには、⑦自身及び家族が危害を加えられるのではないかなど、各人各様の懸念に根差した不安感・恐怖感にあったのではないかと考えられる。

他方で、森山氏との関係を継続することが関西電力の利益に叶うといった歪んだ愛社精神や、問題のある発注行為について「地元重視」という目的に合致し関西電力に財産的な被害は生じていない、受領金品についてはいずれ返せばよく自らに利得は生じていないという考えが免罪符となって、上記の不安感・恐怖感と対峙して森山氏との関係断絶を図る決断力を発揮できない構造となっていた。

いずれにせよ、関西電力の役職員が森山氏から多額の金品の提供を受けるとともに、森山氏が指定する企業への強引な発注要求に応じるという異常な関係が 30 年以上もの長期間にわたって継続してきたことは、明らかなコンプライアンス違反であり、かつ、ガバナンスという観点からも極めて重大かつ深刻な事態であるといわざるを得ない。

6　本件問題発覚後の関西電力の対応

関西電力は、2018 年 2 月 20 日以降、金沢国税局による税務調査対応のための調査を開始し、同年 6 月 22 日には本件社内調査委員会の設置を決定し、同委員会は、同年 9 月 11 日付で本件社内調査報告書を提出した。しかし、本件社内調査委員会による調査は、原子力事業本部が主体となった部分も存し、また、森山氏から金品を受領していた者を主な対象として行い、調査対象期間も過去 7 年間に限定するなど、その調査の範囲は不十分なものであった。また、本件社内調査報告書提出までの間、本件問題について取締役会や監査役への共有又は報告は行われなかった。さらに、本件社内調査報告書が提出された後ですら、会長（当時）の八木誠氏（以下「八木氏」という。）及び社長（当時）の岩根茂樹氏（以下「岩根氏」という。）は、相談役の森詳介氏（以下「森氏」という。）と協議の上、本件問題を対外的に公表することはしないと決定するとともに、情報漏洩等を懸念し、取締役会への報告や社外取締役を含む個々の取締役への個別報告す

ら行わないことを決定した。

他方で、本件社内調査報告書の内容は 2018 年 10 月の段階でようやく監査役に報告されたが、監査役らも、各人ごとに認識や問題意識の濃淡こそあれ、本件問題は監査役が独自に取締役会に報告する義務まではない事案と判断し、実際にも、監査役から取締役会への報告がなされることはなかった。

上記の次第で、本件問題は、取締役会又は社外取締役を含む個々の取締役に報告されることのないまま、2019 年 9 月の報道によって初めて公になった。

本件問題の重要性や関西電力の取締役会規則の内容等に鑑みれば、これら一連の事後対応には、ガバナンス上重大かつ深刻な問題が存在する。まず、本件問題ほどの重要な問題について、情報漏洩につながるおそれがあるなどといった説得力に欠ける理由により、ごく一部の経営陣の判断で取締役会への報告を行わないとの方針が決定されたことは、明らかに誤った判断というほかない。また、取締役会への報告が行われなかった結果、社外取締役による指摘や牽制が発揮される機会が失われた点も看過できない。さらに、監査役が、会社法によって違法な事実のみならず「著しく不当」な事実も取締役会へ報告することが求められる中で、本件問題について取締役会へ報告しなかったことは、客観的状況に鑑みれば正当ではなかった。そもそも、本件のように重大な問題について、八木氏及び岩根氏が、森氏と協議の上、その公表をしないとの方針を早々に決定したことも、極めて不適切であった。

このような事態を招来した八木氏、岩根氏及び森氏の責任は特に重い。

7　原因及び再発防止策

以上が本調査結果及びその分析の概要である。

前記 5 で記載した不安感・恐怖感を関西電力の役職員が抱いていたにせよ、自分の関係する企業への発注を要求し、時に恫喝をも行う森山氏という人物から多額の金品を受領し、そうした関係を継続することは、客観的に見れば明らかに不適切であって、およそ正常ではない。そして、それにもかかわらず、30 年以上もの長期間にわたり、誰一人として森山氏と関西電力との間のこの異常な関係に対して声を上げる勇気を持てなかったことは、全くもって理解し難い。

関西電力においては、電力の安定供給の観点からも経営の観点からも、原子力発電所の安定的な運営・稼働を重視する考えが強く、また、上記で述べた前任者らからの伝承や自らの保身のこともあって、これらの関西電力「内」の事情がユーザーや株主を含めた関西電力「外」の関係者の期待や目線より優先されてきたことは否めず、関西電力には、自社の業務運営を滞りなく行うことが至上命題であるととらえる企業風土があるように見受けられる。そして、かくも長期間にわ

たって、多くの幹部が森山氏との関係に問題意識を持ち得る状況にありながらその関係を断絶できなかったことは、関西電力において、内向きの企業体質の下で経営陣が問題を先送りし、本件のような不適切、不正常な問題に組織的に対峙するというごく基本的なガバナンスが機能しなかったことによるものと結論付けざるを得ない。

本件問題及び本件問題発覚後の問題点に関する原因分析結果の骨子は以下のとおりである。

- 本件問題に関わった関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと
- 経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと
- 透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと
- 原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと
- 本件問題発覚後の事後対応においても露見した身内に甘い脆弱なガバナンス意識

そして、当委員会は、これら全てに通底する根本的な原因として、関西電力にはびこる内向きの企業体質（ユーザー目線の欠落と透明性の軽視）があると結論付けた。

また、当委員会としては、これらの原因分析を踏まえ、以下の内容を再発防止策として提言するものである。

- ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成
- 内向きの企業体質の是正（取締役会長に社外の者を）
- 地元を重視する施策についての透明性の向上
- 取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定
- 悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス体制の再構築

以　上